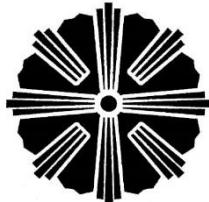


市 政 の 概 要

令 和 7 年



米沢市議会事務局

目次

総

説

企

画

1. 市の概況	1
2. 地勢	3
3. 人口	4
4. 所得・物価	6

議

会

1. 議会の構成・組織	9
2. 議員報酬・旅費	13
3. 議会運営状況	15
4. 議会事務局	20

総

務

市

民

1. 機構・給料	23
2. 表彰	31
3. 都市宣言	33
4. 情報公開制度	34
5. 個人情報保護制度	36

1. 住民記録	77
2. 国民健康保険事業	81
3. 後期高齢者医療制度	84
4. 国民年金	86
5. 環境保護対策	87
6. 廃棄物対策	90
7. 市民生活・消費者対策	92
8. 交通安全・防犯対策	98

財

政

危機管理

1. 財政状況	39
2. 予算	45
3. 市税	48

1. 危機管理体制	101
2. 防災体制	102
3. 消防団・消防水利	108

健 康 福祉

1. 一般社会福祉	111
2. 低所得者福祉	116
3. 母子・父子家庭及び寡婦福祉	118
4. 障がい児・者福祉	123
5. 高齢者福祉	137
6. 児童福祉	143
7. 社会福祉施設等	150
8. 健康保健	162
9. 介護保険事業	168

行 政 委 員 会

1. 教育委員会	
(1) 学校教育	247
(2) 社会教育	252
(3) 生涯学習	255
(4) 文化芸術・文化財	257
(5) スポーツ	263
2. 選挙管理委員会	271
3. 監査委員	273
4. 農業委員会	274

商工・観光

1. 現況	179
2. 商工業振興対策	181
3. 労務対策	188
4. 観光振興対策	190
5. ふるさと納税	195

公営企業・その他

1. 水道事業	277
2. 下水道事業	282
3. 市立病院	286
4. 置賜広域行政事務組合	288

農 林

1. 現況	197
2. 農業振興対策	199
3. 林業振興対策	220
4. 青果物地方卸売市場	228

建 設

1. 土木事業	231
2. 都市計画事業	233
3. 住宅対策	245
4. 空き家対策	246

總說

総 説

1. 市の概況

概要

本市は山形県の最南端に位置し、山形県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地にあり、北は高畠町と川西町に、西は飯豊町に、東と南は福島県に接している。面積は548.51km²と広大であり県内の市町村中4番目の面積で、県全体の5.8%を占めている。市域の大部分は山林と原野であり平坦地は20%程度である。

気候は夏が高温多湿で冬の寒さが厳しい。降雪量が多く、市街地でも平年の最高積雪深が約100cmとなるなど本市全域が特別豪雪地帯に指定されている。

米沢の地名は中世後期から見られ、地名の由来はヨネ（米）のなるサワ（草の生える湿地）との説や、白い水が湧く米井（よねい）があることからきた説などがある。

歴史的には鎌倉時代に地頭が置かれて以降まちが形成され、特に伊達氏が212年間、上杉氏が272年間本市を本拠としたことにより両氏の城下町として栄えた。なお、現在に残る米沢の城下町の基礎を築いたのは、米沢藩初代藩主・上杉景勝の家老で、平成21年NHK大河ドラマ「天地人」の主人公である直江兼続である。

本市は、明治22年4月1日に我が国で最初に市制を施行した31市の中の1市であり、昭和28年から昭和30年にかけて周辺の10村との合併を経て、令和元年度に市制施行130周年を迎えた。また、「置賜（おきたま）地域」と呼ばれている県南3市5町の中心都市として行政、産業、教育、文化等幅広い面での中核性を持っており、平成30年2月に、定住自立圏構想の「中心市宣言」を行い、同年6月には、2市5町と「置賜定住自立圏形成協定」を締結した。

人口は、国勢調査において昭和35年の人口をピークに昭和50年までは減少傾向にあったが、昭和50年から平成7年までは一貫して増加してきた。しかし、平成12年には再び減少に転じ、令和2年の国勢調査人口は81,252人となり、平成27年と比較して約4,700人減少し。

令和2年の国勢調査による本市の産業別就業者は、第一次産業が3.5%、第二次産業が34.5%、第三次産業が62.1%となっており、第二次産業の割合は昭和50年代後半から平成の初めにかけての40数%と比較すると割合が減少しているものの類似都市と比較して、第二次産業の割合は高い。

農業では、水稻を基幹作物とし、全国的に有名な銘柄である「米沢牛」等の畜産や、館山りんご等の果樹栽培のほか、りんどう、アスパラガスといった園芸作物等との複合経営による農業振興を図っている。また、雪菜、遠山かぶ、小野川豆もやしななどの伝統野菜を始めとする地域特産物の地産地消と6次産業化を目指した取り組みを行っている。

また、工業では、市内には我が国初の中核工業団地である「米沢八幡原中核工業団地」や平成12年に分譲を開始した「米沢オフィス・アルカディア」があり、米沢織物を中心とした繊維産業から情報通信関連を中心とする精密加工産業に転換してきた。この結果、製造品出荷額等は県内で上位に位置し、東北地域においても有数の工業都市となっている。研究開発機能の集積を図るとともに、山形大学工学部で開発が進む有機エレクトロニクス関連分野や先端技術研究を活かした産学官連携による新産業創出に取り組んでいる。

商業では、郊外型の総合スーパーや大型専門店、量販店、ホームセンターの進出等により、まちなかの既存商店の郊外への移転や廃業が進み、商店街がシャッター通りとなっていました。そこで、中心市街地や商店街の活性化、商工業全般の発展によるまちの活力の再生を目指して、個店主が講師となる「まちなかゼミナール事業」や、各店が薦める商品やサービスを磨き上げる「一店舗一名物開発事業」といった、賑わいの創出や個店の魅力向上に向けた事業に取り組んでいる。

観光では、上杉神社を始めとする上杉氏にゆかりのある名所旧跡はもとより、国宝「洛中洛外図屏風」や「上杉家文書」などの貴重な文化財があるほか、「米沢上杉まつり」、「なせばなる秋まつり」、「上杉雪灯籠まつり」と四季を通じて米沢の心を表現するまつりを開催している。また、上質な美味しさの米沢牛を始めとする米沢の味A (Apple) B (Beef) C (Carp) など食の宝庫でもあり、さらに全国有数の名湯・秘湯など温泉資源にも恵まれていることから、歴史と伝統文化が息づく「上杉の城下町」として全国から年間約300万人を超える観光客が本市を訪れる県内屈指の観光都市である。

また、本市には、山形大学工学部、山形県立米沢栄養大学、山形県立米沢女子短期大学の3つの高等教育機関があり、これら高等教育機関の機能を活用した学園都市づくりを行っている。

本市を代表する人物は、上杉鷹山こと「上杉治憲」や民法学者の我妻栄等である。上杉鷹山は第9代の米沢藩主（上杉氏としては、第10代）であり、藩財政逼迫の折、自ら大僕約の改革を実行するとともに、殖産興業により藩財政を立て直した。また、鷹山の政治信条は、封建社会の中にありながら現在の民主主義思想に近いものがあり、その改革手法や思想等は現代においても注目されているところである。

気 象

(各年1月1日～12月31日)

区分 年	年間降水量 (mm)	気 温 (°C)			平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)	最深積雪 (cm)
		日最高	日最低	年平均			
平成25	1,541.0	33.9	-16.7	10.9	1.9	85.9	172.0
平成26	1,729.0	36.2	-15.4	10.7	1.8	86.1	110.0
平成27	1,296.0	35.9	-13.1	11.6	1.8	85.4	166.0
平成28	1,251.5	34.0	-13.1	11.8	1.8	86.4	56.0
平成29	1,611.0	35.4	-11.0	10.8	1.7	84.4	112.0
平成30	1,216.5	37.7	-16.3	11.7	1.5	76.4	135.0
平成31	1,252.0	36.6	-10.9	11.9	1.5	75.8	75.0
令和2	1,373.5	36.1	-11.9	12.2	1.4	78.9	33.0
令和3	1,375.0	36.6	-14.9	11.7	1.4	88.0	134.0
令和4	1,712.0	36.9	-13.7	11.6	1.4	85.0	154.0
令和5	1,499.5	37.1	-12.1	12.6	1.3	84.0	96.0
令和6	1,546.5	36.0	-8.4	13.0	1.3	81.0	74.0

(注) 出典：気象庁HP気象統計情報

※平均湿度は、令和3年まで気象庁統計データが無いため、置賜広域行政事務組合消防本部
データによる。令和4年からは気象庁統計データによる。

2. 地勢

市域の変せん

明治 22 年 4 月 1 日 市制施行 18.48 km²

編入年月日	編入地区	編入面積 (km ²)	編入後の面積 (km ²)
昭和 28 年 8 月 1 日	南置賜郡 上長井村	7.90	26.38
昭和 29 年 10 月 1 日	〃 万世村	57.99	84.37
	〃 広幡村	19.85	104.22
	〃 塩井村	4.91	109.13
	〃 六郷村	5.89	115.02
昭和 29 年 11 月 1 日	〃 雲田村	12.26	127.28
	〃 三沢村	146.94	274.22
昭和 30 年 1 月 1 日	〃 山上村	116.77	390.99
昭和 30 年 2 月 1 日	東置賜郡 上郷村	25.82	416.81
昭和 30 年 4 月 1 日	南置賜郡 南原村	132.67	549.48
昭和 30 年 7 月 22 日	川西町との境界変更	△ 0.59	548.89
昭和 63 年 10 月 1 日	国土地理院調	△ 0.15	548.74
平成 19 年 4 月 10 日	高畠町との境界変更	0.00	548.74
平成 26 年 10 月 1 日	国土地理院面積計測方法の変更	△ 0.23	548.51



市の総面積 548.51km²
市の位置 東経 140° 7'
北緯 37° 55'
市の広さ 東西 32.1km
南北 28.2km
周長 124.5km
市の高さ (市街地)
最高地 260m
最低地 240m

3. 人 口

年次別世帯数と人口

年 次	世 帯 数 (世帯)	人 口			(人)
		総 数	男	女	
昭和 35 年	19,856	96,991	45,740	51,251	
	21,633	94,435	45,137	49,298	
	23,294	92,764	44,756	48,008	
	24,782	91,974	44,622	47,352	
	25,564	92,823	45,209	47,614	
	27,143	93,721	45,650	48,071	
平成 2 年	28,713	94,760	46,513	48,247	
	30,678	95,592	47,242	48,350	
	32,558	95,396	47,364	48,032	
	33,314	93,178	46,104	47,074	
	33,013	89,401	43,953	45,448	
	32,997	85,953	42,100	43,853	
令和 2 年	33,095	81,252	40,258	40,994	

※国勢調査に基づく数値です。

年齢構成（令和2年国勢調査）

0~19歳	12,822 人	(15.8%)	20~39歳	15,884 人	(19.5%)
40~59歳	21,092 人	(26.0%)	60~79歳	21,505 人	(26.5%)
80歳以上	9,062 人	(11.2%)	年齢不詳	887 人	
年少（0~14歳）	8,881 人	(10.9%)			
生産（15~64歳）	46,225 人	(56.9%)			
老年（65歳～）	25,259 人	(31.1%)			

年次別15歳以上就業者数

年 次	総 数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業
昭和 60 年	47,243 (100)	4,537 (9.6)	19,954 (42.2)	22,752 (48.2)
平成 2 年	48,628 (100)	3,596 (7.4)	20,900 (43.0)	24,132 (49.6)
7	49,445 (100)	2,901 (5.9)	20,938 (42.3)	25,606 (51.8)
12	48,440 (100)	2,369 (4.9)	20,285 (41.9)	25,786 (53.2)
17	45,348 (100)	2,152 (4.7)	16,641 (36.7)	26,555 (58.6)
22	39,804 (100)	1,627 (4.1)	14,358 (36.1)	23,819 (59.8)
27	40,163 (100)	1,564 (3.9)	14,215 (35.4)	24,384 (60.7)
令和 2 年	39,449 (100)	1,369 (3.5)	13,599 (34.5)	24,481 (62.1)

※国勢調査に基づく数値です。

※総数には分類不能な産業は含まれておりません。

地区別人口と世帯数

(令和7年3月31日現在)

区分	人口(人)			世帯数(世帯)
	総数	男	女	
総数	73,908	36,252	37,656	33,364
愛宕地区	4,283	2,168	2,115	1,894
万世地区	4,396	2,250	2,146	2,130
広幡地区	1,226	589	637	531
六郷地区	800	394	406	296
塩井地区	2,378	1,142	1,236	991
窪田地区	5,657	2,774	2,883	2,297
三沢地区	913	429	484	420
田沢地区	464	237	227	199
山上地区	1,412	708	704	695
上郷地区	3,713	1,768	1,945	1,424
南原地区	3,485	1,719	1,766	1,526
東部地区	10,575	5,070	5,505	4,901
北部地区	7,248	3,556	3,692	3,334
南部地区	8,437	4,310	4,127	4,191
西部地区	9,731	4,737	4,994	4,263
中部地区	3,786	1,778	2,008	1,908
松川地区	5,404	2,623	2,781	2,364

※住民基本台帳登録人口を記載しています。

4. 所得・物価

米沢市市民所得の分配

(単位：百万円、%)

項目	実 数			増 加 率		構 成 比	
	2年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
1 雇用者報酬	155,355	155,819	163,705	0.3	5.1	64.8	66.3
(1) 賃金・俸給	132,486	132,295	139,855	-0.1	5.7	55.0	56.6
(2) 雇主の社会負担	22,869	23,524	23,850	2.9	1.4	9.8	9.7
a 雇主の現実社会負担	20,934	22,238	21,728	6.2	-2.3	9.2	8.8
b 雇主の帰属社会負担	1,935	1,286	2,123	-33.6	65.1	0.5	0.9
2 財産所得（非企業部門）	14,839	14,522	17,580	-2.1	21.1	6.0	7.1
a 受取	15,467	15,096	18,089	-2.4	19.8	6.3	7.3
b 支払	629	575	509	-8.6	-11.5	0.2	0.2
(1) 一般政府	-163	-203	-138	-24.7	32.0	-0.1	-0.1
(2) 家計	14,705	14,369	17,313	-2.3	20.5	6.0	7.0
(3) 対家計民間非営利団体	296	355	405	19.8	14.1	0.1	0.2
3 企業所得	70,129	70,301	65,661	0.2	-6.6	29.2	26.6
(1) 民間企業	70,436	69,931	65,545	-0.7	-6.3	29.1	26.5
a 民間企業（持ち家を除く）	56,632	56,832	53,475	0.4	-5.9	23.6	21.7
b 持ち家	13,804	13,099	12,070	-5.1	-7.9	5.4	4.9
(2) 公的企業	-307	370	116	220.6	-68.7	0.2	0.0
4 市民所得（要素費用表示）	240,323	240,642	246,946	0.1	2.6	100.0	100.0

※企業所得とは、営業余剰・混合所得に財産所得の受払いを加味したものである。

※民間企業＝民間法人企業+個人企業

※要素費用表示とは、生産のために必要とされる生産要素（労働及び資本）に対して支払われた価格によって評価したもの。

※実数は単位未満を四捨五入して表示しているため、実数表示と増加率、構成比が一致しない場合がある。

出典：山形県みらい企画創造部『令和4年度市町村民経済計算』

※市町村民経済計算は、新しい年度の推計結果が公表されると、併せて過去の各年度の数値も遡って改訂されます。これは、基礎となる県民経済計算が遡及改訂されることや、推計方法の見直しを行っていることなどが要因となっています。

米沢市産業別市内総生産

(単位：百万円、%)

経済活動別	実 数			増 加 率		構 成 比	
	2年度	3年度	4年度	3年度	4年度	3年度	4年度
(1) 農林水産業	4,041	3,723	3,842	-7.9	3.2	1.0	1.0
① 農 業	3,789	3,458	3,539	-8.8	2.4	0.9	0.9
② 林 業	251	264	301	5.4	13.7	0.1	0.1
③ 水 産 業	2	2	2	-8.4	20.0	0.0	0.0
(2) 鉱 業	660	628	769	-4.8	22.4	0.2	0.2
(3) 製 造 業	147,451	138,561	142,326	-6.0	2.7	36.4	36.9
(4) 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	12,473	11,921	10,555	-4.4	-11.5	3.1	2.7
(5) 建設業	19,095	18,537	14,052	-2.9	-24.2	4.9	3.6
(6) 卸売・小売業	32,424	33,806	35,122	4.3	3.9	8.9	9.1
(7) 運輸・郵便業	10,886	11,584	12,265	6.4	5.9	3.0	3.2
(8) 宿泊・飲食サービス業	4,675	4,279	6,358	-8.5	48.6	1.1	1.6
(9) 情報通信業	9,033	8,870	8,724	-1.8	-1.6	2.3	2.3
(10) 金融・保険業	9,199	9,535	9,653	3.7	1.2	2.5	2.5
(11) 不動産業	34,313	33,868	33,451	-1.3	-1.2	8.9	8.7
(12) 専門・科学技術、業務支援サービス業	18,133	19,350	20,482	6.7	5.9	5.1	5.3
(13) 公務	17,695	18,390	18,294	3.9	-0.5	4.8	4.7
(14) 教育	16,567	16,305	16,483	-1.6	1.1	4.3	4.3
(15) 保健衛生・社会事業	36,858	37,411	37,833	1.5	1.1	9.8	9.8
(16) その他のサービス	11,402	12,152	12,665	6.6	4.2	3.2	3.3
(17) 小 計	384,905	378,921	382,873	-1.6	1.0	99.4	99.2
(18) 輸入品に課される税・関税	6,826	7,838	10,172	14.8	29.8	2.1	2.6
(19) (控除) 総資本形成に係る消費税	5,831	5,690	7,169	-2.4	26.0	1.5	1.9
市内総生産	385,900	381,069	385,876	-1.3	1.3	100.0	100.0
(第一次産業)	4,041	3,723	3,842	-7.9	3.2	1.0	1.0
(第二次産業)	167,205	157,726	157,147	-5.7	-0.4	41.4	40.7
(第三次産業)	213,658	217,472	221,885	1.8	2.0	57.1	57.5

※実数は単位未満を四捨五入して表示しているため、実数表示と増加率、構成比が一致しない場合がある。

會議

議会

1. 議会の構成・組織

議員の定数・任期

条例定数24名（平成19.5から適用）

任期 令和5.5.1～令和9.4.30

議員と構成

議長 島軒純一

副議長 古山悠生

(令和7年5月16日現在)

順番	会派	氏名	住所	常任委員
1	一新会	鳥海隆太	西大通	◎ 民生
2	一新会	佐野洋平	大町	民生
3	一新会	※成澤和音	窪田町	民生
4	一新会	高橋千夏	大字笛野	総務文教
5	一新会	関谷幸子	小野川町	総務文教
6	公明党	※佐藤弘司	矢来	総務文教
7	市民平和クラブ	※小久保広信	春日	産業建設
8	市民平和クラブ	影澤政夫	笛野町	○ 総務文教
9	ミライノトビラ	※植松美穂	中央	総務文教
10	至誠会	※相田克平	中央	民生
11	至誠会	堤郁雄	中田町	産業建設
12	至誠会	山村明	東	総務文教
13	至誠会	木村芳浩	花沢町	産業建設
14	至誠会	島貫宏幸	広幡町	◎ 総務文教
15	ミライノトビラ	古山悠生	六郷町	産業建設
16	ミライノトビラ	遠藤隆一	門東町	○ 民生
17	市民平和クラブ	太田克典	桜木町	民生
18	市民平和クラブ	我妻徳雄	大字口田沢	産業建設
19	公明党	山田富佐子	大字三沢	◎ 産業建設
20	日本共産党市議団	※高橋英夫	春日	民生
21	日本共産党市議団	高橋壽	万世町	総務文教
22	一新会	島軒純一	大字長手	
23	一新会	齋藤千恵子	御廟	○ 産業建設
24	一新会	工藤正雄	通町	産業建設

正副議長は令和7年5月13日就任

◎常任委員長 ○常任副委員長 ※会派の代表者

議員定数等について

(令和7年5月16日現在)

条例定数	24人（平成18年9月27日議決）
現員数	24人
議員定数の変遷	36人（旧法定数） 32人（昭和57年11月2日議決） 28人（平成10年12月21日議決）

党・会派別

(令和7年5月16日現在)

会派名\党名	公明党	日本共産党	無所属	計
一新会			8	8
至誠会			5	5
市民平和クラブ			4	4
ミライノトビラ			3	3
公明党	2			2
日本共産党市議団		2		2
計	2	2	20	24

※会派の結成には、2人以上の所属議員がなければならない。（米沢市議会会派及び各派代表者会規程）

当選期別議員数

(令和7年5月16日現在)

期数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	9期	11期
議員数	4	3	4	5	5	1	1	1

年齢別

(令和7年5月16日現在)

25～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	最年長	最年少	平均年齢 (四捨五入)
	2	3	5	10	4	76	37	61

常任委員会

(令和7年5月16日現在)

名 称	委員定数	現員	所 管 事 項
総務文教	8	8	総務部、企画調整部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
民 生	8	7	市民環境部、健康福祉部及び市立病院の所管に属する事項
産業建設	8	8	産業部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項

※議長は、常任委員会に所属した後、委員を辞任することを申し合わせている。

議会運営委員会

(条例化 平成3年6月18日)

名 称	委員定数	任期	所 管 事 項 等
議会運営委員会	8	2年	議席、会期、議事日程、議案及び報告、請願・陳情、委員会付託、特別委員会の設置、一般質問・代表質問及び緊急質問、議長の諮問した事項、その他議会運営に関する事項。
			選 任 の 方 法 各会派の所属議員数により比例配分して選出
			正副議長及び少数会派の取扱い 議長は、法第105条の規定により常時出席。副議長は、委員外議員として常時出席。無会派（諸派）から委員が選任されなかった場合1名がオブザーバーとして出席
			委 員 の 代 理 出 席 委員外議員として常時出席要求をするが、付託議案の審査、表決には加わらない。
			招 集 時 期 第1回議会運営委員会は、告示日の7日前 第2回議会運営委員会は、招集日の3日前

特別委員会

(令和7年5月16日現在)

名 称	委 員 数	所 管 事 項
予 算	正副議長を除く全員	予算の審査
決 算	10	決算の審査

その他の委員会及び協議会等

名 称	構 成 員	目 的
各派代表者会	議長、副議長、各会派の代表者	各会派間の意見の調整・連絡及びその他議長が必要と認める事項について協議等を行うため
総務文教常任委員会協議会	総務文教常任委員会委員	所管する事項について協議等を行うため
民生常任委員会協議会	民生常任委員会委員	所管する事項について協議等を行うため
産業建設常任委員会協議会	産業建設常任委員会委員	所管する事項について協議等を行うため
議会広報広聴委員会	議会広報広聴委員会委員	議会の広報広聴機能の充実及び広報広聴活動の実施に関し必要な事項について協議等を行うため
全員協議会	全議員	改選後の初市議会の運営に関わることや、米沢市議会倫理推進委員会の結果報告並びに規約の改正に関わること、その他議長が必要と認める事項について協議等を行うため
市政協議会	全議員	市政の各般にわたり調査研究をするとともに、当局からの報告事項や、各会派等からの提案事項及び会長が必要と認める事項について協議等を行うため
市政協議会幹事会	市政協議会幹事	各会派等からの提案事項及び幹事長が必要と認める事項について協議等を行うため
議会倫理推進委員会	各会派及び会派に属しない議員から1名	米沢市議会議員倫理要領に基づく諮問機関として当該要領に係わる案件について審査を行うため
議会図書室運営委員会	議会図書室運営委員	議会図書室の管理及び運営に関し必要な事項について協議等を行うため
議会だより編集委員会	議会だより編集委員	議会だよりの編集及び発行に関し必要な事項について協議等を行うため

2. 議員報酬・旅費

議員報酬の変遷

議決年月日	適用年月日	議長 (円)	副議長 (円)	議員 (円)	期末手当		
					3月	6月	12月
平成 12.12.20	平成 12.4.1	520,000	475,000	445,000	$\frac{140}{100} \times \frac{55}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{145}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{160}{100}$
13.12.17	13.4.1	520,000	475,000	445,000	$\frac{140}{100} \times \frac{55}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{145}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{155}{100}$
14.12.18	15.1.1	520,000	475,000	445,000	$\frac{140}{100} \times \frac{50}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{145}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{155}{100}$
14.12.18	15.4.1	520,000	475,000	445,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{170}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{180}{100}$
15.11.27	15.12.1	520,000	475,000	445,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{170}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{160}{100}$
15.11.27	16.4.1	520,000	475,000	445,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{160}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{170}{100}$
18.12.19	18.12.25	520,000	475,000	445,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{152.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$
21.5.28	21.6.1	520,000	475,000	445,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{137.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$
21.11.30	21.12.1	520,000	475,000	445,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{137.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{157.5}{100}$
22.11.30	22.12.1	520,000	475,000	445,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{137.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{147.5}{100}$
30.3.23	30.4.1	520,000	475,000	445,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{155}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{165}{100}$
30.12.19	31.4.1	520,000	475,000	445,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$
30.12.19	令和元.5.1	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{167.5}{100}$
令和元.12.19	平成 31.4.1	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{167.5}{100}$
元.12.19	令和 2.4.1	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{165}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{165}{100}$
2.11.27	2.11.30	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{165}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{160}{100}$
2.11.27	3.4.1	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$
3.11.30	3.11.30	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{157.5}{100}$
3.11.30	4.4.1	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{160}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{160}{100}$
4.12.22	4.12.22	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{160}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{165}{100}$
4.12.22	5.4.1	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$
5.12.15	5.12.15	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{162.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{172.5}{100}$
5.12.15	6.4.1	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{167.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{167.5}{100}$
6.12.24	6.12.24	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{167.5}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{172.5}{100}$
6.12.24	7.4.1	495,000	450,000	420,000	—	$\frac{140}{100} \times \frac{170}{100}$	$\frac{140}{100} \times \frac{170}{100}$

<参考> 納付月額 市長 909,000 円 教育長 669,000 円

令和元年5月1日現在 副市長 760,000 円 監査委員(議会選出) 48,000 円

行政視察旅費及び費用弁償等

行政 視 察	常任委員会 議会運営委員会	1人当たり 予算額 1人当たり 予算額	100,000円（令和7年度） 80,000円（令和7年度）
政務活動費 (議員に対し支給)	1人当たり 年額 360,000円 (30,000円×12か月)		
旅費等		日 当	宿泊料
	議長	3,000 円	14,800 円
	副議長・議員	2,600 円	13,100 円
	会議出席等日当 … なし 費用弁償 … 片道2km以上交通費（バス代）実費支給		
議長交際費	1,000,000円（令和7年度）		

3. 議会運営状況

議会活動状況

区分 年次	定例会		臨時会		計	
	回数	本会議 日 数	回数	本会議 日 数	回数	本会議 日 数
R2	4	25	6	6	10	31
R3	4	22	5	6	9	28
R4	4	25	4	4	8	29
R5	4	24	2	3	6	27
R6	4	25	2	2	6	27

議会開催状況(令和6年)

区分	会期日数	本会議日数	傍聴者数
3月 定例会	26	6	37
6月 定例会	18	7	73
9月 定例会	29	6	72
12月 定例会	20	6	63
定例会計	93	25	245
臨時会(2回)	2	2	7
計	95	27	252

※傍聴者数は、報道機関を除く一般傍聴数のみ。

定例会の運営

1 議案提出時期	議案は、会期中に提出されるものであるが、精査に一定の期間を要することから、本市議会においては、議会招集日の7日前（告示日）に議案書（当初）を受け取ることにしている。 なお、追加議案については、議案書（追加）を告示日以降に随時受け取ることになるが、議会運営委員会で協議しその取扱いを決定している。
2 議案への質疑 ①通告締切 ②発言時間	①無 ②回数制限（3回）としている。
3 一般質問 ①実施時期 ②通告制採用の有無 ③回数の制限 ④時間の制限 ⑤内容の制限 ⑥通告の記載内容 ⑦順位の決め方 ⑧通告書提出期限 ⑨関連質問 ⑩1会期の人数 ⑪登壇	①会期前半1～4日間（委員会審査前） ②有 ③無 ④1時間以内（3月定例会においては30分以内）（答弁含む。） ⑤無 ⑥件名と要旨をできるだけ具体的に記載 ⑦議会運営委員会にて抽選 （副委員長がくじを引き順序を決める。） ⑧第2回議会運営委員会の2日前（招集日5日前）（休日を除く。）正午 ⑨認めていない。 ⑩人数制限なし。 ⑪質問では1回目は登壇し、2回目以降は質問席から行う。当局答弁は、1回目の質問に対しては登壇し、2回目以降は自席から行う。
4 代表質問 ①通告制採用の有無 ②回数の制限 ③時間の制限 ④内容の制限 ⑤通告の記載内容 ⑥順位の決め方 ⑦通告書提出期限 ⑧質問者数	（3月定例会のみ行う。） ①有 ②無 ③6人以上の会派は2時間以内（答弁含む。） 5人以下の会派は1時間30分以内（答弁含む。） ④無 ⑤一般質問と同じ。 ⑥大会派順 ⑦第2回議会運営委員会の2日前（招集日5日前）（休日を除く。）正午 ⑧会派数（発行日現在 6）
5 委員会審査 ①審査日程 ②委員会の開催形態 ③委員会の審査形態 ④委員会での討論 ⑤市長の出席 ⑥委員外議員の発言 ⑦付託案件以外の質疑 ⑧一般傍聴 ⑨委員会記録 ⑩委員長報告	①原則として1日間（午前10時開会） ②1日1委員会を開催している。 ③委員、当局とも起立して自席から質問、答弁を行う。 ④実施している。 ⑤予算特別委員会のみ出席、その他の委員会は担当部課長が出席 ⑥委員の発言が終わった後、許可している。 ⑦予算特別委員会のみ許可している。 ⑧制限公開としている。 ⑨全文筆記（予算特別委員会及び決算特別委員会は、要点筆記） ⑩担当書記が作成

6 予算の審査	一般会計・特別会計・企業会計とも、正副議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会で審査している。補正予算については1日間、当初予算については5日間開催している。
7 決算の審査	委員10名で構成する決算特別委員会で審査をしている。 一般会計・特別会計・企業会計とも、9月に提案され4日間で審査している。
8 請願 ①提出期限等 ②文書表の作成 ③処理及び通知 ④取扱い	①第2回議会運営委員会の2日前（招集日5日前）（休日を除く。）まで。それ以降提出されたものは次回の定例会に上程される。 ②文書表と原本の写しを第2回議会運営委員会にて議会運営委員を通じ全議員に配付している。 ③所管の委員会に付託して審査を行い、本会議の結果を請願者に文書で通知している。（採択・不採択を問わない。） なお、理由は付さない。 ④正副議長、監査委員及び所管の委員長は紹介議員とならないこと、また、所管委員会委員は当該委員会委員数（委員長を除く。）の半数を超えて紹介議員にならないことを申し合せている。
9 陳情	隨時、陳情書の写しを全議員に配付している。

請願・陳情（令和6年）

区分	一般質問者数	請願・陳情					
		受理件数	審議件数	結果			
				取り下げ	採択	不採択	継続審査
3月定例会	19	1	1			1	
6月定例会	18	4	3	1	2	1	
9月定例会	17	1	1		1		
12月定例会	18						
計	72	6	5	1	3	2	

(注) 3月定例会は代表質問者6名を含む。

委員会等の開催及び付託案件の状況

(令和6年1月～令和6年12月)

区分	開催延べ日数			付託議案件数							
	委員会	協議会	計	条例 予算・決算	請願・陳情	その他	計				
総務文教常任委員会	6	15	21	12	2	23	37				
民生常任委員会	4	14	18	17	3	9	29				
産業建設常任委員会	5	13	18	9		22	31				
議会運営委員会	24										
予算特別委員会	9			37			37				
決算特別委員会	4			14			14				
各派代表者会	27										
議会広報広聴委員会	12										
全員協議会	3										
市政協議会	15										
市政協議会幹事会											
議会図書室運営委員会	2										
議会だより編集委員会	12										

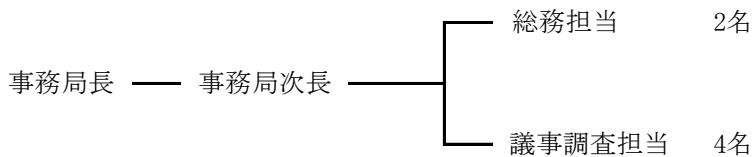
市議会だより

(令和7年度)

名 称	よねざわ市議会だより	
創 刊 年 月 日	昭和58年8月1日（令和7年9月1日現在、第183号を発行）	
発 行 回 数	年5回（5/1、6/1、8/1、11/1、2/1号） ※6/1号は2年に1回の改選期に発行する臨時号	
発 行 部 数	30,000部	
令 和 7 年 度 予 算	印刷製本費 6,000千円	
印 刷 形 式	①判型 A4判 ②ページ数 16ページ（2/1、5/1、8/1、11/1号） 4ページ（6/1号） ③印刷 オフセット印刷 ④刷色 文字は黒色、表・裏表紙はカラー、他は2色刷り ⑤紙質 マットコート菊判48.5kg以上（再生紙）	
掲 載 項 目	①定例会の総括 ②議案とその結果 ③一般質問は1人2問程度、代表質問は各会派4問程度（3月定例会のみ） ④各常任委員会、特別委員会の審査結果 ⑤請願・陳情・意見書の結果	
発行までの期間	①第1回議会だより編集委員会 ②原稿作成 ③第2回議会だより編集委員会 ④割り付け ⑤第3回議会だより編集委員会 ⑥発注 ⑦納品	定例会最終日の約6日前 約14日間 （代表・一般質問のみ議員作成） 代表・一般質問についての検討 約5日間 掲載内容の最終確認 発行日の約14日前 発行日の約8日前
氏 名 の 掲 載	代表・一般質問者のみ掲載（委員会での発言は、「委員」と表示）	
配 布 先	市内全戸、庁内各課等	
配 布 方 法	地区委員による配布及び郵送	
議 会 だ よ り 編 集 委 員 会	①委員定数 6名 ②任 期 2年 ③協議事項 表紙及び掲載項目の選定、原稿の添削、その他 ④委員会開催日数 各号につき3日間 ◎米沢市議会だより発行規程、米沢市議会だより編集要領により発行している。	

4. 議会事務局

機構・職員数 (令和7年4月1日現在)



定数9名 現員8名 局長1名 次長1名 担当主査2名 主査1名 主任3名

議会図書室

設置	昭和45年10月
運営	各会派から選出された6人の委員で議会図書室運営委員会を設置し、米沢市議会図書室規程に基づき管理、運営に当たっている。
蔵書冊数	2,044冊 (令和7年3月31日現在)
図書費予算	70,000円 (令和7年度)
定期刊行物	会議録 (年4回 110部/回) 市議会だより (年4回 30,000部/回)、市政の概要
新聞(日刊)	朝日、毎日、読売、山形
雑誌	ガバナンス、地方財務
その他の	官報 (H20.4.1から官報情報検索サービスを利用)、県公報 (H19.4.1県公報発行規則改正により、紙面印刷主体からインターネットによる「県のホームページ」掲載主体へ移行)、自治日報、地方行政

議会関係庁舎

(令和3年5月6日開庁)

階	室 名	面積(m ²)	階	室 名	面積(m ²)
4	本会議場	259.24	4	議員ロビー	32.51
	第1委員会室	61.49		議会図書室	41.76
	第2委員会室	38.40		会派控室	224.64
	第3委員会室	34.80		議会事務局	82.43
	正副議長室	58.14		議会書庫	33.73
	議長応接室	52.65		家具倉庫	25.78
	議会応接室	48.96	M4	傍聴席(41席) ※車椅子用スペース有	77.31

市議会議員選挙の記録

執行年月日 区分		平成7年 4月23日	11年 4月25日	15年 4月27日	19年 4月22日	23年 4月24日	27年 4月26日	31年 4月21日	令和5年 4月23日
有 権 者 総 数		71, 208	72, 365	72, 560	71, 507	70, 155	68, 281	67, 101	64, 653
投 票 者 数		55, 037	51, 534	45, 927	48, 327	42, 917	40, 366	38, 351	34, 553
投 票 率 (%)		77. 29	71. 21	68. 13	67. 58	61. 17	59. 12	57. 15	53. 44
議 員 法 定 数 (H21年までは定数上限)		36	36	30	30	—	—	—	—
条 例 定 数		32	28	28	24	24	24	24	24
立 候 補 者 数		38	34	35	29	26	28	28	27
競 争 率		1. 19	1. 21	1. 25	1. 21	1. 08	1. 17	1. 17	1. 13
当選者	最 高 得 票 数	2, 178	2, 063	1, 996	2, 530	2, 999	2, 349	2, 001	2, 780
	最 低 得 票 数	1, 124	1, 155	1, 019	1, 330	1, 188	1, 026	964	813
	1人平均得票	1, 543	1, 617	1, 535	1, 790	1, 690	1, 553	1, 469	1, 340
	最 高 年 齢	65	69	70	66	70	73	70	74
	最 低 年 齢	35	39	35	37	33	27	31	35
	平 均 年 齢	51. 8	54. 3	56. 1	53	52	52	56	59

議会史編さん事業

時代の変遷を体験した、いわゆる明治生まれの人々、特に議会活動に専念された多くの方々は他界された方も多く、過去の貴重な史料の糸口が失われつつある。

大正6年と大正8年の大火により公的資料がほとんど失われており、さらには戦後制度改革当時から政治行政に携わってきた方々も第一線を退き、このような状況では今後ますます資料の収集が困難となり、本市における多年にわたる議会活動を正しく後世に伝えることができなくなることから、議会史編さんが強く要望された。このため、市制施行100周年記念事業のひとつとして議会史の編さんが取り上げられ、昭和60年11月6日米沢市議会史編さん規程を制定、編さん委員4名を委嘱し、嘱託員2名により平成元年3月31日記述編を発行した。

また、すでに昭和62年4月年表編（普及版）を発行し、市内の各学校、図書館、公民館に備えられ、市民には有償頒布したが、これに手を加え、記述編と合わせてセットで同時に有償頒布している。

さらに、平成3年5月は編さん委員4名を委嘱するとともに、臨時職員2名を配置し、資料編発行にむけ準備を進め、平成4年11月30日に発行した。これらの記述編・年表編・資料編の3巻を揃え、議会史編さん事業を完了した。

總務

総務

1. 機構・給料

米沢市職員配置表

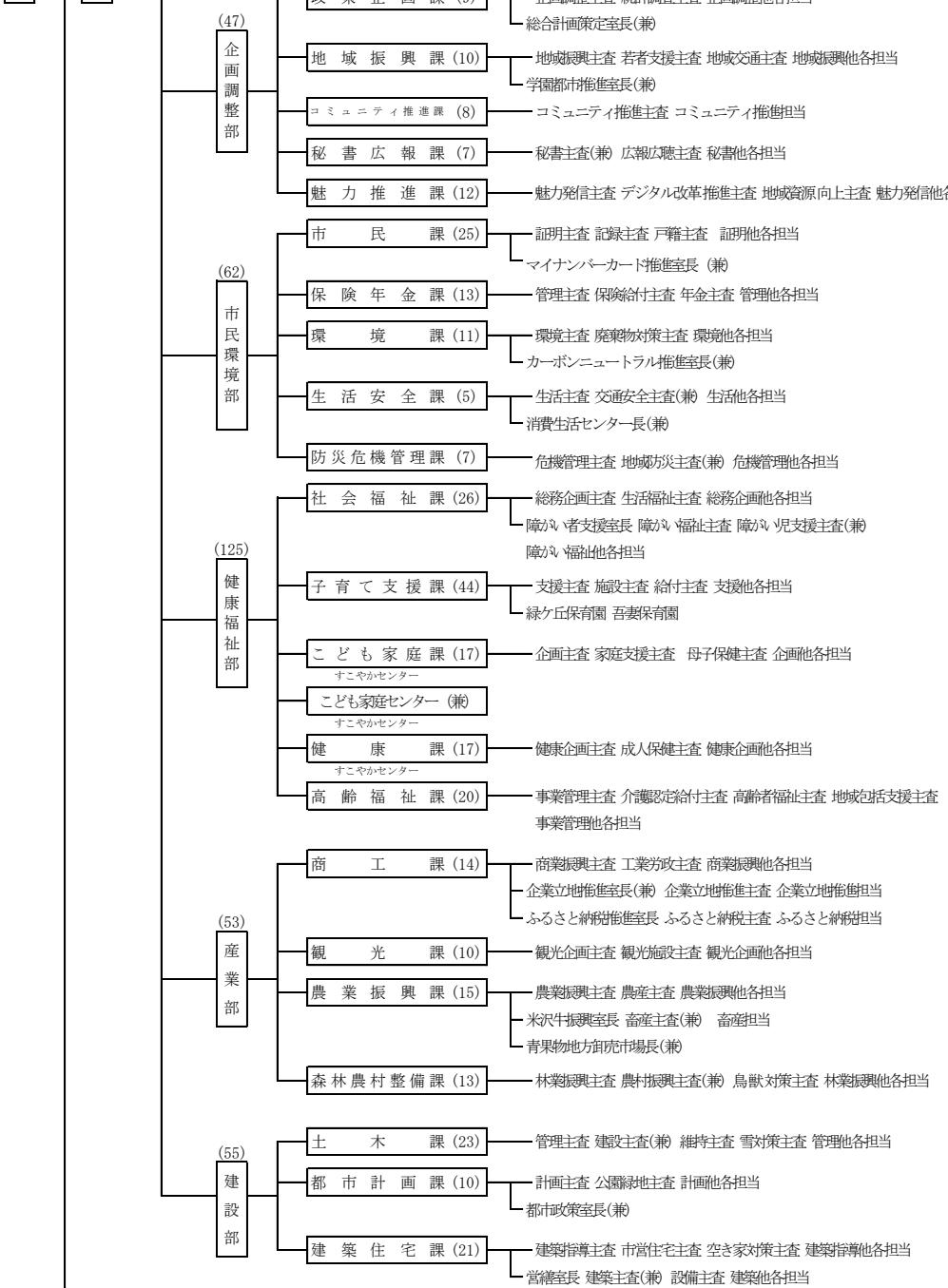
(令和7年4月1日現在)

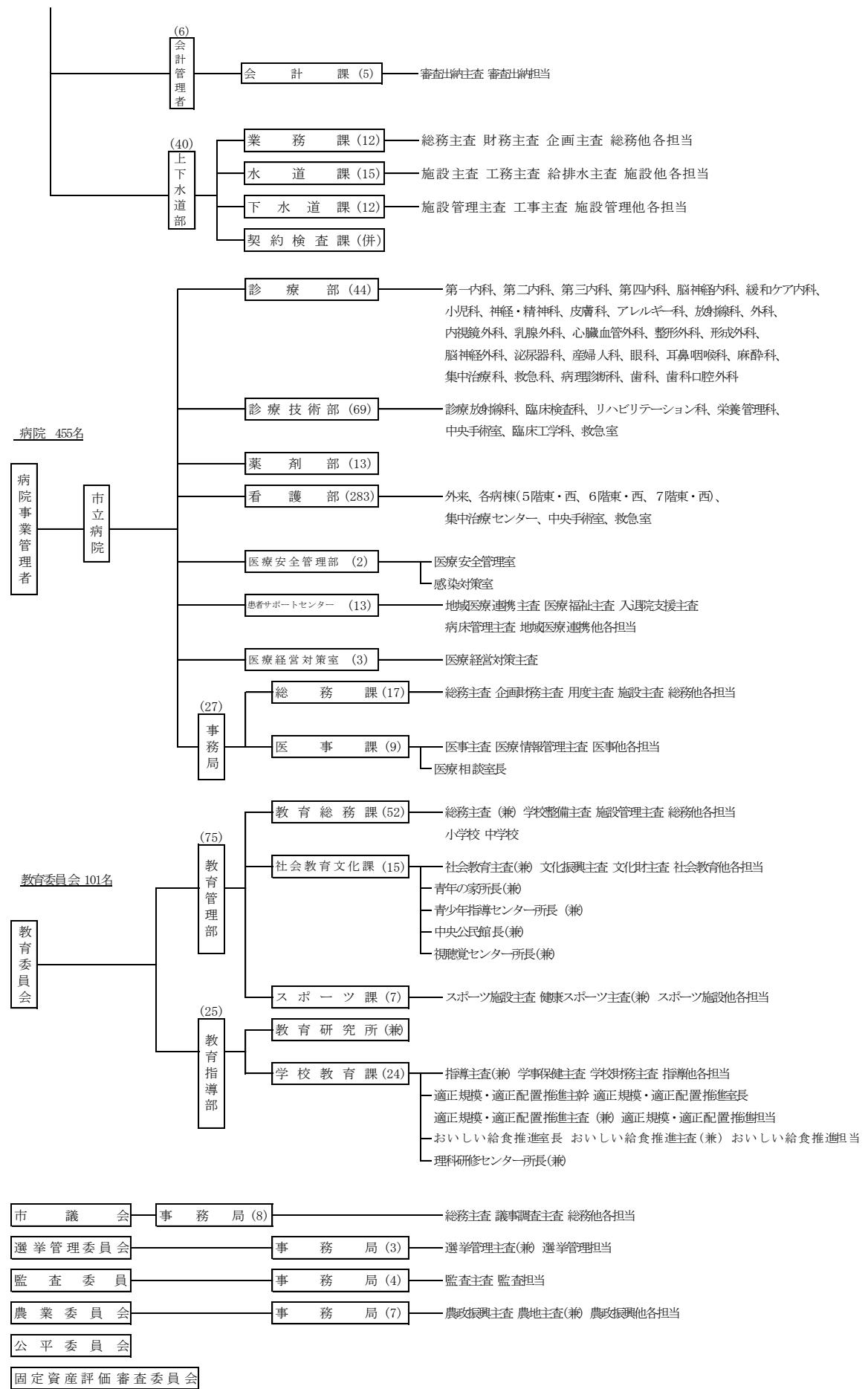
総数1,065名

総数は、再任用職員については、
常時勤務を要する職の者を含み、短
時間勤務の職の者を含まない(市立病
院を除く。)。

市長事務部局447名
(上下水道部を除く。)

市長
副市長





職 員 数

(令和7年4月1日現在)

区 分	定 数	現 員	内 訳			
			一般 行政職	技 能 労務職	医療職	教育職
市長事務部局	441	445	443	2		
上下水道部	61	40	40			
市立病院	456	448	31		417	
教育委員会	140	100	63	32		5
議会事務局	9	8	8			
選挙管理委員会	3	3	3			
監査委員事務局	4	4	4			
農業委員会	9	7	7			
計	1,123	1055	599	34	417	5

(注) 教育委員会に教育長は含まれていない。

職員の給料月額

一般行政職及び教育職

(令和7年4月1日現在)

職 名	人員 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤務 年数	給 料 月 額		
				最 高	最 低	平 均
部 長	10	56.3	29.1	457,800	414,500	441,190
課長・局長・主幹	38	54.1	31.8	422,000	410,300	415,963
課長補佐・副主幹	65	51.0	27.2	404,300	282,700	384,857
担当主査・主査	128	49.0	26.8	392,000	274,400	372,511
主 任	155	36.0	11.4	344,900	265,400	301,542
主 事・技 師	119	25.9	3.1	270,500	189,700	238,851
全 体	515	40.5	17.2	189,700	457,800	326,365

注意事項

- 1 市立病院及び上下水道部に勤務する職員並びに派遣職員を除く。
- 2 初任給基準は採用試験区分による級で定められる。 (大卒程度222,900円、短大卒程度206,600円、高卒程度189,700円)

技能職

(令和7年4月1日現在)

人員 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤務 年数	給 料 月 額			備 考
			最 高	最 低	平 均	
31	44.4	21.1	377,400	199,900	315,074	調 理 師

注意事項

初任給基準は採用試験区分による級で定められる。 (185,700円)

旅費・費用弁償

(令和7年4月1日現在)

区分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロ につき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
ア. 市長、議会議長			37	3,000	14,800	3,000
イ. 副市長、教育長、議会副議長、議會議員、農業委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員、病院事業管理者並びに上記以外の地方公務員法第3条第3項第1号、第1号の2及び第2号の規定に基づく委員等	特急料金 片道 100km 以上	運賃の等級を3階級に分ける船舶によるもの 上級の運賃	37	2,600	13,100	2,600
ウ. 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員(イに掲げる者を除く。)	急行料金 片道 50km 以上	中級の運賃	37	2,200	10,900	2,200
エ. ア及びイに掲げる以外の特別職並びに職員以外の者		上記の旅費額の範囲内で任命権者が定める額				

特別職の給料・報酬

(令和7年4月1日現在)

職名	給料・報酬額	
	単位	金額(円)
市長	月	909,000
副市長	月	760,000
教育長	月	669,000
監査委員	議見を有する者のうちから選任された者	月 208,000
	議会議員のうちから選任された者	〃 48,000
教育委員会委員	月	108,400
選挙管理委員会	委員長	月 46,400
	委員	〃 33,500
	補充員	日 8,200
	選挙長	〃 10,800
	投票管理者	〃 12,800
	投票管理者(期日前)	〃 11,300
	開票管理者	〃 10,800
	投票立会人	〃 10,900
	投票立会人(期日前)	〃 9,600
	開票立会人	〃 8,900
	選挙立会人	〃 8,900
	委員長	日 10,000
公平委員会	委員	〃 9,200
	会長	月 90,000
農業委員会	会長職務代理者	〃 55,000
	委員	〃 45,000
	農地利用最適化推進委員	〃 30,000
	教育研究所研究員	年 16,200
青少年指導センター指導委員	年	97,600
固定資産評価審査委員会	委員長	日 7,900
	委員	〃 7,200

職名	給料・報酬額	
	単位	金額(円)
消防団	団長	年 114,000
	副団長	〃 81,500
	分団長	〃 51,100
	副分団長	〃 46,400
	部長	〃 34,100
	班長	〃 27,500
	団員	〃 20,000
	機能別団員	〃 10,000
	機関員	〃 4,100
鬼面川貯水池維持看守人	月	6,100
地すべり維持管理看守人	年	16,200
視聴覚センター研究員	年	16,800
附属機関	委員長(会長)	日 6,000
	委員	〃 5,500

附属機関の構成

(令和7年4月1日現在)

名 称	定数 及び任期	構 成	所管課
名誉市民選考委員会	6人以内 審議期間	識見を有する者	総務課
功績者選考委員会	10人以内 審議期間	識見を有する者	総務課
情報公開・個人情報保護審査会	5人以内 2年	識見を有する者	総務課
行政不服審査会	5人以内 2年	識見を有する者	総務課
特別職報酬等審議会	10人 審議期間	本市の住民で、市内に所在する公共的団体、企業等の代表者その他住民	総務課
退職手当審査会	3人 審議期間	学識経験を有する者	総務課
いじめ重大事態再調査委員会	6人以内 調査期間	法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的な知識経験を有する者	総務課
総合計画審議会	20人以内 審議期間	知識経験を有する者、公共的団体等の役員及び職員、その他市長が適当と認める者	政策企画課
行政経営市民会議	15人以内 2年	識見を有する者、その他市長が適当と認める者	政策企画課
男女共同参画推進委員会	10人以内 2年	識見を有する者、その他市長が適当と認める者	地域振興課
協働推進市民会議	10人以内 2年	本市に居住する者、本市の職員、その他市長が適当と認める者	地域振興課
住居表示審議会	20人以内 2年	知識経験を有する者、関係行政機関の職員、関係団体の役員、その他市長が適当と認める者	市民課
国民健康保険運営協議会	14人 3年	被保険者を代表する者、保険医又は保険薬剤師を代表する者、公益を代表する者、被用者保険等保険者を代表する者	保険年金課
交通安全対策会議	28人以内	市長、国の関係地方行政機関の職員、山形県の知事部局の職員、山形県警察の警察官、置賜広域行政事務組合米沢消防署長、知識経験を有する者、米沢市教育委員会教育長、本市の職員、その他市長が適当と認める者	生活安全課
自転車等駐車対策協議会	10人以内 2年	関係機関の職員、関係団体の構成員、その他市長が適当と認める者	生活安全課
市民生活安全連絡会議	15人以内 2年	識見を有する者、関係機関の職員、関係団体の構成員、山形県警察の警察官、本市の職員、その他市長が必要と認める者	生活安全課
環境審議会	20人以内 審議期間	知識経験を有する者、関係行政機関及び団体の役職員、その他市長が適当と認める者	環境課
廃棄物減量等推進審議会	15人以内 2年	本市の市民、学識経験を有する者、事業者、廃棄物処理業者	環境課

名 称	定数 及び任期	構 成	所管課
放置自動車廃物判定委員会	5人以内 2年	自動車について専門的知識を有する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者	環境課
防災会議	40人以内 2年	市長、指定地方行政機関の職員、山形県の知事の部内の職員、山形県警察の警察官、置賜広域行政事務組合消防本部の職員、副市長、教育委員会教育長、病院事業管理者、消防団長、本市の職員で市長が指名する者、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者、その他市長が必要と認める者	防災危機管理課
国民保護協議会	40人以内 2年	市長、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、山形県の職員、副市長、教育委員会教育長及び置賜広域行政事務組合消防長、市の職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員、知識又は経験を有する者	防災危機管理課
民生委員推薦会	14人以内 3年	市議会議員、民生委員・児童委員、社会福祉事業の実施に関する者、市を単位とする社会福祉関係団体の代表者、教育に関する者、関係行政機関の職員、学識経験者、その他市長が必要と認める者	社会福祉課
障がい者施策推進協議会	15人以内 2年	学識経験者、関係行政機関の職員、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、その他市長が適当と認める者	社会福祉課
介護給付費等の支給に関する審査会	15人 2年	障がい者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者	社会福祉課
次世代育成支援行動計画検討委員会	20人以内 市長が定める期間	学識経験者、児童の育成に関する事業に従事する者、その他市長が適当と認める者	子育て支援課
子ども・子育て会議	15人以内 2年	学識経験者、関係団体を代表する者、子どもの保護者、その他市長が適当と認める者	子育て支援課
健康づくり推進協議会	15人以内 2年	知識経験を有する者、関係団体を代表する者、その他市長が適当と認める者	健康課
予防接種健康被害調査委員会	6人以内 調査期間	米沢市医師会長から推薦された者、山形県置賜保健所長、医師、副市長	健康課
新型インフルエンザ等対策本部	17人以内 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている期間	市長、副市長、教育委員会教育長、会計管理者、部長、教育委員会教育管理部長及び教育指導部長、上下水道部長、病院事業の管理者、米沢市立病院長及び事務局長、議会事務局長	防災危機管理課 健康課
介護認定審査会	42人 2年	保健、医療、福祉に関する学識経験者	高齢福祉課
介護保険運営協議会	15人以内 3年	知識経験を有する者、関係団体を代表する者、被保険者	高齢福祉課
発明考案審査委員会	10人以内 審議期間	知識経験を有する者	商工課
技能功労者表彰選考委員会	10名以内 審議期間	学識経験者及び関係団体の代表者	商工課

名 称	定数 及び任期	構 成	所管課
農政審議会	20名以内 審議期間	米沢市農業委員会の会長、農業協同組合その他の農林業関係団体の代表者、知識経験を有する者、農林業関係行政機関の職員	農政課
森林会議	15人以内 審議期間	林業関係団体及び木材産業関係団体の役職員、林業従事者、知識経験を有する者、林業関係行政機関の職員	森林農村整備課
都市計画審議会	15人以内 2年	市議会議員、学識経験のある者、関係行政機関若しくは山形県の職員又は本市の住民	都市計画課
景観形成委員会	10人以内 2年	知識経験を有する者、その他市長が適当と認める者	都市計画課
市営住宅入居者選考委員会	15人以内 2年	識見を有する者	建築住宅課
家屋等安全管理審議会	5人以内 2年	識見を有する者、本市の職員、その他市長が適当と認める者	建築住宅課
水道事業及び下水道事業運営審議会	15人以内 審議期間	識見を有する者、その他市長が適当と認める者	業務課
青少年問題協議会	若干名 2年	市長、市議会議員、関係行政機関の職員、学識経験がある者	社会教育文化課
青少年指導センター運営協議会	8人以内 2年	教育関係者、警察関係者、青少年育成関係団体の代表者、民間の関係団体の代表者、その他市長が適当と認める者	社会教育文化課
生涯学習振興委員会	15人以内 2年	学識経験者、本市において生涯学習を推進する活動を行っている者、その他市長が適当と認める者	社会教育文化課
児童会館運営委員会	10人 2年	学識経験者、小中学校長、その他市長が適当と認める者	社会教育文化課
スポーツ推進審議会	10人以内 2年	学識経験者、関係行政機関の職員	スポーツ課
公民館運営審議会	20人 2年	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者	社会教育文化課
文化財保護審議会	15人以内 2年	文化財の保護に関し知識経験を有する者	社会教育文化課
上杉博物館資料収集委員会	10人以内 2年	知識経験を有する者	社会教育文化課
市立小・中学校通学区域審議会	25人以内 2年	米沢市立小・中学校PTAの代表者、米沢市立小・中学校学区在住代表者、知識経験者	学校教育課
教育研究所運営委員会	20人 2年	小中校長会長、小中教頭代表、高等学校長、米沢女子短大の代表、幼稚園代表、学識経験者	学校教育課
理科研修センター運営委員会	10人 1年	小中学校長・教頭、小中高大学教員、学識経験者	学校教育課
いじめ問題専門委員会	6人以内 調査期間	法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的な知識経験を有する者	学校教育課

2. 表彰

名 誉 市 民

本市の住民又は本市に特別縁故の深い者で、政治、経済、文化、教育、産業その他広く社会の進展に貢献し、市民から郷土の誇りとして深く尊敬されていると認められるものについて、市長が議会の同意を得て名誉市民の称号を贈る。

名誉市民に対しては、名誉市民証に添えて名誉市民章及び功労金が贈られる。以下5名の名誉市民のパネルを市庁舎1階市民ホールに掲げ、その名誉を讃えている。

第1号 伊東 忠太 氏（慶應3年10月26日～昭和29年4月7日）

日本建築に学術上の組織と体系を与え、日本建築学を樹立。建築技術の向上と古建築物の保存に貢献。

昭和29年2月26日名誉市民。東京大学名誉教授、工学博士。

昭和18年4月29日文化勲章受章。正三位勳二等瑞宝章。

第2号 我妻 榮 氏（明治30年4月1日～昭和48年10月21日）

民法学の権威として我が国における法律学界の発展に寄与。法律制度の整備改善に貢献。

昭和39年11月24日名誉市民。東京大学名誉教授、法学博士。

昭和39年11月3日文化勲章受章。従二位勳一等旭日大綬章。

第3号 平 貞藏 氏（明治27年8月7日～昭和53年5月28日）

米沢市建設振興計画をはじめ、東北、北海道の開発計画の策定、指導など、地域開発と振興に貢献。

昭和48年9月12日名誉市民。第一経済大学学長、山形県総合開発審議会会长、市建設振興審議会会长。

昭和36年11月23日米沢市功績者。正五位勳三等瑞宝章。

第4号 福王寺 法林 氏（大正9年11月10日～平成24年2月21日）

ヒマラヤ山脈を雄大に描いて日本画の新たな境地を切り開くなど、院展画家として活躍。

平成16年12月6日米沢市名誉市民。日本芸術院会員、日本美術院理事。

平成16年11月3日文化勲章受章。従三位勳三等瑞宝章。

第5号 上杉 邦憲 氏（昭和18年4月18日～）

世界で初めて小惑星の試料採取に成功した「はやぶさ」など、数々の宇宙探査ミッションに貢献。

令和7年6月10日米沢市名誉市民。工学博士。

宇宙航空研究開発機構名誉教授、北海道宇宙科学技術創成センター理事長。

令和5年10月国際宇宙航行連盟Hall Of Fame(殿堂入り)

市民栄誉賞

本市の住民又は本市に特別縁故の深い者で、市民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く市民が敬愛する者に対し贈るもので、特に芸術、文化、スポーツ等で活躍された方を表彰する。

平成17年第1号として元プロ野球選手の皆川睦雄氏に贈られた。

功 績 者

本市の住民又は本市に特別縁故の深い者で、地方自治、文化、教育、産業その他本市の進展に貢献したと認められるものについて、市長が功績者として表彰する。

功績者に対しては、表彰状と米沢市功績章が贈られる。現在までの被表彰者は130名である。

篤 行 者

昭和34年4月に米沢市篤行者表彰規則が制定され、本市において公共の福祉増進に尽くし、功労が極めて顕著な方等を篤行者として表彰。昭和63年までの被表彰者は、534名（夫婦1組姉弟1組を含む。）である。

功 労 者

平成元年度から篤行者の名を改め、本市の市勢の進展及び公共の福祉増進に尽くし、功労が極めて顕著なもの又は他の模範となるものを功労者として表彰する。

功労者に対しては、表彰状と功労章が贈られる。現在までの被表彰者は210名、8団体である。

特別顕彰者

平成4年10月21日、米沢市特別顕彰規則が制定され、本市の市勢進展に係る重要な事業の推進に特に功労顕著な方に対して表彰状及び記念品を贈り顕彰する。現在までの被顕彰者は、7名、1団体である。

スポーツ特別顕彰者

平成26年9月30日、米沢市スポーツ特別顕彰規則が制定され、スポーツ競技活動において特に顕著な功績を成し、他の模範となり本市スポーツの推進及び発展に寄与されると認められるものに対して表彰状及び記念品を贈り顕彰する。現在までの被顕彰者は、1名である。

3. 都市宣言

交通安全都市宣言

(昭和37年3月26日議決)

経済文化の進展に伴い、交通事情はいよいよ激しく、これによる交通事故の続発は大きく社会問題化している。

このような交通禍の脅威をとり除き、10万市民の生活安全を確保するため、交通環境の整備改善を図るとともに、市民一丸となって交通安全の自覚に徹し、これが促進を期すことこそ目下の急務であることを痛感する。

よって、ここに全市民とともに安全都市の理想をかかげ、これを達成すべく、米沢市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

福祉都市宣言

(昭和57年9月19日宣言)

今日、国民の共通の願いである社会福祉の向上は、人間が真に人間たるにふさわしく生きるために条件である。

私たち米沢市民は、市民憲章を尊重し相互扶助の精神を基調とした人間愛の新たな理念のもとにすすんで福祉達成に力を注ぐことを重大なる責務と考えているものである。

私たちは、このような自覚と認識にたち相互扶助の理念のもとに明るいゆたかなうるおいのある福祉の街づくりに邁進することを誓い、ここに決意を新たにしてすべての市民とともに、米沢市を「福祉都市」とすることを宣言する。

平和都市宣言

(昭和63年3月23日議決)

わたしたちは、人類共通の念願である世界の恒久平和を希求しています。

しかし、今なお、世界各地で武力紛争が頻発し、軍備の拡張が続いています。

このことは、人類の生存に深刻な脅威をもたらしています。

わたしたちは、戦争の惨禍を再び繰り返すことのないよう、また、唯一の被爆国民として、あらゆる国の核兵器が廃絶されるよう強く訴え、市民の永遠の平和と繁栄を願い、ここに米沢市を「平和都市」とすることを宣言します。

暴力のない明るい都市宣言

(昭和63年3月23日議決)

暴力は、市民の平穏な生活秩序と安全を脅かし、青少年の健全な成長をも阻害するものであります。

暴力行為が多発する世相の中にあって、市民生活に暴力が介在する危険の増加にかんがみ、いかなる暴力行為も否定し、勇気ある不屈の態度をもって全市民が一致協力して、暴力追放を強力に推進するため、明るく住みよい市民生活の幸せを願い、ここに米沢市を「暴力のない明るい都市」とすることを宣言します。

ゆとり創造都市宣言

(平成2年10月15日議決)

すべての国民が、生活にゆとりを持ち、充実した自由時間と潤いのある人間性豊かな生活を送ることは極めて重要なことです。

市民一人ひとりが充実感に満ちた生活を送ることができるよう、時間的、空間的ゆとりの創造を目指して環境の整備に全力を尽くすべく、ここに米沢市を「ゆとり創造都市」とすることを宣言します。

環境保全都市宣言

(平成9年3月26日議決)

わたしたちは、「最上川の源流地」、「上杉の城下町」として豊かな自然や歴史的文化を享受し、健全な生活を営む権利を有するとともに、今ある環境を守り、育て、未来へ引き継いでいくという大きな責務を負っています。

わたしたちは、あらゆる活動において環境に配慮しながら、自然に抱かれた快適で美しいまちとして、輝く未来を迎えるため行動することを決意し、ここに米沢市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

4. 情報公開制度

情報公開制度の運用

平成 6 年 12 月	「米沢市情報公開条例」制定（市議会12月定例会で議決）
平成 7 年 4 月	「米沢市情報公開条例」施行（平成7年4月1日実施）
平成 24 年 12 月	「米沢市情報公開条例」及び「米沢市個人情報保護条例」全部改正（市議会12月定例会で議決）
平成 25 年 3 月	「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（市議会3月定例会で議決）
平成 25 年 4 月	全部改正後の「米沢市情報公開条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」施行
平成 28 年 3 月	「米沢市情報公開条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（市議会3月定例会で議決）
平成 28 年 4 月	一部改正後の「米沢市情報公開条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」施行
令和 4 年 12 月	「米沢市情報公開条例」の一部改正（市議会12月定例会で議決）
令和 5 年 4 月	一部改正後の「米沢市情報公開条例」施行

制度の内容

(1) 請求権者

何人でも請求が可能

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業の管理者及び議会

(3) 開示の請求の対象

公文書

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを行う。

ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 販売することを目的として発行されるもの（例：官報、公報、白書、新聞、雑誌等）
- ② 図書館等で貸し出されているもの
- ③ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料

(4) 存否応答拒否

開示請求に対し、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(5) 救済機関（運営審議機関も兼ねる）

名 称 米沢市情報公開・個人情報保護審査会（附属機関）

構 成 5人

審議方法 行政不服審査法の審査請求に準じた方式

開示の請求から開示までの手続

(1) 情報の特定

- ・請求者とのヒアリング及び各課への問合せ
- ・ファイル基準表を検索目録として窓口に備付け

(2) 請求手続

- ・情報公開窓口において請求書の受理
- ・所管課において公文書の開示等の諾否を決定し、決定内容を請求者に通知
- ・職員立会いのもと、公文書の開示等の手続

(3) 費用負担

- ・手数料 無料
- ・郵送料 実費
- ・コピー代 次の表のとおり

公文書の種別	写しの作成の方法	金額
1 文書及び図画（2から4までのいずれかに該当するものを除く。）	複写機により複写したもの (日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。)	1枚につき 10円 多色刷り 1枚につき 50円
	複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。）	委託契約に要する額
2 写真フィルム	印画紙に印画したもの	委託契約に要する額
3 スライド		
4 映画フィルム	光ディスクに複写したもの 用紙に出力したもの	1枚につき 10円 多色刷り 1枚につき 50円
5 電磁的記録		
	光ディスクに複写したもの	実費相当額

制度の運用状況（過去5年分・令和7年3月31日現在）

(件数)

実施年度	開示請求	審査請求
令和6年度	104	1
令和5年度	342	8
令和4年度	185	12
令和3年度	111	6
令和2年度	69	0

備考

- 1 従来からの情報提供は継続して行っており、年間相当数の申出があるが、原課対応とし、開示請求件数には合算していない。
- 2 審査請求は、行政不服審査法に基づく審査請求が行われた件数

5. 個人情報保護制度

個人情報保護制度の運用

平成 12 年 12 月	「米沢市個人情報保護条例」制定（市議会12月定例会で議決）
平成 13 年 7 月	「米沢市個人情報保護条例」施行
平成 24 年 12 月	「米沢市個人情報保護条例」全部改正（市議会12月定例会で議決）
平成 25 年 3 月	「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（市議会3月定例会で議決）
平成 25 年 4 月	改正後の「米沢市個人情報保護条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」施行
平成 27 年 9 月	「米沢市個人情報保護条例」の一部改正（市議会9月定例会で議決）
平成 28 年 3 月	「米沢市個人情報保護条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（市議会3月定例会で議決）
平成 28 年 4 月	改正後の「米沢市個人情報保護条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」施行
令和 4 年 12 月	「米沢市個人情報保護条例」を廃止し、「米沢市個人情報保護法施行条例」制定（市議会12月定例会で議決）
令和 5 年 4 月	「米沢市個人情報保護法施行条例」施行（個人情報保護法が直接適用）

制度の内容

- (1) 目的
デジタル社会の進展という状況下において、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守や個人情報の適切かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じ、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- (2) 個人情報
生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものという。
- (3) 行政機関等
個人情報保護法では、対象となる行政機関等に市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者が含まれる。
- (4) 保有個人情報の取扱いの概要
- ・保有個人情報
行政機関等の職員が、職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。
 - ・保有に関する制限
行政機関等は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
 - ・利用目的の明示
行政機関等は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、個人情報保護法第62条に掲げる場合を除き、本人に対し、利用目的を明示しなければならぬ。
 - ・利用及び提供の制限
行政機関等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
 - ・安全管理措置義務
行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
 - ・安全管理措置義務の準用
個人情報の取扱いの委託を受けた者（再委託を含む。）、指定管理者などは、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。

(5) 自己の情報に関する権利

・開示の請求

自己を本人とする保有個人情報について、開示の請求をすることができる。

・訂正の請求

開示を受けた保有個人情報の内容に誤りがある場合には、その訂正の請求をすることができる。

・利用停止の請求

開示を受けた保有個人情報が利用目的の範囲を超えて保有されたもの等である場合には、利用の停止、消去又は提供停止の請求をすることができる。

(6) 存否応答拒否

開示請求に対し、当該保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(7) 罰則の適用

行政機関等の職員若しくは委託を受けた業務に従事している者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき、又は不正な利益を図る目的で、業務に関して知り得た保有個人情報を提供若しくは盗用したときなどに罰則が適用される。

(8) 救済機関

名 称 米沢市情報公開・個人情報保護審査会（附属機関）
構 成 5人
審議方法 行政不服審査法の審査請求に準じた方式

開示の請求から開示等までの手続

(1) 情報の特定

- ・請求者とのヒアリング（本人、代理関係の確認）及び各課への問い合わせ
- ・「個人情報ファイル簿」の作成とホームページ上の公表

(2) 請求手続

- ・請求書を受理
- ・所管課において開示等の諾否を決定し、決定内容を請求者に通知
- ・本人確認の上、個人情報の閲覧、視聴又は写しの交付

(3) 費用負担

- ・手数料 無料 ・コピーワン代 情報公開制度と同様

制度の運用状況（過去5年分・令和7年3月31日現在）

実施年度	開示請求	訂正請求	利用停止請求	審査請求	(件数)
令和6年度	17	0	0	0	0
令和5年度	15	0	0	0	0
令和4年度	32	0	3	1	1
令和3年度	20	0	0	0	0
令和2年度	12	0	0	0	0

備考 審査請求は、行政不服審査法に基づく審査請求が行われた件数

財政

財政

1. 財政状況

財政状況

財政運営については、米沢市まちづくり総合計画を基調にして重要性・緊急性の高い施策に限られた財源を重点的に配分し、効果的な事業展開を図るとともに、令和2年度が最終年度であった「米沢市財政健全化計画」に掲げた施策を継続して実施することにより効率的な経費支出を図り、より一層の財政構造の健全化に努めた。経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率は次のとおりである。

(単位：%)

年 度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
経常収支比率	米 沢 市	92.5	87.1	94.0	92.6	97.0
	類似団体	91.8	87.3	91.0	92.3	-
実質公債費比率	米 沢 市	8.2	7.8	7.8	8.2	9.5
	類似団体	6.4	6.6	6.6	6.7	-
将来負担比率	米 沢 市	47.7	47.8	41.2	45.1	43.8
	類似団体	25.1	18.0	12.7	10.0	-

職員の給与水準については、国及び県の職員の給与に準じて管理し、適正な給与水準の維持に努めているものである。

ラスパイレス指数の状況

年 度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
米 沢 市		99.3	100.0	99.6	99.5	99.4
全 国 地 方 公 共 団 体 平 均		99.1	99	98.9	98.8	98.8
全 国 市 平 均		98.9	98.8	98.7	98.6	98.6

令和6年度決算状況（一般会計）

歳 入

(単位：千円、%)

区分	決 算 額	構 成 比	経 常 一 般 財 源
地 方 税	11,169,153	24.0	10,732,089
地 方 譲 与 税	329,690	0.7	329,690
利 子 割 交 付 金	3,447	0.0	3,447
配 当 割 交 付 金	45,591	0.1	45,591
株式等譲渡所得割交付金	66,648	0.1	66,648
法 人 事 業 税 交 付 金	162,833	0.3	162,833
地 方 消 費 税 交 付 金	2,204,668	4.7	2,204,668
環 境 性 能 割 交 付 金	30,548	0.1	30,548
地 方 特 例 交 付 金	400,982	0.9	400,982
地 方 交 付 税	9,298,641	19.9	7,116,466
内 訳	普通交付税	7,116,466	7,116,466
	特別交付税	2,182,175	4.7
交通安全対策特別交付金	9,579	0.0	9,579
分 担 金 及 び 負 担 金	178,339	0.4	
使 用 料	258,399	0.5	22,077
手 数 料	41,305	0.1	5
国 庫 支 出 金	7,674,830	16.5	
県 支 出 金	3,337,746	7.2	
財 产 収 入	48,269	0.1	
寄 附 金	1,524,384	3.3	
繰 入 金	3,177,118	6.8	
繰 越 金	1,659,868	3.6	
諸 収 入	2,619,803	5.6	9,703
地 方 債	2,393,500	5.1	
合 計	46,635,341	100.0	21,134,326

歳 出

(単位: 千円、%)

目的別			性質別		
区分	決算額	構成比	区分	決算額	構成比
議会費	300,271	0.7	人件費	5,242,136	11.6
総務費	8,142,232	18.1	扶助費	9,619,368	21.3
民生費	14,752,789	32.7	公債費	3,686,586	8.2
衛生費	4,368,347	9.7	内訳 元利償還金	3,682,629	8.2
労働費	74,460	0.1	一時借入金利子	3,957	0.0
農林水産業費	888,916	2.0	物件費	5,496,125	12.2
商工費	2,346,423	5.2	維持補修費	2,342,176	5.2
土木費	4,279,060	9.5	補助費等	8,043,918	17.9
消防費	1,313,868	2.9	積立金	1,905,106	4.2
教育費	4,806,299	10.7	投資及び出資金貸付	1,797,552	4.0
災害復旧費	101,869	0.2	繰出金	3,477,510	7.7
公債費	3,686,586	8.2	投資的経費	3,450,643	7.7
			うち人件費	90,620	0.2
			普通建設事業費	3,373,050	7.5
			内訳 補助	1,423,059	3.2
			内訳 単独	1,870,879	4.1
			内訳 国県事業負担金	77,148	0.2
			内訳 同級他団体負担金	1,964	0.0
			内訳 災害復旧事業費	77,593	0.2
合計	45,061,120	100.0	合計	45,061,120	100.0

積立基金現在高

(単位 : 千円)

基 金 名	令和5年度末 現 在 高	当 該 年 度		令和6年度末 現 在 高
		積 立	取 崩	
財 政 調 整 基 金	1,904,955	801,631	891,113	1,815,473
減 債 基 金	495,060	125,528	9,627	610,961
公 共 施 設 等 整 備 基 金	3,167,573	118,766	499,732	2,786,607
市 基 金	74,634	2,252	23,100	53,786
有 價 証 券	8,109			8,109
現 金	66,525	2,252	23,100	45,677
退 職 手 当 基 金	182,528	12,000	93,519	101,009
ふ る さ と 応 援 基 金	1,305,849	824,573	1,250,000	880,422
ふ る さ と 創 生 基 金	0	1,500	0	1,500
ふるさと・水と土保全基金	1,274	1	0	1,275
森 林 環 境 讓 与 税 基 金	18,421	18,596	0	37,017
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 利 子 補 給 等 基 金	160,371	137	123,188	37,320
景 觀 ま ち づ く り 基 金	5,867	5	1,995	3,877
少 年 交 流 基 金	3,207	3	0	3,210
博 物 館 資 料 整 備 基 金	79,723	68	595	79,196
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	53,213	46	2,000	51,259
計	7,452,675	1,905,106	2,894,869	6,462,912

地方債現在高（令和6年度末）

(1) 一般会計

(単位：千円)

借入先 区分	財政融資	旧郵政公社	地方公共団体 金融機構	市中銀行等	山形県	その他	総計
1 総務管理	1,679,514	0	2,056,160	3,985,727	45,284	500,696	8,267,381
2 社会福祉	0	0	6,017	170,578	10,131	0	186,726
3 児童福祉	278,970	0	19,663	33,870	45,248	71,400	449,152
4 保健衛生	70,178	0	333,045	9,372	0	154,700	567,294
5 労 働	0	0	0	0	0	9,750	9,750
6 農 業	419,682	0	0	7,264	35,526	37,325	499,797
7 林 業	34,229	0	73,057	0	0	7,447	114,733
8 商 工	172,094	0	0	1,040,429	81,331	96,325	1,390,179
9 道路橋りょう	256,880	0	4,006,074	256,344	180,061	190,828	4,890,187
10 河 川	0	0	104,900	7,600	41,266	28,200	181,966
11 都市計画	0	0	0	7,472	8,353	0	15,825
12 住 宅	60,000	0	9,452	31,834	2,211	19,875	123,372
13 消 防	0	0	46,127	203,465	0	38,814	288,406
14 小 学 校	739,906	14,605	239,644	537,121	157,163	164,575	1,853,013
15 中 学 校	1,611,897	140,389	326,989	314,748	231,273	90,412	2,715,708
16 社会教育	2,615	0	1,109,626	64,094	40,806	236,679	1,453,821
17 保健体育	3,100	0	0	183,200	37,587	75,500	299,387
18 災害復旧	358,955	0	0	52,046	0	0	411,001
19 減税補てん	0	20,018	0	0	0	0	20,018
20 臨時財政対策	7,654,175	0	4,289,290	0	0	0	11,943,465
21 減収補てん(特例分)	0	0	62,591	62,946	0	0	125,537
計	13,342,195	175,012	12,682,634	6,968,110	916,241	1,722,527	35,806,719

(2) 特別会計

(単位：千円)

借入先 区分	財政融資	旧郵政公社	地方公共団体 金融機構	市中銀行等	山形県	その他	総計
と畜場及び 食肉市場	22,858	0	194,937	32,174	0	0	249,969
計	22,858	0	194,937	32,174	0	0	249,969

(3) 企業会計

(単位：千円)

借入先 区分	財政融資	旧郵政公社	地方公共団体 金融機構	市中銀行等	山形県	その他	総計
水道事業	319,337	0	228,768	0	0	0	548,105
下水道事業	3,188,484	786,999	8,963,581	1,341,904	0	0	14,280,968
病院事業	9,007	0	11,354,279	2,694,112	0	0	14,057,398
計	3,516,828	786,999	20,546,628	4,036,016	0	0	28,886,471

- (注) 1. 「地方公共団体金融機構」には、地方公営企業等金融機構及び公営企業金融公庫を含む。
 2. 「その他」とは、農林漁業金融公庫からの受託貸付、国の予算貸付、山形県市町村振興協会、全国市有物件災害共済会及び住民参加型市場公募地方債をいう。
 3. 単位未満四捨五入のため、積上と合計が一致しない場合がある。

2. 予 算

各会計別予算

(単位: 千円、%)

会計別	区 分	当 初 予 算 額		比 較 (B) - (A)	伸 び 率
		令和6年度 (A)	令和7年度 (B)		
	一 般 会 計	44,030,000	50,640,000	6,610,000	15.0
特 別 会 計	国民健康保険事業勘定	7,871,177	7,915,254	44,077	0.6
	後期高齢者医療費	1,235,172	1,214,997	△20,175	△1.6
	介護保険事業勘定	9,098,503	8,959,858	△138,645	△1.5
	と畜場及び食肉市場費	226,773	209,991	△16,782	△7.4
	青果物地方卸売市場費	30,121	52,757	22,636	75.2
	物品調達費	21,653	19,837	△1,816	△8.4
	南原財産区費	533	535	2	0.4
	三沢東部財産区費	491	493	2	0.4
	山上財産区費	685	577	△108	△15.8
	計	18,485,108	18,374,299	△110,809	△0.6
企 業 会 計	水道事業	3,875,864	2,629,733	△1,246,131	△32.2
	下水道事業	4,998,471	4,785,733	△212,738	△4.3
	病院事業	12,449,893	10,880,598	△1,569,295	△12.6
	計	21,324,228	18,296,064	△3,028,164	△14.2
合 計		83,839,336	87,310,363	3,471,027	4.1

(注) 企業会計の予算額は、収益的支出と資本的支出の合計。

令和7年度一般会計の財源と経費

財源構成比

(単位：千円、%)

自 主 財 源			依 存 財 源		
区 分	金 額	構成比	区 分	金 額	構成比
地 方 税	11,070,000	21.9	地 方 譲 与 税	339,486	0.7
分 担 金 及 び 負 担 金	149,241	0.3	利 子 割 交 付 金	7,000	0.0
使 用 料 及 び 手 数 料	290,193	0.6	配 当 割 交 付 金	30,000	0.1
財 産 収 入	43,904	0.1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	10,000	0.0
寄 附 金	2,020,000	4.0	法 人 事 業 税 交 付 金	123,000	0.2
繰 入 金	3,926,727	7.7	地 方 消 費 税 交 付 金	2,230,000	4.4
繰 越 金	900,000	1.8	環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0.0
諸 収 入	2,560,629	5.0	地 方 特 例 交 付 金	50,325	0.1
			地 方 交 付 税	8,600,000	17.0
			交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,000	0.0
			国 庫 支 出 金	7,742,710	15.3
			県 支 出 金	3,381,585	6.7
			市 債	7,141,200	14.1
計	20,960,694	41.4	計	29,679,306	58.6

目的別構成比

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	区 分	金 額	構成比
議 会 費	303,314	0.6	消 防 費	1,364,948	2.7
総 務 費	9,728,481	19.2	教 育 費	9,589,147	18.9
民 生 費	15,345,757	30.3	災 害 復 旧 費	10,000	0.0
衛 生 費	4,031,715	8.0	公 債 費	3,756,606	7.4
労 働 費	77,916	0.2	予 備 費	50,000	0.1
農 林 水 産 業 費	883,595	1.8			
商 工 費	1,987,238	3.9			
土 木 費	3,511,283	6.9	計	50,640,000	100.0

性質別構成比

(単位：千円、%)

区分	金額	構成比	区分	金額	構成比
人件費	5,393,147	10.6	普通建設事業費	8,928,037	17.6
物件費	6,519,683	12.9	(1)補助事業費	6,818,145	13.4
維持補修費	1,084,989	2.1	(2)単独事業費	2,075,936	4.1
扶助費	9,654,159	19.1	(3)国県事業負担金	32,948	0.1
補助費等	7,420,904	14.7	(4)同級他団体事業負担金	1,008	0.0
公債費	3,756,606	7.4	災害復旧事業費	10,000	0.0
積立金	1,765,157	3.5	(1)補助事業費		
貸付金	2,460,943	4.9	(2)単独事業費	10,000	0.0
繰出金	3,596,375	7.1			
予備費	50,000	0.1			
			計	50,640,000	100.0

地方交付税の状況

(単位：千円)

区分 年度	普通交付税				特別交付税	財政力 指數
	基準財政 需要額(A)	基準財政 収入額(B)	交付基準額 (A)-(B)	交付額	交付額	
R2	16,522,939	9,934,294	6,588,645	6,580,204	1,233,319	0.591
R3	17,228,385	9,641,476	7,586,909	7,586,909	1,627,125	0.581
R4	17,328,647	10,018,520	7,310,127	7,310,127	1,615,592	0.580
R5	17,581,762	10,250,755	7,331,007	7,331,007	1,458,035	0.574
R6	17,815,011	10,698,545	7,116,466	7,116,466	2,182,175	0.587

3. 市 稅

税 率

(令和7年4月1日現在)

税 目	税 率			
個人均等割	3,000円（平成26年度から令和5年度までは、上記に復興特例分の500円を加算）			
個人所得割	100分の6			
市民税 法人均等割	資本金等の額	市町村民税均等割	法人の区分	
		従業員数50人超		
	1,000万円以下	12万円	5万円	
	1,000万円超1億円以下	15万円	13万円	
	1億円超10億円以下	40万円	16万円	
	10億円超50億円以下	175万円	資本金等の額を 有する法人	
	50億円超	300万円		
※1 公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）、 人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、資本金等の額を有しない 法人（相互会社を除く。）並びに資本金等の額を有する法人				
法人税割	100分の8.4（令和元年10月1日以後に開始する事業年度より）			
環境性能割	100分の0.5～100分の2（税率は取得車両の燃費性能等による）			
軽自動車税 種別割	① 原動機付自転車	50cc以下 90cc以下 125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下 125cc以下 ミニカー	2,000円 2,000円 2,000円 2,400円 3,700円	
	② 軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの(250cc以下) 三輪のもの 四輪乗用(営業用) (自家用) 四輪貨物(営業用) (自家用) 雪上車 被けん引自動車 小型特殊自動車(農耕用) (その他)	3,600円 3,900円 6,900円 10,800円 3,800円 5,000円 3,600円 3,600円 2,400円 5,900円	
	③ 二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	
市たばこ税	1,000本につき6,552円			
鉱産税	課税標準額200万円以下 100分の0.7 • 200万円超 100分の1			
入湯税	宿泊 150円 • 日帰り 75円 • 自炊 75円			
固定資産税	土地・家屋・償却資産 100分の1.5			
都市計画税	土地・家屋 100分の0.2			
国民健康保険税	(国民健康保険事業に記載)			

令和6年度市税の収入状況（令和7年5月31日現在）

(単位：円・%)

税目	令和5年度			令和6年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
個人市民税	3,649,962,440	3,619,057,646	99.15%	3,349,159,310	3,324,315,270	99.26%
法人市民税	1,424,929,600	1,423,235,700	99.88%	1,086,582,400	1,084,302,500	99.79%
固定資産税	5,090,145,400	5,042,180,836	99.06%	5,295,102,500	5,247,189,759	99.10%
国有資産所在市交付金	115,143,800	115,143,800	100.00%	113,210,100	113,210,100	100.00%
軽自動車税	303,196,400	301,011,206	99.28%	313,341,800	310,858,026	99.21%
市たばこ税	599,087,515	599,087,515	100.00%	586,119,730	586,119,730	100.00%
鉱産税	171,900	171,900	100.00%	190,600	190,600	100.00%
入湯税	16,728,750	16,231,125	97.03%	15,348,225	14,422,650	93.97%
都市計画税	435,334,000	431,231,838	99.06%	438,784,400	434,814,059	99.10%
現年度分計	11,634,699,805	11,547,351,566	99.25%	11,197,839,065	11,115,422,694	99.26%
滞納繰越分	262,586,749	52,392,204	19.95%	252,274,246	53,730,270	21.30%
市税合計	11,897,286,554	11,599,743,770	97.50%	11,450,113,311	11,169,152,964	97.55%
国保税現年度分	1,308,230,100	1,249,536,109	95.51%	1,097,973,300	1,049,805,212	95.61%
国保税滞納繰越分	244,594,271	40,724,817	16.65%	227,856,619	36,780,939	16.14%
国保税合計	1,552,824,371	1,290,260,926	83.09%	1,325,829,919	1,086,586,151	81.96%
総合計	13,450,110,925	12,890,004,696	95.84%	12,775,943,230	12,255,739,115	95.93%

市税口座振替者の推移

1 個人市民税・個人県民税・森林環境税（普通徴収）（第1期6月分） (単位：人・%)

区分 年度	振替対象者数	納稅義務者数	加入率
令和3年度	3,395	8,536	39.8%
令和4年度	3,296	8,186	40.3%
令和5年度	3,411	8,454	40.3%
令和6年度	1,969	4,939	39.9%
令和7年度	3,478	9,147	38.0%

*令和6年度の減少は、定額減税の影響による。

*令和6年度から森林環境税の納付開始

2 固定資産税・都市計画税（第1期6月分） (単位：人・%)

区分 年度	振替対象者数	納稅義務者数	加入率
令和3年度	21,570	34,323	62.8%
令和4年度	21,582	34,262	63.0%
令和5年度	21,310	34,112	62.5%
令和6年度	20,956	33,925	61.8%
令和7年度	20,584	33,745	61.0%

3 軽自動車税（第1期5月分） (単位：台・%)

区分 年度	振替対象件数	納稅義務件数	加入率
令和3年度	3,608	35,255	10.2%
令和4年度	3,625	35,186	10.3%
令和5年度	3,544	35,478	10.0%
令和6年度	3,438	35,635	9.6%
令和7年度	3,396	35,346	9.6%

4 国民健康保険税（第1期6月分） (単位：人・%)

区分 年度	振替対象者数	納稅義務者数	加入率
令和3年度	3,635	7,518	48.4%
令和4年度	3,648	7,422	49.2%
令和5年度	3,573	7,202	49.6%
令和6年度	3,396	6,966	48.8%
令和7年度	3,204	6,803	47.1%

コンビニ・スマホ収納（令和3年度～（軽自動車税のコンビニ収納のみ平成30年度～））

*納税件数には、過誤納（2重納付等）・分納（1期を複数の納付書にする）・延滞金等が含まれているため、納税義務件数又は納税義務者数を超える場合がある。

1 軽自動車税（第1期5月分）

(単位：台・%)

区分 年度	納税件数	納税義務件数	納付率
令和3年度	14,085	35,255	40.0%
令和4年度	17,784	35,186	50.5%
令和5年度	16,472	35,478	46.4%
令和6年度	16,413	35,635	46.1%
令和7年度	17,568	35,346	49.7%

2 個人市民税・個人県民税・森林環境税（普通徴収）（第1期6月分）

(単位：人・%)

区分 年度	納税件数	納税義務者数	納付率
令和3年度	1,221	8,536	14.3%
令和4年度	1,556	8,186	19.0%
令和5年度	1,693	8,454	20.0%
令和6年度	1,083	4,939	21.9%
令和7年度	2,124	9,147	23.2%

*令和6年度の減少は、定額減税の影響による。

*令和6年度から森林環境税の納付開始

3 固定資産税・都市計画税（第1期6月分）

(単位：人・%)

区分 年度	納税件数	納税義務者数	納付率
令和3年度	2,363	34,323	6.9%
令和4年度	3,112	34,262	9.1%
令和5年度	3,746	34,112	11.0%
令和6年度	4,226	33,925	12.5%
令和7年度	4,678	33,745	13.9%

4 国民健康保険税（普通徴収）（第1期6月分）

(単位：人・%)

区分 年度	納税件数	納税義務者数	納付率
令和3年度	712	7,518	9.5%
令和4年度	979	7,422	13.2%
令和5年度	1,059	7,202	14.7%
令和6年度	1,156	6,966	16.6%
令和7年度	1,266	6,803	18.6%

共通納税による電子納付（令和5年度～）

* 納税件数には、過誤納（2重納付等）・分納（1期を複数の納付書にする）・延滞金等が含まれているため、納税義務件数又は納税義務者数を超える場合がある。

* 共通納税による納付には、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカードによる納付、インターネットバンキングによる納付、登録口座からの振替、eL-QR対応決済アプリからの納付、eL-QR対応金融機関窓口での納付等がある。

1 個人市民税・個人県民税・森林環境税（普通徴収）（第1期6月分） (単位：人・%)

区分 年度	納税件数	納税義務者数	納付率
令和5年度	1,092	8,454	12.9%
令和6年度	660	4,939	13.4%
令和7年度	1,583	9,147	17.3%

* 令和6年度の減少は、定額減税の影響による。

* 令和6年度から森林環境税の納付開始

2 固定資産税・都市計画税（第1期6月分） (単位：人・%)

区分 年度	納税件数	納税義務者数	納付率
令和5年度	3,384	34,112	9.9%
令和6年度	3,371	33,925	9.9%
令和7年度	4,108	33,745	12.2%

3 軽自動車税（第1期5月分） (単位：台・%)

区分 年度	納税件数	納税義務件数	納付率
令和5年度	7,367	35,478	20.8%
令和6年度	8,126	35,635	22.8%
令和7年度	9,952	35,346	28.2%

4 国民健康保険税（普通徴収）（第1期6月分） (単位：人・%)

区分 年度	納税件数	納税義務者数	納付率
令和5年度	736	7,202	10.2%
令和6年度	705	6,966	10.1%
令和7年度	944	6,803	13.9%

企画

企画

1. 総合計画

計画策定の経過

本市は、昭和28年から昭和30年にかけて周辺10村との合併を行い、新市の市政運営の基本的な方針として、全地域、各種業態の有機的な開発による均衡のとれた発展を目標とした。特に中心部と周辺部、商工業と農林業関係との間に調和と連携を保ち、地域の和と一体的な発展を実現することを基調としたまちづくりを行うため、総合的な基本方針を確立した。以来、本市では総合計画を策定し、効率的な行政運営を行ってきた。

総合計画の策定に当たっては、市議会議員、教育委員、農業委員、各種団体の長、学識経験者等各界の有識者による計画策定のための諮問機関を設置し、その答申の内容を踏まえて行ってきたところである。この諮問機関は、法令等の関係で米沢市総合計画審議会、米沢市建設審議会、米沢市建設振興審議会、米沢市総合計画審議会と名称を変え、また、委員の構成についても変更されてきたが、その役割は現在も変わらず、中心課題も社会経済の変動に伴い徐々に変化してきたものの、その答申に基づき種々の施策が事業化してきたところである。

平成27年度には、これまでのまちづくり総合計画が終了となったことから、平成28年度から10年間を計画期間とする新しい「まちづくり総合計画」を策定した。なお、「まちづくり総合計画」の基本計画部分は、社会情勢等を踏まえ改定することとなっているため、令和2年度中に改定を行い、令和3年度から令和7年度を計画期間とする後期基本計画を定めたところである。また、その基本計画に定める施策を具現化するための事務事業をまとめた実施計画を策定しており、現在は、第5期実施計画に基づいて市政を運営している。

市が今まで策定してきた長期総合計画は次のとおりである。

米沢市建設総合計画 中間答申	(昭和32年)	第7次米沢市総合計画	基 本 構 想	(平成8~17年)
米沢市建設総合計画	(昭和33~37年)	基 本 計 画	"	
米沢市長期経済計画	(昭和38~45年)	第1期実施計画	(平成8~10年)	
第2次米沢市建設総合計画	(昭和38~40年)	第2期実施計画	(平成10~12年)	
第3次米沢市建設振興計画		第3期実施計画	(平成12~14年)	
基 本 計 画	(昭和41~50年)	第4期実施計画	(平成14~16年)	
第1期実施計画	(昭和41~43年)	第5期実施計画	(平成16~17年)	
第2期実施計画	(昭和43~45年)			
第3期実施計画	(昭和45~47年)			
第4次米沢市建設振興計画		米沢市まちづくり総合計画	基 本 構 想	(平成18~27年)
基 本 構 想	(昭和46~60年)	基 本 計 画	"	
基 本 計 画	"	後期基本計画	(平成23~27年)	
第1期実施計画	(昭和47~49年)	第1期実施計画	(平成18~20年)	
第5次米沢市建設振興計画		第2期実施計画	(平成20~22年)	
基 本 構 想	(昭和53~60年)	第3期実施計画	(平成22~24年)	
基 本 計 画	"	第4期実施計画	(平成24~26年)	
第1期実施計画		第5期実施計画	(平成26~27年)	
第6次米沢市建設振興計画		米沢市まちづくり総合計画	基 本 構 想	(平成28~令和7年)
基 本 構 想	(昭和61~平成7年)	基 本 計 画	"	
基 本 計 画	"	後期基本計画	(令和3~7年)	
実 施 計 画	(昭和61~63年)	第1期実施計画	(平成28~30年)	
第2期実施計画	(昭和63~平成2年)	第2期実施計画	(平成30~令和2年)	
第3期実施計画	(平成2~4年)	第3期実施計画	(令和2~4年)	
第4期実施計画	(平成4~6年)	第4期実施計画	(令和4~6年)	
第5期実施計画	(平成6~7年)	第5期実施計画	(令和6~7年)	

米沢市まちづくり総合計画

本市では、日本初の人造絹糸の製造、有機EL照明の製品化に代表されるように、世の中になかったものを多彩に生み出すことで産業が振興してきた一方、江戸時代後期、大飢饉が続いた米沢で棒杭市(無人販売)が成り立ち、一片の草木に宿る命すら尊いとする草木塔が築かれたことは、人々が互いに信頼で結ばれ、苦境にあっても揺らぐことのない豊かな心が育まれていたため、経済の豊かさと精神の豊かさが調和するまちであることが本市の魅力であるといえる。

また、本市には、山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学の3つの高等教育機関が立地し、高度な人材育成、研究・開発等の機能が集積している学園都市を形成していることから、こうした本市の特徴を踏まえ、将来像を「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」とし、学園都市が持つ機能を最大限に活かして、挑戦を行い、それが創造を生み、そしてまた新たな創造につなげ、ひと(市民)が輝くまちを目指すため、実施する政策及び施策を次のとおり設定した。

		基本目標	施策
将来像 ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢	基本理念 市民が積極的に参加するまちづくり	挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり	活力ある商工業の振興 自然と文化、歴史を活かす観光の振興 消費者や時代のニーズに合った農林業の振興 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進
		郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり	これから時代を生き抜く力を持つ子どもの育成推進 生涯学び、学びを活かして元気に活躍する人づくりの推進 多様な文化芸術と歴史・文化が息づき、豊かな心を育む地域づくりの推進 スポーツで楽しく元気な人づくりの推進 大学と連携した学園都市の推進
	子育てと健康長寿を支えるまちづくり	子育てと健康長寿を支えるまちづくり	誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくりの推進 安心して生み育てることができるまちづくりの推進 生きがいを持って高齢期を過ごせる長寿のまちづくりの推進 誰もが自立を目指せる環境の整備 身近な支え合いのあるまちづくりの推進 適切な医療を受けられる環境の整備 社会保障制度の安定運営
		自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり	快適で住みよい住環境づくりの推進 秩序ある土地利用と景観形成の推進 利便性の高い道路・交通網の整備 安全な水の供給と水環境の保全の推進 環境にやさしいまちづくりの推進
		安全安心に暮らせるまちづくり	いざというときに備えるまちづくりの推進 普段から安全を心がけるまちづくりの推進 冬期も安全安心に暮らせるまちづくりの推進
		持続可能なまちづくり（協働・行政経営）	I C Tを活用したまちづくりの推進 交流・つながりを通じ、多くのひとを呼び込むまちづくりの推進 ともに協力し合い、行動するまちづくりの推進 男女共同参画の推進 健全な行政経営の推進 他自治体との広域連携の強化

重点事業

人口減少や少子高齢化が進んでも市民の誰もが暮らしやすく持続可能な社会を実現するため、本計画の後期5か年間で重点的・分野横断的に取り組むべき後期重点事業を次のとおり設定した。

- (1) 移住・定住・交流の推進
- (2) 子育てを応援し子どもたちを大事に育てるまちづくりの推進
- (3) より良い教育環境を目指した小中学校の再編
- (4) 互いに支え合う健康長寿のまちづくりの推進
- (5) 地域医療の核となる米沢市立病院の整備
- (6) 災害に強いまちづくりの推進
- (7) 米沢ブランド戦略の推進
- (8) 地域経済を支える中小企業の振興
- (9) 「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進
- (10) 東北中央自動車道インターチェンジ付近の土地利用
- (11) Society5.0の実現に向けた取組の推進
- (12) 健全財政の維持

2. 行財政改革

行財政改革への取組みの経過

本市の行財政改革については、昭和60年に第1次の行財政改革大綱を策定して以来、平成8年及び平成13年、さらには平成18年と過去4次にわたって大綱と実施計画を改定し、行財政改革に取り組んできた。

しかし、少子高齢化と人口減少社会の到来は、労働人口の減少や社会保障費を増加させるなど地域の財源をさらに縮小させ、また、地方自治の大きな潮流である地域主権の進展に伴い、住民に最も身近な地方自治体である市町村の役割がますます大きなものとなる中で、地域の自主性の確保は最も重要な課題になってきている。

こうした状況の下、現在だけでなく将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するためには、税収を上げるために地域産業の活性化を図ることと並行して、財政の健全化に努める必要がある。そのため市民と行政の協働によるまちづくりの推進や時代に即応した行政組織と行政サービスのあり方を再構築するなど、引き続き行財政改革をしっかりと進めが必要である。

このような考え方から、平成24年度から28年度までを計画期間とする「新米沢市行財政改革大綱」を策定し、「業務の適正化」、「組織機構と人事管理制度の見直し」、「財政運営の改革」の3つの柱を基本方針として定め、具体的な改革に取り組んできたところである。

平成29年度以降の本市における行財政改革については、平成28年度から令和2年度までを対象期間とする米沢市財政健全化計画（平成28年2月策定）が策定されたことを受け、財政運営の面については、当該計画に基づいて各施策を実施してきた。令和3年度からは健全財政の維持に向けた取組みを継続し、各種個別計画と連携を図りながら効果の好循環を目指していくとともに、「米沢市まちづくり総合計画（計画期間 平成28年度～令和7年度）」で隔年ごとに策定する「実施計画」の策定時において、各事務事業の見直しや検証を行い、本市の行財政改革を進めていく。

3. 情報システム

1 基幹系システム(住民記録、印鑑、税、福祉等業務)

住民情報を取り扱う基幹系システムについては、事務処理の効率化を目的として平成5年度から住民情報、税、国保資格等についてメインフレームによるオンラインシステムを導入した。その後はシステム運用の効率化と費用の削減を目的として、平成13年度から自序型クライアントサーバ方式に移行、平成22年度からクラウド方式に移行した。令和7年度からはガバメントクラウドに構築された標準化システムへ移行する予定となっているため、現在はその準備を行っている。

その他の業務についても、市民サービスの向上、業務の効率化等を目的としてシステムの導入を進めると共に、導入したシステムについては法改正等の対応を実施している。

加えて、老朽化したシステムについては、機器等の更新を順次実施している。

また、社会保障・税番号制度の施行に伴い平成26年度から既存システムの改修及び団体内統合宛名システム等の整備を進め、平成29年7月から他市町村等との情報連携を行っており、令和3年度には番号連携システムの更新を行っている。

近隣市町との共同アウトソーシングにも取り組んでおり、現在のところ人事給与システム、生活保護システム、下水道受益者負担金システムを共同利用している。

2 事務支援系システム

社会保障・税番号制度の情報連携実施に当たり、総務省では事務支援系システムのセキュリティ対策について抜本的に見直しを行う必要があるとして全国の自治体へセキュリティ強化対策に関する通知を行い、これにより自治体の事務支援系システムについては、総合行政ネットワーク及び都道府県が整備する情報セキュリティクラウドで運用されることになった。本市では平成28年度に情報セキュリティ強化対策としてセキュリティシステムの導入及びネットワークの整備を行い、平成29年度に山形県が整備・運用する情報セキュリティクラウドへの接続を行い運用を開始した。令和4年度には、東北6県と新潟県が整備・運用する新たな情報セキュリティクラウドへ移行した。

また、システムの安定運用とセキュリティの確保を目的として、稼動から一定年数を経過したパソコンコンピュータやシステムの更新を順次実施している。

3 公式ホームページ

公式ホームページについては、平成11年1月に開設し、各種行政情報等の発信を行っている。

平成14年度に携帯電話用ホームページの開設、平成15年度にホームページ内検索やごみの分別検索機能及び市民バスのナビ機能を追加したほか、平成18年度にトップページのリニューアルを行うとともに、有料広告の掲載を開始した。さらに、情報ネットワーク基盤の拡充や機器類の機能が大幅に向上了ことで、以前にも増して大量の情報を即時発信する機能強化が求められていたことから、平成23年度にコンテンツ管理システムを新たに導入し対応した。また、近年の公式ホームページの運用において、ホームページデザインの統一、目的の情報を見つけやすいページ構成及び多様化するデバイスへの対応など改善すべき事項があったため、平成30年4月にコンテンツ管理システムの更新に合わせてホームページのリニューアルを行い、これらの課題を解消した。令和5年度に防災対策・セキュリティ強化の観点からサーバを庁舎内に設置せずクラウドサーバ化したほか、障害者差別解消法で定められるウェブアクセシビリティ確保のためJIS X 8341-3:2016に対応したホームページにリニューアルした。

4 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利活用

自治体の情報発信ツールとして広く普及したSNSについては、平成26年2月に公式Facebook、平成30年2月に公式YouTubeチャンネル、令和2年7月に公式X及び公式LINE、令和3年4月に広報よねざわInstagramを開設、令和4年9月に公式LINEの機能強化を行った。

SNSの特徴である情報拡散能力の高さを生かし、本市の市政情報やイベント情報などを発信するとともに、災害などの緊急時の情報伝達手段として活用している。

5 電子自治体への対応

電子自治体への対応については、平成14年8月に住民基本台帳ネットワーク、平成15年4月に総合行政ネットワークの運用を開始したほか、平成16年1月にこれらのネットワークを活用し公的個人認証サービスの提供を開始した。

また、平成19年3月に山形県及び県内全市町村と共同で電子申請システムを構築し運用を開始した。以降3年ごとに更新を行い、現在は令和6年1月更新版のシステムを運用中である。このほか、令和4年度には電子契約システムを、令和5年度には施設予約システムを本市単独で導入し運用を開始した。

さらに、平成23年度から地方税電子申告システムの運用を開始し、ICTの活用による住民サービスの向上と行政事務の効率化に努めている。

4. 土地利用対策

県が定める第5次山形県国土利用計画（令和2年度に更新）では、本市を含む県全体において、現状の土地利用状況を大きく変更しない方向性を掲げ、適正な土地利用を目指すこととしている。

このようなことから、本市では、山形県国土利用計画の方針に則って、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発を防ぐために、土地取引に係る届出書の確認などを行っている。

土地売買等届出件数

年度	届出件数 (件)
令和2年度	21
令和3年度	38
令和4年度	38
令和5年度	71
令和6年度	41

届出が必要な土地取引の面積
・都市計画区域内5,000m²以上
・都市計画区域外10,000m²以上

5. 学園都市

本市には、国立大学法人山形大学工学部、山形県公立大学法人山形県立米沢栄養大学、山形県公立大学法人山形県立米沢女子短期大学の3つの高等教育機関が立地しており、3大学合わせて3,500人ほどの学生が米沢で生活している。人口規模7.6万人前後の都市に3つの大学が立地している例は全国的にも少なく、本市の大きな特色のひとつとなっている。

平成6年に、山形大学工学部及び米沢女子短期大学の発展や、地域と大学との連携・交流促進などを目的とし、米沢市や米沢商工会議所をはじめとした官民の諸団体によって「学園都市推進協議会」が設立されて以来、全国から集まる学生が生活しやすい活気あふれる学園都市を目指し、本市の特色を活かした様々な活動が行われてきた。

令和6年度に学園都市推進協議会が実施した主な事業は次のとおりである。

- 1 学園都市米沢として発展させるための支援
 - ・「地域×学生フォーラム」の開催による啓発活動
- 2 地域と大学相互の理解を深めるための広報PR活動の継続展開
 - ・学生向けポータルサイト「ウェルカム米沢インフォメーション」の運営
 - ・動画コンテンツ「よねざわ学生channel」による情報発信
 - ・3大学のオープンキャンパス情報等の広報支援
- 3 地域と大学との交流推進
 - ・小学生対象の科学実験教室「モバイルキッズケミラボ2024」開催への支援
 - ・市民対象の公開講座「米沢市民カレッジ」の開講
 - ・学生向けバスツアー「米沢オモシロ調査隊」及び「冬の米沢満喫ツアー」の開催
 - ・JR米沢駅へ新入生等歓迎のポスター掲出
 - ・街中における学生の活動拠点「まちなかBASE（通称：まちBA）」の運用
 - ・米沢牛丼提供事業
- 4 学術面・行事面などにおける支援協力と連携
 - ・学会及び研究会開催等への支援
 - ・学生課外活動への支援
 - ・3大学卒業生へ卒業記念品のプレゼント

各大学の学科及び学生、教職員・事務局員数		令和7年5月1日現在
区分	学科名	人 数
国立大学法人 山形大学工学部	高分子・有機材料工学科、化学・バイオ工学科、情報・エレクトロニクス学科、機械システム工学科、建築・デザイン学科、システム創成工学科 以上6学科	2,124人 (システム創成工学科以外5学科の1年生628人を除く)
	大学院	807人 (数理情報システム専攻のうち小白川キャンパスを主な履修地とする4人を除く)
	教員・事務局職員	360人
山形県公立大学法人 山形県立米沢栄養大学	健康栄養学科 以上1学科	180人
	大学院	3人
	教員	20人 (米沢女子短期大学との兼務を含む)
山形県公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学	国語国文学科、英語英文学科、日本史学科、社会情報学科 以上4学科	450人
	教員	31人 (米沢栄養大学との兼務を含む)
米沢栄養大学・米沢女子短期大学共通	事務局職員	29人

6. 中心市街地活性化

本市の中心市街地は、米沢市市民文化会館、ナセBA（図書館、よねざわ市民ギャラリー）及び座の文化伝承館や多くの観光客が訪れる伝国の杜（米沢市上杉博物館、置賜文化ホール）等多くの文化施設が集積しているとともに、JR米沢駅及び民間事業者のバス待合所等の公共交通施設が設置されており、これらの施設を拠点として、市内の主要施設を回る循環バスや民間バスが運行されている。また、桐町、たつまち、米沢駅前等多くの商店街が形成されている。

その一方で、本市の中心市街地の現状については、昭和40年代以降、公共施設が郊外に移転するとともに、昭和60年代に入り、車社会の浸透に伴いロードサイド型の店舗が郊外に進出してきたこと及び中心部の大型小売店舗の撤退が相次いだことなどに加えて、消費者ニーズの多様化からその活力や求心力が低下したことなどが重なり、空洞化が進行している状況となっている。

こうした中心市街地の空洞化は、まち全体の活力にも影響を与える課題であり、さらには、人口減少、少子高齢化社会の課題に対応するためにも、これまでの拡散型のまちづくりから、多くの人にとって暮らしやすい、様々な都市機能が集積する密度の高いコンパクトなまちづくりを目指していく必要がある。

中心市街地活性化に関する取組

1 計画の策定・推進

(1) 中心市街地活性化基本計画

本市では、中心市街地の課題及び人口減少、少子高齢化社会への対応を見据え、コンパクトなまちの形成を目指していくために、中心市街地の活性化を重要かつ喫緊の課題と捉え、平成23年度を初年度とする米沢市まちづくり総合計画の後期基本計画において、コンパクトなまちづくりを後期重点プロジェクトに掲げ推進していくとともに、中心市街地の活性化のための施策や事業を総合的に推進し、市民、民間事業者、行政が一体となって活性化に取り組んでいくための指針となる米沢市中心市街地活性化基本計画を策定している。

平成23年度から10年間を計画期間とした基本計画が令和2年度で期間を終えたことで、今後は立地適正化計画の考え方を軸に、取組を進める。

(2) 立地適正化計画

立地適正化計画は、市民が安心できる健康で快適な生活環境を実現するため、都市構造の見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の維持・誘導、それらと連携した持続可能な公共交通などについての基本方針を示し、持続可能な都市経営の実現を目指すため、令和2年12月に都市計画マスターplanの一部として策定している。

都市機能誘導区域を設定し、市街地や周辺地域との交通利便性が高い地域で様々な都市機能が集積し、市民の暮らしを支えることが持続的に可能な拠点の形成を図る。

2 都市再生整備計画事業

(1) 平成22年度～平成27年度

本市の都市再生整備計画は、市民のスポーツ・文化交流と地域コミュニティ活動の促進及び中心市街地に集積する歴史・観光資源を活かした市民・観光客のまちなか歩きの促進を図るとともに、市道の整備改善及び循環バス路線の新規運行等による公共交通機能の利便性の向上を図ることによって、交流型コミュニティを構築し、中心市街地の賑わい再生を目指すことを目的として、平成22年に策定している。

本計画により、国の社会資本整備総合交付金制度を活用して、ナセBAや中部コミュニティセンター、西條天満公園などの交流拠点の整備を中心にまちづくりを行い、平成27年度で全ての事業を完了している。

(2) 令和3年度～令和7年度

市街地中心部に立地し、拠点機能を担う公共施設の老朽化が進む現状を踏まえ、これを郊外に移転させることなく、施設によってはその機能を一層高める形で維持・更新していくことが必要なことから、都市構造の再編を図るため、令和3年度から5年間を計画期間とする都市再生整備計画を策定している。

本計画により、医療機能の再編・ネットワーク化を促進した医療拠点の確立、また、子育て応援施設を整備することによる子育て支援拠点の確立、さらには、市街地中心部の公共・公益サービスを円滑に活用するため、道路整備によるアクセスの向上を図る。

3 脳わいづくりに関する事業

都市再生整備計画事業で整備した施設を活用した脳わいづくりを行うため、中心市街地活性化協議会を中心に、以下の事業を行っている。

(1) 連携事業

①まち育てミーティング（～令和4年度）

学生を中心に、自分たちがやってみたいことを提案し合いながら、実施に向けて検討を行った。西條天満公園やナセBA周辺の花植え等の環境美化活動である「まちきれいプロジェクト」や小中学生を対象とした夏休み期間イベント「ナセBAで過ごす夏休み」、まちなかの飲食店を紹介する「ランチマップ」の作成などを企画し実施した。

②社会実験等

モンテディオ山形などと連携事業を行い本市内外の人をまちなかへ誘導し脳わうモデル的な取組を行っている。

(2) まちなか脳わいイベント支援事業費補助金

まちなかで開催する脳わいづくりのイベントに対して、事業費の補助を行うもの。事業費の3分の2または500千円のいずれか低い額を上限に支援している。

(3) まち育てワークショップ（～令和3年度）

商業者を中心に、まちなかでの脳わいを創出するための社会実験の実施に向けて話し合いを行った。先進地の視察を経て、令和3年度からは、当ワークショップから生まれたマルシェが開催され、まちなかにおける定期的な脳わい創出に寄与している。

7. 公共交通

1) 米沢市地域公共交通計画

米沢市地域公共交通計画とは、米沢市まちづくり総合計画が目指す将来像の実現に資する公共交通の構築を目的に、“公共交通のあるべき姿”を示し、かつ、その実現に向けて公共交通の具体的な取り組みやその進め方などを定めた計画で、令和3年度に策定（計画期間：令和4年度から令和8年度までの5か年）した。

令和4年度からは、米沢市地域公共交通計画に定めた5つのプロジェクトを推進し、公共交通の利便性向上や効率化、利用者の拡大に向けて取り組んでいる。

〔計画の概要〕

1. 基本的な方針
多様な世代・主体の活発な交流を“促し”、日々の活動に“選ばれる”公共交通
2. 基本目標
目標1 市街地における公共交通の利便性の向上 ・学園都市として学生の通学時や日々の活動等における利便性を向上 ・市街地内の主要な拠点や観光拠点への回遊性を向上
目標2 市内各地域における公共交通の利便性の維持・向上 ・周辺部と市街地のネットワークは地域特性に応じた持続性の高い手法を選択 ・観光施策等との連携等も含めた観光二次交通の適切な確保
目標3 圏域連携・都市間連携・事業者間連携の維持・活性化 ・鉄道等と市内の公共交通（路線バス・市民バス等）との接続性の向上による一体性の強化 ・交通事業者に加え、異なる分野の事業者とも有機的に連携したシームレスな利用環境の構築
目標4 公共交通の利用しやすさ・わかりやすさの向上 ・学生や高齢者、障がい者、観光客など、誰もが利用しやすい環境の構築 ・適切な方法・タイミング等での利用者への情報提供と利用データの活用による利便性の向上
目標5 生活の基盤となる公共交通の持続性の向上 ・地域との協働等による、きめ細かな交通手段の構築 ・交通事業者の体制維持や既存の交通資源の活用などによる公共交通の担い手の確保・維持
3. 目標達成に向けたプロジェクト及び重点事業
1. 市街地の魅力向上プロジェクト ①市街地循環路線の再編・見直し ②米沢駅の誘導サイン等の改善 ③ナセBAの交通拠点としての機能強化
2. 市街地へのアクセス性確保プロジェクト ①郊外部の路線バスの再編・見直し ②運行方法・交通モード等の見直し
3. 広域連携強化プロジェクト ①鉄道等との接続性向上 ②維持・管理に要する財源の確保 ③奥羽新幹線の整備と米沢・福島間トンネル整備の早期実現
4. 利用しやすさ・わかりやすさ改善プロジェクト ①運賃制度の見直し ②バス待ち環境の改善 ③運行情報の公表（オープンデータ）・更新 ④総合的な公共交通マップ・時刻表の作成
5. 公共交通の基盤固めプロジェクト ①ICカードの活用 ②バスの乗り方教室の実施 ③地域主体の交通サービスの導入等の支援 ④企業や免許返納者に対する利用促進策の展開

2) 公共交通の運行実績

市民バス

交通の確保を図り、市民福祉の向上に寄与するため、市民バスを運行している。

万世線は、市街地と万世地区を結ぶ廃止代替路線として平成10年4月1日から運行を開始した。市街地循環路線は、市民ニーズの高まりもあり、平成13年9月16日から運行を開始した。

なお、万世線と同じく廃止代替路線として運行していた関根線と田沢線については、乗合タクシーへ移行した。

運行実績

区分	万世線		市街地循環路線			使用料収入 (千円)	
	利用者数 (人)	使用料収入 (千円)	利用者数(人)		合計		
			右回り	左回り			
令和2年度	19,260	3,951	34,097	31,580	65,677	11,517	
令和3年度	19,827	3,965	35,888	33,416	69,304	12,090	
令和4年度	21,335	4,323	46,836	43,125	89,961	18,125	
令和5年度	20,603	4,217	51,340	44,960	96,300	18,111	
令和6年度	27,362	6,121	53,088	50,248	103,336	18,037	

学園都市線（旧米沢市街地循環バス南回り路線）

交通空白地域であった南部地区の交通弱者支援や米沢女子短期大学学生の生活路線の拡充等を目的として、平成23年12月5日から運行を開始した。米沢市街地循環バス南回り路線の見直しを行い、令和6年度から学園都市線として運行を開始した。

運行実績

区分	利用者数(人)			運賃収入 (千円)
	右回り	左回り	合計	
令和2年度	11,067	9,365	20,432	4,007
令和3年度	12,528	10,746	23,274	4,479
令和4年度	14,256	12,338	26,594	5,212
令和5年度	15,572	13,555	29,127	5,586
令和6年度			48,163	8,572

※学園都市線は右回り・左回りなし

乗合タクシー

山上地区は、市民バス廃止代替路線からの移行で、平成26年11月4日から運行を開始した。田沢地区は、山上地区同様に市民バス廃止代替路線からの移行で、平成28年4月1日から運行を開始した。広幡地区は、交通空白地域の解消を目的として平成30年4月1日から運行を開始した。六郷地区は、山交バス小松線の廃止に伴う代替交通として、令和5年4月1日から運行を開始した。南原地区・三沢地区は、山交バス白布温泉線と小野川線の統合に伴う見直しにより、令和6年4月1日から運行を開始した。上郷地区は、山交バス上郷線の廃止に伴う代替交通として、令和7年1月6日から運行を開始した。

運行実績

区分	山上地区		田沢地区		広幡地区		六郷地区	
	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)
令和2年度	5,937	1,945	1,711	1,063	762	319		
令和3年度	15,274	3,815	2,069	1,240	814	335		
令和4年度	4,081	1,959	2,244	1,122	875	368		
令和5年度	4,359	2,105	2,645	1,687	894	367	479	187
令和6年度	4,300	2,455	2,310	1,607	1,332	567	716	286

区分	南原地区		三沢地区		上郷地区	
	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)	利用者数 (人)	運賃収入 (千円)
令和2年度						
令和3年度						
令和4年度						
令和5年度						
令和6年度	3,197	1,469	1,405	1,360	426	221

※令和3年度の山上地区については、松川小学校への通学に利用することとなったため、利用者数・運賃収入ともに増加した。

民間バス路線への運行支援

生活交通の確保を目的として山交バス㈱の路線を維持するため、当該バス路線の赤字分を市が補助している。令和2年3月31日に高畠線が廃止となり、同年4月1日から上郷線の運行を開始したが、令和7年12月27日に廃止となった。令和5年3月31日に小松線が廃止となった。令和6年4月1日から白布温泉線と小野川線を統合し、白布小野川線として運行を開始した。

補助実績

単位：千円

路線名	白布温泉線	小野川線	白布小野川線	小松線	高畠線	上郷線	窪田線	糠野目線	合計
令和2年度	17,432	6,943		5,231	2,622	2,808	4,776	98	39,910
令和3年度	20,226	8,328		5,611		5,836	5,069	261	45,331
令和4年度	19,415	8,403		5,386		5,443	4,775	206	43,628
令和5年度	19,844	8,672		2,880		5,568	5,203	377	42,544
令和6年度	9,379	3,493	33,494			5,606	5,243	434	57,649

8. 国際交流

国際交流の推進

交流体制の強化

1 義務教育における国際理解教育の推進

(1) 外国語教育充実事業

外国人英語講師4名を市内小・中学校に配置し、外国語及び外国語活動の指導を通して、異文化理解、国際理解に対する意識向上を図っている。

2 海外派遣研修などによる国際化に対応できる人材の育成

(1) イングリッシュ・デイキャンプ（中・高校生対象）

外国人の国際交流員、留学生等との間で、原則英語のみを使用しカードゲームや自分のお気に入りの本を紹介し合うなどの「模擬留学体験イベント」を実施し、中・高校生の英会話能力の向上と国際交流・国際理解の促進を図っている。

(2) 姉妹都市交流短期交換留学生事業（負担金 500,000円）

米沢市・モーゼスレイク市短期交換留学生事業実行委員会に対して負担金を交付し、姉妹都市であるモーゼスレイク市と本市の高校生の短期交換留学生事業を令和6年度に再開した。

3 米沢市国際交流協会等の国際交流諸団体との連携

4 国際交流諸団体の活動に対する支援

(1) 米沢市国際交流協会（補助金 7,000,000円）

在住外国人への生活支援活動、市民に対する異文化交流事業を行うことで、市民の多文化共生に関する意識の啓発や醸成を図る協会へ補助金を交付している。

(2) 米沢・モーゼスレイク友好親善協会（負担金 100,000円）

姉妹都市であるモーゼスレイク市との交流活動に対し負担金を交付している。

外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

1 日本語の学習に対する支援

海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒のうち、学校生活を送るうえで日本語の能力が十分でない児童生徒に対し、小中学校・教育委員会・米沢市国際交流協会などの関係機関が連携し、積極的な情報交換を行いながら、日本語等指導補助員による日本語等の指導を実施している。

2 生活相談体制の強化

米沢市国際交流協会に在住外国人からの生活相談窓口を開設。併せて、外国語専用電話（英語・中国語）を継続して設置している。

3 外国語による生活関連情報提供の充実(在住外国人支援事業)

在住外国人向けに、広報よねざわのダイジェスト版として、情報誌「YONEZAWAJIN」（英語、中国語）をSNSや米沢市ホームページで定期的に発信している。また、「ゴミ分別表」（英語、韓国語、中国語、ベトナム語）を発行、配付し、ゴミの分け方・出し方をイラスト入りでわかりやすく説明しているほか、米沢での生活ガイドとして「米沢リビングガイド」（英語、韓国語、中国語、ベトナム語）や「米沢 冬の暮らしかた情報」（英語、中国語、韓国語）を作成し配付している。

4 公共標識・表示や観光パンフレットなどへの外国語併記の推進

国際交流員の配置

地域の国際化などを目的とした「語学指導を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）を活用し、国際交流員（CIR）2名を配置している。地域の国際交流関連事業の参画に加え、学校や地域団体等への出前講座などを通じて市民の国際交流、多文化理解の推進を図っている。

9. 姉妹都市等

1. 姉妹都市

ブラジル連邦共和国 サンパウロ州タウバテ市

提 携 年 月 日 昭和49年1月28日

提 携 の 経 過

本市に工場を持つ田村電機製作所（現：サクサ株式会社）がタウバテ市に工場を進出した機縁で昭和48年5月にタウバテ市長夫妻らが来市、その際に姉妹都市提携の申し入れがあった。

古い歴史と米を中心とした農業、新しい開発要素としての工場誘致、特にタウバテ市の生糸と本市の絹織物など、両市とも都市的性格が非常に似かよっており、また、タウバテ市には2千人の日本人移民が居住し、当時、田村電機のほか天童木工が進出するなど、本県との結びつきもあることなどから、昭和48年11月の市議会で提携が可決され、昭和49年1月28日タウバテ市で調印、7月25日にミルトン・タウバテ市長らが来市され、本市での調印が行われた。

タウバテ市は、大西洋亜熱帯に属するブラジル連邦共和国サンパウロ州の広大な盆地の一つに位置し、面積は625km²でサンパウロ市から123km、リオ・デ・ジャネイロ市から280kmの距離にある。人口は約32万人で、総合大学や各種の専門学校をもつ教育都市であり、歴史も古く著名なサンフランシスコ・デ・シャガス寺院がある。また、タウバテ市はサンパウロ州における大工業地帯の一つで、木製工芸品、抽出工業、建設機械、金属加工、ボタン、食品加工、アマゾン産ジュート麻、製糸紡織、その他無数の工場が存在している。特に近年では、企業・工場誘致を推進しており、フォードやフォルクスワーゲンなど世界的企業が参入し、工業都市として経済的発展をとげている。主要鉱物資源では白雲石の採掘が目立ち、また鉱水の生産額も大きい。豊沃な地域に位置するため農業も盛んで、各種農産物のうち米が首位を占めている。牧畜では牛が高位を占めている。なお、この地区の創設は1645年で、1864年の地方法第5号で市に昇格した。

宮崎県児湯郡高鍋町

提 携 年 月 日 昭和56年4月27日

提 携 の 経 過

高鍋町と本市との交流が急速に高まったのは、昭和43年5月高鍋町長が本市に公式訪問されたときからである。第7代高鍋藩主秋月種茂の実弟である治憲が、第8代米沢藩主上杉重定の養子となり、第9代米沢藩主上杉治憲（後の鷹山）であるとの縁から市民間の交流が盛んになった。昭和52年には、米沢松岬ライオンズクラブと高鍋ライオンズクラブとの姉妹クラブ提携をはじめ、米沢、高鍋両信用金庫間の交流が始まり、昭和54年3月米沢温故会としての交流も開始された。また、昭和54年からは高鍋町長、町議会議長などが毎年本市を訪れ、本市からも訪問するなど交流を深めてきた。このような背景の中で高鍋町は本市との姉妹都市提携のための懇話会を開き、昭和55年12月9日の高鍋町議会で提携が可決された。同年12月10日に高鍋町助役が来市され、提携の申し入れがあったことから、昭和56年3月の本市議会で提携が可決され、本市に高鍋町長、町議会議長らを迎えて、同年4月27日に調印が行われた。

高鍋町は、宮崎県のほぼ中央部海岸沿いに位置し、秋月家3万石の城下町としての歴史を持つ「歴史と文教の町」である。人口は約1万8千人。雪のない地方だけに、早出し野菜、果樹、茶、畜産、天然カキなどが盛んで、工業では食料品、家具、土石製品が盛んである。

高鍋町は、天正15年から明治維新まで秋月氏が藩主であったことから、米沢藩の窮乏を建て直し、産業、教育を興した治憲（鷹山）の治績は、兄の秋月種茂の治績と共に讃えられ、今に語りつがれている。他に、社会福祉事業の先駆者で、「孤児の父」と言われる石井十次を輩出している。

アメリカ合衆国ワシントン州 モーゼスレイク市

提 携 年 月 日 昭和56年5月1日

提 携 の 経 過

モーゼスレイク市と本市との交流は1974年（昭和49年）以降、両市のロータリークラブ、ライオンズクラブさらに商工会議所、農業団体が民間の友好交流を深め、訪問したのが始まりである。昭和55年12月に米沢モーゼスレイク友好親善協会が結成され、また、モーゼスレイク市からも昭和54年から3年間続けて市長、商工会議所会頭、姉妹都市委員会委員長、ミス・モーゼスレイクらが上杉まつりの時期に来訪され、上杉行列に特別参加して市民に親しくあいさつするなど、まつりに花を添えていただいた。さらにモーゼスレイク市においては、市内の街路を「ヨネザワ大通り」と命名するなど、次第に姉妹都市提携の市民意識も高まり、昭和56年3月の本市議会で提携が可決され、モーゼスレイク市長をはじめコロンビア盆地日米協会理事、姉妹都市委員会顧問、ミス・モーゼスレイクを迎える同年5月1日に本市で調印が行われた。

モーゼスレイク市は、シアトル市（ワシントン州の州都）の東290kmの地点にあり、コロンビア盆地運河流域の灌がい事業（区）の中心地であり、人口は約2万6千人。モーゼスレイクという名前はイスラエル人の指導者モーゼの“勇気と力と叡智”にちなんで名付けられたといわれ、1938年（昭和13年）に市として誕生、1952年（昭和27年）には、灌がい土木工事としてコロンビア盆地の運河から水が引かれて、砂漠の町がオアシスの如く緑の地と化した。恵まれた自然環境の中で“空気と太陽と土地と水と人間”という結びつきがこの土地に命を与え、豊沃な農業都市として発展し、農産物はじゃがいも、とうもろこし、砂糖大根、タマネギ、小麦、果樹、家畜飼料の生産が盛んである。また、1968年（昭和43年）に日本航空の乗務員のトレーニングセンターが開設され、機長、副操縦士等の養成が行われていた（平成21年3月閉鎖）。

新潟県上越市

提 携 年 月 日 昭和56年10月7日

提 携 の 経 過

上越市は、上杉謙信出生の地で、以来400年余にわたる地縁、血縁と長い歳月の中で、両市民の多くがお互いの心に絆を持ち合わせている。昭和53年9月15・16日の両日、本市において開催された謙信公400年祭を契機に、米沢温故会と上越市の春日山城上杉謙信公家臣会の交流が盛んとなり、続いて昭和54年4月28日には、米沢中央ライオンズクラブと上越中央ライオンズクラブが姉妹クラブの提携を行い、以後親交が深められている。このような背景の中で昭和56年3月の本市議会において、姉妹都市の提携が可決され、昭和56年10月7日上越市で調印が行われた。

上越市は、新潟県の南西部、高田平野の中心に位置し、北陸新幹線、JR信越本線並びにえちごトキめき鉄道各線、北陸自動車道、上越自動車道、重要港湾である直江津港を有し、各種交通の要衝である。また上越市は県南有数の穀倉地帯で、古代より政治・経済・文化の中心地として栄えてきた歴史的背景から、数多くの名所・旧跡を有している。昭和46年4月雪の都といわれた旧高田市と臨海工業地帯であった旧直江津市とが合併し、さらに平成17年1月には周辺13町村と合併を行い、人口約19万人となつた上越市は、平成19年4月1日に特例市の指定を受けた。

沖縄県沖縄市

提携年月日 平成6年4月1日

提携の経過

沖縄市との交流は、古くは明治14年、米沢藩最後の藩主、上杉茂憲が第2代の沖縄県令に就任して以来、沖縄の建築・文化を調査し「琉球紀行」を著した伊東忠太氏、沖縄県立第二高等女学校校長として女子教育に尽力された千喜良英之助氏、さらには沖縄の織物・染色を研究した田中俊雄氏など本市出身の幾多の先達が交流を展開してきた。

その後、昭和49年に、沖縄市在住の上原清善氏が、本市塩井町出身の戦友の遺骨を収集、遺族に引渡したのを機縁に、昭和57年からは市議会議員間の交流が始まり、さらに昭和60年には、上原氏から沖縄少年交流基金が寄付され、翌昭和61年から両市小学生の親善訪問交流が開始された。また、平成元年には、米沢市制100周年記念式典に沖縄市長を招待するなど、両市行政間の交流も深まってきた。

こうした各般の親善交流が進展する中、姉妹都市提携への機運が高まり、平成6年3月、両市の市議会において、姉妹都市提携が議決され、同年4月1日、市制施行20周年を迎えた沖縄市において、姉妹都市提携盟約書の調印が行われた。さらに、同年5月20日には、本市において、その盟約を基に友好親善の絆をより一層深め合い、姉妹都市交流の理念実現を誓い合う姉妹都市提携共同宣言式が挙行された。

沖縄市は、沖縄本島の中部に位置し、那覇空港から車で約40分の距離にあり、例年の平均気温が摂氏22度と四季を通じて暖かく、色彩豊かな熱帯植物が咲き競っている。昭和49年4月1日に旧コザ市と美里村が合併し、新生「沖縄市」が誕生した。市の総面積は49.72km²、人口約14万人を擁す沖縄中部圏の中核都市で、外国人が数多く住んでおり、国際的な生活習慣、言語、文化の交流により国際色豊かな異国情緒あふれる都市である。また、勇壮華麗な郷土芸能も盛んで、豊富な文化財と伝統的な民芸品の宝庫である沖縄中部地域の中心都市となっている。

愛知県東海市

提携年月日 平成12年10月20日

提携の経過

東海市は、上杉鷹山の師である細井平洲の出生地として本市と歴史的な縁を持っている。

市民相互の交流は、昭和59年の上杉まつりで東海市の民謡（踊）保存会が「如来山人」の踊りを披露したことを契機に、関根地区の敬師の里ふるさと踊り愛好会との間で、東海市の平洲祭と本市の鷹山公まつりへの相互訪問へと発展してきた。また、平成元年には両市の青年会議所が姉妹青年会議所の盟約を締結し、平成11年には米沢松岬ライオンズクラブと東海ライオンズクラブが友好クラブの提携を結んだ。こうした市民レベルの交流が進む中、両市議会による相互の行政視察交流も活発化し、さらには、平洲サミットや東海市市制30周年記念式典に米沢市長が訪問するなど行政レベルでも交流が行われることとなつた。

各界各層にわたる交流が進展する中、平成12年に東海市が細井平洲没後200年祭を、平成13年には本市で上杉鷹山生誕250年祭を開催するなど、それぞれの市が歴史的に大きな節目を迎えることから、両市の友好関係を明確に位置付け、今後の市勢の発展と市民福祉の向上に資するため姉妹都市提携の盟約を締結しようという機運が高まり、平成12年9月5日に本市議会で、また、同年9月18日に東海市議会で、それぞれ姉妹都市の提携が可決され、同年10月20日に東海市で姉妹都市提携の調印式が行われた。

東海市は、愛知県知多半島の西北部に位置し、西は伊勢湾、北は名古屋市に隣接する。東西8.06km、南北10.97kmで面積は43.43km²、人口は約11万人。昭和44年4月1日に上野町と横須賀町が合併して「東海市」が誕生し、令和元年に市制施行50周年を迎えた。産業面では、臨海部は埋立てによる名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成し中部圏最大の鉄鋼基地となっている。特産品としては、ふき、洋ラン、玉ねぎなどが有名である。

2. 歴史親善友好都市

新潟県南魚沼市

提 携 年 月 日 昭和61年9月1日

提 携 の 経 過

南魚沼市（旧六日町）は、初代米沢藩主の上杉景勝並びに重臣である直江兼続の生誕の地である。景勝は、会津藩主を経て米沢藩主となつたが、同行した武士の多くは現在の旧六日町、つまり上田を生誕の地としていた武将である。

しかしながら、実際には上田から、会津さらに米沢へと移る中で武士の地縁血縁者が全て同行したわけではなく、兄弟の一部が上田に残住したといわれており、それは本市と旧六日町には同じ姓が多いことからもうかがえる。旧六日町では、昭和59年10月、本市との親善都市締結促進六日町議員連盟が結成され、昭和60年3月には、町議会において歴史親善友好都市の促進方が決議された。

本市においては、以前から郷土史関係団体を中心として交流が活発になされ、昭和60年3月の市議会において米沢直江会から請願のあった「六日町との歴史親善友好都市締結に関して」については、全会一致で採択された。

このように、本市と旧六日町との歴史的背景を重要視し、両市町の交流を通じて親善友好を更に深め、両市町の発展を期すため昭和61年6月の両市町議会において、歴史親善友好都市提携が可決され、同年9月1日旧六日町において調印が行われた。

旧六日町は昭和31年町制施行に際して1町3村が合併して町制を施行、平成16年11月には六日町と隣接する大和町と合併し南魚沼市が誕生し、その後平成17年10月には塩沢町と合併し、新生「南魚沼市」となった。人口は約5万4千人。

南魚沼市は、新潟県の南部に位置し、交通の要衝であり南魚沼郡における政治・経済・文化の中心地である。清流魚野川が流れ、この両岸の平坦地からは肥沃な植壌土質地帯で新潟県随一の良質米である「魚沼米」コシヒカリが生産されている。また、温泉湧出、国道17号、ほくほく線、上越新幹線、関越自動車道の開通により関東圏域の玄関口として、発展を続けている。

3. 友好都市

愛知県西尾市

提 携 年 月 日 平成25年12月15日

提 携 の 経 過

本市は、上杉家と吉良家の「三重の縁」という歴史的つながりをもって、吉良藩の領地であった旧吉良町と平成16年から本格的に交流を開始した。なお「三重の縁」とは、第2代米沢藩主上杉定勝の娘・三姫（富子）が吉良上野介に嫁ぎ、その長男である綱憲が養子として第4代米沢藩主となり、さらにその綱憲の次男・義周が吉良家の養子となつた縁である。

平成22年9月、市民間の交流を更に深めるため、本市の市民団体「米沢・上杉吉良温故交流会」と旧吉良町の「吉良・米沢親善交流会」が親善交流協約を締結。東日本大震災の折には、旧吉良町民から多額の義援金を頂戴した。

平成23年4月1日、西尾市は旧吉良町を含む3町と合併。その後は、新西尾市との交流が一層進展し、互いの祭りに行政と市民団体がそれぞれ訪問し交流してきた。

平成25年6月、本市は西尾市と大規模災害時相互応援協定を締結。またこの年は、西尾市が市制施行60周年を迎える。本市においても合併前の旧吉良町との交流から10年目という節目を迎えたことから、両市の友好関係を明確に位置づけ、相互の理解と信頼の下、更なる友好を深めるとともに発展を期すため、同年12月15日に西尾市と友好都市提携の調印が行われた。

西尾市は、昭和28年に市制を施行。人口約17万人、面積161.22km²。西三河南部地域の中核的な都市として、自動車関連産業の発展とともに成長を続けてきた。一方で、日本有数の生産量を誇る抹茶（てん茶）やカーネーション、養殖ウナギ、アサリなど農水産物の生産拠点としても発展している。また、歴史的な史跡や名所が点在し、伝統的な祭りや芸能も多く伝えられているほか、三ヶ根山や三河湾に浮かぶ佐久島を含む一帯は、三河湾国定公園に指定され、風光明媚な名勝となっている。

10. 広報・広聴活動

1. 広報活動

広報誌を昭和27年4月28日に創刊し、令和7年度から月1回発行のうえ、市民に行政情報を提供している。また、LINEやX等のSNSを活用した情報発信を行っている。

平成23年度から市役所での手続きや窓口を1冊に収めた「くらしの便利帳」を発行している。

(1) 広報よねざわ	全世帯配布（令和6年度は毎月1日、15日発行。1回31,500部） 市ホームページへ掲載（PDF版・声の広報MP3版）
(2) 各種SNSによる情報発信	X、LINE、Facebook
(3) 庁内週報	市役所内部配布 毎週1回 A4版
(4) くらしの便利帳	全世帯配付
(5) 市勢要覧	令和3年度に新庁舎のオープンに合わせて最新版を発行した ホームページに掲載
(6) 広報委員会	年6回開催（委員8人）

2. 広聴活動

市長を囲む座談会を開催するなど、広く市民から意見を聞く機会の充実を図っている。

昭和57年度から、無料法律相談を開設し市民の困りごとの解決に当たっており、その他、多種多様な相談に対し、専門の相談窓口へ繋ぐなどの連携を図っている。

平成18年から「市長への手紙」を実施。市政全般にわたる市民の声を広く聴取し、施策へ反映するよう努めている。

(1) 市長を囲む座談会	16回	要望等件数86件
(2) 陳情要望	5件	
(3) 無料法律相談	111件	
(4) 市長への手紙	180件	

地区委員制度

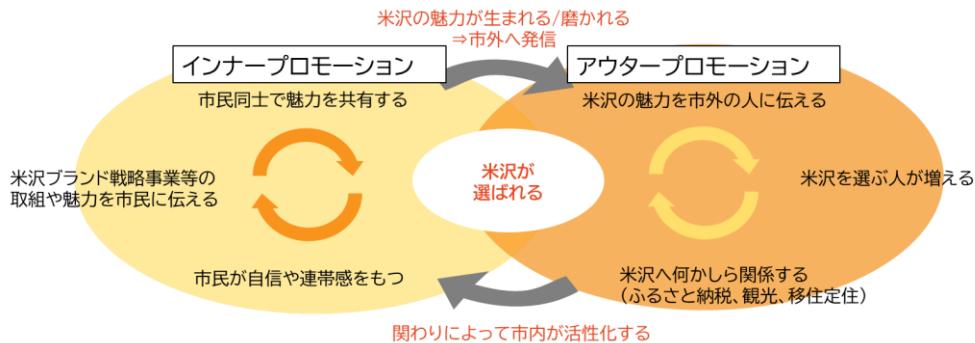
戦後、隣組からなる町内会制度が廃止され、本市ではこの町内単位に連絡員を置き、行政事務の周知等を依頼してきた。昭和32年4月、昭和30年までの合併により従来の連絡員制度を改め、米沢市地区委員制度を設け、地区の推薦により市長が委嘱する地区委員により市政事務の周知徹底と円滑化を図っている。また在職6年、10年の方及び14年以上在職し退任された方に感謝状を贈呈している。

地区委員数	452人（令和7年4月1日現在） 平均1人あたり62世帯を受け持っている
謝礼	均等割 全地区 地区委員1人あたり 年間 15,000円 戸数割 全地区 1世帯あたり 年間 800円
任期	2年
業務内容	(1) 市行政事務の周知徹底に関する事項 (2) まちづくりへの意見、要望等に関する事項 (3) その他市長が必要と認める事項

11. シティプロモーション

1. シティプロモーション戦略

本市の良好なイメージを形成するとともに、市内外へ効果的に発信することで認知度を向上させ、観光やふるさと納税、移住や定住等において選ばれるまちにするとともに、市民の郷土への愛情と誇りの醸成を図ることを目的として、令和6年度にシティプロモーション戦略を策定した。



(1) メインターゲット 20代～30代の若年層

(2) キャッチコピー 好きなこと、思いっきり米沢

(3) タグライン おいしいごはん×新しい経験×自然な暮らし
都心から2時間 あなただけの「好き」が見つかる

(4) 具体的な施策

①シティプロモーションサイトの開設

本市の多彩なまちの魅力を効果的に発信し、観光やふるさと納税、移住・定住促進、地域経済の活性化を図るための情報発信基盤として構築

②SNS (Instagram、X) による情報発信

各種SNSを使用し、本市の市政情報のほか、米沢で得られるワクワク感を伝えていく。



Instagram



X

③HPやSNSのアクセス分析と改善

ホームページやSNSのアクセス数、ユーザー属性などのデータを分析し、情報発信の最適化を図る。

④SNSへの参加促進

SNSでのハッシュタグキャンペーンやフォトコンテストの実施など、市民参加型の取組により、米沢の魅力の掘り起こしを行う。

⑤マスメディア、イベントの活用

マスメディアや各種イベントと連携することで情報発信力の最大化を図る。

12. 米沢ブランド戦略

1. 米沢ブランドアクション

- (1) 産品だけではなく、サービス・観光・文化・行政等、様々な分野での「挑戦と創造」を喚起し、米沢全体の付加価値を高めていく。
- (2) 様々な手法によって、多くの市民の理解・共有を促進し、市民と共に「米沢ブランド」を育てていく。
- (3) 市民が住み続けたいと思い、観光客の誘致や交流人口・移住等の拡大に繋がるような息が長く強い運動を推進していく。

【ブランドコンセプト】

鷹山公のDNA『挑戦と創造』の力で、次の米沢をつくる。

【ブランドスローガン】

挑戦と創造のあかし
米沢品質

【ブランドロゴ】



【米沢ブランド宣言／次の米沢へ「挑戦と創造」宣言／2018.11.2】

私たちは、米沢を将来もずっと活気あふれるまちにしていくために、米沢を愛した鷹山公から受け継ぐ、「なせばなる」の挑戦と創造の精神で、時代の課題に立ち向かい、米沢の未来を切り開いていきます。

私たちは、すべての米沢らしさを最大に生かして、一人一人が自ら行動し、米沢の明日を輝かせる新しい価値、「米沢品質」を生み出していくことに全力で取り組みます。

私たちは、市と市民が一体になったチームとして、米沢の産業・技術・サービスから、市民の住みやすさまで、米沢の全ての品質を磨きあげていくことを目指します。

私たちは、米沢の未来をつくるこの大きな挑戦と創造を、今日、いまこの場から一斉にスタートさせることを、米沢市と米沢市民を代表して、本日ここに、宣言いたします。

2. 米沢品質向上運動

様々な分野の「挑戦と創造」を持続的に向上させ、米沢全体のブランド価値を高める施策。

(1) TEAM NEXT YONEZAWA (略称: TNY)

米沢のブランディングに賛同し、米沢品質向上運動に参加するプレイヤー。米沢市内の企業・団体・個人であれば誰でも登録することができる。(令和7年3月31日現在: 244チーム登録)

(2) 米沢品質AWARD

米沢品質向上運動の中から生まれる「挑戦と創造」を究め、特に秀でた米沢品質を有する商品やサービス等に対する顕彰制度。

令和元年度は27チームから28件の申請があり5件を選出した。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、米沢品質AWARDの実施を見送った。

令和3年度は15チームから16件の申請があり4件を選出した。

令和4年度は9チームから9件の申請があり3件を選出した。

令和5年度は7チームから7件の申請があり5件を選出した。

令和6年度は9チームから9件の申請があり4件を選出した。

年度	申請者	申請内容
令和元年度	鈴の宿 登府屋旅館	車椅子でもラクラクのバリアフリーな温泉と落語を楽しめる宿
	株式会社米澤佐藤畜産	自社牧場産米沢牛
	株式会社ベジア	鷹山秘伝豆のジェラート
	株式会社ゆきんこ WORK at ART事業部	雪割納豆 かんざり入り
	アルス株式会社	木製サッシ 夢まど
令和2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	
令和3年度	道の駅米沢	米沢牛オーダーカットステーキ、米沢牛刺身
	NPO法人青空保育たけの子	子どもの眼の輝きを取り戻す野外保育
	株式会社ニューテックシンセイ	もくロック（木製ブロック）
	株式会社nitorito	nitorito 米沢織を使用したストール
令和4年度	三井屋工業株式会社 東北事業部	米沢発！中小企業のスマートファクトリー
	株式会社米沢稔りの会	米沢上杉藉田米
	株式会社シルキーリビング	羽毛ふとんゼオテックス・リリフォーム
令和5年度	株式会社米沢牛黄木	黄木の米沢牛「大切な時を、もっと美味しい」
	里山ソムリエ	森に暮らす～歴史ある里山からの（SDGsな）ライフスタイル
	福祉車両専門店らぶれす	障がいがあっても自分の好きな車に乗ろう！障がい者・高齢者のための自動車改造サービス
	道の駅米沢	道の駅米沢～県内外のお客様が訪れるゲートウェイ型の道の駅～
	今野味噌醤油醸造店	二年熟成木桶仕込み丸大豆無添加醤油「壱」
令和6年度	KOMFORTA	米沢米粉ぼうむ月白・琥珀
	株式会社川島印刷	心意気デザイン
	株式会社三香堂	女性職人がいきいきと働く、魅力あふれる「日乃本帆布」
	株式会社tree	ざいご太郎塾

1 3 . 協働

市民と行政との協働

地域課題の解決に有効な手段である「市民と行政の協働」を推進するため、平成21年4月に「米沢市協働推進条例」を制定した。

条例に基づく実行策として「協働提案制度」を創設し、地域の様々な問題や行政課題について、市民が提案を行い、事業の実施に当たっては、市民と市（行政）がお互いの長所を活かしながら、それぞれ役割分担して、問題の解決に取り組むという仕組みを作った。

平成26年度からは、地域課題解決のために公益的な事業を実施する団体に対し「米沢市協働提案制度補助金」を交付している。

協働提案制度補助金の交付実績

年度	申請件数 (件)	認定件数 (件)	補助金額 (千円)
令和2年度	4	3	727
令和3年度	8	4	1,517
令和4年度	10	5	1,968
令和5年度	8	5	2,395
令和6年度	7	7	3,500

14. 広域行政

置賜定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想とは、人口5万人以上などの要件を満たす「中心市」が、近隣市町と協定を結ぶことで圏域を形成し、圏域内の各市町が相互に役割を分担し、連携・協力することによって、圏域全体で必要な生活機能等を確保し、地方における定住の受け皿を形成することを目的とした制度である。

本市を含む置賜圏域においては、平成29年3月、各首長間で定住自立圏構想に取り組むことに合意したことをきっかけに協議を進め、平成30年2月に中心市である本市が「中心市宣言」を行い、同年6月には、本市と置賜地域の2市5町との間で定住自立圏形成協定を締結した。

その後、連携する分野の代表や各市町の住民代表で構成する「共生ビジョン懇談会」の議論を経て、平成31年3月に「置賜定住自立圏共生ビジョン」（計画期間：令和元年度～令和5年度）、令和6年3月に「置賜定住自立圏第2次共生ビジョン」（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定し、これに基づく事業を実施している。

連携する分野及び取組事項

政策分野	分野	取組事項
(1) 生活機能の強化	① 医療	ア 地域医療体制の充実
	② 福祉	ア 子育て支援の充実
		イ 福祉・健康事業の充実
	③ 教育	ア 教育環境・生涯学習の充実
		ア 農畜産物等の振興
	④ 産業振興	イ 米沢牛の振興
		ウ 商工業の活性化と雇用促進
		エ 広域観光の推進
	⑤ 環境	ア 環境の保全
	⑥ 水道	ア 圏域内水道の広域連携等の検討
	⑦ 消防・防災	ア 消防・防災体制の強化
(2) 結びつきやネットワークの強化	① 交通	ア 交通ネットワーク等の維持・整備
	② 移住・定住・交流	ア 移住・定住・交流等の推進
(3) 圏域マネジメント能力の強化	① 職員等の交流	ア 職員研修及び交流

15. 地域コミュニティ

コミュニティセンター

地域住民が主体となった住みよい活力ある地域社会を形成するため、住民の自主的な生涯学習、地域づくり、防災活動等の拠点として、市内17地区全域にコミュニティセンターが設置されている。また、施設の老朽化に伴い、令和3年に新たな窪田コミュニティセンターと田沢コミュニティセンターを、令和4年に南原コミュニティセンターをそれぞれ開館した。

コミュニティセンター所在地一覧

(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	☎	竣工年月	構造	敷地面積	延床面積
中部コミュニティセンター	丸の内2-1-35	26-4300	H24. 3	RC2階建	1, 288. 41	752. 77
東部コミュニティセンター	花沢町1-2-38-6	37-8025	H15. 8	RC2階建	4, 543. 74	1, 460. 67
西部コミュニティセンター ・克雪プラザ	直江町5-9	22-5758	S59. 9	RC2階建	2, 794. 12	1, 175. 65
南部コミュニティセンター	本町2-4-28	24-2011	H2. 9	RC2階建	3, 259. 41	1, 224. 01
北部コミュニティセンター	中央6-1-21	22-1811	S57. 9	RC2階建	2, 179. 08	1, 396. 74
松川コミュニティセンター	通町6-14-25	26-8580	H23. 3	RC2階建	8, 204. 40	983. 02
愛宕コミュニティセンター	古志田町76-3	38-2877	H4. 5	W1階建	4, 000. 32	550. 29
万世コミュニティセンター	八幡原5-4149-9	28-5381	H11. 3	W1階建	7, 087. 48	803. 1
広幡コミュニティセンター	広幡町上小管 1394-7	37-5276	S47. 12	W2階建	970. 51	442. 21
塩井コミュニティセンター	塩井町塩野2068-1	22-5380	S46. 12	W2階建	905. 77	398. 31
六郷コミュニティセンター	六郷町一漆68-2	37-5278	H7. 3	W1階建	3, 310. 25	614. 6
窪田コミュニティセンター	窪田町窪田638-4	37-5044	R3. 4	S1階建	2, 999. 38	611. 62
三沢コミュニティセンター ・よねざわ昆虫館	大字築沢1776-1	32-2005	H15. 8	W1階建	6, 230. 00	1, 086. 41
田沢コミュニティセンター	大字口田沢2375-1	31-2111	R3. 6	W1階建	2, 976. 46	582. 98
山上コミュニティセンター	大字関根531-1	35-2110	H8. 3	W1階建	4, 097. 49	564. 59
上郷コミュニティセンター	大字梓川681-1	28-3401	R1. 11	S1階建	5, 183. 72	644. 23
南原コミュニティセンター	大字李山9196	38-2301	R4. 4	S1階建	3, 972. 18	662. 64

地区別分館・町内公民館（会館）数 (令和7年4月1日現在)

地区名	分館数	町内公民館（会館）数									
中部		3	松川		6	六郷		6	上郷		32
東部		14	愛宕		8	窪田		24	南原	1	33
西部		9	万世		15	三沢		6			
南部		6	広幡		6	田沢		7			
北部		5	塩井		8	山上		14	合計	1	202

コミュニティセンター等利用者数

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中部コミュニティセンター	13,447	14,993	17,987	22,550	19,304
東部コミュニティセンター	21,771	24,676	29,172	36,174	34,439
西部コミュニティセンター・克雪プラザ	14,594	16,302	16,347	26,206	32,090
南部コミュニティセンター	16,159	17,827	21,545	28,383	26,010
北部コミュニティセンター	10,545	13,707	15,974	17,170	20,307
松川コミュニティセンター	16,657	19,772	24,930	28,046	25,672
愛宕コミュニティセンター	6,352	8,260	8,727	10,051	8,239
万世コミュニティセンター	13,000	14,248	14,540	20,194	20,172
広幡コミュニティセンター	8,899	8,208	9,381	9,897	8,432
塩井コミュニティセンター	2,815	3,478	4,289	8,101	6,117
六郷コミュニティセンター	8,824	7,662	8,854	11,322	11,013
窪田コミュニティセンター	3,798	5,619	7,344	11,971	10,053
三沢コミュニティセンター	2,252	3,740	5,043	6,467	6,430
よねざわ昆虫館	11,448	8,345	16,716	13,916	19,338
田沢コミュニティセンター	2,263	3,566	4,017	4,761	4,299
山上コミュニティセンター	6,283	7,376	11,745	13,670	14,167
上郷コミュニティセンター	4,222	4,951	8,552	12,803	9,582
南原コミュニティセンター	5,474	6,991	10,765	16,814	14,796
合計	168,803	189,721	235,928	298,496	290,460

地縁団体認可業務

自治会・町内会等、一定区域内に住所を有する者の地縁により構成される団体に対し、地方自治法第260条の2に基づいて認可を行い、法人格を付与することによって、その団体が保有する不動産等を団体名義で登記できるようにするなど、地域的な共同活動を円滑に行うための措置を講じている。

なお、本市では、令和7年4月1日時点での107団体を認可している。

市 民

市 民

1. 住民記録

窓口事務

本市の住民事務の窓口は、本庁1階の市民課受付のほか、周辺地区11か所の米沢市役所連絡所に業務委託し住民の利便を図っている。取扱事務は、戸籍と住民基本台帳、マイナンバーカードに関する事務を主に、各種届出の受理、諸証明書等の交付を行っている。

住民票、国保、印鑑登録等に係る各種届出は、平成5年2月からオンラインでの処理が可能となった。

平成24年12月、戸籍電算化システムが稼働し、戸籍の作成期間及び戸籍の証明書の発行時間が短縮された。また、平成25年5月には平成改製原戸籍・附票が稼働し、戸籍電算化の作業が完了した。

平成27年10月、社会保障・税番号制度関連法（マイナンバー法）が施行となり、通知カードが全市民に送付され、平成28年1月からマイナンバーカードの交付業務を開始した。

令和2年3月、マイナンバーカードを利用して証明書が取得できるコンビニ交付サービスを開始し、市民サービスの向上に努めた。同年7月、マイナンバーカードの申請時の負担軽減を図るために、事業所等に訪問する「出張申請受付」を行い申請の機会を確保した。

令和3年5月、新戸籍移転に合わせ証明書交付手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入した。

令和5年2月、マイナポータルを利用した転出・転入ワンストップサービスが開始され、窓口の混雑解消につながった。同年7月、コンビニ交付サービス各種証明書発行手数料の減額や、死亡後の手続をワンストップで行う「おくやみ窓口」を開設した。

令和6年3月、本籍地以外での戸籍謄本等の発行が可能となった（戸籍の広域交付）。また全府的な「米沢市統合型GIS」整備により住居表示台帳を電子化し事務作業の効率化を図った。

同年5月から、高齢や障がい、乳幼児がいる世帯など外出が難しい人を対象としたマイナンバーカード出張申請受付、個別訪問を実施し、カードの保有率向上を図っている。

各種届出件数

(令和6年度)

種 別		件 数	種 別		件 数
戸 籍	出 生	354	住民登録	転 入	2,057
	死 亡	1,265		転 出	2,305
	婚 姻	211		転 居	1,563
* 印 鑑	離 婚	91	そ の 他 (世帯変更等)		156
	転 籍	99	自動車臨時運行許可		500
そ の 他 (養子縁組等)		281	軽自動車関係 (市民課受付分)		878
国 保	登 錄	1,843	マイ ナ ン バ ー	カ 一 ド 交 付	7,036
	廢 止 ・ 亡 失	493		窓 口 申 請 補 助	7,460
取 得		2,349		そ の 他 (暗証番号変更等)	16,831
喪 失		2,909	合 計		48,920
世帯・世帯主変更		239			

*戸籍は米沢市に届出された件数

証明書等発行件数

(令和6年度)

種 別	有料件数	金額(円)	無料件数
戸籍関係	戸籍全部・個人事項証明	7,599	3,419,550
	戸籍謄・抄本	0	0
	除籍全部・個人事項証明	1,549	1,161,750
	除籍謄・抄本	3,770	2,827,500
	改製原戸籍謄・抄本	4,908	3,681,000
	戸籍の記載事項証明	12	5,100
	受理証明	106	37,100
	受理証明(特別)	5	7,000
	届出書の写	13	4,550
住民票関係	焼失証明	26	10,400
	住民票全部・一部	16,165	6,466,000
	除住民票	2,104	841,600
	改製原住民票	241	96,400
	住民票記載事項証明	553	165,900
	戸籍の附票全部・一部	1,889	755,600
印鑑	住居表示証明	0	0
	印鑑証明	10,219	4,087,600
	印鑑登録証交付	1,843	737,200
その他	住民票閲覧	370	111,000
	臨時運行許可申請	500	375,000
	身分証明書	598	239,200
	その他	145	58,000
	国保加入期間証明	7	2,800
	斎場使用料	16	302,800
	軽自動車標識弁償金	2	400
税関係	所得額・課税額証明書	5,282	2,112,800
	所得額証明書	293	117,200
	納税証明書	1,708	683,200
	土地課税台帳兼名寄帳	776	310,400
	家屋名寄帳	323	129,200
	家屋課税台帳	63	25,200
	住宅用家屋証明	13	16,900
	償却資産課税台帳	0	0
	償却資産種類別明細書	0	0
	資産証明書	246	98,400
	評価証明書	345	162,150
	公課証明書	88	37,930
	登録記載事項証明書	4	1,600
	図面	0	0
	地籍調査成果の写し交付手数料	0	0
	その他の証明	159	63,600
	税関係公簿閲覧	2	600
計		61,942	29,152,630
			12,993

上記金額のうち、キャッシュレス決済利用金額(円)	クレジット	電子マネー	コード払い	計	利用件数(件)
	770,810	544,750	757,220	2,072,780	2,102

上記発行件数(有料件数)のうち、らくらく証明サービス利用件数	戸籍関係	住民票関係	印鑑	課税証明	計
	167	323	542	70	1,102

コンビニ交付サービス発行件数	戸籍関係	住民票関係	印鑑	課税証明	計
	2,450	9,386	6,416	1,532	19,784

本籍地登録件数	411
---------	-----

おくやみ窓口 ※事前予約による1日4枠	開設枠数	実施件数	稼働率	オンライン予約率
	972	735	75.6%	71.2%

住居表示

本市の住居表示は、昭和37年5月に「住居表示に関する法律」が施行されたことに伴い、昭和41年から南部、中部、北部を対象区域として実施したのを手はじめに、以後年次的に事業を進め、平成4年に金池第2土地区画整理事業区域内を実施した。平成10年度には、地域住民から強い要望のあった愛宕小学校周辺一帯の住居表示整備事業に着手、平成11年10月4日に実施した。さらに、平成15年10月6日から、大字芳泉町の一部・太田町5丁目の一部を吾妻町に町名変更し、住居表示を実施した。

実施概要

区分	施行期日	期間(年)	対象区域 字数	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	備考
第一次	昭和41. 8. 1	1	94	4. 61	6, 400	24, 750	南部地区 中部地区、北部地区の一部
第二次	42. 9. 4	1	120	5. 80	5, 600	25, 200	西部地区 中部地区、北部地区の一部
第三次	43. 8. 1	1	44	4. 46	3, 550	15, 980	東部地区
第四次	50. 4. 1	1	2	0. 41	276	921	大字福田、赤芝町の一部
第五次	53. 8. 1	1	9	0. 64	452	1, 301	金池地区、北部地区の一部
第六次	平成 4. 7. 1	1	7	0. 42	87	265	金池地区
第七次	11. 10. 4	2	5	0. 34	513	1, 135	愛宕地区
第八次	15. 10. 6	2	3	0. 05	80	288	吾妻町
計			284	16. 73	16, 958	69, 840	

人口統計

厚生省令に基づく人口動態調査と総理府令の社会的移動人口調査の月例報告等を行っている。

要素別人口

(単位：人)

区分	男	女	計	世帯数または本籍数
国勢調査人口(R2. 10. 1)	40, 258	40, 994	81, 252	33, 095
住民登録人口(R7. 3. 31)	36, 252	37, 656	73, 908	33, 364
印鑑登録者数(R7. 3. 31)			51, 364	
本籍人口(R7. 3. 31)			84, 978	37, 052

社会的移動人口調査(住民基本台帳) (各年度末現在) (単位：人)

区分 年度	出生	死亡	転入等	転出等	人口
令和 2 年度	450	1, 070	2, 187	2, 472	78, 446
令和 3 年度	412	1, 190	2, 310	2, 324	77, 654
令和 4 年度	436	1, 247	2, 461	2, 748	76, 556
令和 5 年度	358	1, 238	2, 321	2, 808	75, 189
令和 6 年度	337	1, 265	2, 317	2, 670	73, 908

在留関連事務

市内在住の外国人の居住及び身分関係を明確にし、公正な管理をするために、外国人登録法（昭和27年法律125号）に基づき、登録、証明書交付など一連の事務を行うのが外国人登録制度であり、これは法定受託事務の一つであった。

平成24年7月、新たな在留管理制度の開始に伴い、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったことから、これまでの外国人登録制度は廃止となり、特別永住者に関する事務及び中長期在留者の住居地届出に関する事務については、在留関連事務として引き続き法定受託事務となっている。

取扱状況

(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

事務内容	特別永住者	中長期在留者
住居地の届出	1	661
住居地以外の記載事項の変更	0	
有効期間の更新(特別永住者証)	3	
紛失等による再交付(特別永住者証)	0	
汚損等による再交付(特別永住者証)	0	
交換希望による再交付(特別永住者証)	0	
特別永住許可申請	0	
計	4	661

国籍別内訳

(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

国籍	人口
ベトナム	449
中国	197
ミャンマー	143
韓国	108
フィリピン	99
その他	201
計	1,197

※ その他（インドネシア、台湾、米国、タイ、バングラデシュ等）

在留資格別内訳

(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

在留資格	人口
永住者	263
技能実習	257
特定技能1号	245
技術・人文知識 ・国際業務	142
留学	70
その他	220
計	1,197

※ その他（家族滞在、日本人の配偶者等、特定活動、特別永住者、定住者等）

2. 国民健康保険事業

運営協議会

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険法第11条第2項に基づき、設置されている。委員会の構成は被保険者・保険医又は薬剤師・公益の三者代表制が採られていたが昭和61年4月から被用者保険等保険者の代表委員2名が加わり14名で構成されている。

加入状況

(年度末)

区分	全市		国保加入者		加入率 (%)	
	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
R2	33,035	78,446	9,513	14,398	28.80	18.35
R3	33,331	77,654	9,389	13,957	28.17	17.97
R4	33,472	76,556	9,055	13,269	27.05	17.33
R5	33,436	75,189	8,825	12,709	26.39	16.90
R6	33,364	73,908	8,648	12,277	25.92	16.61

マイナ保険証利用率

(年度末)

区分	利用人数 (人)	外来レセプト枚数 (件数)	マイナ保険証 利用率 (%)
R6	8,953	20,328	44.04

給付の状況

(1) 給付実績（令和6年度）

区分	件数(件)	給付額(千円)
療養給付費	258,135	4,593,420
療養費	3,041	20,765
高額療養費	12,233	753,039
高額介護合算療養費	16	415
出産育児一時金	15	7,243
葬祭費	106	5,300

(2) 脳ドック検査費助成事業費（令和6年度）

脳ドック検査費助成金	4,807,000 円	助成者223人、検査費の2分の1（上限24,000円）を助成
------------	-------------	--------------------------------

特定健康診査・特定保健指導事業

本事業は、平成20年4月から施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施するもので、医療保険者が40歳～74歳の健康保険加入者（被保険者）を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査（特定健康診査）を行い、生活習慣病の早期発見と予防に努めるものである。

また、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある被保険者に対し、毎年度、計画的に保健指導（特定保健指導）を実施するものであるが、その程度によって、「動機づけ支援」と「積極的支援」に階層化される。

（1）特定健康診査について

①特定健康診査受診者数と受診率

	R2	R3	R4	R5	R6
受診者数（人）	集団健診	2,899	2,971	2,906	2,740
	鷹山ドック	994	1,245	1,152	1,374
	個別健診	777	817	715	751
	その他	585	587	540	441
	合計	5,255	5,620	5,313	5,306
受診率（%）		43.2	46.6	45.3	47.6
法定報告受診率（%）		45.8	47.9	47.6	49.3

・国保脳ドック事業等のデータ送信分と職場又は個人で受けた健診結果の提供分（H29年度～）
および特定健診の健診項目に関する診療情報提供分（H30年度～）をその他として計上。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため各種健診を5月～6月15日まで中止。

（2）特定保健指導について

①特定健診受診者における特定保健指導該当者数及び該当率

	R2	R3	R4	R5	R6
該当者数（人）	動機付け支援	354	375	334	334
	積極的支援	154	157	124	133
	合計	508	532	458	467
該当率（%）		10.9	10.6	9.6	8.8
法定報告該当率（%）		10.1	9.9	9.3	9.2

②特定保健指導利用者数および利用率

	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数（人）	動機付け支援	230	273	153	212
	積極的支援	109	106	75	104
	合計	339	379	228	316
利用率（%）		51.7	57.3	42.6	61.1
法定報告利用率（%）		41.9	41.7	37.8	54.1

・利用者とは、当年度特定健診受診者のうち特定保健指導を行った者と、前年度特定健診受診者のうち、前年度に特定保健指導の初回面接を行い当年度に実績評価を行った者の合計。

財政状況

歳入

(単位:千円)

年度	国民健康保険税	国庫支出金	県支出金	一般会計繰入金	その他	計
R2	1,477,448	12,038	5,356,453	751,533 (481,850)	162,050	7,759,522
R3	1,425,454	1,811	5,849,773	762,327 (482,245)	346,782	8,386,147
R4	1,307,175	282	5,466,087	744,923 (463,669)	392,410	7,910,877
R5	1,290,261	218	5,684,731	726,931 (446,950)	157,577	7,859,718
R6	1,086,586	8,007	5,567,339	670,092 (373,543)	389,522	7,721,546

() 書は、保険基盤安定繰入金

歳出

(単位:千円)

年度	総務費	保健事業費	保険給付費	国民健康保険事業費納付金	その他	計
R2	147,753	65,896	5,150,212	1,862,229	204,868	7,430,958
R3	151,362	72,095	5,641,568	1,773,782	362,886	8,001,693
R4	152,753	80,940	5,359,771	1,690,237	474,668	7,758,369
R5	172,482	88,302	5,373,235	1,684,828	324,901	7,643,748
R6	176,541	85,221	5,398,439	1,616,637	196,184	7,473,022

税率

区分 年度	税率			按分(%)			課税 限度額 (円)	世帯当り 調定額 (円)
	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割	均等割	平等割		
R2	医療分 9.2 100	26,300	28,800	49.42	29.62	20.96	630,000	90,969
	支援分 2.9 100	8,400	9,500	48.57	29.72	21.71	190,000	28,801
	介護分 2.7 100	10,000	7,400	50.30	30.05	19.65	170,000	24,499
R3	医療分 9.2 100	26,300	28,800	48.83	29.83	21.34	630,000	90,268
	支援分 2.9 100	8,400	9,500	47.99	29.91	22.10	190,000	28,601
	介護分 2.7 100	10,000	7,400	49.28	30.58	20.14	170,000	24,155
R4	医療分 9.1 100	26,300	27,000	48.86	30.28	20.86	650,000	83,446
	支援分 2.8 100	8,300	8,200	48.61	30.90	20.49	200,000	25,752
	介護分 2.5 100	9,200	6,900	49.46	30.24	20.30	170,000	22,113
R5	医療分 9.1 100	26,300	27,000	50.09	29.37	20.54	650,000	83,987
	支援分 2.8 100	8,300	8,200	50.09	29.83	20.08	220,000	26,098
	介護分 2.5 100	9,200	6,900	50.72	29.42	19.86	170,000	22,184
R6	医療分 6.3 100	23,000	22,000	46.51	32.20	21.29	650,000	66,333
	支援分 2.8 100	8,300	8,200	51.09	29.06	19.85	240,000	26,920
	介護分 2.5 100	9,200	6,900	51.24	29.06	19.70	170,000	22,597
R7	医療分 6.3 100	23,000	22,000	46.43	32.40	21.17	660,000	77,907
	支援分 2.8 100	8,300	8,200	51.07	29.22	19.71	260,000	31,749
	介護分 2.5 100	9,200	6,900	50.43	29.55	20.02	170,000	27,132

※令和6年度までは決算ベース、令和7年度は本算定(6月13日)ベース

※区分の用語説明…医療分（基礎課税分）、支援分（後期高齢者支援金等課税分）、介護分（介護納付金課税分）

3. 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化などに直面する中、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものにするためには、その構造改革が急務とされた。現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい医療制度とするために、平成20年4月から従来の老人保健制度にかわる医療制度として、75歳以上の方と65歳以上で一定の障がいがあると認定された方を対象とする後期高齢者医療制度が創設された。

制度の状況

1. 被保険者数 (生保該当者は除く。65歳～74歳は障がい認定を受けた者) (年度末)

	総数(人)	年齢別内訳(人)							内数被扶者
		65～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	
R2	13,441	378	4,186	3,844	2,832	1,584	523	94	207
R3	13,443	349	4,142	3,881	2,884	1,561	544	82	201
R4	13,626	325	4,467	3,719	2,873	1,621	533	88	264
R5	13,752	297	4,632	3,770	2,838	1,590	543	82	271
R6	14,010	256	5,016	3,744	2,819	1,554	537	84	256

※広域連合に占める米沢市の割合

(年度末)

	総数(%)	年齢別内訳(%)							内数被扶者
		65～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳～	
R2	7.07	8.68	7.26	7.21	6.59	6.62	7.57	10.12	8.49
R3	7.06	8.65	7.16	7.30	6.69	6.54	7.39	8.16	8.06
R4	7.04	8.87	7.14	7.21	6.74	6.65	7.02	8.42	8.19
R5	7.01	9.03	6.97	7.19	6.89	6.60	7.03	7.43	7.93
R6	6.99	8.83	6.93	7.19	7.06	6.47	6.88	7.36	7.58

2. マイナ保険証利用率

(年度末)

区分	利用人数 (人)	外来レセプト枚数 (件数)	マイナ保険証 利用率 (%)
R6	9,766	31,917	30.60

3. 給付実績 (令和6年度)

	合計		うち高額療養(現金)		うち高額介護合算	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
米沢市	446,187	12,486,870	17,870	91,626	827	10,662
広域	6,425,239	156,231,637	244,441	1,109,086	11,671	139,607

葬祭費

件数(件)	金額(千円)
米沢市	995
広域	13,834
	49,710
	691,625

4. 保険料

	均等割（円）	所得割（%）	賦課限度額（円）	一人当たり調定額（円）
H30～31年度	41,100	8.01	620,000	(H30) 44,935
R2～3年度	43,100	8.68	640,000	(R2) 52,505
R4～5年度	43,100	8.80	660,000	(R4) 53,739
R6～7年度	47,600	9.43	800,000	(R6) 59,558

5. 収納率

区分	広域連合	米沢市	比較
R2年度	99.67%	99.58%	▲ 0.09%
R3年度	99.68%	99.48%	▲ 0.20%
R4年度	99.70%	99.41%	▲ 0.29%
R5年度	99.69%	99.45%	▲ 0.24%
R6年度	99.65%	99.45%	▲ 0.20%

6. 健康診査事業

区分	後期高齢者健診 対象者数 (人)	集団健診		個別健診		合計	
		人数 (人)	受診率 (%)	人数 (人)	受診率 (%)	人数 (人)	受診率 (%)
R2年度	13,597	742	5.46	611	4.49	1,353	9.95
R3年度	13,424	925	6.89	664	4.95	1,589	11.84
R4年度	13,476	1,020	7.57	645	4.79	1,665	12.36
R5年度	13,632	1,183	8.68	729	5.35	1,912	14.03
R6年度	13,760	1,313	9.54	883	6.42	2,196	15.96

※受診率は、年度当初(4月末)被保険者対比。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため集団・個別健診を5月～6月15日まで中止。

4. 国民年金

国民年金制度は、「すべての人に年金を」という社会的要請を受け、昭和34年4月に国民年金法が公布され、同年11月から「老齢」「障害」「母子」それぞれの福祉年金の支給が開始された。昭和36年4月からは、保険料の収納事務が開始され、本格的な国民年金制度のスタートとなる。

その後、幾多の制度改革を経ながら国民年金制度は、国・県・市町村の連携の基、「公的年金制度」として多くの国民に定着し、「国民の年金権の確保」につながってきた。

しかし、平成11年7月「地方分権一括法」が公布され、国と地方の重要な関係であった「機関委任事務」が廃止され、自治事務と法定受託事務それに国の直轄事務に分かれることになった。それに伴い国民年金収納事務が国の直轄事務となり、第3号被保険者も市町村経由ではなく、事業主が直接社会保険事務所（現：年金事務所）に届出を行うことになった。

少子・高齢化の急速な進行により、国民年金を取り巻く環境は厳しい状況にある。しかしながら、老後の所得保障の基盤を支える上で、重要な所得となっている。

国民年金被保険者数

(令和7年3月31日現在)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
第1号被保険者	7,359	7,186	7,057	6,954	6,868
第3号被保険者	2,653	2,458	2,247	2,051	1,855
任意加入者	39	45	40	59	58
計	10,051	9,689	9,344	9,064	8,781

国民年金受給権者状況

(令和7年3月31日現在)

種別	老齢基礎年金（新法） 老齢年金（旧法） 5年年金 通算老齢年金	障害基礎年金 障害年金（旧法）	遺族基礎年金 寡婦年金
受給権者数（人）	24,671	1,791	164
金額（千円）	17,561,204	1,601,938	127,995

5. 環境保護対策

公害の現況

公害は、環境基本法において「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義されている。

水質汚濁については、かつては事業活動による工場排水が主な原因となっていたが、事業者による排水対策が徹底されてきたこと等により、現在では一般家庭等からの生活排水によるものが主な原因となっている。生活排水については、下水道の整備促進や合併処理浄化槽の普及等による浄化対策が行われている。

土壤汚染については、平成6年3月に、本市中央部で有機塩素系化学物質による地下水及び土壤の汚染が判明したため、山形県が定点においてモニタリングによる監視を継続している。

騒音・振動については、事業活動や建設作業に伴って発生する近隣騒音の苦情が主に寄せられるため、工場や建設現場における騒音・振動防止対策の指導が必要である。

悪臭については、主に事業活動に起因する苦情が寄せられるため、現状把握を適宜行いながら適切な臭気対策を指導していく必要がある。

鉱害については、昭和12年からの西吾妻鉱山（廃止鉱山）操業以来、松川（最上川）は、酸による汚染が逐年進行し、下流沿岸の農漁業等への被害が深刻な問題となった。そこで、昭和46年度から53年度まで及び56年度に山形県が国の補助を受け、総事業費7億8,344万円を投じ、休廃止鉱山鉱害防止工事を実施した。この工事により、鉛さい堆積場の表面被覆と除毒施設の機能回復が図られ、水窪ダム農業用水の利用とあいまって農業被害が解消された。しかし、その後、坑口跡地からの湧出水等が河川に流入し水質が酸性となつたため、山形県は、国の補助を受け鉱害防止工事を平成元年度から継続しており、本市では水質調査による監視を行っている。

なお、最近5か年の公害苦情発生状況を下表に示す。

公害苦情発生状況									(単位:件)
区分 年度	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他 ※	合 計
R2	21	37	0	9	0	0	9	7	83
R3	25	49	0	8	0	0	7	23	112
R4	12	26	0	6	1	0	6	18	69
R5	3	20	0	4	1	0	3	29	60
R6	12	23	0	0	0	0	4	39	78

※R6その他：廃棄物の投棄に関する苦情39件

河川の水質分析（鉱害関係）

松川（最上川水系）の水質調査（以下は令和6年度実施結果）

調査項目 11項目（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量、大腸菌数、電気伝導率、塩化物イオン、硫酸イオン、臭気、透視度、外観）

測定地点 ①渋川、②石木戸、③万里橋、④八木橋

調査結果 水素イオン濃度については①渋川pH4.7、②石木戸pH4.9と、環境基準値を下回った。支流の流入に伴う希釀等によって、流下に従いpHの値は上昇する傾向にあるものの、市街地より上流では依然として酸性を示している。大腸菌数については④八木橋で310CFU/100mLと環境基準値を超過した。その他の項目については環境基準値の範囲内であった。

地下水対策

近年の生活様式の変化と産業活動の活発化に伴い、水の需要が年々増加しているが、その中でも地下水の占める割合は高い。山形県地下水の採取の適正化に関する条例の制定時（昭和51年4月）、当条例に基づき届出された既設井戸は1,059件であったが、令和6年度末の採取中の井戸は2,681件となっている。

地下水の揚水量、特に消雪目的の揚水の増加により、季節的な地下水位の低下、浅井戸の枯渇、地盤沈下等の地下水障害の発生につながることから、無計画な地下水採取による地下水障害を防止するため、昭和51年10月から、県条例に基づく米沢地域地下水採取適正化計画が、本市（阿武隈川水系の前川流域を除く）、南陽市、高畠町及び川西町に適用された。同計画では新たに設置する井戸について、揚水機の吐出口断面積が6cm²を超える場合は届出が義務づけられ、都市計画法に基づく用途地域では揚水機の吐出口断面積を22cm²（口径50mm）以下、それ以外の地域では36cm²（口径65mm）以下とする規制基準が設けられている。

また、同年、地下水利用者の自主的な節水・使用合理化等の推進を目的とする米沢地区地下水利用対策協議会が設立され、本市環境課が事務局となり、地下水源の保全と地下水障害の防止に努めている。

本市では、昭和49年度から毎年継続して地盤沈下水準測量を実施しており、平成27年度からは、それまでの調査結果や社会情勢の変化を踏まえ、より効率的かつ効果的な調査体制とするため、測量エリアを分割・最適化して実施している。

地球温暖化対策

（1）米沢市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成18年12月に米沢市地球温暖化対策実行計画を、平成24年10月に第二期米沢市地球温暖化対策実行計画を策定し、市の事務事業から発生する温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を行ってきた。

平成28年2月に国の施策の変化等に対応した改訂を行い、令和元年7月に米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】を、令和元年9月に米沢市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を策定し、どちらも計画期間を2019（令和元）年度から2030（令和12）年度までの12年間として、温室効果ガス総排出量の削減目標等を設定した。

その後、令和2年10月に米沢市ゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指して取組を進めていること、再生可能エネルギーの導入目標を策定したこと、本市を取り巻く社会経済情勢等の変化を踏まえて、令和6年4月に【区域施策編】の中間見直しを行い、米沢市域からの温室効果ガス総排出量の削減目標について、2030（令和12）年度目標を46.8%削減に、2050（令和32）年度目標を89.6%削減（カーボンニュートラル）に改定した。

さらに、令和6年12月には政府実行計画に準じた温室効果ガス総排出量の削減目標を反映させるため、【事務事業編】の改定を行い、2030（令和12）年度における市の事務事業による温室効果ガス総排出量の削減目標を51.0%削減に改定した。

市の事務事業からの温室効果ガスの排出量

	変動係数		米沢市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】の削減目標51.0%削減まで、あと4361.3t-CO ₂ 削減する必要がある。
	t-CO ₂	平成25年度比 (基準年度)	
令和6年度	13,895	26%削減	

(2) 市職員ノーマイカーデー

自家用車での通勤から排出される二酸化炭素の抑制のため、平成18年5月から、市職員によるノーマイカーデーを実施している。

①取組内容（令和6年度）

毎月3回以上、自家用車を使用せず、徒歩、自転車、公共交通機関等で通勤する。また、自家用車で通勤する場合は、エコドライブを励行する。

②取組状況

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
走 行 抑 制 総 距 離 数		220, 713 km	285, 717 km	269, 975 km	332, 060 km	162, 874 km
抑 制 さ れ た 二 酸 化 炭 素 排 出 量		52t	69t	65t	80t	39t

(3) 普及啓発活動

市民への普及啓発事業としては、市の広報紙及びホームページによる家庭で取組可能な省エネ活動の紹介を行い、地球温暖化対策の推進に努めている。

6. 廃棄物対策

ごみ処理関係

米沢市から排出される一般廃棄物（生活系ごみ）については、廃棄物の種類ごとに分別して収集を行い、置賜3市5町で組織している置賜広域行政事務組合運営のクリーンセンター及び最終処分場で処理している。

可燃性ごみについては、千代田クリーンセンターで焼却処理を行っている。

不燃性ごみについては、長井クリーンセンターで破碎処理を行い、鉄やアルミ等の有価金属を選別した後、川土砂や瓦礫等とともに浅川最終処分場へ埋立処分を行っている。

プラスチック製容器包装及びペットボトルは、千代田クリーンセンターリサイクルプラザにおいて不適物除去・選別後、圧縮梱包し、再資源化業者へ搬出している。

また、本市は令和4年7月22日に米沢市プラスチックごみゼロ宣言を行い、市民一丸となってプラスチックごみの削減等に取り組んでいる。

ごみ処理状況（米沢市分）(単位: t)

年度	収 集				処 理				計	
	収 集 内 訳				焼 却		破碎埋立			
	委託一般	委託粗大	許可・自己搬入	計	委託	許可・自己搬入	委託	許可・自己搬入		
R2	12,522	37	10,942	23,501	11,656	10,131	903	811	23,501	
R3	12,328	42	11,149	23,519	11,566	10,292	804	857	23,519	
R4	12,081	40	11,140	23,261	11,420	10,219	701	920	23,260	
R5	11,364	34	10,836	22,234	10,776	9,985	622	851	22,234	
R6	11,074	39	10,057	21,170	10,524	9,384	589	673	21,170	

ペットボトル及びプラスチック製容器包装収集状況(単位: t)

年度	収 集 量			資 源 化 量		
	ペットボトル	プラスチック製容器包装	計	ペットボトル	プラスチック製容器包装	計
R2	146.4	508.1	654.5	133.3	383.5	516.8
R3	156.8	515.3	672.1	129.7	381.6	511.3
R4	150.9	513.8	664.6	135.6	398.2	533.8
R5	141.3	479.6	621.0	120.5	372.6	493.1
R6	144.9	456.4	601.2	121.3	330.3	451.6

し尿処理関係

本市のし尿等は置賜広域行政事務組合米沢クリーンセンターで処理していたが、令和7年2月からは、中田クリーンセンターの稼働に伴い、米沢市・南陽市・高畠町・川西町のし尿等を併せて受け入れ、紙くずなどを取り除いた後、本市の下水処理場である米沢浄水管理センターに送り、下水とともに処理している。

処理状況（浄化槽汚泥を含む）

（単位：kL）

区分 年度	収集内訳			処理施設	1日当たりの処理量
	し尿	浄化槽汚泥	計		
R2	9,669	9,989	19,658	19,658	54
R3	9,744	9,952	19,696	19,696	54
R4	9,753	10,748	20,501	20,501	56
R5	9,232	10,991	20,223	20,223	55
R6	7,760	10,933	18,693	18,693	51

衛生組合

衛生組合は、戦前から組織化されており、昭和28年から30年にかけて周辺10か村を合併したことにより組織が拡大し、昭和36年には連合会が組織された。現在の連合会は、地区衛生組合（組合数416）で構成し、17の地区にそれぞれ支部を置いている。

連合会では、環境美化活動、健康教室等の支部活動を推進するとともに、ごみ収集所の適正管理、不法投棄防止の啓発、きれいな川で住みよいふるさと運動への参加等を通じて、環境衛生及び保健衛生活動を展開している。

7. 市民生活・消費者対策

飲料水改善事業

上水道未普及地域の各水道組合に対して次の補助を行い、適正な飲料水の確保を図っている。

(1) 飲料水改善事業費補助金

飲料水給水の基幹となる施設・設備の新設及び更新に係る30万円以上の工事について、工事費の2/3を上限として補助している。

令和6年度実績 なし

(2) 小規模水道組合衛生管理費補助金

適正な飲料水の確保を図るために実施する水質検査費用について、上限10万円を補助している。

令和6年度実績 10組合 768,000円

公衆便所管理事業

都市環境の保全と公衆衛生の向上のために、市内各所に設置されている公衆便所66か所の清掃及び維持管理を行っている。

令和6年度公衆便所清掃業務委託料 17,798,000円

狂犬病予防事業

狂犬病の発生を予防し、その蔓延を防止し、これを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、毎年狂犬病予防法に基づく犬の登録、注射済票の交付等を実施している。

(各年度末現在)

年度	登録頭数	注射頭数	登録申請数	死亡届出数
R2	3,280	2,786	242	252
R3	3,254	2,620	227	220
R4	3,234	2,730	115	60
R5	3,140	2,554	155	232
R6	2,996	2,531	170	298

猫の避妊手術補助金交付事業

適正に使用されていない飼い猫や飼い主のいない猫の繁殖による地域の問題解決を図るため、猫の避妊手術に要する費用に対し補助金を交付する事業を令和6年度から開始した。

交付する補助金の財源は、全額ガバメントクラウドファンディングによる寄付金。

令和6年度米沢市猫の避妊手術費補助金 605,000円 実施数：72匹（雄23匹、雌49匹）

斎 場

米沢市斎場は、昭和45年現在地（米沢市万世町片子5379番地の1）に移転、新築。翌46年11月業務を開始した。平成6年には、炉の損傷が著しいため、火葬炉、汚物炉の全面改修及び高圧変電設備工事を行った。平成18年度からは指定管理者制度を導入している。また、令和2年度に待合室棟などの耐震補強工事と内装改修等を実施した。

指定管理委託料	令和6年度	19,963,020円
燃 料 費 (灯油代)	令和6年度	7,940,124円 (64,306リットル)
設 備 概 要	敷 建 物 設 設 備	6,997.35 m ² 632.97 m ² (うち斎場 324.00 m ² 、待合室 212.22 m ²) 火葬炉 (セラミック炉及び収骨併用一体式自走台車付) 4基 汚物炉1基 電気設備 需要設備容量70kVA・最大電力54kW

利用状況 (単位：件)

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市 内		1,073	1,172	1,256	1,264	1,249
市 外		12	16	9	16	16
計		1,085	1,188	1,265	1,280	1,265

使 用 料 (単位：円)

区 分	市 民	そ の 他
12 歳 未 滿		19,000
12 歳 以 上	無 料	25,000
死 胎		7,000
胎盤・人体の一部	700	2,500

消費生活

(1) 消費生活相談業務

- ・消費生活相談員による相談

相談員2名が消費生活に関する苦情、問合せに対し助言、あっせんを行っている。

- ・広報・啓発活動

市広報、ホームページ、チラシやポスター配布、ラジオ放送等による情報提供及び注意喚起、グッズ配布による啓発活動を行っている。

- ・出前講座の開催（5回、受講者335人）

学生等を対象に「消費生活に関する出前講座」を開催し啓発活動を行った。

(2) 消費者教育推進事業

- ・消費者教育に関する研修会等の開催

高齢者の消費者被害防止のため「高齢者の消費者被害防止地域ネットワーク推進事業」を実施し、消費者見守りメイト数150名、サポートー数2,799名を養成した。（令和6年度末時点）

そのほかに、米沢市消費者教育推進計画の策定に向けて、関係者へのヒアリングやワークショップを実施した。

米沢市消費生活相談件数推移（商品・サービス別）

番号	商品・サービス	年 度					主な商品
		R2	R3	R4	R5	R6	
1	商品一般	57	55	90	83	64	身に覚えない請求、不正利用など
2	フリーローン・サラ金	26	21	17	22	28	多重債務、闇金融など
3	化粧品	15	20	40	20	24	定期購入や返品、解約に関するもの
4	健康食品	53	10	12	15	24	定期購入や返品、解約に関するもの
5	他の役務サービス	11	13	10	24	17	保険金が使えるという住宅修理サービスなど
6	インターネット回線接続	20	10	5	10	14	光回線サービスやプロバイダ契約など
7	相談その他	27	16	15	19	14	個人間トラブルなどの消費生活相談以外
8	電気	8	11	10	7	13	訪問販売や電話勧誘販売による電力会社切り替えなど
9	内職・副業その他	1	4	10	7	9	アフィリエイトで稼げると勧誘された副業など
10	出会い系サイト・アプリ	2	4	4	14	9	異性との情報交換のためのポイント購入など
11	四輪自動車	13	5	10	6	8	中古自動車の契約や購入後の不具合、修理など
12	かばん	3	5	1	4	7	SNSの広告から注文したら偽物が届いたなど
13	修理サービス	10	4	9	5	6	賃貸アパートの原状回復やトイレ、外壁の修理など
14	移動通信サービス	7	15	15	11	6	携帯電話やモバイルWi-Fiの契約など
そ の 他		266	238	247	237	187	
計		519	431	495	484	430	

市営駅前自転車駐車場

道路交通の円滑化と市民の自転車等駐車の利便を図るため、米沢駅の西側及び東側に自転車駐車場を設置している。

名称	米沢市営駅前自転車駐車場 (サイクルパークRinRin)	米沢市営駅東自転車駐車場
位置	米沢市駅前一丁目1番62号 (米沢駅西側)	米沢市駅前一丁目1番123号 (米沢駅東側)
敷地面積	約2,100m ²	約471m ²
構造	鉄骨造2階建 建築面積 約 1,471m ² 床面積 1階 1,464m ² 2階 800m ² 合計 2,264m ²	鉄骨造平屋建 建築面積 約 471m ²
供用開始	平成6年4月1日	平成12年9月1日
収容台数	自転車 1,100台 原動機付自転車 50台	自転車 400台 原動機付自転車 20台
主要設備	平置型駐輪ラック 1,100台 自転車搬送用バトルコンベア設備 1台	2段式駐車ラック 上段 163台 下段 237台
供用時間	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで
利用時間	午前5時30分から午後11時30分まで	午前5時30分から午後11時30分まで

(1) 駐車料金

(令和元年10月1日改正)

区分			駐車料金	
			一般	学生・生徒等
定期駐車	1月	自転車	1,320円	990円
		原動機付自転車等	2,310円	1,980円
	3月	自転車	3,520円	2,640円
		原動機付自転車等	6,160円	5,280円
	6月	自転車	6,710円	4,950円
		原動機付自転車等	11,660円	9,900円
普通駐車 (1日1回)	自転車	50円(30分までは無料)		
	原動機付自転車等	80円(30分までは無料)		

※表中の「原動機付自転車等」には、普通自動二輪車及び大型自動二輪車を含む。

(2) 利用状況

(普通駐車券利用駐車台数)

(単位:台)

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
自転車	20,201	19,656	26,117	26,659	28,913
原動機付自転車等	886	998	835	624	844
計	21,087	20,654	26,952	27,283	29,757

※表中の「原動機付自転車等」には、普通自動二輪車及び大型自動二輪車を含む。

(定期駐車券利用駐車台数)

(単位:台)

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
一般	140	169	173	174	165
学生・生徒等	1,450	1,439	1,452	1,350	1,282
計	1,590	1,608	1,625	1,524	1,447

放置自転車等対策

自転車等（自転車及び原動機付自転車）の放置は、歩行者や自動車等の通行を妨げ、交通事故の原因となる。本市では、自転車等放置防止条例（平成5年12月制定）により、米沢駅前広場を含め周辺道路を自転車等放置禁止区域に指定し、この区域内に自転車等を放置することを禁止している。放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは当該自転車等を撤去及び保管し、利用者が確認できないときや引取りのないときは処分している。

（1）自転車等保管手数料

（平成25年5月1日改正）

区分	1台当たりの保管手数料
自 転 車	30円×告示から引取までの日数
原動機付自転車	50円×告示から引取までの日数

（2）自転車等警告書貼付け、撤去及び保管実績

（単位：台）

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
自 転 車	23	19	39	44	17
原動機付自転車	0	0	0	0	0
計	23	19	39	44	17

（3）保管自転車等引取台数及び引取手数料

（単位：台・円）

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
自 転 車	3	1	0	1	0
原動機付自転車	0	0	0	0	0
計	3	1	0	1	0
引取手数料	210	1,170	0	240	0

米沢駅前駐車場

道路交通の円滑化と市民の利便を図るため、米沢駅前駐車場の設置及び管理に関する条例（平成5年3月）を制定し、当施設を設置している。

名 称	米沢駅前北駐車場	米沢駅前西駐車場	米沢駅前東駐車場
位 置	駅前一丁目2108番4	駅前一丁目7216番6	駅前一丁目1937番6
敷地面積	約2,600m ²	約460m ²	約1,650m ²
収容台数	59台	22台	67台
主要設備	全自動駐車場管理システム	全自動駐車場管理システム	全自動駐車場管理システム
供用時間	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで

（1）駐車料金

米沢駅前北駐車場・米沢駅前東駐車場

（平成22年4月1日改正）

区 分	駐車料金
駐車時間30分まで	無 料
駐車時間30分を超えて4時間まで、超える時間30分までごとに	100円
駐車時間4時間を超えて24時間まで	800円
駐車時間24時間を超えて48時間まで	1,500円
以後、48時間を超える時間24時間までごとに	1,000円

米沢駅前西駐車料金

（平成22年4月1日改正）

区 分	駐車料金
駐車時間30分まで	無 料
以後、30分を超える時間30分までごとに	100円

(2) 利用状況

米沢駅前北駐車場

年度	無料台数 (30分まで)	有料台数	収入額 (円)
R2	2,908	2,141	1,893,400
R3	2,906	2,039	1,945,100
R4	4,153	4,272	4,394,200
R5	5,403	6,467	6,695,100
R6	5,323	7,169	7,364,300

米沢駅前西駐車場

年度	無料台数 (30分まで)	有料台数	収入額 (円)
R2	53,147	3,558	858,300
R3	65,135	4,725	1,105,600
R4	90,017	6,498	1,502,100
R5	109,297	7,663	1,670,200
R6	111,374	9,439	2,182,200

米沢駅前東駐車場

年度	無料台数 (30分まで)	有料台数	収入額 (円)
R2	2,838	5,023	756,400
R3	3,506	5,299	1,008,300
R4	5,276	6,801	2,107,700
R5	5,932	7,965	2,767,900
R6	6,983	8,965	3,187,300

8. 交通安全・防犯対策

交通安全

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことから、昭和20年代後半から40年代半ばまで、交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、国、地方公共団体、関係民間団体等が一体となって、交通安全対策を強力に実施してきた。結果、「交通戦争」と呼ばれ全国で交通事故による死者数が16,765人に達した昭和45年と比較すると、令和6年中の交通事故による死者数は2,663人と約6分の1まで減少した。

本市においても、昭和37年3月には、米沢市交通安全推進協議会が市内の官公署、交通関係団体、学校等の代表者及び学識経験者を会員として設立され、特に市民全般、児童生徒、運転者に対する交通教育、安全思想の普及及び交通安全環境の整備のための積極的な活動を実施している。さらに同年3月26日に議会の議決を経て交通安全都市宣言がなされた。また、昭和41年12月には、交通安全母の会米沢市連合会が組織され、昭和43年4月からは交通指導員を任命し、街頭における児童生徒等の安全指導を行っている。

昭和46年4月、交通安全対策基本法に基づく米沢市交通安全対策会議が設けられ、昭和50年までの5か年間の交通安全計画が策定された。その後も交通環境の整備、安全に関する知識の普及、安全運転の確保、交通秩序の維持、救急体制の整備、損害賠償の適正化等の施策を講じるため、5年ごとに交通安全計画を策定しながら、種々の施策推進に当たっており、令和3年度には第11次米沢市交通安全計画を策定した。

交通事故発生状況（市内分）

年区分	R2	R3	R4	R5	R6
件 数（件）	243	235	220	240	225
死 者（人）	1	1	1	2	2
負傷者（人）	284	271	255	279	276

交通指導員等

- (1) 米沢市交通指導員14名を委嘱し、毎朝市内14か所において、通学時の児童・生徒の立哨指導を行い、交通事故の防止を図っている。
- (2) 米沢市交通安全専門指導員4名を任命し、市内の小・中学校及び地区の子ども会・老人クラブ・婦人団体等において交通教室を開催し、交通安全思想の浸透を図っている〔令和6年度42回開催〕。
また、市内幼稚園・保育園において、幼児交通安全かもしかクラブ会員〔25団体、会員数1,395名〕及び保護者の交通指導を147回実施し、幼児の交通事故防止を図っている。

カーブミラー

本市では、見通しの悪い交差点など市内危険箇所へのカーブミラー設置を行っている。設置箇所の選定は、例年、5月に町内会等からの設置申請を受け付け、その後申請箇所の現地調査を行い、交通量や視界の悪さなどから設置の必要性を判断のうえ設置している。

カーブミラーの設置状況

(単位：基)

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
一面鏡	5	2	5	5	6
二面鏡	0	4	2	0	0
合 計	5	6	7	5	6

公衆街路灯

本市では、暗がりを解消し、夜間の諸事故と犯罪を未然に防止するため、町内会等に対し L E D 公衆街路灯設置費の一部補助と電気料の一部補助を行っている。

(1) L E D 公衆街路灯設置費補助金

平成24年度から省エネルギーの L E D 公衆街路灯の設置を推進し、維持管理費の経費削減及び地球温暖化対策並びに犯罪のない安全・安心なまちづくりに寄与するため、L E D 公衆街路灯を設置する町内会等に対して、補助金を交付している。令和6年度からは灯具交換に対する補助金を拡充した。

補助金交付状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
交 付 件 数	31件	23件	23件	19件	32件
灯 数	87灯	90灯	62灯	78灯	60灯
交付合計金額	1,308,000円	1,384,000円	970,000円	1,138,000円	709,000円

(2) 公衆街路灯電気料補助金

町内会等で管理している公衆街路灯の電気料金の 2 / 3 を補助金として交付している。

補助金交付状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
交 付 件 数	397件	381件	385件	400件	388件
交付合計金額	12,352,800円	11,306,900円	13,688,700円	10,585,500円	12,185,500円

危 機 管 理

危機管理

1. 危機管理体制

国民の保護に関する計画

国民保護法

我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「事態対処法」という。)が平成15年6月6日に成立(同年6月13日施行)し、これを受け、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)が平成16年6月14日に成立(同年9月17日施行)した。

国民保護法の目的

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、「事態対処法」と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としている。

「国民の保護に関する計画」の作成

政府は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施について、国としての基本的な方針を示し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が国民の保護に関する計画、または、業務計画を定める際の基準となる事項を定めることを目的とする国民の保護に関する基本指針を、平成17年3月に策定した。

山形県は平成16年度に国民保護協議会条例等関連条例を制定し、平成17年度に国民保護協議会を設立して「山形県国民保護計画」を策定した。

本市においては、平成17年度に国民保護協議会条例等関連条例を制定し、平成18年度に国民保護協議会を設立して「米沢市国民保護計画」を策定した。

2. 防災体制

地域防災計画

本市での大きな災害は、盆地特有のフェーン現象の影響による大正6年と8年の大火以外、自然災害は幸いにして目立ったものがなかった。

昭和38年3月、災害対策基本法に基づき、米沢市防災会議条例及び災害対策本部条例が制定されていましたが、昭和42年8月の羽越水害で西部地区を中心に大きな被害を受け、これを機に防災体制の確立が叫ばれ、昭和42年12月に災害の予防、応急対策、復旧計画などを定めた米沢市地域防災計画が策定されました。以後、必要に応じ修正を行ってきたが、平成23年3月11日発生した東日本大震災の教訓を踏まえ全面的な見直しを平成25年3月に行つた。近年、全国で自然災害による大規模な被害が発生し、国の避難基準が改正されたことを踏まえ、令和3年度に改定した。

市指定緊急避難場所

災害が発生した場合に、地区の住民が一時的に集まる場所。令和7年4月1日時点で72箇所。

[内訳] 都市公園24箇所、児童遊園12箇所、小学校（旧三沢東部小学校、旧三沢西部小学校、旧関根小学校、旧関根小学校含む）18箇所、中学校（旧第五中学校、旧南原中学校含む）8箇所、高等学校6箇所、短大・大学2箇所、養護学校1箇所、民間施設1箇所（板谷集会所）

市指定避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。令和7年4月1日現在で60箇所。

[内訳] 小学校（旧三沢東部小学校、旧三沢西部小学校、旧関根小学校、旧関根小学校含む）18箇所、中学校（旧第五中学校、旧南原中学校含む）8箇所、高等学校6箇所、短大・大学2箇所、養護学校1箇所、コミュニティセンター17箇所、その他市施設7箇所、民間施設1箇所（板谷集会所）

福祉避難所

一般の避難所では生活に支障を来す要配慮者に対し、人員・設備面で一定の配慮がなされている施設。施設の社会福祉法人との災害時協定によるもので、令和7年4月1日時点で12箇所。避難所入所は、市で受け入れ調整を行つてからとなる。

[内訳] 特別養護老人ホーム6箇所、障がい者支援施設3箇所、介護老人保健施設3箇所

防災用備蓄品の配備

災害に備え、本庁舎や避難所に防災資機材や備蓄品を分散配備している。配備状況は避難所の収容人数や地域の特性に応じたものとなっている。

備蓄品の内容

ハンドマイク、担架、救急医療セット、防水シート、毛布、救命ロープ、可搬式ワインチ、エアーテント、救護用テント、油圧ジャッキ、救出救助資機材セット、かまどセット（5升釜）、スタンド付投光器、防雨型コードリール（30m）、レスキューリヤカー、簡易トイレセット、パワーストーブ（灯油式）、灯油式ストーブ、プランケットシート、調理用品セット、非常食（アルファ米、ビスケット、えいようかん、飲料水）、使い捨てトイレ、車椅子対応型ユニバーサルトイレ、避難所用プライバシー間仕切り、ガス発電機、インバーター発電機、ガソリン携行缶（20L）、マスク、フェイシーシールド、アイソレーションガウン、非接触式温度計、アルコール消毒液、ダンボールベッド、キャンピングベッド、サーキュレーター、4部屋タイプパーティション、特設公衆電話用電話機、避難所居室用パーティション、生理用品、紙おむつ（大人用）、ダンボールトイレ

自主防災組織育成・強化

大地震のような大きな災害が発生したときは、道路交通網が寸断され、火災なども同時多発的に発生することが想定されることから、すぐには、行政で対応しきれない可能性がある。

本市では、総合防災訓練やまちづくり出前講座の実施、及び広報紙やホームページなどを活用して、自主防災組織の設立・育成を積極的に働きかけている。

また、新規設立した組織、防災訓練実施組織に対し、防災資機材の交付を行つてている。

自主防災組織の結成状況（令和7年4月1日現在）

・組織数 242団体 ・組織率 約75.5%（加入世帯）

防災用資機材の交付（令和6年度）

・新規設立 7組織 ・防災訓練実施組織 48組織

災害時応援協定

大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災自治体の災害対応能力は著しく低下する。このため、被災自治体単独では、多岐の分野に渡り、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じることから阪神淡路大震災以降、広域的な協力を求める体制作りの気運の高まりを受け、本市も締結を進めてきた。令和7年7月1日時点で89協定を締結している。

①国との協定(2)

No.	協定名	協定先	協定年月日
1	防災関連情報の受配信に関する協定	国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所	平成19年3月1日
2	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成21年12月24日

②県外自治体(一部県内も含む)との協定(11)

No.	協定名	協定先	協定年月日
1	姉妹都市災害時相互応援協定	新潟県上越市	平成7年10月22日
2	姉妹都市災害時相互応援協定	沖縄県沖縄市	平成8年2月10日
3	姉妹都市災害時相互応援協定	宮崎県高鍋町	平成8年2月10日
4	歴史親善友好都市災害時相互応援協定	新潟県南魚沼市（旧 六日町）	平成8年5月2日
5	米沢市・会津若松市災害時相互応援協定	福島県会津若松市	平成8年11月18日
6	姉妹都市災害時相互応援協定	愛知県東海市	平成13年11月10日
7	大規模災害時相互応援に関する協定	福島県伊達市	平成25年2月19日
8	大規模災害時相互応援に関する協定	愛知県西尾市	平成25年6月28日
9	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	《福島地方広域行政圏（福島地方拠点都市地域）》 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 《相馬地方広域市町村圏》 相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村 《仙南地域広域行政圏》 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町 《亘理・名取広域行政圏》 名取市、岩沼市、亘理町、山元町 《置賜広域行政圏》 長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町	平成25年12月1日 (平成9年1月16日)
10	災害時における相互応援に関する協定	福島県桑折町	令和元年7月19日

No.	協定名	協定先	協定年月日
11	災害時における相互応援に関する協定	《嚙鳴協議会 有志市町村》 岩手県釜石市、神奈川県小田原市、 長野県木曽町、岐阜県恵那市、大野 町、愛知県東海市、兵庫県養父市、 佐賀県多久市、宮崎県高鍋町、沖縄 県沖縄市	令和2年6月5日

③県及び県内市町村との協定(6)

No.	協定名	協定先	協定年月日
1	山形県広域消防相互応援協定	山形県下市町村及び消防の一部事務組合	昭和53年3月10日
2	大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定	山形県内市町村	平成7年11月20日
3	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	平成10年4月1日
4	山形県防災情報システムの設置及び管理運用に関する協定	山形県	平成14年11月29日
5	災害時における義援物資集配分拠点としての施設使用に関する協定	山形県	平成29年5月1日
6	山形県防災無線局の設置及び管理運用に関する協定	山形県	平成29年10月1日

④避難所施設としての協定(22)

No.	協定名	協定先	協定年月日
1	学校施設使用に関する協定	山形県立養護学校	平成7年3月1日
2	学校施設使用に関する協定	山形県立興譲館高等学校	平成7年3月1日
3	学校施設使用に関する協定	学校法人椎野学園米沢中央高等学校	平成7年3月1日
4	学校施設使用に関する協定	旧山形県立米沢商業高等学校	平成7年3月3日
5	学校施設使用に関する協定	学校法人九里学園高等学校	平成7年3月3日
6	学校施設使用に関する協定	山形県立米沢東高等学校	平成7年3月7日
7	学校施設使用に関する協定	山形県(山形県立米沢女子短期大学)	平成7年3月14日
8	学校施設使用に関する協定	山形大学(工学部)	平成7年4月10日
9	学校施設使用に関する協定	旧山形県立米沢工業高等学校 (現山形県立米沢鶴城高等学校)	平成9年4月1日 (平成7年3月3日)
10	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人米沢栄光の里	平成25年1月18日
11	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人米沢佛教興道会	平成27年1月26日
12	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人緑成会	平成27年2月2日
13	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人敬友会	平成27年2月2日

No.	協定名	協定先	協定年月日
14	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人米沢弘和会	平成27年2月2日
15	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人回春堂	平成27年2月2日
16	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人あづま会	平成27年3月19日
17	災害時における福祉避難所の指定等に関する協定	社会福祉法人山形県社会福祉事業団	平成28年4月1日 (平成25年3月7日)
18	災害時における施設利用に関する協定	ジークライト株式会社	令和元年7月23日
19	災害時における宿泊施設の提供に関する協定	米沢市旅館ホテル組合	令和2年6月23日
20	災害時における一時避難所等利用に関する協定	株式会社ニューメディア	令和3年7月6日
21	災害時における一時避難所等利用に関する協定	金子建設工業株式会社	令和3年7月6日
22	災害時における一時避難所等利用に関する協定	株式会社ナウエル	令和5年5月19日

⑤物資供給(食料品・生活必需品・水・燃料等)に関する協定(11)

No.	協定名	協定先	協定年月日
1	米沢市、山形県生活協同組合連合会及び米沢生活協同組合との災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	山形県生活協同組合連合会、米沢市生活協同組合	平成13年8月31日
2	災害時における地下水供給に関する協定	米沢地区地下水利用対策協議会	平成19年2月20日
3	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成19年11月5日
4	災害時における協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成20年8月21日
5	災害時における応急生活物資の供給及び防災活動協力に関する協定	イオン東北株式会社	令和4年6月23日 (平成20年1月15日)
6	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	山形県石油協同組合米沢支部	平成27年4月1日 (平成25年3月26日)
7	災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する協定	山形県LPGガス協会	平成28年8月23日
8	災害時における消防用水の供給支援に関する協定	山形県南生コンクリート協同組合	平成29年11月22日
9	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定	山形三菱自動車販売株式会社 カーステーションササキ	令和元年11月6日
10	災害時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク株式会社米沢電力センター	令和2年5月11日 (平成20年3月21日)

No.	協定名	協定先	協定年月日
11	災害時における物資の供給に関する協定	東北カートン株式会社	令和2年6月23日

⑥水道・下水道に関する協定(16)

No.	協定名	協定先	協定年月日
1	水道施設の災害に伴う応援協定	米沢市管工事協同組合	平成8年6月12日
2	日本水道協会山形県支部「災害時相互応援協定」	山形県内市町村	平成10年5月26日
3	応急給水設備設置等に関する協定	山形県企業管理者	平成18年9月7日
4	災害時における応急措置等の協力に関する協定	株日立製作所東北支社	平成27年10月5日
5	災害時における応急措置等の協力に関する協定	三機工業株東北支店	平成28年3月2日
6	災害時における応急措置等の協力に関する協定	株ミヅタ仙台営業所	平成28年3月2日
7	災害時における応急措置等の協力に関する協定	株明電舎東北支店	平成28年3月2日
8	災害時における応急措置等の協力に関する協定	株東光高岳東北支社	平成28年3月2日
9	米沢市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	令和2年8月25日 (平成29年1月13日)
10	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業組合	平成29年2月17日
11	災害時における応急措置等の協力に関する協定	前澤工業株東北支店	平成30年2月7日
12	災害時における応急措置等の協力に関する協定	株クボタ東北支社	平成30年2月7日
13	災害時における応急措置等の協力に関する協定	株電業社機械製作所東北支店	平成30年2月7日
14	災害時における応急措置等の協力に関する協定	三菱化工機株式会社	平成30年12月14日
15	災害時における応急措置等の協力に関する協定	水ingエンジニアリング株東北支店	平成30年12月14日
16	災害時における物資供給に関する包括協定	明和工業株式会社	令和6年10月7日

⑦その他の協定(21)

No.	協定名	協定先	協定年月日
1	災害防止通報及び災害応急対策に関する協定	米沢市測量設計協会	平成8年8月29日
2	災害時における建築物の解体撤去等に関する協定	一般社団法人山形県解体工事業協会	平成25年3月26日
3	災害時におけるバス輸送の協力に関する協定	有限会社サイトシーアイソウ蔵王	平成25年3月26日

No.	協定名	協定先	協定年月日
4	災害発生時における米沢市内郵便局及び米沢市の相互協力に関する協定	米沢市内郵便局	平成27年8月24日 (平成10年4月1日)
5	災害時の放送要請及び緊急放送に関する協定	株式会社ニューメディア	令和4年11月22日 (平成24年12月24日)
6	全国瞬時警報システム（J-アラート）により配信される緊急情報の放送（ケーブルテレビ、コミュニティFM）に関する協定	株式会社ニューメディア	平成28年9月1日 (平成26年2月1日)
7	大規模災害時における被災者支援に関する協定	山形県行政書士会	平成29年4月14日
8	災害時における協力に関する協定	米沢市環境事業協同組合	平成29年5月24日
9	全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	全国公設地方卸売市場協議会	平成29年9月1日
10	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成31年2月1日
11	米沢市と大塚製薬株式会社との健康づくりの増進に関する包括的連携協定	大塚製薬株式会社	令和元年7月10日
12	災害時における被災者支援に関する協定	山形県土地家屋調査士会	令和2年3月17日
13	火災等における土地改良施設利用に関する協定	米沢平野土地改良区、南陽市、高畠町、川西町、置賜広域行政事務組合	令和2年9月8日
14	災害時における災害応急対策の応援に関する協定	有限会社宮村産業開発	令和2年10月28日
15	災害時における物資輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社	令和3年3月16日
16	災害時における災害応急対策の応援に関する協定	山建工業株式会社	令和3年6月29日
17	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和3年11月17日
18	米沢市（置賜地域）におけるレジリエンス強化推進プロジェクトに関する協定	東日本電信電話株式会社山形支店	令和5年5月2日
19	米沢市災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定	社会福祉法人米沢市社会福祉協議会	令和5年7月3日
20	米沢市と株式会社ヨークベニマル及び株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの包括連携協定	株式会社ヨークベニマル、株式会社セブン・イレブン・ジャパン	令和5年12月8日
21	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	令和6年7月1日

がけ地近接等危険住宅移転事業

国が定める社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）に基づき社会资本整備総合交付金の交付対象となる事業のうち、危険住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき山形県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に存する家屋の移転に関し、本市でも補助金交付要綱を定め、移転促進を図り災害防止に努めている。

3. 消防団・消防水利

消防団組織

(1) 消防団員数

(各年4月1日現在)

区分年	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	条例定数	減員
R3	1	3	16	21	42	105	655	843	900	57
R4	1	3	16	21	39	64	638	782	900	118
R5	1	3	16	21	39	64	628	772	900	128
R6	1	3	16	21	39	64	620	764	900	136
R7	1	3	16	21	39	64	583	727	900	173

(2) 分団別消防団員数

(令和7年4月1日現在)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	3				1	11	16
1分団			1	1	1	1	17	21
2分団			1	1	1	1	14	18
3分団			1	1	1	1	7	11
4分団			1	1	1	1	11	15
5分団			1	1	1	1	16	20
6分団			1	1	1	2	21 《1》	26
7分団			1	1	2	6	28	38
8分団			1	1	2	3	25	32
9分団			1	1	2	2	26	32
10分団			1	1	2	3	25 《1》	32
11分団			1	2	4(1)	6	75 《7》	88
12分団			1	2	4(1)	7	74 《2》	88
13分団			1	2	4(1)	5	30	42
14分団			1	2	7(1)	15	132	157
15分団			1	2	5(1)	8	58	74
16分団			1	1	1	1	13	17
合計	1	3	16	21	39(5)	64	583 《19》	727

※1 団本部団員は女性団員10人

※2 () 内の数値は事務部長

※3 《》内の数値は機能別団員

(3) 消防団機械

(令和7年4月1日現在)

分 団 名	区 域	消防機械数(台)					ポンプ庫(棟)		小計(棟)			
		防災活動車(広報車)	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力ポンプ	軽資機材搬送車	計	車庫	小型動力ポンプ置場	計	防災サイレン塔(コンクリート柱)	ホース乾燥塔(コンクリート柱)
団本部		1					1					
第1分団	東部		1				1	1		1	1	
第2分団	西部		1				1	1		1	1	
第3分団	中部		1				1	1		1	1	
第4分団	南部		1				1	1		1	1	
第5分団	北部		1				1	1		1	1	
第6分団	愛宕			1	1		2	1	1	2	2	1
第7分団	塩井			1	5	1	7	1	5	6	3	
第8分団	広幡			2	1		3	2	1	3	4	
第9分団	六郷			1	1		2	1	1	2	3	
第10分団	万世			2	2	1	5	2	2	4	3	
第11分団	窪田			2	4	1	7	2	4	6	5	5
第12分団	三沢 田沢			3	4	1	8	3	4	7	5	1
第13分団	山上		1	2	2	1	6	3	2	5	5	1
第14分団	上郷			4	11		15	4	11	15	8	6
第15分団	南原			1	3	8	1	13	4	8	12	9
第16分団	中南部			1			1	1		1	1	
合 計		1	8	21	39	6	75	29	39	68	53	19

消防水利

(各年4月1日現在)

区分 年	防火貯水槽			消火栓			その他の水利 (プール)
	40t以上	20t以上	計	配管150mm以上	配管150mm未満	計	
R3	447	75	522	388	561	949	18
R4	445	75	520	390	562	952	17
R5	446	74	520	390	564	954	16
R6	447	74	521	389	567	956	16
R7	446	72	518	391	569	960	15

健 康 福 社

健 康 福祉

1. 一般社会福祉

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、町内会等からの推薦に基づき、地区選考委員会、米沢市民生委員推薦会、山形県社会福祉審議会を経て、厚生労働大臣及び県知事から委嘱される。任期は3年で、本市の定数は200名となっている。また、市内14地区に民生委員児童委員協議会を組織し、定例会や研修会を開催するなど、地域福祉の課題や問題について意見交換を行い、解決や改善に努めている。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役を果たしており、地域住民が安心・安全な生活を営むことができるよう地域福祉の核としての活動している。

<地区別民生委員・児童委員の状況> () は主任児童委員 令和7年3月31日現在

地区	男	女	計	地区	男	女	計	地区	男	女	計
中部	8	4	12	松川	5	8	13	三沢	9	2	11
	(1)	(1)	(2)		(2)	(2)	(2)		(2)	(2)	(2)
東部	9	13	22	愛宕	5	4	9	山上	7	4	11
	(2)	(2)	(2)		(2)	(2)	(2)		(2)	(2)	(2)
西部	11	8	19	万世	7	3	10	上郷	7	6	13
	(1)	(1)	(1)		(2)	(2)	(2)		(2)	(2)	(2)
南部	17	3	20	広井郷	10	5	15	南原	9	3	12
	(1)	(1)	(2)		(2)	(2)	(2)		(2)	(2)	(2)
北部	10	6	16	窟田	12	1	13	計	126	70	196
		(2)	(2)		(2)		(2)		(4)	(23)	(27)

避難行動要支援者支援事業

災害対策基本法に基づき、高齢者や障がい者など、災害発生または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者（避難行動要支援者）について名簿を作成するとともに、「米沢市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」に基づき、名簿を自主防災組織や民生委員・児童委員等の避難支援等関係者と共有し、平時から地域で支え合う体制の構築を推進する。

令和7年3月1日現在

区 分	避難行動要支援者数
①要介護 3～5 認定者	503
②身体障害者手帳交付者（1、2級）	952
③療育手帳交付者（A判定）	96
④精神障害者保健福祉手帳交付者（1級）	42
⑤障害者総合支援法上のサービス給付を受けている難病患者、医療的ケア児・者	7
⑥75歳以上の高齢者のみの世帯	4,961
⑦市長が認める者（上記要件外の者）	102
計	6,663

※複数区分該当の者は上位区分を優先

福祉バスの運行

福祉に関する団体、ボランティア活動を行う団体及び米沢市老人クラブ連合会に加入している老人クラブが、福祉に関する活動を行う移動手段として福祉バスを活用することにより、地域福祉活動の向上を図っている。

① 1号車 24名以上38名以内
定員：座席（30）、補助席（6）、車いす（2）

② 2号車 10名以上23名以内
定員：座席（14）、補助席（7）、車いす（2）

<運行状況>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
運行日数（日）	1号車	25	35	45	61	84
	2号車	8	10	44	84	87
利用人数（人）	1号車	333	560	955	1,473	1,895
	2号車	63	93	488	1,059	1,098
稼働率（%）	1号車	8.28	11.55	14.80	20.82	24.42
	2号車	2.66	3.30	14.52	28.28	32.95

災害弔慰金等支給・災害援護資金貸付制度

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき実施するとともに、この法律の適用を受けない小規模災害等についても、市独自の弔慰金等を支給している。

<支給状況>

(単位：円)

災害弔慰金	法適用灾害	種別	基準額	令和6年度	
				件数	支給額
	死亡者が主たる生計維持者		5,000,000		
	その他		2,500,000		
	上記以外の災害（市独自）		150,000	1	150,000
災害見舞金 (市独自)	全焼・全壊・流出・埋没	(2人以上世帯)	20,000	2	40,000
		(単身世帯)	10,000		
	半焼・半壊・半流出・半埋没	(2人以上世帯)	10,000	1	10,000
		(単身世帯)	5,000		
	床上浸水		5,000		

社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会

米沢市社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざし、社会福祉活動を行うことにより地域福祉の向上を図ることを目的に社会福祉法に基づいて設置されている民間の団体です。本会では、活動の指針となる第6期米沢市地域福祉活動計画（令和7年度～令和11年度）を策定し、住民一人ひとりの努力、住民同士の相互扶助を通して地域の福祉力を高める活動に取り組んでいます。

組織

会長 1名 副会長 2名 常務理事 1名 理事 11名(会長、副会長、常務理事を含む)
監事 3名 評議員 23名 職員 65名 (R7.4.1現在)

主な事業

基本理念 「なせば成る！愛があふれる福祉の輪」

基本目標「お互いに助けあい支えあうまちをつくろう」

～基本計画1～「みんなでつながろう（連携・協働）」

身近な地域でお互いにゆるやかな見守りや声かけを行い、気にかけ合う関係性ができるよう、行政やコミュニティーセンター、支部社協、民児協、関係機関等と連携し、研修会や座談会等を開催していきます。

- 1 町内福祉部長の委嘱と町内福祉部研修会の開催
- 2 おしようしな福祉座談会の開催支援とおしようしな福祉出前講座の充実
 - (1) おしようしな福祉座談会の開催支援
 - (2) おしようしな福祉出前講座の実施
- 3 安心して暮らせる地域づくりの推進
 - (1) お互いさまの関係づくりの推進
 - (2) ゆるやかな見守り、声かけの推進
 - (3) 民生委員・児童委員活動の周知
 - (4) 支部社協福祉活動指針（福祉8策）の推進
 - (5) 町内福祉部活動の推進
 - (6) 米沢市生活支援体制整備事業（市受託事業）
 - (7) 米沢市高齢者見守り支援事業（市受託事業）
 - (8) 給食配送サービス事業（ふれあい型、会食型、生活支援型）
- 4 行政や関係機関との連携と提言
- 5 米沢市社会福祉法人連絡協議会との連携・協働
- 6 救急医療情報キットの普及・啓発

～基本計画2～「みんなでつくろう（活動・拠点）」

地域の行事やイベントに参加して、仲間や健康、生きがいづくりを推進します。また、住民の皆様の声を聴きながら、誰もが活動できる場をつくっていきます。

- 1 モデル地域を選定しての地域調査の推進
- 2 みんなが交流できる集いの場の推進
 - (1) ふれあい・いきいきサロン、ふれあい子育てサロン活動の支援
 - (2) 社協カフェ～みんなのしゃべりBa～の実施
 - (3) 子ども楽校の実施
 - (4) 米沢市民でみんなでグラウンド・ゴルフ交流会の共催
 - (5) 障がい者ニュースポーツ交流会の共催
 - (6) 障がい者の集いの場「にこ・かふえ」の実施
 - (7) 高齢者いきがい事業の実施
 - (8) 高齢者いきいきデイサービス（市委託事業）
- 3 地域食堂の支援
- 4 コミュニティセンターとの協働事業の実施
シニアおもしやい楽校の実施
- 5 担い手「お世話好き隊」の支援・養成
- 6 行政や団体と連携した防災・減災に関する取組みの実施
町内見守り（防災）マップ作成研修会の実施
- 7 イベントの実施
 - (1) 第34回米沢市・市民福祉大会の共催
 - (2) 見てけろ来てけろ知ってけろ「福祉の魅力祭」の共催
 - (3) 体験型福祉イベント（和太鼓体験EXADON）の開催

～基本計画3～「みんなでささえよう（相談・支援）」

地域共生社会の実現に向けて、さまざまな福祉相談を一体的に受付する福祉総合相談窓口を設置し、行政や関係機関と連携していきます。また、誰でも気軽に相談できる環境をつくり、困りごとに気づいて、助け合える地域づくりを推進していきます。

- 1 福祉の総合相談窓口の設置
 - (1) 福祉相談を一体的に対応する「福祉総合相談窓口」での対応
 - (2) 米沢市生活自立支援センター（市受託事業）
 - (3) 山形県生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）、米沢市社会福祉資金貸付事業
 - (4) 米沢善意銀行
 - (5) 地域包括支援センター（西地区・南地区）の運営（市受託事業）
 - (6) 居宅介護支援事業所の運営
- 2 米沢市民生委員児童委員連合協議会との連携
- 3 制度の狭間にある方への支援
民児協や米沢市社会福祉法人連絡協議会等の関係機関と連携し、支援のあり方の検討
- 4 ボランティアセンターの充実
 - (1) ボランティアセンターの運営
 - (2) 除雪ボランティアセンターの設置運営
- 5 住民主体の助け合い活動（有償ボランティア）の仕組みづくり
- 6 災害ボランティアの育成と協働
 - (1) 災害ボランティアセンターの運営準備
 - (2) 災害ボランティアセンター連絡会議の開催
 - (3) 災害ボランティアの育成
- 7 権利擁護センターの運営及び権利擁護支援の充実
 - (1) 日常生活自立支援事業の実施（県社協受託事業）
 - (2) 法人後見事業の実施
 - (3) 置賜成年後見センターの運営（三市五町運営協議会受託事業）
 - (4) 市民向けセミナーの開催（終活セミナー等）
 - (5) 権利擁護支援ネットワーク会議（仮称）の開催

～基本計画4～「みんなでそだてよう（育成・啓発）」

地域住民や福祉活動を推進していくため、見やすくわかりやすい広報紙を作成するとともに、SNSの活用やマスコミ、学生、関係機関・団体等の協力を得ながら、情報発信に努め、福祉に関する情報を提供していきます。

- 1 福祉教育（福祉共育）の推進
 - (1) 福祉教育・福祉学習（福祉共育）の実践
 - (2) 「親子で赤い羽根共同募金の募金箱をつくってみよう」の実施
 - (3) 福祉指定校事業、福祉指定校担当者会議の開催
- 2 わかりやすい情報発信
 - (1) 社協だより「ほのぼの」の発行
 - (2) 社協パンフレット、ホームページの充実
 - (3) 各種SNSを活用した情報発信の実施
 - (4) 福祉協力店の増強（市内の企業や飲食店の協力を得て情報発信）
 - (5) 住民と一緒にになっての情報発信
- 3 活動基盤の強化
 - (1) 調査研究
 - (2) 自主財源の確保
 - (3) 共同募金会の協力
 - (4) 福祉団体事務局の受託
米沢市民生委員児童委員連合協議会、山形県共同募金会・米沢市共同募金委員会、
米沢市シニアクラブ連合会、米沢市ボランティア連絡協議会
- 4 福祉団体への助成
米沢市民生委員児童委員連合協議会、米沢市ボランティア連絡協議会、
米沢市保護司会、米沢市遺族連合会、米沢市更生保護女性会、
米沢市針灸接マッサージ師会、米沢手話サークル「年輪」、手話サークルつみ木
- 4 社協のPR動画の作成

地域における利用者本位の福祉サービスをめざし、住み慣れた地域で暮らし続けることを支えるため、地域福祉活動と連携した事業を展開していきます。

- 1 指定管理事業
ひまわり学園の管理、経営
- 2 受託事業
福祉バス運営管理事業
- 3 子育て支援事業
 - ① 敬師学童クラブ、窪田学童クラブの運営
 - ② 地域子育て支援センター「なかよしるーむ」経営

会費の内訳

<会 費>

普通会員	本市に世帯を有する世帯主とする。	年額 600円以上
通常賛助会員	本市内の個人及び法人並びに団体で本会の主旨に賛同して入会した者とする。	年額 3,000円以上
特別賛助会員	本会の主旨に賛同する個人及び法人並びに団体で入会した者とする。	年額 10,000円以上

令和7年度米沢市社会福祉協議会資金收支予算

(単位 : 千円・%)

収 入	金 額	割 合	支 出	金 額	割 合
会 費	13,545	4.1	人 件 費	236,459	72.0
寄 附 金	750	0.2	事 業 費	39,241	11.9
市 補 助 金	50,677	15.4	事 務 費	28,724	8.7
共 同 募 金 配 分 金	6,849	2.1	貸 付 事 業	1,141	0.3
そ の 他 の 補 助 金	280	0.1	共 同 募 金 配 分 金	6,849	2.1
市 受 託 金	111,333	33.9	分 担 金	30	0.0
県 社 協 受 託 金	15,553	4.7	助 成 金	880	0.3
そ の 他 の 受 託 金	21,514	6.6	負 担 金	1,437	0.4
貸 付 事 業	1,140	0.3	固 定 資 産 取 得 支 出	833	0.3
事 業	13,121	4.0	積 立 資 產 支 出	12,821	3.9
負 担 金	405	0.1			
介 護 保 険 事 業	86,276	26.3			
受 取 利 息	53	0.0			
そ の 他 の 収 入	132	0.0			
積 立 資 產 取 崩 収 入	5,000	1.5			
過 年 度 繰 越 金 収 入	1,787	0.5			
合 計	328,415	100.0	合 計	328,415	100.0

2. 低所得者福祉

生活保護

本市における生活保護の状況は、被保護世帯数、被保護人員数、保護率とも平成8年度までは、おおむね減少の傾向で推移してきたが、その後は増加傾向に転じ、特に平成20年に発生したリーマンショックの影響により製造業を中心とした雇用環境の悪化を受け、平成24年1月には780世帯、1,064人、保護率1.19%と最高値を記録したところである。その後は減少傾向で推移していたが、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、保護率は1%付近で高止まりしている。

生活保護の運用においては、経済的援助のほか、在宅支援や介護サービス等を活用しての処遇の充実を図るなど日常的にきめ細かく、適切な助言指導を行うことにより、経済的・精神的自立の助長を図る必要がある。

(1) 生活保護世帯等の推移

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯数		672	684	683	680	671
被保護人員		802	816	809	787	780
保護率(%)	米沢市	0.98	1.00	1.01	0.99	1.00
	山形県	0.73	0.74	0.74	0.74	0.74
	全国	1.64	1.63	1.62	1.62	1.62

(2) 生活保護費の扶助別支給状況

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活扶助	人員(人)	8,190	8,310	8,160	7,904	7,820
	金額(円)	323,998,297	324,973,515	316,627,504	323,730,711	316,419,007
住宅扶助	人員(人)	7,865	7,946	7,963	7,835	7,882
	金額(円)	174,189,070	182,665,623	181,885,130	184,798,132	188,705,274
教育扶助	人員(人)	346	342	243	212	283
	金額(円)	3,405,546	3,515,171	2,781,472	2,104,308	3,220,148
介護扶助	人員(人)	2,448	2,457	2,505	2,439	2,346
	金額(円)	53,411,472	42,303,122	45,427,984	51,564,446	50,397,337
医療扶助	人員(人)	7,840	7,914	7,964	7,873	7,748
	金額(円)	703,745,689	709,162,026	659,099,560	687,662,612	693,272,639
出産扶助	人員(人)	1	0	0	0	0
	金額(円)	188,720	0	0	0	0
生業扶助	人員(人)	171	164	173	124	92
	金額(円)	2,185,796	2,423,512	2,828,987	1,809,213	925,581
葬祭扶助	人員(人)	4	12	11	4	8
	金額(円)	732,080	2,138,763	2,129,046	1,158,299	1,627,187
保護施設事務費	人員(人)	259	262	238	221	212
	金額(円)	46,181,396	48,810,318	47,334,714	47,092,721	46,725,540
就労自立給付金	人員(人)	2	1	5	8	9
	金額(円)	77,332	20,000	178,231	472,782	405,573
進学準備給付金	人員(人)	3	2	0	3	1
	金額(円)	500,000	200,000	0	700,000	100,000
合計	人員(人)	27,129	27,410	27,262	26,623	26,401
	金額(円)	1,308,615,398	1,316,212,050	1,255,292,634	1,301,093,224	1,301,798,286

生活困窮者自立支援

雇用環境の変化や超高齢化社会の到来の影響を受け、全国の生活保護受給者数は急増し、平成27年3月には現行制度下で過去最高となる約217万人を記録した。

生活保護受給世帯を世帯類型ごとにみると、稼働年齢層を含む「その他の世帯」が平成27年までの10年間で約3倍強に増加しており、こうした状況を受け、生活困窮者について早期支援と自立促進を図るために「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月に施行された。

本制度は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものであり、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくりを目的としている。

令和5年度は、相談者数170名、住居確保給付受給者数10名と減少したものの、支援プラン作成による継続的な関わりを要する事例が顕著であり、また、子どもの学習・生活支援利用者数は28名と年々増加

<各事業の概要>

(1) 必須事業

自立相談支援事業	生活困窮者の相談に応じ、相談者の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。
住居確保給付事業	離職により住居を失った又はその恐れが高い方に、有期で家賃相当額を支給する。

(2) 任意事業

就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。
家計改善支援事業	家計の管理に課題を抱える生活困窮者世帯に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援する。
子どもの生活・学習支援事業	生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援等を行うとともに、その保護者等に対して養育支援を行う。（生活保護受給者世帯も対象）
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業	就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもり状態にある者等）や不安定就労を繰り返している者に対する就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングから就労体験・就労訓練中の就労支援対象者及び就労体験・就労訓練事業所の双方の支援を一貫して行う。

<事業実施状況>

支援実績		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	自立相談支援事業相談者数	515	338	264	170	162
	新規支援プラン決定者数	28	30	11	35	41
	住居確保給付金受給者数	43	34	17	10	3
	就労準備支援事業利用者数	5	10	7	8	11
	家計改善支援事業利用者数	0	0	0	1	1
	子どもの生活・学習支援事業利用者数	14	16	22	28	35
	就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業の利用者	—	—	—	—	34

※「家計改善支援事業」は令和元年度から実施

※「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」は令和6年度から実施

3. 母子・父子家庭及び寡婦福祉

母子・父子家庭の状況及び相談件数

相 談 項 目	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
生活一般	住宅	11 (9)	1.3	7 (4)	0.9	6 (1)	0.8	8	1.0 (1)	4 (1)	0.6
	医療	15 (1)	1.7	31 (6)	3.8	35 (5)	4.9	23 (3)	2.7	11 (2)	1.6
	家庭紛争	69 (60)	7.9	92 (84)	11.4	52 (41)	7.3	76 (69)	9.0	77 (60)	11.3
	就労	19 (7)	2.2	28 (2)	3.5	14 (3)	2.0	14 (2)	1.7	20 (7)	2.9
	結婚	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0
	その他	22 (6)	2.5	17 (6)	2.0	30 (9)	4.2	31 (8)	3.7	7 (1)	1.0
	小 計	136 (83)	15.5	175 (102)	21.6	138 (59)	19.3	152 (82)	18.1	119 (71)	17.4
児童	養育	57 (19)	6.5	66 (36)	8.2	51 (22)	7.1	109 (43)	13.0	61 (41)	8.9
	教育	12 (9)	1.4	18 (9)	2.2	23 (4)	3.2	13 (2)	1.5	33 (8)	4.8
	非行	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	就職	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	2	0.2	0	0.0	6	0.9	2	0.2	7	1.0
	小 計	72 (28)	8.2	84 (45)	10.4	80 (26)	11.2	124 (45)	14.7	101 (49)	14.7
生活援護	母子父子福祉資金	624	71.2	489	60.3	436	60.9	497	59.0	442	64.5
	寡婦福祉資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	児童扶養手当	10 (6)	1.1	12 (3)	1.5	9 (1)	1.3	6 (3)	0.8	3 (2)	0.4
	生活保護	6 (5)	0.7	3 (1)	0.4	4	0.6	6 (3)	0.8	2	0.3
	税	1 (1)	0.1	4 (1)	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	23 (4)	2.6	30 (4)	3.7	40 (5)	5.6	44 (13)	5.2	16 (5)	2.3
	小 計	664 (16)	75.7	538 (9)	66.4	489 (6)	68.4	553 (19)	65.8	463 (7)	67.5
その他の	売店設置	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	たばこ販売	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	公営住宅	5 (4)	0.6	10 (6)	1.2	3 (1)	0.4	2 (2)	0.2	3 (1)	0.4
	母子父子福祉施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	母子生活支援施設	0	0.0	3 (3)	0.4	5 (1)	0.7	10	1.2	0	0.0
	小 計	5 (4)	0.6	13 (9)	1.6	8 (2)	1.1	12 (2)	1.4	3 (1)	0.4
合 計		877 (131)	100.0	810 (165)	100.0	715 (93)	100.0	841 (148)	100.0	686 (128)	100.0

※令和元年度から、母子・父子自立支援員が対応した相談件数を計上している。そのため、母子・父子家庭になる以前からの相談も含まれる。() 内は母子・父子家庭以外の相談対応件数。

児童扶養手当

離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳に達した年度末・障がいのある児童は20歳未満まで）を養育しているひとり親家庭等の母又は父に支給される手当。

令和6年11月より制度の拡充が図られ、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられた。
(所得制限あり、児童養護施設等入所児童は対象外。)

(1) 支給額（令和7年4月から）

対象児童数	全部支給	一部支給	全部停止
児童が1人の場合	月額46,690円	月額46,680円～11,010円	0円
児童が2人目以降の加算額 (1人につき)	月額11,030円	月額11,020円～ 5,520円	

(2) 支給理由の状況

単位：人

年度	母 子 世 帯					父 子 世 帯					その他の世帯	合計
	離婚	父の死亡	未婚	父障がい	遺棄	離婚	母の死亡	未婚	母障がい	遺棄		
R2	511	2	69	5	2	46	0	0	0	0	13	648
R3	495	2	71	3	1	44	0	0	0	0	13	629
R4	472	1	71	5	1	39	0	0	0	0	13	602
R5	439	2	63	5	1	34	1	0	1	0	13	559
R6	415	2	64	5	1	30	1	0	0	0	14	532

※ 該当理由が2つ以上等の場合は、「その他の世帯」に計上。

(3) 支給状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全部支給（人）	296	275	262	241	248
一部支給（人）	352	354	340	318	284
受給者数計（人）	648	629	602	559	532
全部停止（人）	138	140	141	152	132
合計（人）	786	769	743	711	664
支給金額（円）	327,527,810	321,429,890	305,968,930	292,546,410	286,188,240
受給対象児童数（人）	932	901	855	792	747

母子父子寡婦福祉資金

母子、父子及び寡婦の方に対しその経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため貸付けを行う。

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付限度額一覧（令和7年4月1日から適用）

貸付金名	貸付対象者		貸付限度額	据置期間	償還期間	利率
	母子 父子	寡婦				
事業開始	父・母	本人	3,580,000円 ※共同起業の場合は、5,370,000円	1年	7年	無利子
事業継続	父・母	本人	1,790,000円	6か月	7年	
修学	子	子	別表のとおり	就学支度 資金と同じ		無利子
技能習得	父・母	本人	68,000円/月の習得期間中5年以内 ※自動車運転免許習得460,000円 ※各種学校等に入学する場合等で、入学時や年度初めに必要となる額が貸付限度額の月額を超える場合は816,000円	終了後 1年	10年	無利子
修業	子	子	68,000円/月の習得期間中5年以内 ※自動車運転免許習得460,000円	終了後 1年	10年	無利子
就職支度	父・母 子	本人	110,000円（特別340,000円） ※特別貸付は自動車購入の場合	1年	6年	（親） 無利子
医療介護	父・母 子	本人	医療 340,000円（特別 480,000円） 介護 500,000円	終了後 6か月	5年	無利子
生活	父・母	本人	①技能を習得する期間 141,000円/月 ※技能を習得する期間で5年以内	終了後 6か月	10年	無利子
			②医療介護を受けている期間 114,000円/月 ※医療介護を受けている期間で1年以内	終了後 6か月	5年	無利子
			③失業している期間 114,000円/月 ※当該離職日の翌日から1年以内	満了後 6か月	5年	無利子
	なし	④母子父子家庭の父母（7年未満） 114,000円/月 ※総額は2,736,000円限度 ※期間は母子父子家庭となって7年以内 ※養育費取得のための裁判費用は 1,368,000円限度	満了後 6か月	8年		無利子
	父・母	なし	児童扶養手当に準拠した額の範囲内／月 ※貸付期間は児童扶養手当等の支給が開始されるまでの期間中、原則3ヵ月の範囲内とし最長1年以内	満了後 6か月	10年	無利子
住宅	父・母	本人	1,500,000円（特別 2,000,000円）	6か月	6年 (7年)	無利子
転宅	父・母	本人	260,000円	6か月	3年	

貸付金名	貸付対象者		貸付限度額			据置期間	償還期間	利率	
	母子 父子	寡婦							
就学支度	子	子	区分	自宅	自宅外	原則 10年	無利子		
			小学校	64,300円					
			中学校	81,000円					
			高校・専修 (一般、高等)	150,000円	160,000円				
			私立高校・専修 (高等)	410,000円	420,000円	終了後 6か月 修業施設入所者・専修学校一般課程の場合は5年	無利子		
			国公立大学・短大・大学院・高専・専修(専門)	420,000円	430,000円				
			私立大学・短大・大学院・高専・専修(専門)	580,000円	590,000円				
			修業施設 (中卒者)	150,000円	160,000円				
			修業施設 (高卒者)	272,000円	282,000円				
結婚	父・母	本人	330,000円			6か月	5年	無利子	

- 支払期日まで納入されない場合、元利金について年3.0%の違約金が徴収される。
- 大学等修学支援により入学金や授業料の減免を受ける場合、もしくは(独)日本学生支援機構による奨学金を受ける場合は、修学資金及び就学支度資金の貸付限度額が異

別 表 (令和7年4月1日から適用)

金額単位：円

修学資金貸付限度額 (月額)	高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
			自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
		私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
	高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
			自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
		私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
			自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
	専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500	67,500	67,500	
			自宅外通学	78,000	78,000	78,000	78,000	
		私立	自宅通学	89,000	89,000	89,000	89,000	
			自宅外通学	126,500	126,500	126,500	126,500	
	短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
			自宅外通学	96,500	96,500			
		私立	自宅通学	93,500	93,500			
			自宅外通学	131,000	131,000			
	大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000	
			自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
		私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500	
			自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000	
	大学院 (修士・博士前期課程)			132,000	132,000			
	大学院 (博士後期課程)			183,000	183,000	183,000		
	専修学校(一般課程)			54,000	54,000			

- 扶養者の前年所得が682万円を超える場合、限度額は本表と異なる。

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付状況

金額単位：千円

区分	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	高校	0	0	0	0	0	1	1,890	1	1,620
	専修	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度 資金	高校	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専修	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	短大	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大学	0	0	0	0	0	1	301	0	0
計	0	0	0	0	0	0	2	2,191	1	1,620

ひとり親家庭雪下ろし助成事業

安心して冬期間の生活を送れるよう、ひとり親及び児童扶養手当の対象となる子で構成されている世帯や65歳以上の高齢者（市町村民税額3万円以下）及びひとり親で構成されている世帯、心身に障がいのある人（市町村民税額3万円以下）及びひとり親で構成されている世帯に対して、令和3年度から住居の屋根の雪下ろしに要した費用のうち1回あたり10,000円まで年3回（一部地域は4回）を上限として助成金を交付している。

		令和6年度
登録者数(人)		10
利用者数(人)		8
助成回数(回)		16
総事業費(円)		156,000

4. 障がい児・者福祉

障がい児・者福祉の概要

障がい者福祉制度は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて「支援費制度」が施行された。平成18年4月からは、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が施行され、更なる福祉サービスの充実が図られた。

平成24年には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備が図られ、平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正された。法律の基本理念には「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を盛り込み、障がい者の範囲に難病が追加された。

障がい児福祉制度については、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法と分かれて実施されてきたが、障がい児支援の強化を図るため平成24年度より児童福祉法に一元化された。

障がい者相談員

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。平成24年度より県から市へ委譲された。

(1) 相談員数

身体障害者相談員：11人
知的障害者相談員：4人

(2) 相談内容及び件数

(件)

身体障害者相談員		知的障害者相談員	
相 談 内 容	相談件数	相 談 内 容	相談件数
身体障害者手帳	11	療育手帳	0
補装具	0	教育・学校生活	69
日常生活用具	4	成年後見制度	0
更生・育成医療	11	福祉施設	84
福祉施設	6	障害年金・手当	2
障害年金・手当	1	介護保険	0
介護保険	1	生活福祉資金	0
生活福祉資金	0	障がい福祉サービス	13
税金	0	税金	0
保健・医療	2	保健・医療	18
結婚・育児	0	結婚・育児	0
就職・就労	19	就職・就労	0
対人関係	1	対人関係	1
虐待	0	虐待	0
その他の	14	その他の	211
合 計	70	合 計	398

障害者手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

各種福祉制度を受ける場合、税の控除、減免、JR、バス、タクシー等の運賃割引等各種の制度を利用するため交付している。

身体障害者手帳交付状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		新規交付	年度未交付								
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	18歳以上	5	163	8	173	22	179	11	160	1	157
	計	5	163	8	173	22	179	11	160	2	158
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	7	0	6	0	5	0	14	0	5
	18歳以上	21	256	18	293	41	309	19	326	25	330
	計	21	263	18	299	41	314	19	340	25	335
音声言語・そしゃく機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	38	4	46	5	53	3	50	0	49
	計	3	38	4	46	5	53	3	50	0	49
肢体不自由	18歳未満	0	22	3	21	3	21	1	20	1	21
	18歳以上	55	1,766	73	1,901	95	1,880	58	1,861	53	1,815
	計	55	1,788	76	1,922	98	1,901	59	1,881	54	1,836
内部障害	18歳未満	1	12	0	11	1	10	1	11	1	12
	18歳以上	105	1,103	104	1,200	181	1,251	92	1,255	112	1,282
	計	106	1,115	104	1,211	182	1,261	93	1,266	113	1,294
合 計	18歳未満	1	41	3	38	4	36	2	45	3	39
	18歳以上	189	3,326	207	3,613	344	3,672	183	3,652	191	3,633
	計	190	3,367	210	3,651	348	3,708	185	3,697	194	3,672

(2) 療育手帳

昭和48年9月に制定され、知的障がい児・者に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉制度を受けやすくするために交付している。

療育手帳交付状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
A (重度)	18歳未満	21		19		16		19		22	
	18歳以上	190		197		197		194		193	
	計	211		216		213		213		215	
B (中・軽度)	18歳未満	53		54		57		57		59	
	18歳以上	422		421		431		443		442	
	計	475		475		488		500		501	
合 計	18歳未満	74		73		73		76		81	
	18歳以上	612		618		628		637		635	
	計	686		691		701		713		716	

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、各種福祉制度を受けやすくするための手帳で、精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある方に交付している。

精神障害者保健福祉手帳交付状況

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
1 級		103		97		94		93		85	
2 級		257		264		283		303		338	
3 級		167		176		186		199		218	
合 計		527		537		563		595		641	

自立支援給付

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の基本理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するため「介護給付」及び「訓練等給付」を実施する。

平成24年度からは相談支援の充実が図られ、計画相談支援の対象が障がい福祉サービス利用者全員に拡大され、さらに地域相談支援が新設された。

(1) 介護給付

①訪問系サービス利用状況（実利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
居宅介護	157	171	180	185	184
重度訪問介護	4	3	2	4	6
同行援護	3	6	3	3	4
行動援護	0	0	0	0	1
合 計	164	180	185	192	195

②日中活動系サービス利用状況（実利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
短期入所	52	60	63	65	55
療養介護	23	23	24	23	22
生活介護	241	239	238	254	245
合 計	316	322	325	342	322

③居住系サービス利用状況（実利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設入所支援	129	126	129	139	136
合 計	129	126	129	139	136

※平成26年度から、共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に一元化される。

(2) 訓練等給付

①日中活動系サービス利用状況（実利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自立訓練（機能訓練）	8	7	8	15	14
自立訓練（生活訓練）	1	1	0	0	0
宿泊型自立訓練	1	1	0	0	0
就労移行支援	22	13	9	12	8
就労継続支援（A型）	30	23	29	28	41
就労継続支援（B型）	447	460	454	472	493
就労定着支援	0	0	0	0	1
自立生活援助	1	3	2	0	0
合 計	510	508	502	527	557

②居住系サービス利用状況（実利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
共同生活援助（グループホーム）	153	151	151	173	176

(3) 相談支援

計画相談支援・障害児相談支援

自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成する。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

施設や病院から地域へ移行するための相談や、地域で生活するための常時の連絡体制を確保し、必要な支援を行う。

相談支援利用状況（実利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画相談支援	832	841	833	867	896
障害児相談支援	164	184	200	215	230
地域移行支援	4	2	0	1	0
地域定着支援	1	1	1	1	1
合 計	1,001	1,028	1,034	1,084	1,127

(4) 障がい児通所支援事業

障がい児が身近な地域で通所により適切な支援を受けることができるようとする制度であり、平成24年度から児童福祉法に創設された。

・障がい児通所支援の創設により、障害者自立支援法に基づく「障がい福祉サービス」の1つであつた児童デイサービスは、「児童発達支援（就学前児対象）」、「放課後等ディーサービス（就学後～高等学校在学中児童対象）」に移行した。「医療型児童発達支援」は令和6年度の制度改革により、「児童発達支援」に一元化された。

①児童発達支援利用状況（実利用者数）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
33	28	49	56	55	53

②医療型児童発達支援利用状況（実利用者数）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	1	1	0	0	

③放課後等ディーサービス利用状況（実利用者数）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
126	126	129	146	157	177

④保育所等訪問支援利用状況（実利用者数）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	27	42	58	61	51

(5) 補装具の給付

身体障がい児・者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を取り戻し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。

①補装具の給付状況（延べ給付件数）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	交付	修理								
義肢	3	13	3	9	5	14	2	9	1	12
装具	24	4	23	4	16	5	24	6	20	8
座位保持装置	6	7	7	12	6	6	1	9	8	6
立位保持装置	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盲人安全つえ	0	0	1	0	4	0	1	0	1	0
眼鏡	1	0	0	0	3	0	4	0	1	0
補聴器	30	23	39	17	46	20	34	18	43	15
車いす	15	23	17	15	11	19	12	19	7	25
電動車いす	2	14	1	9	1	11	1	8	0	4
歩行器	0	0	5	0	1	1	0	0	0	0
歩行補助つえ	1	0	1	0	1	0	3	0	1	0
意思伝達装置	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
座位保持いす	2	0	1	0	0	0	0	1	1	0
起立保持具	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
頭部保護具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	85	84	100	66	94	76	82	70	84	71

自立支援医療給付

(1) 更生医療

身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、手術などにより身体上の障がいを軽減し、または機能の保持が保たれる見込みがある場合に医療の給付を行う。

更生医療の給付状況（延べ給付件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障害	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	0	4	0	0	2
音声・言語・咀嚼機能障害	1	1	1	3	4
肢体不自由	11	18	14	14	13
内 部 障 害	心臓機能障害 腎臓機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	46 172 0 0	62 190 0 0	72 206 0 0	72 172 0 0
免疫機能障害	4	6	4	7	4
合 計	234	281	297	268	316

(2) 育成医療

現に身体に障がいがある18歳未満の児童で、障がい程度の軽減、または取り除いたりするため手術を必要とし、確実な治療効果が期待される場合に医療の給付を行う。

育成医療の給付状況（延べ給付件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視覚障害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
聴覚・平衡機能障害	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
音声・言語・咀嚼機能障害	6 (0)	5 (1)	5 (4)	4 (1)	2 (2)
肢体不自由	2 (0)	4 (2)	0 (0)	2 (1)	1 (1)
内 部 障 害	心臓機能障害 腎臓機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	1 (1) 0 (0) 0 (0) 0 (0)	2 (0) 0 (0) 0 (0) 0 (0)	0 (0) 0 (0) 0 (0) 0 (0)	9 (5) 0 (0) 0 (0) 0 (0)
その他	1 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (1)	1 (1)
免疫機能障害	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	12 (12)	13 (4)	7 (5)	17 (8)	6 (6)

※ () は新規決定者

(3) 精神通院医療

精神的な疾病により通院を必要とする方に対し、治療上必要と認められる医療に対して医療の給付を行う。

精神通院医療の利用状況（延べ給付件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神通院医療	1,372	1,379	1,420	1,429	1,669

地域生活支援事業

(1) 地域活動支援センター事業

障がいのある方が事業所に通い、創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進等を図る。

地域活動支援センターの利用状況（実利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
米沢ひまわりの家	19	21	20	20	18
ホープ米沢	11	15	15	12	11
米沢市社会福祉協議会	15	15	13	12	—
となり木	3	5	7	12	12
合 計	48	56	55	56	41

※米沢市社会福祉協議会は、令和5年度を以て事業終了している。

(2) 手話通訳者設置事業

日常生活における意思の疎通を円滑に行うために、米沢市社会福祉協議会に委託、手話通訳者2名を配置し、障がい者の利便と福祉の増進を図る。

手話通訳者の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(人)
医療	171	194	173	115	123	
教育保育	5	5	4	3	0	
職業	0	1	0	0	1	
手続き	92	87	109	21	15	
生活	360	409	372	152	237	
手話指導	0	3	13	4	28	
相談	8	12	8	18	7	
その他	9	13	17	14	10	
市外者	2	4	8	17	3	
緊急	2	1	3	4	0	
合計	649	729	707	348	424	

(3) 意思疎通支援者派遣事業

聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある者が医療機関や就職の手続に事業所等に出かける場合に手話奉仕員を派遣、また講演会などのイベントで要約筆記を行い、円滑な意思疎通を図る。

- ・令和6年4月現在登録者 手話通訳12名、要約筆記12名

①手話奉仕員の派遣状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(人)
医療	0	0	1	10	3	
教育保育	0	3	1	6	0	
職業	0	0	0	0	0	
生活	3	7	15	11	0	
会議	2	1	0	1	3	
行事	1	0	2	14	0	
その他	1	7	4	6	8	
合計	7	18	23	48	14	

②要約筆記をイベントの際に行った。 (5回)

(4) 移動支援事業

単独で外出することが困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣し、目的地までの安全な移動を支援する。

移動支援事業の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	(人・時間)
利用者数	20	29	29	28	30	
延べ利用者数	202	252	216	220	257	
延べ利用時間	1,019	1,217	922	973	1,104	

(5) 日常生活用具給付事業

在宅障がい(児)者に対し、本人や介護者の負担を軽減するための用具の給付を行っている。

日常生活用具の給付状況 (人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特殊寝台	2	1	4	1	0
特殊マット	4	1	2	1	0
特殊尿器	0	0	0	0	0
入浴担架	0	0	0	0	0
体位変換器	2	0	1	0	0
移動用リフト	1	1	2	0	0
訓練いす	1	0	0	0	0
訓練用ベッド	0	0	0	0	0
入浴補助用具	2	4	3	2	0
便器	1	0	1	0	0
頭部保護帽	1	3	0	0	0
T字状・棒状つえ	0	2	2	3	0
移動・移乗支援用具	1	3	1	3	4
特殊便器	1	0	0	0	0
火災警報器	0	0	0	0	0
自動消火器	0	0	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	0	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	2	0	0	1	0
動脈血中酸素飽和度測定器	1	0	0	1	0
透析液加温器	4	6	1	0	0
ネプライザー	5	5	4	0	2
電気式たん吸引器	0	0	7	4	4
酸素ポンベ運搬車	2	0	0	0	0
視覚障がい用体温計(音声式)	0	0	0	1	0
視覚障がい者用体重計	1	0	0	1	1
視覚障がい者用血圧計(音声式)	0	0	0	1	0
点字ディスプレイ	0	0	0	0	0
点字器	0	0	0	0	0
点字タイプライター	0	0	0	0	0
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	1	0	1	3	1
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	0	0	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	0	2	1	1	1
視覚障がい者用時計	0	3	3	0	2
点字図書	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用通信装置	1	1	2	0	0
聴覚障がい者用受信装置	1	0	0	0	0
携帯用会話補助	0	1	0	0	1
情報・通信支援	0	1	0	1	1
人工喉頭	3	4	1	2	2
埋込型人工喉頭用人工鼻	0	0	0	0	0
ストマ装具 消化器系	1,940	1,890	1,946	1,833	1,800
ストマ装具 泌尿器系	265	257	263	275	290
紙おむつ	24	23	24	24	12
取尿器	0	2	2	1	1
居宅生活動作補助用具	2	2	5	4	1
歩行支援用具	0	1	0	0	0
合 計	2,268	2,212	2,276	2,163	2,123

(6) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供し、介護者の就労支援や休息を図ることを目的に実施している。

日中一時支援事業の利用状況 (人・回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18歳以上	人 数	66	66	66	64
	回 数	2,141	2,078	2,022	2,517
18歳未満	人 数	70	84	86	92
	回 数	3,466	5,915	5,526	4,961
合 計	人 数	136	150	152	156
	回 数	5,607	7,993	7,548	7,478
					7,638

自立に向けた施策

(1) 紙おむつ支給事業

心身に障がいのある方で、常時失禁状態にあり、市民税非課税世帯に対し支給。市単独事業として、世帯全員の市民税額が13万円以下の世帯に対しても支給している。

紙おむつ支給事業の給付状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支 給 人 数	78	82	80	72	86
支 給 総 額	4,082,042	4,236,991	3,803,662	3,760,755	3,519,039

(2) 福祉タクシー利用助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大に資する目的から、タクシーを利用した場合の料金の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

- 対象者：身体障害者手帳1～3級の所持者（ただし、3級にあっては、上肢及び聴覚障がいを除く）
療育手帳〔A〕の所持者
精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- 助成額：タクシー券26枚交付
普通車 500円、特大型 600円の助成／枚

福祉タクシー利用助成事業の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成対象人数	2,273	2,238	2,182	2,356	2,149
助成券交付人数	747	769	727	667	603
利用枚数	8,721	9,056	8,122	7,618	6,852
助成額	4,356,100	4,529,100	4,066,600	3,818,500	3,223,900

(3) 自動車燃料費助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため、自動車燃料費の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

- 対象者：身体障害者手帳1～3級の所持者（ただし、3級にあっては、上肢及び聴覚障がいを除く）
療育手帳〔A〕の所持者
精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者に限る。
- 助成額：年間6,000円（消費税込）上限

自動車燃料費助成事業の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成人数	166	159	171	190	200
助成額	989,936	952,808	1,025,052	1,138,720	1,198,470

(4) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供する。

- 対象者：市内に住所を有し、在宅で生活する身体障害者手帳の交付を受けているものであって、入浴が困難な状況にあり、かつ、医師から入浴が可能であると認められたもの。

訪問入浴サービス事業の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 人 数	5	4	4	3	3
利 用 回 数	294	300	342	299	324
事 業 総 額	3,302,208	3,994,200	4,309,200	3,767,400	4,089,240

(5) 人工透析患者通院交通費助成事業

腎臓機能に障がいを有する方の経済的負担の軽減及び社会参加促進を図るため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成。（交通費は、自家用車のガソリン代含む。）

- 対象者：生計中心者が所得税非課税世帯

人工透析患者通院交通費助成事業の利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前 期 利 用 者 数	57	62	59	53	45
後 期 利 用 者 数	62	62	59	47	36
利 用 者 総 数	119	124	118	100	81

(6) 在宅酸素療法者支援事業

医師の処方に基づいて在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がいを有する者に対し、酸素供給装置の使用に係る電気料金の一部を助成。

- 対象者：市内に住所を有する者で、呼吸器機能障がいによる身体障害者手帳（1、2級を除く）を所持し、かつ、現に医師の処方により在宅酸素療法を行っている者
- 助成金：月額1,600円／人

在宅酸素療法者支援事業の利用状況

(人・回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 者 数	15	14	16	15	15
利 用 延 ベ 月 数	130	143	156	173	154

(7) 自動車改造費、自動車運転免許取得費助成事業

重度の障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車の運転免許の取得及び自動車の改造を行う場合に要した経費の一部を助成。

自動車改造費、自動車運転免許取得費助成事業

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
免 許 助 成 者 数	0	0	0	1	0
改 造 助 成 者 数	3	0	0	1	1

(8) 介護用自動車改造等助成事業

自動車を自ら運転することができない在宅の身体障がい者の社会参加の促進と、当該障がい者の介護者の負担軽減を図るため、車いす使用者に配慮した自動車への改造等に係る経費の一部を助成。

介護用自動車改造等助成事業

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助 成 者 数	0	0	3	0	0

(9) 声の広報

文字を読むことが困難な重度の視覚障がい者に対し、市が発行する広報「よねざわ」を音訳したCDを配布。（昭和50年4月より実施）

声の広報

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配 布 者 数	7	8	7	5	4

(10) 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

難聴児の言語習得等の発達支援やコミュニケーションの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成（平成27年度～）。

軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助 成 者 数	3	3	0	1	1

(11) 障がい者虐待防止支援事業

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、社会福祉課内に「米沢市障がい者虐待防止センター」を設置。

- ・センターの業務：虐待の通報や届出の受理、相談・指導・助言、広報・啓発活動
- ・社会福祉課の業務：虐待の事実確認や立ち入り調査、被虐待者の保護のための居室の確保、養護者支援等

障がい者虐待防止支援事業（相談・通報受付件数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（※）	令和6年度（※）
身体障がい者	養護者から	1	2	2	0	1
	施設従事者から	0	0	0	3	1
	使用者から	0	0	0	0	0
	小計	1	2	2	3	2
知的障がい者	養護者から	1	1	5	0	3
	施設従事者から	1	1	1	3	1
	使用者から	0	0	2	0	0
	小計	2	2	8	3	4
精神障がい者	養護者から	7	5	3	2	2
	施設従事者から	0	1	1	2	2
	使用者から	0	0	0	0	0
	小計	7	6	4	4	4
合計	養護者から	9	8	10	2	6
	施設従事者から	1	2	2	3	3
	使用者から	0	0	2	0	0
	小計	10	10	14	5	8
虐待と判断した件数		4	3	1	1	3

※被虐待者の障がい種別について、障がいを重複している場合は各々で計上。

(12) 成年後見制度利用推進事業

①成年後見制度

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。

成年後見制度の利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神障がい者	男	1	0	1	2	0
	女	0	0	0	0	0
	小計	1	0	1	2	0
知的障がい者	男	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
合計	男	1	0	1	2	0
	女	0	0	0	0	0
	小計	1	0	1	2	0

②報酬助成

成年後見人等に係る報酬を負担することが困難である者については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、助成を行っている。

報酬助成の利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神障がい者	男	0	2	0	0	0
	女	1	1	1	0	2
	小計	1	3	1	0	2
知的障がい者	男	0	0	0	0	2
	女	0	0	0	0	1
	小計	0	0	0	0	3
合計	男	0	2	0	0	2
	女	1	1	1	0	3
	小計	1	3	1	0	5

(13) 障がい者スポーツ教室

障がい者の機能の回復や体力の維持増強、社会参加意欲を高めるとともに、障がい者と健常者の交流を図り、障がい者に対する理解を深める。

障がい者スポーツ教室

	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	49	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止	35	66	40
内容	ボッチャ、卓球バレー	ボッチャ	ボッチャ、卓球バレー	ボッチャ、ラダーゲッター	

(14) 障がい者権利擁護研修会

地域住民や障がい者福祉サービス従事者等を対象に、障がい者の権利擁護等に関する研修会を開催し、障がい者の虐待防止や権利擁護、養護者支援に関する周知・啓発を図る。(平成25年度~)

障がい者権利擁護研修会

	(人)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	101	99	80	74	78
内容	演劇鑑賞 講演会	演劇鑑賞 講演会	講演会	講演会	講演会

(15) 障がい者芸術作品展

障がいのある人、障がいのある人と関わりのある人が、互いの交流を通して感じた感性を表現した独創的な芸術作品の創出や、芸術活動への取組みを通じて、障がいのある人の社会参加を促すとともに、様々な作品を観賞いただくことにより市民に広く障がいへの理解と啓発の推進を図る。(令和元年度~)

障がい者芸術作品展(令和元年度から実施)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出展作品数	116	92	69	108	85
入場者数	658	526	661	733	678

(16) 障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、毎年度本市の物品等調達方針を定め、障がい者就労施設等からの物品及び役務の優先調達の推進を図っている。

障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内訳	物品	1,786,203	2,212,180	2,445,549	3,041,654
	役務	785,568	682,025	847,100	982,000
合計金額	2,571,771	2,894,205	3,292,649	4,023,654	4,100,841

(17) 医療保護入院の市長同意

精神障がい者が、精神保健指定医の診察の結果入院が必要と認められ、本人の同意が得られず、家族等がいない、又は同意を得ることができない場合、市長が入院に必要な同意を行う。

医療保護入院の同意件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
同意件数	17	13	16	11	19

(18) 障がい児通園事業「ひまわり学園」

昭和48年11月に開設し、障がい児通園施設として、在宅の心身に障がいのある就学前児童を対象に、身辺自立のための個別的及び集団的な指導訓練を実施してきている。市単独事業として、ひまわり学園内に言語障がいやことばの遅れ等に関する相談窓口と指導訓練教室を設け、専門職員が対応している。また、就学前の発達障がい児及び診断等は受けていないが発達について気になる子ども並びにその家族等を支援するために、平成29年度から自主事業として発達障がい児等支援事業を実施している。令和3年度からは、児童発達支援センターとして位置づけ、地域の障がい児とその家族への支援の他、施設への助言等を行うなど、地域の中核的な療育施設となった。

- ・開設日：月～金、週5回（休・祝日は除く）
- ・事業内容：児童発達支援事業、ことばの相談・指導訓練教室事業（相談・指導訓練）
保育所等訪問支援事業、発達障がい児等支援事業
- ・定員：児童発達支援事業 10名、ことばの相談・指導訓練教室事業 4名
発達障がい児等支援事業 概ね20組の親子

児童発達支援事業 (人)					
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
21	16	20	18	20	16

ことばの指導訓練教室事業 (人)					
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
27	39	41	39	44	38

保育所等訪問支援事業 (人)					
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	8	11	15	17	16

発達障がい児等支援事業 (人)					
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
18	17	27	27	19	21

(19) 「いこいの家」施設協力会運営事業

独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設入所者の家族、療育に従事する職員、活動に来所する奉仕者の活動並びに休息の場として提供している。

- ・宿泊利用定員は、6人で、利用資格は次のとおり
 - ア 重症心身障がい児施設入所者の家族
 - イ 重症心身障がい児施設にあって、療育に従事する職員
 - ウ 重症心身障がい児のための奉仕活動に従事する者
 - エ その他会長が認める者
- ・協力会運営費（令和6年度実績）

県補助金 296,000円 市補助金 111,000円
施設入所者一人当たり負担金 @10,500円（措置委託市町村負担）

「いこいの家」利用状況 (人)					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日 帰 り	31	36	49	30	66
宿 泊	167	129	112	207	219
合 計	198	165	161	237	285

(20) 未就学児に係る山形県立こども医療療育センターの発達障がい初診受付

①申込み状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	24	26	22	17	21

②受診状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	21	30	23	23	10
当該年度 申込者	10	16	14	14	6

特別障害者手当等制度

特別障害者手当等制度は、年齢により障害児福祉手当と特別障害者手當に区分され、本人に支給される手当である。

①障害児福祉手当

20歳未満で心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅児本人に給付する手当

②特別障害者手当

20歳以上で心身に最重度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅者（長期入院は除く。）本人に給付する手当

<特別障害者手当等受給状況>

区分	受給者数(人)	支給額(円)	令和7年3月31日現在 手当月額(円)
障害児福祉手当	26	4,149,570	15,690
特別障害者手当	65	21,782,920	28,840
計	91	25,932,490	

特別児童扶養手当（進達事務）

特別児童扶養手当は、精神又は身体に重度の障がいのある20歳未満の在宅児童を監護し、又は養育するものに支給される手当である。

障がいのある児童の障がいの程度により、1級と2級に区分され、所得による支給制限が設けられている。なお、身体障害（児）者施設及び精神薄弱（児）者施設等に入所している場合は除かれる。

支給月は4月・8月・12月で、それぞれの前月分までを支給する。

<特別児童扶養手当受給状況>

区分	対象児童数(人)	令和7年3月31日現在 手当月額(円)
1級	43	55,350
2級	89	36,860
計	132	

重度心身障がい児養育手当

市の単独事業で、満3歳以上20歳未満の重度心身障がい児を養育している保護者を対象に、昭和39年4月から条例により制度化し、手当を支給している。

所得による支給制限はないが、施設に入所している場合は除かれる。

支給月は、1月・4月・7月・10月の4期で、それぞれの前月までの分を支給する。

<重度心身障がい児養育手当受給状況>

	対象者(人)	支給額(円)	令和7年3月31日現在 手当月額(円/人)
令和2年度	55	2,079,000	3,000
令和3年度	40	1,836,000	3,000
令和4年度	35	1,443,000	3,000
令和5年度	34	1,257,000	3,000
令和6年度	33	1,191,000	3,000

山形県心身障がい者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している人が加入者となり、加入者に万一のことがあった場合、障がいのある人に生涯年金を支給することにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とした制度である。

長期加入者や生活に困っている人は、掛金が免除される。

①加入要件

- ア 心身に障がいがある人を扶養し、山形県内に住所のある人
- イ 65歳未満の人
- ウ 加入時病気や特別な障がいがない人

②年金・弔慰金の額

- ア 加入者が心身障がい（児）者よりも早くに死亡したり、高度障がい者となった場合、その月から障がい（児）者に毎月2万円の年金が生涯にわたって支給される。
- イ この制度に1年以上加入した後、障がい（児）者が加入者より先に亡くなったときは、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給される。

※令和7年3月31日現在 加入者 7名 年金受給者 16名

< 掛 金 >		令和7年4月1日現在	
加入時の年齢区分	掛金月額（円）	加入時の年齢区分	掛金月額（円）
35歳未満	9,300	50歳以上55歳未満	18,800
35歳以上40歳未満	11,400	55歳以上60歳未満	20,700
40歳以上45歳未満	14,300	60歳以上65歳未満	23,300
45歳以上50歳未満	17,300		

※掛け金は、毎月定められた日まで市内の金融機関窓口に払い込むことになっている。

重度心身障がい（児）者医療給付

目的：重度心身障がい（児）者の医療費の負担を軽減し福祉の向上を図る。

- 要件：
- ・身体障害者手帳1・2級所持者
 - ・特別児童扶養手当1級受給者
 - ・公的年金各法の障害年金1級受給者
 - ・療育手帳A所持者
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
 - ・身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方の所持者
 - ・特別障害者手当受給者

※所得制限あり。

福祉医療給付の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重度心身障がい（児）者医療	受給者（人） 627 給付額（円） 74,854,365	651 76,507,790	639 71,565,242	674 82,701,364	644 106,063,552
重度心身障がい（児）者医療（老）	受給者（人） 803 給付額（円） 60,315,148	801 62,288,924	804 56,266,789	853 57,464,891	795 70,678,381

※扶助費から高額療養費の戻入及び医療費返納を差し引き、事務費を加えたものを給付額とする。

ひきこもりサポート事業

多様化するひきこもり問題に対応するために、ひきこもり相談窓口の設置と周知、居場所の設置、訪問支援を実施する。ひきこもり支援に関する長年の経験と専門スキルをもつ事業所に委託し事業を実施する（令和2年度新規事業）。

実施状況

		(人)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談数	実	18	29	53	109	90
	延	157	211	157	499	454
居場所利用数	実	27	31	41	51	73
	延	493	625	730	941	1491
訪問支援	実	3	7	14	15	19
	延	18	15	43	77	43
周知啓発		・チラシの作成配布 ・ホームページ掲載	・チラシの作成配布 ・ホームページ掲載	・チラシの作成配布 ・ホームページ掲載	・チラシの作成配布 ・ホームページ掲載	・チラシの作成配布 ・ホームページ掲載

5. 高齢者福祉

高齢者福祉

我が国における人口の高齢化は、極めて急速に進展し、世界でも例を見ない速さで進んでいる。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2025年に高齢化率は29.6%に達し、2033年には31%を超える、2046年には36%を超えると予想されている。本市においては、令和7年4月1日現在、65歳以上の高齢化率は昨年同期を0.4ポイント上回り、33.6%となっている。

それに加え、家族構成及び扶養意識の変化等により、家族での介護能力が低下し、高齢者をとりまく環境は厳しく、さらに生活上のニーズも多種多様化している状況にある。

令和7年度は、「米沢市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」の2年目に当たり、計画に基づき、高齢者一人ひとりができるだけ長い期間健康で自立した生活を送り、また、住み慣れた地域で、必要なサービスを利用しながらその人らしい生活を継続できるよう地域包括ケア体制の整備を進めていくとともに、高齢者を「社会の支え手」としてとらえ、その豊かな知識や知恵、能力などを生かし、積極的に社会参画し、地域社会を支える力として活躍できるまちづくりを展開していく必要がある。そのため、関係機関と連携し、シニアクラブの活動促進、シルバー人材センターを通しての就業機会の確保等高齢者の生きがい対策の充実を図るほか、自立した生活を確保するため、各種在宅福祉事業に取り組んでいる。令和4年度からは、保健年金課、健康課、高齢福祉課が連携し、後期高齢者の健康増進・フレイル予防に努める保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいる。

また、認知症等により判断能力が十分でない者の権利を尊重し擁護することにより、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活できるよう成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを図るため、令和4年4月から置賜地域の中核機関として「置賜成年後見センター」を設置している。運営については、置賜3市5町で組織する置賜成年後見センター運営協議会から社会福祉法人米沢市社会福祉協議会へ委託している。

(1) 高齢者人口の推移（住民基本台帳人口：各年4月1日現在）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口	78,446	77,654	76,556	75,189	73,908
60歳以上65歳未満	5,221	5,236	5,300	5,155	5,105
総人口比	6.7	6.7	6.9	6.9	6.9
65歳以上	25,308	25,254	25,040	24,946	24,817
総人口比	32.3	32.5	32.7	33.2	33.6

(2) 高齢者の状況（各年4月1日現在）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
単身高齢者（人）	3,110	3,323	3,309	3,293	3,269
高齢者夫婦世帯（世帯）	3,066	3,277	3,263	3,247	3,223

※ 「単身高齢者」及び「高齢者夫婦世帯」の数値は、平成27年度及び令和2年度に実施された国勢調査を基礎に住民登録上の数値を修正して算出した推計値である。

社会参加と生きがい対策

(1) 老人クラブ育成事業

高齢者の生きがいを高めるため、老人クラブ活動指導員1名を配置し、クラブ活動の充実、発展と高齢者福祉の増進を図り、更に、老人クラブ活動費の助成を行う。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ク ラ ブ 数	25	20	20	16	14
会 員 数（人）	927	646	615	519	440
助 成 金 交 付 額（円）	717,080	585,840	584,600	488,760	439,600

(2) 生きがいと創造の事業

高齢者が持つ豊富な経験と知識、趣味や研修で習得した技能を生かし、参加した仲間と共に意欲的に創造活動や生産活動を行うことによって、老後の生きがいをより一層高め、心身の健康と潤いある生活を図ることを目的に昭和56年10月に発足（生きがい事業センターを創設）。昭和58年度から市の単独事業、その後平成12年度から県の補助事業、平成18年度以降は市単独事業として実施している。

各部会が自主運営で活動しており、市から講師謝礼の一部を支出している。平成4年度からアッピリケ部会（平成24年度から手芸部会に名称変更）、平成6年度から水墨画部会、平成7年度から日本画部会が増設された。

なお、令和4年度から園芸部会及び手芸部会が、令和6年度から水墨画部会が活動休止となっている。

会員数(人)		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
陶芸		14	13	13	13	11
工芸	籐づる	14	15	13	10	11
	木彫	10	9	8	8	7
園芸		27				
手芸		14				
水墨画		9	5	5		
日本画		14	14	10	12	11
計		102	56	49	43	40

(各年4月1日現在)

(3) 高齢者いきいきデイサービス

概ね65歳以上の高齢者（介護保険法の要介護認定において非該当（自立）認定または同程度と見込まれる者）が在宅での生活を維持できるよう、日常生活での動作の訓練や食事、語らいの場を提供して、高齢者の社会的孤立感を解消することを目的に実施している。

平成28年度より寿山荘コースを廃止し、公民館コースを5施設追加し、計10施設で実施。また隔月で温泉施設での入浴サービスを行っていた。

令和元年度からは身体機能向上に重点を置いた「アクティブコース」と認知症予防等に取り組み外出の機会創出を主な目的とした「ゆったりコース」の2コースを設けて実施している。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アクティブ	開催日数(日)	47	102	108	111	117
	延べ人数(人)	330	933	1,086	1,329	1,497
ゆったり	開催日数(日)	84	200	229	231	236
	延べ人数(人)	562	2,713	2,764	2,926	3,140

(4) 老人体育レクリエーション

高齢者の健康保持と相互の親睦を図り、老後の生活を豊かなものとするため、昭和50年度から実施している。市と市教育委員会、社会福祉協議会及び米沢老人クラブ連合会が主催となり、年1回開催している。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催日	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	7月2日				
開場所		市営体育館				
参加人数(人)		282				

(5) シルバー人材センター

公益社団法人米沢市シルバー人材センター（昭和55年11月4日発足）は、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた就業等を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上及び活性化を目的とし、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う公益社団法人である。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会員数(人)		382	383	371	384	395
契約金額(千円)		212,410	212,532	191,313	175,467	155,129

(6) 高齢者温泉利用福祉事業

老人福祉センター「寿山荘」の廃止に伴い、平成30年度からその代替事業として民間事業者に委託し、高齢者に対する温泉施設ならではの各種サービスの提供を実施している。主なサービス内容として、低額での日帰り温泉利用、高齢者団体への憩いの場の提供、いきいきデイサービス事業での利用、障がい者の温泉利用、小町教室（趣味の講座）の開催等がある。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日帰り入浴者数		1,921	3,080	3,849	4,440	5,576
団体の利用者数		13	9	22	30	72
障がい者の入浴者数		0	6	5	5	6
小町教室等の参加者数		25	97	182	199	296
合計		1,959	3,192	4,058	4,674	5,950

在宅高齢者サービス

(1) 愛の一声事業

昭和61年度にスタートした事業で、市内に居住する70歳以上の単身または高齢者のみ世帯に対し、乳酸飲料（ヤクルト）を支給しながらその安否を確認するとともに、日常生活に生きがいと楽しみを与え、在宅福祉の増進を図る目的で実施している。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支 給 者 数 (世帯数)	352	328	392	391	380
事 業 費 (円)	855,514	828,696	849,521	990,926	687,589

(2) はり、きゅう、マッサージ等助成

高齢者の健康保持と心身の安らぎのために、はり・きゅう・マッサージ等の助成券（1綴り：10枚）を交付し、施術を受けた場合に、一回につき1,000円の助成を行い、経費負担の軽減と老人福祉の増進を図ることを目的に実施している（昭和55年度から米沢市の単独事業として実施している）。令和5年度からは、対象となる年齢を70歳以上に変更している。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交 付 人 数 (人)	1,174	1,221	1,136	1,064	1,061
助 成 額 (千円)	5,743	5,738	5,166	4,670	4,317

(3) あんしん電話事業

概ね65歳以上の高齢者世帯等に対し、緊急時に速やかな救助対応を行えるよう、緊急通報システム機器を貸与。機器を通じて受信センターに通報し、速やかな救援活動を行っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設 置 累 計 (世 帯)	203	199	197	190	185
受 信 状 況 (誤 作 動 含)	150	97	92	112	71
内 訳	緊 急 ボ タ ン	94	45	40	50
	ペ ン ダ ン ト	36	46	46	48
	リズムセンサー	20	6	6	14
出 勤 状 況 (回)	18	27	13	21	9

※令和6年度……新規設置件数：27台、撤去件数：32台

(4) 訪問理美容助成事業

寝たきり高齢者や身体の障がい等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である概ね65歳以上で介護保険における要介護度が3・4・5の人や重度身体障がい者（下肢障がい1・2級）等に対し、居宅で手軽にこれらのサービスを受けられるようにするために、訪問に要する費用の一部を助成している。（申請に基づき1回2,000円の助成券を年4枚交付）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 者 数 (人)	56 (7)	56 (10)	62 (8)	60 (7)	57 (7)
利 用 実 績 (枚)	90 (24)	101 (29)	110 (21)	117 (24)	104 (28)

() は障がい者数で内数

(5) 高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）

在宅の高齢者が自立した生活を営むことができるようにするため、または高齢者を養護している人が疾病その他の理由により養護することが一時的に困難な場合に、当該高齢者を短期間施設に入所させることで、当該高齢者への指導や支援を行う。

- ① 実施施設 成島園、万世園、おいたまの郷、花の里、星の村、サンファミリア米沢、回春堂
- ② 利用期間 1年間で最高14日間
- ③ 利用料金 1日 2,250円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利 用 者 数 (人)	3	7	7	4	7
利 用 日 数 (日)	17	74	79	26	45

(6) 紙おむつ支給事業

65歳以上の常時失禁状態にある寝たきり高齢者または認知症高齢者で、世帯全員の市民税額13万円以下の世帯に支給している。

平成12年度から、給付券を使い市内の指定店から購入する給付券方式を採用。介護保険法の要介護3・4・5の認定を受けた人については、市民税非課税世帯の人で月7,000円、市民税課税世帯の人で月5,000円、要介護2以下の認定を受けた人等で一定の要件に該当する人については、市民税非課税世帯の人は月4,000円、市民税課税世帯の人は月3,000円の給付券を支給している。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請者数(人)	1,341	1,373	1,306	1,082	1,029
支給金額(円)	46,231,704	44,218,115	40,152,844	37,301,236	37,378,269

(7) 高齢者等除雪援助員派遣事業

高齢者が冬期間においても支障なく自立した生活が営めるよう、65歳以上の高齢者世帯(18才到達者までの同居も含む)や障がい者世帯で、世帯全員の市民税額が3万円以下の世帯に対して、除雪援助員の派遣を行い、生活用通路の確保を実施している。令和6年度は、豪雪により上限回数を2回増とした。

- ① 内容
 - ア 公道から玄関先まで通路の確保
 - イ 12月1日から3月31日まで最高10回の派遣（一部地域は12回）
- ② 利用者負担 1回当たり
 - ・手作業の場合 330円（令和5年度から）
 - ・除雪機使用の場合 850円（令和5年度から）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	454	506	519	438	475
手作業派遣(回)	552	547	321	167	388
除雪機派遣(回)	1,165	1,359	878	441	1,350
総事業費(円)	10,460,850	11,909,250	7,602,450	4,326,600	12,843,540

(8) 高齢者等雪下ろし助成事業

安心して冬期間の生活を送れるように、65歳以上の高齢者世帯(18才到達者までの同居も含む)や障がい者世帯で、世帯全員の市民税課税額が3万円以下の世帯に対して、住居の屋根の雪下ろしに要した費用のうち1回あたり10,000円まで年3回（一部地域は4回）を上限として助成金を交付している。令和6年度は豪雪により上限回数を2回増とした。令和5年度から上限額を1回あたり、10,000円に変更。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録者数(人)	962	1,097	1,020	771	1,201
助成回数(回)	1,547	1,833	1,199	85	2,374
総事業費(円)	13,796,475	16,310,960	10,630,919	824,710	23,648,545
備考				暖冬のため降雪量が少なかつた。	豪雪により上限回数を2回増とした。

(9) 高齢者等生活支援事業（生活援助員の派遣）

在宅の概ね65歳以上の高齢者が介護を必要とする状態になることへの予防を目的に、日常生活における軽度な支援（ゴミ出しや灯油入れ等）を行い、地域で生活が維持できるよう生活援助員を派遣している。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(人)	90	82	86	95	86
派遣回数(回)	3,599	3,827	3,556	3,930	3,891
総派遣時間(時間)	1,829.5	1,932.0	1,783.0	1,965.0	1,936.0

寿賀祝品贈呈

(1) 市敬老祝品支給事業

高齢者に対して、敬老の意を表し合わせて敬老思想の高揚を図ることを目的として、寿詞等を贈呈している。平成20年度からは、数え年100歳（長寿）の方に祝金10万円及び寿詞を贈呈し、数え年88歳（米寿）の方には寿詞及び101歳以上の方にはメッセージカード及び記念品を贈呈している。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
米寿の寿詞	591	540	641	586	629
長寿100歳の祝金及び寿詞	57	48	50	52	54
数え年101歳以上のメッセージカード及び記念品	102	108	101	97	96

老人福祉施設の入所状況

65歳以上の高齢者で、家庭環境や経済的理由等により、在宅生活が困難な人について、養護老人ホームへの入所措置を行う。

(1) 入所者の状況（年度内の入所者実人数。やむを得ない措置者を除く）

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
星の村（米沢市）	61	59	65	65	62
蔵王長寿園（上山市）	4	5	5	7	6
南陽やすらぎ荘（南陽市）	8	7	7	8	6
おいたま荘（長井市）	1	1	1	1	1
山静荘（山形市）	6	7	7	7	7
緑光園（福島市）	2	2	1	1	0
明鏡荘（朝日町）	1	1	1	0	1
松風荘（名取市）	0	0	1	1	1
合 計	83	82	88	90	84

(2) 入所者等の異動状況（やむを得ない措置者を除く）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入 所 者 数（人）	9	9	15	14	11
退 所 者 数（人）	5	10	9	12	17
措 置 金 額（千円）	192,178	190,179	208,080	207,477	209,322

権利擁護事業

(1) 高齢者虐待の防止

米沢市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、関係機関と連携を図り虐待の早期発見に努めるとともに、虐待の事実確認、養護者への支援を行う。

	内訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護者による	通報件数 (H29以降は相談含む)	21	27	17	9	8
	虐待件数	4	6	4	3	3
	施設・高齢者住宅等入所・入居	1	1	3	1	2
	その他対応	3	5	1	2	1
	見守りのみ	0	0	0	0	0
施設従事者による	通報件数	1	0	2	4	0
	虐待件数	0	0	0	3	0
	従事者指導	0	0	0	3	0
	その他対応	0	0	0	0	0
	見守りのみ	0	0	0	0	0

(2) 置賜成年後見センターの運営

置賜3市5町における権利擁護支援体制の中核的な役割を担う「置賜成年後見センター」を令和4年4月1日設置。業務を米沢市社会福祉協議会に委託し、委託料については置賜3市5町で負担している。

- * 広報及び啓発 置賜成年後見センターリーフレット配布、意思決定支援研修会（3回）、地域住民向け研修会（14回）、3市5町一般対象講演会（1回）
- * 相談件数 新規相談（85件）・継続相談（189件）、各市町への出張相談（48回）、専門職による相談対応（1件）
- * 受任調整会議の開催（9回・14ケース）
- * その他、各市町の首長申立てに係る支援や各市町担当者情報交換会を実施

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

医療保険制度の保健事業と介護保険制度の介護予防事業を一体的に実施することにより、後期高齢者を包括的に支援し、健康寿命の延伸を目指す。

令和6年度は、全市を対象に健康課による状態不明者の実態把握（ハイリスクアプローチ）と、高齢福祉課による通いの場等を対象としたフレイルに関する健康教育、健康相談（ポピュレーションアプローチ）を実施した。

(1) 状態不明者の実態把握（ハイリスクアプローチ）

- * 該当者 38人
令和4年度、令和5年度医療機関未受診かつ健診未受診かつ介護認定なしの方191名のうち、令和6年度に76歳及び77歳を迎える者で喫緊のレセプトのない方38人
- * 後期高齢者質問票を送付 38人
医療リスクあり 10人（1人が血圧高値で受診し、内服開始となる）
介護リスクあり 1人（地域包括支援センターで継続介入となる）
リスクなし 17人
拒否・不在 10人

(2) 通いの場等3箇所を対象としたフレイルに関する健康教育・健康相談（ポピュレーションアプローチ）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室開催数（回）	16	18	18
延べ参加者数（人）	172	211	210
個別相談の対象者数（人）	22	6	14
個別相談実施者数（人）	13	4	14

6. 児童福祉

子ども・子育て支援事業

(1) 就学前児童の推移

各年4月1日現在

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就学前児童数（0～6歳未満）	2,950	2,811	2,730	2,541	2,392

(2) 就学前児童の教育・保育施設等利用状況

令和7年4月1日現在

区分		児童数	
特定教育・保育施設	認可保育所	15か所	1,073
	認定こども園	7か所	800
	小規模保育事業	2か所	24
	施設型給付を受ける幼稚園	2か所	83
	市外委託保育所等（認定こども園含む）	7か所	18
上記以外の施設	私学助成を受ける幼稚園	0か所	0
	認可外保育施設（事業所内保育所含む）	9か所	64
計			2,062

※ 特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給を受ける施設として確認した教育・保育施設（認定こども園・認可保育所・幼稚園・小規模保育事業）のこと。施設型給付の支給を受けず、私学助成を受ける幼稚園は含まれない。

(3) 特定教育・保育施設等入所状況

令和7年4月1日現在

区分	定員 (人)	入所人員(人)								
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児		計		
公立	認可保育所	120	31	31	14	14	41	42	86	87
	市外委託施設	/	0		0		1		1	
私立	認可保育所	1,060	455	687	169	383	363	841	987	1,911
	認定こども園	897	201		184		415		800	
	小規模保育事業	31	24		0		0		24	
	施設型給付を受ける幼稚園	120	0		26		57		83	
	市外委託施設	/	7		4		6		17	
計	認可保育所	1,180	486	718	183	397	404	883	1,073	1,998
	認定こども園	897	201		184		415		800	
	小規模保育事業	31	24		0		0		24	
	施設型給付を受ける幼稚園	120	0		26		57		83	
	市外委託施設	/	7		4		7		18	

(4) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

①一時預かり事業（一般型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に
おいて、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

単位：人

設置か所	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3か所	3歳未満児	370	537	342	479	463
	3歳以上児	22	63	30	11	23
	合 計	392	600	372	490	486

②病児保育事業（病児対応型）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的
に保育等を実施する事業。

単位：人

設置か所	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2か所	登録児童数	190	192	162	170	178
	利用延人数	110	239	247	267	202

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライト事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童
について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

		短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業)	夜間養護等事業 (トワイライト事業)
概 要	一時的に入所して養育、保護す る。		通所し、午後5時から午後9時まで の間生活指導、夕食の提供を行 う。
対 象 児 童	疾病、出張等で養護できなくなっ た3歳から小学校修了前の児童		仕事等が恒常的に夜間にわたる父 子家庭等の小学生
利 用 期 間		30日／年	
費 用 区 分	生活保護世帯等	0円／日	0円／日
	市町村民税 非課税世帯	1,840円／日	520円／日
	市町村民税課税世帯 のうちひとり親世帯	3,250円／日	640円／日
	その他の世帯	4,650円／日	900円／日
実 績	令和4年度	4 日	0 日
	令和5年度	18 日	0 日
	令和6年度	76 日	0 日

④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	6か所
延べ登録児童数	415	441	449	475	532
延べ利用者数	11,812	12,008	12,817	13,493	13,182

⑤放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

各年4月1日現在

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ数（か所）	36	36	35	32	32
4月1日現在登録児童数（人）	1,394	1,301	1,335	1,290	1,332

⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する者（協力会員）とその両方を希望する者（両方会員）の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用会員数（人）	496	500	489	502	491
協力会員数（人）	101	99	96	103	111
両方会員数（人）	25	24	24	21	23
会員数合計（人）	622	623	609	626	625
援助活動件数（件）	289	451	277	243	222

⑦子育て世代活動支援センター（屋内遊戯施設くても）

天候に左右されずのびのびと身体を動かせる環境を整えることで子どもの健やかな成長を促すとともに、親子で参加できる自主事業等の企画を通して、親子での交流や、保護者同士での交流を促進する。

区分	令和5年度	令和6年度
利用者数	平日（人）	12,362
	休日（人）	22,774
住所別利用率	市内（%）	65.9
	県内（%）	26.9
	県外（%）	7.2
		55.8
		25.8
		18.4

※令和5年10月オープンのため、令和5年度は10月から3月までの半年間

児童養護施設（米沢市立興望館）

目的 3歳以上の保護者のいない児童や放任、虐待を受けている児童、父母の家出、離婚、その他の環境上養護を必要とする児童を家庭にかわって養護し、その自立を支援する。

(1) 施設の概要

認可年月日	昭和24年6月20日
認可定員	30名
所在地	米沢市太田町四丁目1番153号
建物構造	鉄筋コンクリート造（R C 造）2階建
敷地	2,811m ²
延べ床面積	1,009.49m ² (1階 709.79m ² 2階 299.70m ²)

(2) 入所状況

① 学年別

	小学生							中学生				高校生				その他 (就労)	幼児	合計	令和7年4月1日現在
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計				
男	0	0	0	5	0	1	6	0	3	2	5	1	1	0	2	0	2	15	
女	0	1	2	1	1	1	6	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	8	
計	0	1	2	6	1	2	12	0	3	2	5	1	1	1	3	0	3	23	

② 出身地別

	米沢市	南陽市	高畠町	川西町	小国町	上山市	東根市	合計	令和7年4月1日現在
男	8	2	1	0	1	3	0	15	
女	5	0	0	2	0	0	1	8	
計	13	2	1	2	1	3	1	23	

家庭児童相談室

昭和39年7月1日から厚生省事務次官通知により家庭児童相談室を設置運営し、家庭における適正な児童養育やその他児童の福祉向上を図るため、家庭児童相談員3名による相談事業を実施している。

家庭児童相談室取扱件数(新規件数)

単位：件

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護相談	児童虐待相談	39	39	31	29	25
	その他の相談	57	40	55	47	33
保健に関する相談		0	0	2	0	0
障がいに関する相談		3	4	3	0	0
非行に関する相談		5	4	0	0	0
育成に関する相談		25	9	18	2	3
その他の相談		41	2	2	0	7
計		170	98	111	78	68

※令和2年度までは照会や問い合わせ等を含めていたが、令和3年度からは照会や問い合わせ等を除いた新規受付件数のみ計上。

児童手当

児童手当法に基づき、児童を養育している人に児童手当を支給し、家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とした制度。

令和6年10月より①所得制限の撤廃、②中学校修了前までから高校生年代までへの支給対象者の拡大、③多子加算について第3子以降を3万円とする、④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とするといった抜本的拡充が図られた。

(1) 支給額

令和6年9月分まで

児童の年齢	手当額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳～ 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円
特例給付（所得制限該当者）	一律5,000円

令和6年10月分以降

児童の年齢	手当額（1人当たり月額）
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳～ 高校生年代	10,000円 (第3子以降は30,000円)

(2) 算定基礎人数

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被用者（3歳未満）	13,301	12,695	11,974	11,457	7,026
被用者中学校修了前	70,937	69,397	68,100	65,648	41,603
非被用者中学校修了前	11,873	10,688	9,294	8,316	5,316
特例給付	3,555	3,879	2,713	1,938	1,309
被用者（3歳未満）	－	－	－	－	3,445
被用者（3歳以降）	－	－	－	－	28,305
非被用者（3歳未満）	－	－	－	－	356
非被用者（3歳以降）	－	－	－	－	3,424
計	99,666	96,659	92,081	87,359	90,784

※区分の被用者（3歳未満）から特例給付までは令和6年9月分までの人数。太枠の被用者（3歳未満）から非被用者（3歳以降）までは令和6年10月分以降の人数。

(3) 支給状況

単位：千円

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被用者（3歳未満）	199,515	190,425	179,610	171,855	105,390
被用者中学校修了前	743,005	726,120	713,230	688,285	436,075
非被用者中学校修了前	132,475	119,425	104,170	92,795	59,070
特例給付	17,775	19,395	13,565	9,690	6,545
被用者（3歳未満）	－	－	－	－	61,545
被用者（3歳以降）	－	－	－	－	348,490
非被用者（3歳未満）	－	－	－	－	6,360
非被用者（3歳以降）	－	－	－	－	41,980
計	1,092,770	1,055,365	1,010,575	962,625	1,065,455

※区分の被用者（3歳未満）から特例給付までは令和6年9月分までの支給状況。太枠の被用者（3歳未満）から非被用者（3歳以降）までは令和6年10月分以降の支給状況。

※被用者とは、厚生年金、私学共済団体等に加入している人。非被用者とは、被用者、公務員以外の人。

医療給付

(1) 福祉医療給付制度

0歳から高校生等（18歳到達後最初の3月31日）までの乳幼児等、ひとり親家庭等に対する医療費の自己負担を軽減する制度。

福祉医療給付の概要

福祉医療給付	目的	給付対象者
子育て支援 医療給付 （子）	乳幼児等の医療費の負担を軽減することで、健康を確保し、福祉の増進を図る。	・0歳～高校生等（18歳到達後最初の3月31日）までの乳幼児等
ひとり親家庭等 医療給付 （親）	ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減し、生活の安定と自立の促進を図る。	・18歳以下の児童を養育する配偶者のいない父か母（配偶者に重度の障害がある場合を含む）と18歳以下の児童 ・両親のいない18歳以下の児童 ・18歳以下の児童を養育しており、配偶者からの暴力（D.V.）で裁判所からの保護命令が出された父か母と18歳以下の児童 ※養育者に所得税が課されている場合は非該当

福祉医療給付の状況

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て支援医療	受給者（人）	11,008	10,666	10,356	9,888	9,560
	給付額（円）	266,728,411	311,465,335	295,523,716	337,851,168	340,757,752
ひとり親家庭等 医療	受給者（人）	1,075	1,015	984	939	876
	給付額（円）	40,378,447	39,077,715	36,353,757	41,283,305	39,372,882
計	受給者（人）	12,083	11,681	11,340	10,827	10,436
	給付額（円）	307,106,858	350,543,050	331,877,473	379,134,473	380,130,634

※扶助費から高額療養費の戻入額及び医療費返納額を差し引いたものを給付額とする。

(2) 未熟児養育医療給付制度

出生時体重が2,000グラム以下、もしくは身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対し、その入院医療にかかる費用を公費で負担する制度。（世帯の市民税所得割額に応じて費用の一部は自己負担。）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数（件）	6	10	9	11	9
給付額（円）	1,254,297	3,503,528	2,005,300	3,119,998	3,240,084

幼稚園就園奨励費補助事業

就園児世帯の経済的な負担軽減のため、保育料に対して補助金を交付する。
令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い令和元年度で事業終了。

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
該当者児童数（人）	919	719	329	178	40
補助支給額（円）	103,464,450	88,507,800	38,729,700	20,276,200	1,986,700

7. 社会福祉施設等

養護老人ホーム

65歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより養護を行う施設。

施設名	設置主体	所在地	定員(人)	開設年月日
星の村	(社)米沢仏教興道会	大字笛野202-3	80	昭和21.10.1

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

65歳以上の方で、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難な方を入所させて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設。【原則要介護3以上】

施設名	設置主体	所在地	定員(人)	開設年月日
成島園	(社)緑成会	広幡町成島2120-5	110	昭和52.4.1
万世園	(社)米沢栄光の里	万世町牛森4172-5	85	昭和59.4.1
花の里	(社)米沢仏教興道会	大字笛野170	80	平成2.4.1
おいたまの郷	(社)敬友会	大字下新田28	80	平成12.4.1
サンファミリア 米沢	(社)米沢弘和会	塩井町塩野520	60	平成14.11.29
回春堂	(社)回春堂	大字花沢2986-1	40	平成24.3.29

介護老人保健施設（老人保健施設）

疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある高齢者又はこれに準ずる状態にある高齢者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行い、家庭への復帰を目指す施設。

施設名	設置主体	所在地	定員(人)	開設年月日
サンプラザ米沢	(社)米沢弘和会	大字築沢3046	150	平成2.1.1
あづま	(社)あづま会	大字李山8132-11	119	平成5.4.1
サンファミリア 米沢	(社)米沢弘和会	塩井町塩野520	100	平成14.11.29

介護医療院

長期にわたり療養が必要である高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行う施設。

施設名	設置主体	所在地	定員(人)	開設年月日
松田外科医院	松田外科医院	城西4-4-25	18	令和2.4.1
三友堂介護医療院	(一財)三友堂病院	成島町3-2-90	60	令和6.2.1

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

65歳以上の方で、身体上または精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とし、かつ、自宅で介護を受けることが困難な場合で、入所により養護する定員が29人以下の施設【原則要介護3以上】

施設名	設置主体	所在地	定員(人)	開設年月日
あづま	(社)あづま会	大字李山8132-11	29	令和5.6.1
回春堂	(社)回春堂	大字花沢2986-1	20	令和7.4.1

軽費老人ホーム（ケアハウス）

高齢等のため独立して生活するには不安がある方、又は自炊ができない程度に身体機能の低下が認められる方で、家族による援助を受けることができない方を入所させ、無料または低額な料金で食事サービスその他日常生活上の必要な便宜を提供し、安心して暮らせるように支援する施設。

施設名	設置主体	所在地	定員(人)	開設年月日
サンリヴェール米沢	(社)米沢弘和会	大字築沢3423	50	平成4.5.1

特定教育・保育施設等

（1）保育所

就労などのため保育を必要とする乳幼児を保育する施設

施設名	設置主体	所在地	認可年月日	定員	電話
西部乳児園	(社)法音会	御廟2-3-17	昭和40.4.1	50	21-0426
プチハウス	(社)米沢仏教興道会	徳町1-38-1	平成13.3.29	50	26-6565
みどり乳児園	(有)幸望いのうえ	塩井町塩野1480-30	平成25.3.19	30	22-6679
松ヶ岬保育園	(社)照護会	西大通1-6-56	昭和23.9.15	70	21-0349
明星保育園	(社)米沢明星会	門東町3-2-27	昭和24.1.31	120	22-2260
山上保育園	(社)山上保育園	通町4-11-20	昭和25.10.19	110	23-3416
興道東部保育園	(社)米沢仏教興道会	下花沢3-10-9	昭和44.11.1	100	23-6624
興道南部保育園	(社)米沢仏教興道会	本町1-1-84	昭和23.8.17	90	21-3756
興道北部保育園	(社)米沢仏教興道会	塩井町塩野1476-1	昭和23.8.17	120	21-5070
米沢中央保育園	(社)米沢中央保育園	桜木町1-75	昭和47.10.31	100	23-5470
塩井保育園	(社)ましみず会	塩井町塩野2081-6	昭和53.4.1	70	21-1225
森の子園保育所	(特非)森の子会	万世町牛森4172-6	平成17.3.29	50	28-3715
そらいろ保育園	(社)照護会	万世町片子343	平成22.3.16	100	40-0280
緑ヶ丘保育園	市	矢来1-3-75	昭和27.4.30	60	23-1867
吾妻保育園	市	太田町4-1-151	昭和51.5.4	60	38-4402

(2) 認定こども園
教育と保育を一体的に行う施設

施設名	設置主体	所在地	認可等年月日	定員	電話
かしのみ幼稚園	(学) 城南学園	城南5-1-1	平成27.3.31 認定	150	21-0205
幼保連携型認定こども園 ひばりが丘幼稚園	(学) 松原学園	大字三沢26090	平成28.3.24 認可	165	22-7541
米沢西部こども園	(学) 法音学園	御廟2-3-8	平成29.3.21 認可	182	21-6010
米沢こども園	(学) 興譲学園	中央3-6-45	令和3.3.31 認可	95	23-2134
戸塚山こども園	(学) 音羽学園	大字上新田2008	平成29.3.21 認可	105	37-2419
米沢中央幼稚園	(学) 椎野学園	中央7-5-70-5	平成31.3.11 認定	120	23-2569
興道こども園 どんぐり	(社) 米沢仏教興道会	直江町4-100	令和2.3.30 認可	80	24-8558

(3) 施設型給付を受ける幼稚園

1号認定を受けて利用する学校教育法で定められた教育施設

施設名	設置主体	所在地	認可等年月日	定員	電話
普慈幼稚園	(学) 巨渓学園	下花沢3-4-30	昭和56.12.1 認可	60	21-0212
九里幼稚園	(学) 九里学園	門東町1-1-18	昭和53.12.1 認可	60	23-9261

(4) 小規模保育事業(所)

就労などのため保育を必要とする満3歳未満の子を保育する施設

施設名	設置主体	所在地	認可等年月日	定員	電話
さくら保育園	(学) 興譲学園	中央3-8-24	平成29.3.31 認可	19	40-1187
あゆみ園	(特非) あゆみやまび こ共に育つ会	大町1-4-11	平成30.3.29 認可	12	23-9604

児童厚生施設

児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設
児童遊園

施設名	所在地	区分	面積 (m ²)	認可年月日
御廟児童遊園	御廟1-1859	借地	2,115.30	昭和37.7.1
川井児童遊園	大字川井55	借地	1,616.54	昭和39.12.1
びっき石児童遊園	万世町桑山1427	市	953.14	昭和49.12.27
敬師児童遊園	大字関根13922-1	借地	3,300.00	昭和53.8.4
塩井町児童遊園	塩井町塩野2300-1	市	1,044.00	昭和51.5.31
赤芝児童遊園	赤芝町101	市	792.30	昭和53.8.4
通町児童遊園	通町5-2378-1	市	2,274.65	昭和54.7.25
中央児童遊園	中央4-3360-9	市	830.64	平成7.4.1
小野川児童遊園	小野川町2566-2	借地	660.00	昭和54.12.20

施設名	所在地	区分	面積(m ²)	認可年月日
六郷町西藤泉児童遊園	六郷町西藤泉1376-1	借地	660.00	昭和56.10.8
日の出町児童遊園	東大通2-9102-1	借地	904.61	平成6.4.1
成島児童遊園 (成島ワクワクランド)	広幡町成島2107-104	市	33,555.00	平成6.10.9
館山児童遊園	館山4-6446-24	市	2,160.54	平成11.10.1

児童養護施設

3歳以上の保護者のいない児童や放任、虐待を受けている児童、父母の家出、離婚、その他の環境上養護を必要とする児童を家庭にかわって養護し、その自立を支援する施設

施設名	設置主体	所在地	認可年月日	電話
興望館	市	太田町4-1-153	昭和24.6.20	38-6109

助産施設

保健上必要でもあるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦を入院させ、助産を受ける事を目的とする施設

施設名	設置主体	所在地	認可年月日	定員	電話
市立病院助産施設	市	相生町6-36	昭和45.8.14	4	22-2450

地域子育て支援事業施設

(1) 地域子育て支援センター

施設名	所在地	開始年月日	電話
く れ よ ん	徳町1-38-1(プチハウス内)	平成13.4.20	26-1515
ぴ っ こ ろ	西大通1-6-56(松ヶ岬保育園内)	平成17.4.1	40-0701
ろ け っ と	万世町片子343(そらいろ保育園内)	平成22.4.1	21-1020
お ひ き ま	通町4-11-20(山上保育園内)	平成23.5.9	23-3416
つ む ぎ	御廟2-3-17(西部乳児園内)	平成25.4.8	40-0188
な か よ し る 一 む	窪田町窪田424(旧窪田児童センター内)	令和6.4.15	37-5272

(2) ファミリー・サポート・センター

施設名	設置主体	所在地	設立年月日	電話
米沢市ファミリー・サポート・センター	市	徳町1-38-1(プチハウス内)	平成11.4.1	24-6464

(3) 子育て世代活動支援センター(屋内遊戯施設くても)

施設名	所在地	開始年月日	電話
屋内遊戯施設くても	西大通1-5-5(子育て世代活動支援センター内)	令和5.10.7	27-7541

(4) 放課後児童クラブ

施設名	所在地	開始年月日	定員	電話
児童クラブまどか	門東町3-3-19	平成11. 6. 1	54	33-9262
東部小学校区学童保育施設 正和こどもの家1 正和こどもの家2	東1-6-107	平成 6. 4. 1	79	23-1443
東部小学区学童保育所 あつとホーム	東1-6-76 17号室・23号室	平成 9. 6. 1	58	24-0828
東部小学区学童保育所 ぐつとホーム	東1-6-76 14号室・18号室	平成20. 11. 12	31	
東部小学区学童保育所 ほつとホーム	東1-6-76 21号室・22号室	平成24. 4. 1	56	
東部小学区学童保育所 ひつとホーム	東1-6-76 11号室	平成28. 4. 1	29	
学童保育クラブ 米沢西部みどりの家	直江町10-22	昭和47. 6. 10	47	24-3354
学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部I	直江町4-16	平成17. 4. 1	47	21-5972
学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部II		平成21. 5. 1	50	21-5971
学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部III	直江町5-49	平成24. 9. 1	40	21-7700
学童保育所 しゃぼん玉クラブ西部IV		平成26. 4. 1	40	21-3545
南部学童保育所 キヅズ	本町2-1-35	昭和55. 9. 1	40	33-9226
南部学童保育所 ジユニア&スター	本町2-1-37	令和 2. 4. 1	80	33-9269
南部学童保育所 オレンジ	大町1-4-34	平成28. 4. 1	50	33-9446
南部小学区学童保育 グレース	福田町1-3-67	平成28. 3. 25	40	23-2211
北部地区学童保育所 たんぽぽクラブ コスマスクラブ コスマスクラブ第2	城北2-1-52	平成 1. 4. 1	135	24-4717
おぼこ広場「北斗塾」	中央7-4-37	平成28. 5. 1	40	070-2011-0557
学童保育所 しゃぼんクラブ愛宕	御廟3-11-6	平成 4. 4. 1	55	21-2244
愛宕地区学童保育 レインボーサウス レインボーノース	御廟3-1-2	平成20. 4. 1	77	22-5257
愛宕地区学童保育 レインボーなないろ	御廟3-2-14-6	平成30. 4. 1	39	33-9299
森の子園第1学童クラブ	万世町牛森4172-6	平成 3. 4. 1	60	28-3739
森の子園第2学童クラブ		平成23. 6. 1	50	28-3800
広幡地区学童保育 「げんきっ子クラブ」	広幡町上小菅1394-7	平成25. 4. 1	20	20-5789
六郷地区学童保育 「のびのびクラブ」	六郷町一漆68-2	平成23. 4. 1	25	080-2805-0585
塩井さくらんぼクラブ	塩井町塩野3760	平成22. 4. 1	40	24-8156
学童保育所 しゃぼん玉クラブ窪田I	窪田町窪田598-2	平成24. 1. 10	84	37-3000
学童保育所 しゃぼん玉クラブ窪田II				20-6985

施設名	所在地	開始年月日	定員	電話
窪田学童クラブ	窪田町窪田424	平成10. 4. 1	33	37-5272
児童クラブ太陽の子	大字木和田453-1	令和2. 3. 1	59	33-9701
わかたかクラブ	南原猪苗代町2910-2	平成8. 4. 1	50	38-6565
風の子クラブ	通町2-12-1	平成 6. 4. 1	60	23-3277
風の子クラブ第2	通町2-11-6	平成21. 4. 1	40	33-9792
敬師学童クラブ	大字関根531-1	平成10. 4. 1	18	35-2113

私立幼稚園

施設名	設置主体	所在地	定員	電話
東部幼稚園	(学)米沢斎藤学園	駅前4-2-51		休園

認可外保育園

施設名	所在地	開設年月日	定員	電話
おのがわ保育園 ドレミ館	小野川町1770-1	平成 5. 4. 1	30	32-2729
恵泉愛児園	福田町1-3-67	昭和37. 2. 25		休所
フレンドリーハウス	通町8-2-92	平成15. 4. 1		休所
やまびこ園	大字口田沢3216	平成 3. 4. 1	36	31-2620
おひさまえん	直江町4-14	平成18. 4. 15	20	24-6187
青空保育たけの子	大字上新田1166	平成26. 4. 1	16	070-1143-1166

企業主導型保育事業所

施設名	所在地	開設年月日	定員	電話
キッズピ一パル	中田町760-2	平成29. 4. 3	30	37-4300
米沢こころの病院院内保育所 にこにこ保育所	アルカディア1-808-32	平成29. 6. 1	20	27-0506

事業所内保育所

施設名	所在地	開設年月日	定員	電話
米沢ヤクルト販売(株) 夢タジオ8960花沢保育室	大字花沢3056-1	平成14. 8. 5	14	21-8960
米沢ヤクルト販売(株) 夢タジオ8960西大通保育室	西大通1-5-40	平成 5. 5. 6	14	22-8960
米沢市立病院 こぐま保育所	福田町2-1-57	昭和47. 12. 1	50	22-2450
舟山病院内保育所	駅前2-4-8	昭和51. 4. 1		休 所
島貫医院内保育室	中央2-5-12	平成25. 3. 4		休 所

相談支援事業所

地域で生活する身体障がい者（児）・知的障がい者及び精神障がいの方の生活全般に関する様々な相談を受け付ける。

施設名	設置主体	所在地	事業開始年月日	電話
あ ず さ	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団	大字三沢26100-14	平成19. 4. 1	24-4335
す て つ ぶ	社会福祉法人 米沢栄光の里	東二丁目8-54	平成21. 4. 1	22-0703
米沢とまり木	社会医療法人 公徳会	下花沢二丁目4-48-7	令和7. 4. 1	27-1351

特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所

障がい福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行い、障がい者の生活全般に関する相談を受け付ける。

施設名	設置主体	所在地	指定年月日	電話
あ ず さ	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団	大字三沢26100-14	平成24. 4. 13	24-4335
す て つ ぶ	社会福祉法人 米沢栄光の里	東二丁目8-54	平成24. 9. 14	22-0703
な ご み ～ る	有限会社 なごみの部屋	門東町二丁目2-34 カーサCALM1階	平成24. 10. 17	26-8346
な で ら	特定非営利活動法人 なでらの森	城西四丁目5-87	平成25. 9. 30	40-1391
と も の 家	特定非営利活動法人 ともの家	大町三丁目3-47	平成25. 11. 18	33-9035
相談から・ころ	特定非営利活動法人 から・ころセンター	東二丁目8-116	令和2. 4. 15	080-1838-2269
米沢とまり木	社会医療法人 公徳会	下花沢二丁目4-48-7	令和4. 12. 16	27-1351
は な い ろ	特例非営利法人 地域福祉共生会	林泉寺二丁目10-21	令和5. 9. 15	26-1170

障害者入所支援施設

施設に入所する障がい者に主として夜間において入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

施設名	設置主体	所在地	認可年月日	定員	電話
栄光園	(社)米沢栄光の里	万世町梓山5493-1	昭和45.4.1	80	28-9446
松風園	(社)米沢栄光の里	万世町梓山5494-1	昭和53.1.1	80	28-7710
梓園	(社)山形県社会福祉事業団	大字三沢26100-14	昭和48.4.1	40	22-0398

就労移行支援・就労継続支援事業所

就労を希望する人に対し、一定期間生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行う。通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。

施設名	設置主体	所在地	事業開始年月日	電話
かにの家 (chotto e cafe)	特定非営利活動法人 置賜自然と共に育む村	舘山六丁目1-34	平成18.10.1	24-3220
楓	特定非営利活動法人 なでらの森	広幡町成島282	平成18.10.1	40-1821
森の子ひかり園	特定非営利活動法人 森の子会	万世町牛森4172-7	平成18.10.1	29-1000
にこにこホーム	特定非営利活動法人 にこにこホーム	金池五丁目6-29	平成18.10.1	24-0366
赤とんぼ	特定非営利活動法人 赤とんぼ	通町二丁目11-28	平成19.4.1	21-3343
ともの家	特定非営利活動法人 ともの家	大町三丁目3-47	平成20.4.1	26-1288
なごみ～る	有限会社 なごみの部屋	門東町二丁目8-38	平成20.4.1	49-8921
フラワーコート米沢	特定非営利活動法人 聲明会	城西一丁目6-36-3	平成21.2.1	21-2955
すべてぶ	社会福祉法人 米沢栄光の里	東二丁目8-54	平成21.4.1	22-0703
ちっちゃな町工場	特定非営利活動法人 ちっちゃな町工場	福田町一丁目3-69	平成22.10.1	49-8361
やまぼうし	株式会社 菊地組	直江町2-30	平成22.8.1	22-6555
さくらんぼの家	社会福祉法人 仁慈の会	吾妻町4-25	平成23.4.1	38-6366
いちみ	株式会社 いちみ	東大通三丁目12-19	平成23.8.1	49-7735
栄光園	社会福祉法人 米沢栄光の里	万世町梓山5493-1	平成23.11.1	28-9446
夢工房	特定非営利活動法人 生き生きの郷	徳町9-20	平成26.8.26	33-9360
極楽麦酒本舗	合同会社 極楽麦酒本舗	中央二丁目3-18	平成27.7.1	40-0291
から・ころセンター	特定非営利活動法人 から・ころセンター	八幡原五丁目4149-8	平成27.2.12	27-8878
そらの輪	特定非営利活動法人 そら	中央七丁目3-15	平成28.4.1	49-7330

施設名	設置主体	所在地	事業開始年月日	電話
みかん	株式会社 my life	城南四丁目1-13	平成28. 4. 5	40-1806
公徳会米沢就労支援センター	社会医療法人 公徳会	下花沢二丁目134-7	平成28. 11. 1	49-7651
くらら	株式会社 修誠会	春日二丁目2-23	平成31. 4. 23	20-4726
らせつと	株式会社 からふる	万世町桑山1728-2	令和2. 4. 1	27-8426
スカイ・シーclub米沢事業所	株式会社 ソラフネコーポレーション	金池六丁目5-30	令和4. 4. 1	27-0780
すまいる	合同会社 ハッピースマイル	窪田町窪田1908-2	令和4. 4. 1	33-9302
ヒカリノアトリエ	株式会社 my life	城西一丁目3-78	令和4. 5. 1	20-5633
ウイング	合同会社 愛の風	広幡町京塚2614-2	令和5. 12. 22	20-5634
ラ・ヴェリタ	株式会社 ラ・ヴェリタ	大町三丁目6-39	令和6. 1. 5	33-0262
森のアトリエ	合同会社 りぶあっぷ	大字南原石垣町2805	令和6. 1. 9	20-5741
meet	株式会社 レスト	塩井町塩野1489-15	令和6. 11. 11	40-0778

地域活動支援センター

障がい者等を通所により地域の実情に応じた創意的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。

施設名	設置主体	所在地	指定年月日	電話
米沢ひまわりの家	特定非営利活動法人 米沢ひまわりの家	直江町7-43	平成19. 4. 1	24-9950
ホープ米沢	特定非営利活動法人 ホープ米沢	城北一丁目3-18	平成19. 4. 1	23-6176
とまり木	社会医療法人 公徳会	南陽市柵塚929	平成19. 4. 1	40-4055

生活介護事業所

常に介護が必要な障がい者に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創意的活動などの機会を提供する。

施設名	設置主体	所在地	指定年月日	電話
にじの家	社会福祉法人 にじの家	太田町三丁目1-32	平成19. 4. 1	22-8581
かにの家	特定非営利活動法人 置賜自然と共育の村	館山六丁目1-34	平成20. 4. 1	24-3220
森の子ひかり園	特定非営利活動法人 森の子会	万世町牛森4172-7	平成21. 8. 20	29-1000
梓園	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団	大字三沢26100-14	平成23. 4. 1	22-0398
さくらんぼの家	社会福祉法人 仁慈の会	吾妻町4-25	平成23. 4. 1	38-6366
栄光園	社会福祉法人 米沢栄光の里	万世町梓山5493-1	平成23. 11. 1	28-9446
松風園	社会福祉法人 米沢栄光の里	万世町梓山5494-1	平成23. 11. 1	28-7710
にこにこホーム	特定非営利活動法人 にこにこホーム	金池五丁目6-29	平成24. 3. 31	24-0366

施設名	設置主体	所在地	指定年月日	電話
青い帽子	特定非営利活動法人 地域福祉共生会	林泉寺二丁目10-21	平成24.11.1	26-1170
万世園福祉 サービス事業所	社会福祉法人 米沢栄光の里	万世町牛森4172-5	平成30.10.1	28-1455
いちごのこころ	有限会社 なごみの部屋	泉町二丁目1-6	令和2.5.1	38-7030
らせつと	株式会社 からふる	万世町桑山1728-2	令和4.3.28	27-8426
森の子はらやしき園	特定非営利活動法人 森の子会	万世町梓山4117-1	令和5.4.1	20-5827
リハビリ特化型 デイサービス Reはーと	合同会社 おきたま ライフフェージョンおらフ	広幡町成島1027	令和5.5.1	33-9442

共同生活援助事業所

障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

施設名	設置主体	所在地	指定年月日	電話
けやき	特定非営利活動法人 なでらの森	城西四丁目5-87	平成18.10.1	40-1391
米沢共同生活事業所	社会福祉法人 山形県社会福祉事業団	徳町3-22	H20.4.1	27-8775
あづま	社会福祉法人 仁慈の会	吾妻町4-25	平成20.7.1	38-6366
すてっぷ	社会福祉法人 米沢栄光の里	東二丁目8-54	平成21.4.1	22-0703
やまぼうし	株式会社 菊地組	直江町2-30	平成22.3.30	22-6555
パスカル	特定非営利活動法人 置賜自然と共に育む村	本町一丁目5-37	平成23.11.1	49-8411
なせば成る	非特定営利活動法人 先施の杜	万世町片子295-3	平成27.4.1	24-7247
グループホーム にじいろ	社会福祉法人 にじの家	城南一丁目7-34	平成29.4.1	40-8706
ふらぼの	株式会社 からふる	万世町桑山4485	平成31.1.21	27-9450
グループホーム365日	株式会社 my life	城西四丁目1-14	令和1.10.25	33-9674
はなまるグル ープホーム	株式会社 Empowerment Holdings	成島町二丁目1-54-13-101	令和4.6.1	070-3103-8700
グループホームあど ばんすふおわーど	株式会社 よしだ	福田町一丁目1-142	令和4.10.1	33-3733
グループホーム ユニコーン	株式会社 エムインパクト	大字浅川633-4	令和5.3.1	27-0590
グループホーム あおいつき	特定非営利活動法人 地域福祉共生会	林泉寺二丁目10-19	令和5.4.1	27-1722
米沢くぬぎ荘	社会医療法人 公徳会	下花沢二丁目4-48-7	令和7.4.1	27-0885

児童発達支援事業所

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

施設名	設置主体	所在地	指定年月日	電話
ひまわり学園	米沢市 (指定管理者:社会福祉協議会)	中央六丁目1-45	平成24. 4. 1	21-1330
R e は 一 と び い す supportroom ぱ あ る	合同会社 おきたま ライフフェュージョンおらフ 合同会社 PA-L	広幡町成島1027 徳町13-7	令和4. 3. 1 令和2. 6. 1	20-4760 27-7140
R e は 一 と え い る キッズディサ ポート虹の子	合同会社 おきたま ライフフェュージョンおらフ 社会福祉法人 にじの家	直江町7-16 太田町三丁目1-32	平成30. 9. 13	33-9069 40-1800
HALEHALE	株式会社 AITOGI	万世町梓山4101-2	令和5. 4. 1	40-1552
Connect Heart	合同会社 コネクトハート	窪田町窪田1236-5	令和6. 1. 24	33-0545
りのーるのあ	合同会社 Step by Step	泉町2-3-10	令和6. 4. 1	33-0117
ぶんぶん	合同会社 Blue Bee	大字笛野6537	令和6. 11. 11	33-2817

放課後等デイサービス事業所

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

施設名	設置主体	所在地	指定年月日	電話
ばおばぶ	特定非営利活動法人 置賜自然と共に育む村	本町一丁目5-37	平成24. 4. 1	090-6253-5859
森の子わかば園	特定非営利活動法人 森の子会	万世町牛森4172-2	平成21. 8. 20	29-0033
キッズディサ ポート虹の子	社会福祉法人 にじの家	太田町三丁目1-32	平成25. 4. 1	40-1800
なせば成る	特定非営利活動法人 先施の杜	万世町片子295-3	平成27. 7. 15	24-7247
フレンドリー ハウス	合同会社 フレンドリーhaus	通町八丁目2-92	平成31. 4. 1	24-3390
R e は 一 と え い る R e は 一 と び い す	合同会社 おきたま ライフフェュージョンおらフ 合同会社 おきたま ライフフェュージョンおらフ	直江町7-16 広幡町成島1027	平成30. 9. 13 平成30. 9. 13	33-9069 20-4760
アップルハウス	特定非営利活動法人 アップルハウス	塩井町塩野3419-3	平成30. 12. 1	22-3711
supportroom ぱ あ る	合同会社 PA-L	徳町13-7	令和2. 6. 1	27-7140
HALEHALE	株式会社 AITOGI	万世町梓山4101-2	令和5. 4. 1	40-1552
Smile Support ビビッド	特定非営利活動法人 つくしんぼクラブ	門東町一丁目5-3	令和5. 4. 1	33-9023
Connect Heart	合同会社 コネクトハート	窪田町窪田1236-5	令和6. 1. 24	33-0545
R e は 一 と そ ら え りのーるのあ	合同会社 おきたま ライフフェュージョンおらフ 合同会社 Step by Step	直江町10-20-4 泉町2-3-10	令和6. 4. 1 令和6. 4. 1	27-8108 33-0117
ぶんぶん	合同会社 Blue Bee	大字笛野6537	令和6. 11. 11	33-2817

保育所等訪問支援事業所

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

施設名	設置主体	所在地	認可年月日	電話
ひまわり学園	米沢市 (指定管理者:社会福祉協議会)	中央六丁目1-45	令和2.4. 1	21-1330
supportroomぱある	合同会社 P A - L	徳町13-7	令和2.4. 1	27-7140
R e は 一 と ぴ い す	合同会社 おきたま ライフフェージョンおらフ	広幡町成島1027	令和2.9. 7	20-4760
R e は 一 と え い る	合同会社 おきたま ライフフェージョンおらフ	直江町7-16	令和4.5. 1	33-9069

その他の施設

施設名	設置主体	所在地	開始または認可年月日
ひまわり学園	米沢市 (指定管理者:社会福祉協議会)	中央六丁目1-45	昭和48.11.1 平成 6.3.22 改築
(独)国立病院機構 米沢病院重症心身 障がい児(者)施設	独立行政法人 国立病院機構	大字三沢26100-1	昭和44.5.1

8. 健康保健

予防関係

予防接種法に基づく定期の予防接種を実施し、接種の積極的勧奨に努めている。令和6年度から新型コロナワイルスワクチン接種は定期接種(B類)となった。子宮頸がん予防のためのヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンについては、積極的勧奨差し控えの期間中に接種機会を逃した方を対象にキャッチアップ接種を令和6年度末までの予定で実施してきたが、夏以降の急激なワクチン需要の高まりの影響から、令和6年度までに1回以上接種した方に限り、令和7年度末まで接種期間が延長された。

(令和6年度)

事業名		事業内容			備考
予 防 接 種 (定期接種)	個別接種	接種ワクチン名	実施人員	期間	対象者など
		不活化ポリオ	2人	通年	生後2月～90月未満 11歳以上13歳未満 1期:生後12月～24月未満 2期:小学校就学前の1年間 1期:生後6月～90月未満 2期:9歳以上13歳未満 1歳未満 生後12月～36月未満 生後2月～60月未満 1歳未満 小6～高1相当女子 H9～H19年度で接種未完了の女子 生後6週0日から24週0日後まで 生後6週0日から32週0日後まで 満65歳以上及び満60歳以上 65歳未満で予防接種法施行規則に定める者 接種日時点で満65歳の者 満65歳以上及び満60歳以上 65歳未満で予防接種法施行規則に定める者 65歳以上の者 (呼吸器検診として実施)
		五種混合(百日咳、ジフテリア、ポリオ、破傷風、ヒブ)	969人		
		四種混合(百日咳、ジフテリア、ポリオ、破傷風)	605人		
		三種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風)	2人		
		二種混合(ジフテリア、破傷風)	464人		
		麻しん・風しん混合	1期 352人 2期 433人		
		日本脳炎	1期 1,361人 2期 599人		
		B C G	348人		
		水痘(水ぼうそう)	757人		
		ヒブ	385人		
		小児用肺炎球菌	1,397人		
		B型肝炎	1,041人		
		ヒトパピローマウイルス感染症(HPV) <定期接種>	690人		
		ヒトパピローマウイルス感染症(HPV) <キャッチアップ接種>	2,284人		
		ロタウイルス 1価	600人		
		ロタウイルス 5価	122人		
		高齢者インフルエンザ	11,211人	10/1～1/31	
		高齢者肺炎球菌	237人	通年	
		新型コロナウイルス	4,442人	10/1～3/10	
結核健康診断		胸部レントゲン撮影	5,881人	4～2月	

風しん抗体検査助成事業

(令和6年度)

先天性風しん症候群の予防のため、妊娠を希望する女性や抗体価が低い妊婦等の夫とその同居家族を対象に抗体検査を実施した。また、抗体価が低い者に対し、風しんワクチンの予防接種の費用助成を行った。

抗体検査実施人数 34人 風しんワクチン接種費用助成人数 50人

風しんの追加的対策

(令和6年度)

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれの男性を対象に、風しんの抗体検査及び風しんの予防接種を行った。予防接種は抗体値が低かった場合に実施する(風しん5期)。令和6年度末で終了予定だったが、ワクチンの供給不足により、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、抗体値が不十分な人で予防接種ができなかった人は、令和8年度まで期間が延長された。

抗体検査実施人数 34人 風しん予防接種実施人数 13人

母子保健事業

妊娠婦、乳幼児と保護者を対象に、健康診査・健康教育・健康相談や訪問指導等により、妊娠・出産・育児に関して一貫した事業を展開し、乳幼児の健やかな発達を支援している。

妊娠健康診査

妊娠健康診査受診実人員は530人、延べ3,812人である。里帰り等による県外での受診については償還払いをしている。

乳幼児健康診査

(令和6年度)

区分	実施回数（回）	対象人員（人）	受診人員（人）	受診率（%）
4か月児健康診査	個別健診	353	352	99.7
1歳8か月児健康診査	21	412	411	99.8
3歳児健康診査	18	422	421	99.8

母子保健指導（健康教室・健康相談）

(令和6年度)

区分	開催回数（回）	参加実人員（人）	受診延人員（人）
赤ちゃんを迎える親講座	栄養編	7	51（うち夫21）
	育児編	8（うち休日開催1回）	119（うち夫52）
7か月児健康教室	18	352	—
おやこ広場	12	95	243
ペアレントサポート講座	2コース（各4回）	9	29
もくいくひろば健康相談	24	—	49
5歳児発達相談	4	11	—

母子健康相談（健康相談室）

(令和6年度)

実施回数	相談者数（人）	妊娠届出数（件）
243	656	339

赤ちゃん訪問

生後4か月までの全乳児を対象に、保健師等による訪問を実施した。

令和6年1月1日～令和6年12月31日生まれの訪問対象児数347人 訪問児数347人

養育支援訪問

育児不安や育児ストレス等子育てに不安を抱えている家庭を訪問し、養育者の心身の健康を支援した。26世帯 延べ 65件訪問

産後ケア事業

短期入所型 利用件数24件（延べ日数89日）

居宅訪問型 利用件数4件

通所型 利用件数23件

新生児聴覚検査助成事業

令和6年4月1日～令和7年3月31日生まれの検査対象児数 329人
検査受検児数 329人

出産・子育て応援事業

出産応援ギフト 335件 子育て応援ギフト 341件

健康のまちづくり推進事業

健康長寿日本一のまちづくりの実現を目指し、減塩等の事業推進のほか、市民の健康に関する意識の向上を図る。

コミュニティセンターを中心とした健康づくりの推進

コミュニティセンターを中心として実施する健康長寿のまちづくりに資する活動に支援を行った。
・ コミュニティセンター 7地区 参加延べ人数 376人

企業を対象とした適塩教室（山形県立米沢栄養大学への委託事業）

市内企業（8社）に勤める従業員を対象に、尿検査による推定食塩摂取量の測定結果及びBDHQ（簡易型自記式食事歴法質問票）の調査結果をもとに適塩教室を開催し、減塩の重要性を学ぶ機会を提供するなど、企業の健康経営への取組支援を行った。

よねざわたのしい・ヘルシー・おいしいプロジェクト

市民の食の関心を高め、日常生活での食育の実践を促進するため、食に関わる団体が一体となり、食育月間における食育イベント・展示#よねざわベジアップキャンペーンを実施した。
・ 食育イベント（R6.6.22開催） 参加人数201名
・ #よねざわベジアップキャンペーン 応募件数98件・参加人数90人

よねざわ健康マイレージ事業

市民が楽しみながら自主的に健康づくりに取り組むために、健診受診やイベントへの参加等でポイントを付与し、目標ポイント達成者へ「やまがた健康づくり応援カード」の交付や抽選による商品プレゼントを行った。
・ 参加人数 379人

自殺対策事業

（令和6年度）

対象者	講師	実施回数（回）	参加者数（人）
ゲートキーパー養成講座 (市民向け)	米沢こころの病院 精神科認定看護師	3	122
ゲートキーパー養成講座 (市職員向け)	県立保健医療大学 教授	1	47
SOSの出し方講座 (二中2年、三中1年、四中1年)	県立保健医療大学 教授	3	345 (二中143、三中74、四中128)

よねざわ健康長寿応援団事業

市民の健康づくりのパートナーとして、健康づくりの各分野で主体的な取組を進める事業所、施設及び各種団体等に登録してもらい、健康づくりをサポートするための環境整備に取組む。
・ 登録団体 107団体

米沢市健康長寿まちづくり認定団体

健康長寿のまちづくりに協賛し、市民の健康づくりに積極的に取り組んでいる団体を認証し、認定団体の活動を周知・発信することで市民の健康づくりの意識向上と認定団体の活動の活性化を目指す。

・ 登録団体 50団体

食育推進事業

第3次米沢市食育推進計画に基づき、知識学から実学等の実践により「食」に関する意識の高揚を図る。

食生活改善推進員養成講座

(令和6年度)

目的	内 容	対 象	参加者数
生涯を通じた、主に生活習慣病予防のための実践活動を自分と家族のために学ぶ	地域での食生活改善、健康づくりに必要な基礎知識を講話及び体験学習により習得する。 栄養士・保健師などの講話、運動実技、栄養調理実習、グループワーク等 6日間×1コース	市民	8人

ヘルスマイト研修会

(令和6年度)

目的	内 容	対 象	参加者数
ヘルスマイトが地域で食を通じた健康づくりのボランティア活動を行う際の最新の知識と技術を習得する	夏期、冬期各3日ずつ実施 講話、栄養実習等	食生活改善推進員	延べ125名

米沢市食生活改善推進協議会組織活動への支援

(令和6年度)

- 食生活改善推進協議会の組織活動の円滑な推進を図るために補助金の交付を行う。
- ・健康長寿のまちづくり推進事業における食育指導
 - ・地域コミセン事業へ協力
 - ・地区伝達講習会の実施

がん検診事業

がん検診事業は、「健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業」として位置づけられており、胃がん・大腸がん・呼吸器（肺がん・結核）・子宮頸がん・乳がん検診を実施している。

なお、健診ガイドブック、広報誌、リーフレット、ポスター等を活用し、がん検診の意義や実施方法等について地域住民への周知・啓発に努めている。

(令和6年度)

区分	受診者数(人)	受診率(%)	要精検者数(人)
胃がん検診	4,250	8.5	278
大腸がん検診	7,121	14.2	463
呼吸器検診（肺がん検診・結核健診）	7,497	15.0	222
子宮頸がん検診	1,833	11.1	18
乳がん検診	1,630	12.2	110

健康増進事業

健康増進法に基づき、健康教室や健康相談を実施し、健康に対する正しい知識の普及と健康不安の解消に努める。また、健康診査の事後指導として健診結果説明会を開催するほか個別訪問指導等も実施し、生活習慣病の予防や健康の保持増進に努める。

健康教育・相談事業

(令和6年度)

区分	実施回数(回)	参加人数(人)
地区健康教室等	27	471
適塩教室 (ポピュレーション)	4	58
適塩教室 (ハイリスク)	4	39
成人健康相談	46	69
健診結果・健康づくり相談会	9	55

各種検診

(令和6年度)

区分	受診者数(人)	要精検者数(人)
肝炎ウイルス検診	75	3
歯周疾患検診	88	47
はつらつ基本健康診査	201	
生活保護受給者等健康診査	55	

献血増進事業

昭和39年8月21日、「献血の推進について」が閣議決定されたことにより、国・地方公共団体・日本赤十字社による献血の確保及び受け入れ体制の整備が図られた。山形県では、昭和54年に山形県赤十字会館が建設されたことに伴い、県が行っていた血液事業の運営が日本赤十字社に移管された。以降、県・市町村・日本赤十字社が連携し、「山形県献血推進対策要綱」に基づき、献血の推進や献血意識の啓発、献血優良団体の表彰を行うなど、献血者の確保に努めている。

(令和6年度)

献血の種類	確保目標(人)	受付者数(人)	献血者数(人)	確保達成(%)	稼働数(台)	協力事業所数
200ml	17	2,524	45	264.7	46	38
400ml	1,974		2,245	113.7		

一次救急体制（平日夜間・休日診療）

一次救急医療体制の確保については、米沢市・市立病院・米沢市医師会が連携し米沢市立病院の救急外来で平日夜間・休日診療業務を実施している。

○米沢市平日夜間・休日診療所運営の状況

患者数の状況 (R6.4.1～R7.3.31)

(令和6年度)

診療日数	区分	項目	総数	診療科別	
				内科	小児科
平 診 日 夜 療 間	244	患者数(人)	659	521	138
		一日平均(人)	2.7	2.1	0.6
		割合(%)	100.0	79.1	20.9
休 日 診 療	71	患者数(人)	2,146	1,314	832
		一日平均(人)	30.2	18.5	11.7
		割合(%)	100.0	61.2	38.8

すこやかセンター

○施設の概要

1階：正面玄関を入ると開放感がある吹き抜けのロビーがあり、乳幼児期から木に親しむことができる場とした「もくいくひろば」、ヨガや軽体操の利用を目的とした体力測定室、乳幼児の疾病予防や健康の維持増進のための地域健康指導室、障がい者の団体等の活動、交流及び事業の拠点となる社会参加促進室、高齢者を支援するシルバー人材センター事務室及び作業実習室等がある。

2階：健康課及びこども家庭課、各団体の事務室をはじめ、大会議室（第二、第三会議室）、社会復帰訓練室及び機能訓練室、乳幼児から高齢者までの健康相談窓口を常設し、母子健康手帳の交付や各種健（検）診結果の事後指導を行う健康相談室やカウンセリングコーナーなどがある。

3階：食生活改善事業や料理教室ができる栄養指導室及び調理実習室のほか、生きがいと創造の事業や市民の余暇活動を支援する絵画、視聴覚、音楽、茶道華道、園芸、第1工芸、第2工芸及び陶芸の各室があり、また地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する地域包括支援センター、住民主体の福祉活動を行う米沢市社会福祉協議会、各ボランティア団体、老人クラブ、ホームヘルパー等の活動拠点となる部屋がそれぞれ配置されている。

屋外：芝生のあるすこやか広場にはジョギングコース、東屋（2棟）、公衆便所が設置され住民の憩いの場となっている。

所 敷 建	在 地 築	地 面 積	米沢市西大通一丁目5番60号 27,289.83m ² 2,506.168m ² (本館 2,473.36m ² 機械棟 32.80m ²)
塔 延	床 床	屋 面 積	41.87m ² 6,465.995m ² (本館 6,433.195m ² 機械棟 32.80m ²)
総工費(用地込) 構 着 竣	工 造 工 工	2,759,215千円 鉄筋コンクリート造3階建 平成4年7月22日 平成6年3月10日	
建 物 内 容	【 1階】 床面積 2,271.90m ² (米沢市教育支援センター180.04m ² を含む) ロビー、もくいくひろば、準備室、地域健康指導室A・B、体力測定室、総合案内、受付事務室、第1会議室、社会参加促進室1、ボランティアルーム、作業実習室A・B、シルバー人材センター事務室、バリアフリートイレ 米沢市教育支援センター（教育委員会管理）		
【 2階】	床面積 2,177.703m ² (情報サービスロビー211.13m ² を含む) 健康課事務室、こども家庭課事務室、こども家庭課相談室、更生保護サポートセンター事務室、応接室、モニター室、健康相談室、記録保存室、カウンセリングコーナー、相談委員室、大会議室、機能訓練室、社会復帰訓練室、住民生活室、バリアフリートイレ		
【 3階】	床面積 1,941.722m ² 絵画室、視聴覚室、音楽室、茶道華道室、園芸室、第1工芸室、第2工芸室、和室、社会福祉協議会事務室、自立支援センター、置賜成年後見センター、地域包括支援センター、団体室、栄養指導室、調理実習室、陶芸室、第4会議室、ミーティングルーム、バリアフリートイレ		
【 設備等】	エレベーター(2基)、床暖房設備(1階ロビー、地域健康指導室A・B)		

9. 介護保険事業

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月に創設された。給付と負担の関係が明確な社会保険方式をとっており、老人福祉、老人保健、医療保険の制度を再編し、利用者の選択により介護に関する福祉サービス・医療サービスを総合的に受けられる仕組みとなっており、地域住民に身近な行政主体である市町村及び特別区が保険者となる。

令和6年度から第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業を推進している。特に、高齢になつても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療との連携強化、介護予防の推進、権利擁護の推進を図っていく。

また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月に施行された。誰にとっても身近な問題となった認知症に対して、新しい認知症観を普及促進し、より地域での理解を深める取り組みを進め、医療を含めた適切なサービス利用や家族支援等、社会資源を活用した支援体制を推進していく。

計画期		制度改正内容	介護報酬改定
1期	平成12年	介護保険法施行	
2期	平成15年	介護保険法一部改正	▲2.3% 住宅 +0.1% 施設 △4.0%
3期	平成18年	介護保険法一部改正 ○介護予防の重視 ・新予防給付の創設（介護予防給付） ・地域包括支援センターの創設 ・地域支援事業の創設 ○施設給付の見直し ・食費・居住費が保険対象外 ・低所得者への補足給付 （特定入所者介護サービス費等） ○地域密着サービスの創設など	▲2.4% 住宅 △1.0% 施設 △4.0%
4期	平成21年	介護保険法一部改正	+3.0% 住宅 +1.7% 施設 +1.3%
5期	平成24年	介護保険法一部改正 ○地域包括ケアの推進 ・定期巡回・随時対応サービス、複合型サービスの創設 ・介護予防・日常生活支援総合事業の創設 ・介護療養病床の廃止期限猶予 （29年度末までの経過措置） ○介護職員によるたんの吸引等の実施可など	+1.2% 住宅 +1.0% 施設 +0.2%
6期	平成27年	介護保険法一部改正 ○地域包括ケアシステムの構築 ○新しい総合事業の創設（29年度末までの経過措置） （要支援者の訪問介護、通所介護を地域支援事業へ移行） ○特別養護老人ホーム対象者を介護3以上に重点化 ○一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ ○補足給付の要件に資産等を追加	▲2.27% 住宅 △1.42% 施設 △0.85%
	平成28年	介護保険法一部改正 ○地域密着型通所介護の創設	
7期	平成30年	介護保険法一部改正 ○居宅介護支援事業所の指定権限が市町村へ移譲 ○介護報酬の改定及びサービス利用者負担の変更 ○介護保険の財源構成が変更され、財源の半分を担う介護保険料の負担割合が65歳以上の方は23%、40歳から64歳の「介護医療院」の創設 ○2割負担の人のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割に変更	+0.54%
	令和元年	介護保険法一部改正 ○介護人材の待遇改善 ○消費税の引き上げ（10%）への対応	+2.13%

計画期		制度改正内容	介護報酬改定
8期	令和3年	介護保険法一部改正 ○感染症対策への強化 ○地域包括ケアシステムの推進 ○自立支援・重度化防止の取組の推進 ○介護人材の確保・介護現場の革新 ○制度の安定性・持続可能性の確保	+0.7% うち0.05%は新型コロナウィルス感染症に対応するための特例的評価 (R3.9月まで) R3.4~9まで、基本報酬に0.1%上乗せ
	令和4年		○介護職員等ベースアップ等支援加算の創設 +0.5~2.4% R4.10月から、基本報酬にサービス種別の加算率を上乗せ
9期	令和6年	介護保険法一部改正 ○地域包括ケアシステムの深化・推進 ○自立支援・重度化防止に向けた対応 ○良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○制度の安定性・持続可能性の確保	+1.59% 介護職員の処遇改善分+0.98% その他+0.61%

被保険者数と認定者数の推移

(1) 被保険者とは

第1号被保険者 65歳以上の者

原因を問わず介護が必要と認定された場合、サービスを利用することができます。

第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医療保険加入者

老化が原因とされる特定疾病(※)により介護が必要と認定された場合、サービスを利用することができます。

※特定疾病 加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。若年性認知症や末期がんなど16種。

(2) 要介護・要支援認定者数の推移（各年3月末日現在）

介護サービスを利用するためには、市に申請して要介護・要支援の認定を受ける必要があり、市では申請した被保険者の訪問調査を行うとともに、かかりつけの医師に意見書作成を依頼し、医療・保健・福祉の専門家で構成される介護認定審査会（審査会49回開催、審査件数4,324件）で判定を行っている。適正申請勧奨を図り認定者比率の減少に努めており、認定率は減少傾向となっている。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1号被保険者(A)	25,183	25,122	24,910	24,823	24,691
第2号被保険者(B)	4,579	4,529	4,427	4,363	4,349
計	86	83	83	84	79
認定者比率(B/A)	4,665	4,612	4,510	4,447	4,428
	18.2%	18.0%	17.8%	17.6%	17.6%

(3) 要介護度別認定者数（令和7年3月末日現在）

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1号被保険者	637	427	987	792	488	622	396
第2号被保険者	12	16	20	13	11	3	4
計	649	443	1,007	805	499	625	400

保険給付の状況

認定を受けた被保険者は、自己又は介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターに依頼して介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービスを利用したり、介護保険施設に入所して施設サービスを受けたりすることができる。居宅サービスについては、要介護度に応じて1か月単位の支給限度基準額が設定されている。

要支援1・2の人は介護予防サービス、要介護1～5の人は介護サービスを利用することになる。

(1) 受給者数の推移（サービス利用延人数） (単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
居宅サービス	31,131	32,795	31,226	29,427	28,553
地域密着型サービス	8,637	9,133	8,773	8,885	8,767
施設サービス	10,692	10,684	10,500	10,285	10,717
合 計	50,460	52,612	50,499	48,597	48,037

(2) 保険給付の状況

	給付額（円） ※[]前年からの伸び率（%）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
居宅介護（支援）サービス	3,072,147,102 [△1.6]	3,111,250,923 [1.3]	2,965,504,713 [△4.7]	2,830,511,440 [△4.6]	2,645,836,453 [△6.5]
地域密着型サービス	1,547,261,719 [8.4]	1,701,399,267 [10.0]	1,624,260,318 [△4.6]	1,669,645,875 [2.7]	1,677,550,067 [0.5]
施設介護サービス	2,847,562,007 [2.3]	2,870,600,427 [0.8]	2,792,622,869 [△2.8]	2,774,395,027 [△0.7]	2,966,134,599 [6.9]
その他	446,445,890 [1.6]	412,732,982 [△7.6]	385,348,932 [△6.7]	384,257,054 [△0.3]	390,449,055 [1.6]
合 計	7,913,416,718 [1.8]	8,095,983,599 [2.3]	7,767,736,832 [△4.1]	7,658,809,396 [△1.5]	7,679,970,174 [0.2]

※地域密着型サービスとは、高齢者の住み慣れた地域での生活を支援していく介護サービスとして、地域の実情に合わせて市町村が指定し、原則として事業所所在市町村の住民が利用するもの。

地域支援事業

平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）が開始され、①総合事業（要介護状態等となることの予防、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援、多様な生活支援のニーズに対して、地域の支え合い体制づくり等）、②包括的支援事業（住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう地域における関係機関とのネットワークの構築を図り活用する事業など）、③包括的支援事業社会保障充実分（住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう医療と介護の連携を推進する事業など）、④任意事業（高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業など）で構成される地域支援事業を実施している。

主な事業内容		
介護支援・予防	【一般介護予防事業（全高齢者が対象）】 介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防に関する知識の普及啓発や、地域における介護予防に資する活動の育成・支援を行う。
総・合・日・常・生	【介護予防・生活支援サービス事業（要支援者等が対象）】 訪問型サービス事業、通所型サービス事業、介護予防ケアマネジメント	リスクの高い高齢者を対象に要支援・要介護状態になることを予防するための通所型・訪問型サービス等の提供、状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。
【地域包括支援センターの運営】		
包括的支援事業	総合相談支援業務 権利擁護業務 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 介護予防ケアマネジメント	地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて状況把握を行い、緊急の対応の必要性を判断する。 専門的、継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行う。 地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。 要介護状態等の予防、軽減、悪化の遅延・防止し、自立した日常生活を支援する。

主な事業内容	
(社会包括保的障支援実事分業)	在宅医療・介護連携推進事業 在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
	生活支援体制整備事業 多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進する。
	認知症総合支援事業 認知症になっても住み慣れた地域での暮らしが続けられるように早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
	地域ケア会議推進事業 個別ケースを検討する会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取組み、地域を包括的に支援する。
任意事業	介護給付費等適正化事業、家族介護者交流支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、介護相談員派遣事業、高齢者見守り支援事業、家族介護者支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

◆高齢者見守り支援事業

認知症など心身機能の低下した高齢者を早期発見するとともに、孤独感を緩和し安心した生活の継続を支援するため、見守り訪問員を配置（米沢市社会福祉協議会）。週1回程度、介護保険サービスを利用していない高齢者世帯等を訪問し安否確認を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問員数	6	6	6	6	8
登録者数	131	144	144	160	153

イ 介護予防普及啓発事業（令和4年度から名称変更）

◆元気アップ教室（平成27年度～）

運動、栄養、口腔、認知症等の介護予防に関する知識の習得、活動等を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所数	12	24	25	28	28
開催回数	42	98	121	140	140
参加者数	508	1,148	1,652	2,109	2,520

◆脳はつらつ教室（平成29年度～）

認知機能を刺激する体操等、認知症予防に資するプログラムを実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所数	1	1	1	1	1
開催回数	24	36	36	36	36
参加者数	294	503	563	598	582

◆水中足腰しっかり教室（平成30年度～）

プールでの水中運動等を組み合わせた転倒予防を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所数	1	1	1	1	1
開催回数	24	24	24	24	24
参加者数	217	217	240	370	341

◆体はつらつ教室（令和元年度～）

専門職による体操指導のほか、栄養・口腔についてのフレイル予防を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業所数	2	2	2	2	2
開催回数	71	72	72	72	72
参加者数	582	527	864	1,140	1,152

ウ 地域介護予防活動支援事業

◆住民主体の通いの場（シューイチ体操俱楽部）立ち上げ支援（平成26年度～）

米沢はっぴい体操・いきいき100歳体操に取り組む地域活動組織の育成を行った。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規設置数 〔合計設置数〕	5 [30]	1 [31]	4 [33]	6 [39]	2 [40]
参加者数 〔合計人數〕	76 [444]	59 [503]	42 [491]	74 [567]	31 [590]

- ◆住民主体の通いの場（シューイチ体操俱楽部）活動継続支援(平成26年度～)
体力測定や運動指導等、実施状況の把握および実地指導を行った。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	110	69	112	99	58
参加者数	1,288	927	1,334	1,151	864

- ◆介護予防推進員への活動支援(平成27年度～)

介護予防に関するボランティアの人材育成のための学習会を開催した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推進員数	7	7	7	21	21
実施回数	8	9	10	18	10

エ 地域リハビリテーション活動支援事業(平成29年度～)

通いの場等に対してリハビリテーション専門職を派遣し、高齢者の能力評価・改善可能性の助言等、介護予防の取組に対する技術的指導を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣団体数	6	8	11	11	16
派遣回数	13	17	25	21	29

② 介護予防・生活支援サービス事業

ア 通所型・訪問型介護予防事業

高齢者の生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を内容とした、リハビリテーション専門職等による3～6か月の短期集中型サービスを提供した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通所型参加者数	5	4	8	8	5
訪問型参加者数	2	0	0	4	1

イ 介護予防ケアマネジメント

介護予防事業・介護予防給付が効果的かつ効率的に提供され、高齢者自身が健康増進や介護予防に向けた取組を主体的に行なうよう、自立支援に資するケアマネジメントを実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ケアプラン作成数	3,996	4,116	4,196	4,582	4,581

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの設置・運営(平成18年度～)

地域の高齢者の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行なう中核機関として地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステム構築のために必要な業務を実施した。

令和元年10月より一部地区割を再編し地域型センターを中地区に増設、直営型センターをセンター間の総合調整や後方支援を行う基幹型センターへ変更した。

地区名	名 称	運 営 法 人
東地区	おいたまの郷地域包括支援センター	社会福祉法人 敬友会
西地区	米沢市社会福祉協議会地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会
南地区		
北地区	成島園地域包括支援センター	社会福祉法人 緑成会
中地区	サンファミリア米沢地域包括支援センター	社会福祉法人 米沢弘和会
基幹型	米沢市地域包括支援センター	米沢市

ア 総合相談支援業務

◆総合相談件数

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	9,791	10,265	10,370	11,550	10,799

◆高齢運転者の生活支援等に係る警察署との連携対応(平成29年度～)

平成29年12月より、警察署へ相談に訪れた高齢運転者が運転免許返納後の生活支援等に關して地域包括支援センターによる支援を希望した場合、運転免許返納者の情報を共有、相談や情報提供等の必要な支援を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	5	1	0	0	0

イ 権利擁護業務

関係者の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者の権利擁護のための必要な支援を実施した。

◆権利擁護に関する相談

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	250	257	283	360	379

◆高齢者虐待に関する相談

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	285	253	209	151	111

◆消費者見守りサポーター養成講座(平成27年度～)

消費者被害を早期発見し、相談窓口への通報など見守り活動を行う消費者見守りサポーター及びサポーター養成講座の講師となる消費者見守りメイトを養成した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養成講座開催数	11	13	14	22	23
養成人数 〔合計人數〕	84 [2, 269]	86 [2, 355]	80 [2, 435]	133 [2, 568]	231 [2, 799]
講師養成開催数	0	1	1	1	1
講師養成人数 〔合計人數〕	0 [89]	20 [109]	20 [129]	10 [139]	11 [150]

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員をはじめとする多職種相互の協働による包括的かつ継続的な地域における連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援を実施した。

◆介護支援専門員に対する個別支援

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	234	307	296	321	331

◆支援困難事例に関する介護支援専門員への助言等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	128	179	115	132	147

◆ケアプラン作成指導等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	292	269	231	257	379

◆介護支援専門員連絡協議会研修会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	1	1	2	1	1

◆地域包括支援センター担当地区別研修会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	4	9	9	8	9

◆高齢福祉課主催のケアマネジメント向上研修会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	0	0	0	2	0

◆新規ケアプラン確認指導(平成30年度～)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確認件数	354	250	250	214	166

エ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者に対し、予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成件数	2, 401	2, 968	3, 024	3, 237	3, 749

② 在宅医療・介護連携推進事業(平成29年度～)

在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の連携を支援する機関として、在宅医療・介護連携支援センターを令和4年度までは米沢市立病院に、令和5年度からは市に設置し、調査や研修会等を実施した。

◆研修会・講演会

内 容	
令和2年度	住み慣れた地域で生きて逝くために元気なうちから考えてみませんか
令和3年度	映画「ピア～まちをつなぐもの～最期の願いは僕たちが支える」
令和4年度	住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために元気なうちから考えてみませんか～おしゃうしなノートを使ってみよう～
令和5年度	映画「オレンジランプ」・もしもにそなえる「終活」なるほど教室
令和6年度	はじめて学ぶ在宅医療・もしもにそなえる「終活」なるほど教室

◆発行

名 称	
令和2年度	おしゃうしなノート【米沢版エンディングノート】 医療と介護のパンフレット
令和3年度	在宅医療処置一覧、医療と介護のパンフレット
令和4年度	在宅医療処置一覧、医療と介護のパンフレット おしゃうしなノート【米沢版エンディングノート】
令和5年度	在宅医療処置一覧 おしゃうしなノート【米沢版エンディングノート】
令和6年度	在宅医療処置一覧 おしゃうしなノート【米沢版エンディングノート】

③ 生活支援体制整備事業(平成30年度～)

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るため、関係者のネットワーク化や生活支援等サービスの提供体制構築に向けた推進役として、生活支援コーディネーター（米沢市社会福祉協議会5名）を配置し、社会資源・住民主体の活動の把握等を実施した。

◆生活支援コーディネーター訪問活動数(平成30年度～)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問回数	353	865	551	555	397

◆発表会・講演会の開催

内 容	
令和3年度	米沢版地域のお宝発表会
令和4年度	米沢版地域のお宝発表会
令和5年度	米沢版地域のお宝発表会
令和6年度	米沢版地域のお宝発表会

◆発行

内 容	
令和2年度	通いの場事例集、生活お助けガイドブック
令和3年度	生活お助けガイドブック
令和4年度	生活お助けガイドブック
令和5年度	生活お助けガイドブック
令和6年度	生活お助けガイドブック

④ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の早期対応、医療・介護の連携構築及び日常生活支援を実施した。

ア 認知症サポーター等養成事業(平成21年度～)

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症を理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーター及び認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの養成を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養成講座開催数	23	29	42	55	55
養成人数 〔合計人數〕	334 [7, 818]	267 [8, 085]	412 [8, 497]	609 [9, 106]	552 [9, 658]
講師養成開催数	1	1	1	1	1
養成人数 〔合計人數〕	10 [169]	1 [170]	8 [178]	6 [184]	7 [191]

イ 徘徊高齢者等支援事業(平成27年度～)

認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者の事前登録（事前登録制度「かえっぺ」）を行い、警察署との情報共有・早期発見・保護時の身元確認の支援を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規登録者数	25	26	32	27	23
登録者総数	170	196	228	255	278

ウ 認知症初期集中支援推進事業(平成27年度～)

認知症が疑われる人等に対し、適切な医療・介護サービスにつなげていくための医師をはじめとした専門職による支援チームを米沢こころの病院に設置し、地域包括支援センターからの相談対応や、助言・指導のほか個別事例対応等、必要な支援を実施した。

エ 認知症地域支援推進員設置事業(平成26年度～)

認知症の人に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう関係者の連携支援や、地域の実情に応じた地域支援体制の構築を行う推進員を地域包括支援センター（直営型3名・委託型6名）に配置し、必要な支援を実施した。

⑤ 地域ケア会議推進事業(平成28年度～)

高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントを促進するため、リハビリ系専門職を助言者とした個別事例検討（自立支援型地域ケア会議）を開催し、介護支援専門員の資質向上や地域課題の把握等を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	17	20	24	24	24
検討事例数	35	48	62	68	47

(3) 任意事業

① 介護給付費等適正化事業

認定調査票・ケアプラン・住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検を通じ、適切な介護サービスの確保・不適切なサービス提供の検証を実施した。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定調査保険者実施率(個人委託含む)	57.9%(57.9%)	59.9%(61.3%)	64.9%(64.9%)
ケアプラン点検事業における面接による点検件数	32件	38件	44件
住宅改修アドバイザー事業利用者数	6件	5件	3件

② 家族介護者交流支援事業

在宅で高齢者の介護をしている家族を、介護から一時的に開放し、相互交流を図る機会を提供する。対象者は、要介護3・4・5の人又は認知症高齢者（日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ及びM）を現在在宅で介護している人。（※平成15年度より開始。日帰り交流会と宿泊交流会があるが、令和4年度からは日帰り交流会のみ開催。近年、参加者の減少が続いたため、慰労を目的とした本事業については、令和6年度で廃止）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宿泊交流者数	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	新型コロナウイルス感染症の影響により中止			
日帰り交流者数		15	11	7	
交流先		白布・小野川	小野川・上山	米沢・白鷹	
総事業費		231,445	138,765	93,880	

③ 成年後見制度利用支援事業

ア 市長申立、親族申立の助言・指導状況

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、老人福祉法に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。また、必要に応じて、親族申立ての際の助言等も行っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長申立て件数	6	3	6	7	6
親族申立ての助言・指導件数	0	0	0	1	0
合計	6	3	6	8	6

イ 申立費用助成・成年後見等報酬助成状況

高齢者の権利擁護、成年後見制度の利用促進の観点から、所得の低い人に対して、制度利用の経費助成を行うもの。また、被後見人等が成年後見人等に対する報酬を経済的な理由から負担できない場合に、市が報酬に係る費用の全部又は一部を助成するもの。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申立費用助成件数	6	3	6	7	6
成年後見等報酬助成	3	3	0	3	5
合計	9	6	6	10	11

④ 福祉用具・住宅改修支援事業

介護事業者が高齢者の福祉用具・住宅改修に関する相談に対し助言を行うとともに、住宅改修費支給申請に係る理由書の作成を支援するため、介護事業者に作成経費の助成を行った。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	16	11	10	17	10

⑤ 介護相談員派遣事業

介護サービスの資質向上と苦情の発生を未然に防止するため、介護サービス事業所を訪問し利用者からの相談や要望等を聞く介護サービス相談員を配置し、訪問活動のほか意見交換会等を実施した。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談員数	7	6	5	5	5
訪問回数	0	1	27	188	213

⑥ シルバーハウ징生活援助員派遣等事業

市営住宅塩井町団地に入居する高齢者等の世帯が、地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、塩井町住宅の一部の居室に緊急通報装置等を設置し、生活援助員が安否の確認、緊急時の対応、生活に関する相談等の支援を行っている。（平成21年度から事業開始）

※入居世帯数 24世帯（前年24世帯）

⑦ 家族介護者支援事業

介護技術や介護者の健康づくり、要介護状態にならないための予防方法などについて学び、介護者の介護の不安や悩みの軽減を図るために、家族介護教室を開催した。

	令和6年度
開催回数	2
参加者数	22

低所得者対策

(1) 高額介護サービス費

世帯の居住サービスや施設サービスに係る利用者負担額（保険対象分）の1か月分の合計額が、一定の上限額を超えた場合に、申請によりその超えた分について支給する。

(2) 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算し高額になったとき、限度額を超えた分について支給する。（医療保険の窓口に申請）

(3) 特定入所者介護サービス費

低所得者の人は、経済的理由で施設利用が困難とならないように、所得に応じて食費・居住費の負担限度額が定められ、一定額以上は特定入所者介護サービス費として支給される。

(4) 介護保険居宅サービス費等利用者負担額助成事業

本市独自の低所得者支援策として、平成14年度より居宅介護サービス費等の利用者負担の支払いが困難な方を対象とし、当該利用者負担額の一部を助成している。

① 対象サービス（介護予防を含む。ただし、訪問介護と通所介護の介護予防は除く。）

訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（地域密着型及び認知症対応型を含む）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与

② 対象者と助成内容

対象者		助成内容
介護保険料 賦課段階第1段階	市民税世帯非課税者で、老齢福祉年金や中国残留邦人生 活支援給付金受給者（生活保護受給者を除く。） 市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額* と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	利用者負担額の1/2
介護保険料 賦課段階第2段階	市民税世帯非課税者で、被保険者本人の合計所得金額*と課税 年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の者	利用者負担額の1/3

*「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入額に係る所得額」を控除した額

③ 利用実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数 (件)	786	713	600	655	683
助 成 額 (円)	2,896,447	2,487,102	2,056,163	2,337,836	2,454,058

(5) 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置事業

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、生計が困難な低所得者に対して独自に利用者負担額の一部を軽減しており、その軽減した一部について助成を行う。

財政状況

要介護者の減少により保険給付費は減少傾向に、要支援者の増加により地域支援事業費の増額となっている。

(1) 嶸 入

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険料	1,658,494	1,766,396	1,749,475	1,753,668	1,778,936
国庫支出金	2,164,016	2,234,855	2,177,469	2,171,932	2,121,744
支払基金交付金	2,202,373	2,248,909	2,202,906	2,196,391	2,159,845
県支出金	1,204,399	1,231,078	1,182,673	1,169,524	1,188,266
一般会計繰入金	1,301,130	1,335,767	1,276,607	1,270,094	1,274,276
基金繰入金	144,287	99,849	166,644	203,867	70,007
その他	103,123	256,685	277,204	405,460	412,058
計	8,777,822	9,173,539	9,032,978	9,170,936	9,005,132

(2) 嶌 出

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総務費	201,480	181,495	174,313	176,951	180,958
保険給付費	7,913,417	8,095,984	7,767,737	7,658,809	7,679,970
地域支援事業費	301,104	337,895	341,429	370,828	393,910
基金積立金	57,112	156,778	232,743	376,754	191,162
諸支出金	52,615	130,054	111,728	176,492	255,243
計	8,525,728	8,902,206	8,627,950	8,759,834	8,701,243

介護保険料

第1号被保険者の保険料は、市で賦課徴収している。負担能力に応じた負担を求める観点から所得段階別の定額保険料となっており、平成27年度から11段階、令和6年度から13段階に変更し、負担能力に配慮した保険料負担段階を設定している。また、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険者で算定し徴収している。

(1) 第9期計画期間の保険料段階

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1	世帯全員 が市民税 非課税者	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者または、合計所得金額(※) + 課税年金収入額が80万円以下の者	基準額 × 0.455 → 0.285
第2		合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者	基準額 × 0.685 → 0.485
第3		第1段階、第2段階以外の者	基準額 × 0.69 → 0.685
第4	市民税 課税者	合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の者	基準額 × 0.90
第5		第4段階以外の者	基準額 × 1.00
第6		合計所得金額が120万円未満の者	基準額 × 1.20
第7		合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 × 1.30
第8		合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 × 1.50
第9		合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額 × 1.70
第10		合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額 × 1.90
第11		合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額 × 2.10
第12		合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額 × 2.30
第13		合計所得金額が720万円以上	基準額 × 2.40

表中の下線部分：軽減後の保険料です。

※ 「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」を控除した額（「年金収入に係る所得額」の控除については第1・2・4段階のみになります。）

(2) 介護保険料決算状況

(単位：円、%)

区分	令和2年度			令和3年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
現年調定分	1,662,132,600	1,653,375,018	99.47	1,770,733,000	1,762,244,200	99.52
特別徴収	1,541,804,700	1,542,679,800	100.06	1,642,175,700	1,643,170,900	100.06
普通徴収	120,327,900	110,695,218	91.99	128,557,300	119,073,300	92.62
滞納繰越分	24,401,700	5,119,168	20.98	21,355,007	4,152,096	19.44
合計	1,686,534,300	1,658,494,186	98.34	1,792,088,007	1,766,396,296	98.57

区分	令和4年度			令和5年度		
	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率
現年調定分	1,754,779,500	1,746,370,257	99.52	1,756,576,600	1,750,288,566	99.64
特別徴収	1,632,485,800	1,633,399,900	100.06	1,624,469,700	1,625,658,100	100.07
普通徴収	122,293,700	112,970,357	92.38	132,106,900	124,630,466	94.34
滞納繰越分	18,091,569	3,104,747	17.16	18,397,488	3,379,851	18.37
合計	1,772,871,069	1,749,475,004	98.68	1,774,974,088	1,753,668,417	98.80

区分	令和6年度		
	調定額	収入済額	収納率
現年調定分	1,780,190,900	1,776,131,445	99.77
特別徴収	1,645,040,200	1,646,644,600	100.10
普通徴収	135,150,700	129,486,845	95.81
滞納繰越分	16,987,071	2,804,907	16.51
合計	1,797,177,971	1,778,936,352	98.98

(注) 収入済額には還付未済額を含まない。

商工・觀光

商工・觀光

1. 現況

産業構造

(1) 全産業

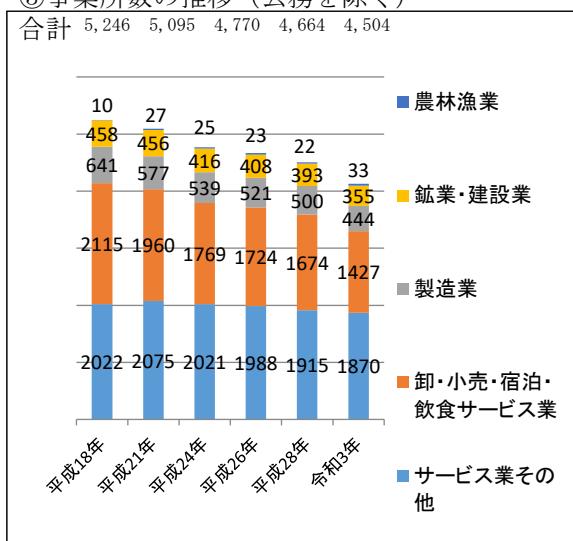
①産業大分類、経営組織別事業所数と従業者数（民営事業所（公務を除く））

産業大分類	事業所数	従業者数(人)
総 数	4,129	41,034
第一次産業	33	382
農林漁業	33	382
第二次産業	799	14,190
鉱業	0	0
建設業	355	2,661
製造業	444	11,529
第三次産業	3,297	26,462
電気・ガス・熱供給・水道業	9	185
情報通信業、運輸業、郵便業	111	1,848
卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業	1,427	10,594
金融・保険業	66	751
不動産業、物品賃貸業	306	703
サービス業等	1,378	12,381

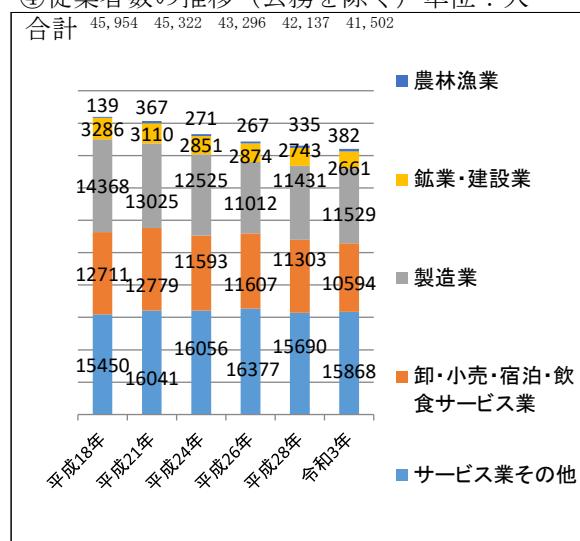
②従業者規模別事業所数と従業者数

	総 数	1~4人	5~9人	10~29人	30人以上	派遣・下請従業員のみ
事業所数(社)	4,129	2,411	708	704	275	31
割合(%)	100	58.4	17.1	17.0	6.7	0.8
従業者数(人)	41,034	5,013	4,680	11,429	19,912	
割合(%)	100	12.2	11.4	27.9	48.5	

③事業所数の推移（公務を除く）



④従業者数の推移（公務を除く） 単位：人



「米沢市の事業所（令和3年経済センサス活動調査）」

(2) 工業

①事業所数、従業者数、原材料使用額等及び製造品出荷額等

年	事業所数	従業者数(人)	原材料使用額等(万円)	製造品出荷額等(万円)
令和元	367	10,899	42,859,506	58,785,392
令和2	235	11,140	39,322,944	56,198,739
令和3	275	11,457	38,227,791	53,514,871
令和4	276	11,389	37,194,818	51,845,364
令和5	277	11,260	37,209,241	54,988,438

※ 令和元年以前は「工業統計調査(全事業所)」、令和2年は「令和3年経済センサス活動調査（従業者4人以上の事業所）」、令和3年以降は「経済構造実態調査（個人経営を除く事業所）」の数値を掲載している。

②業種別事業所数、従業者数、原材料使用額等及び製造品出荷額等

業種別	事業所数	従業者数(人)	原材料使用額等(万円)	製造品出荷額等(万円)
食 料	24	600	1,211,333	1,690,783
飲 料 等	4	74	28,988	94,511
繊 綿	57	869	351,831	680,911
木 材	8	113	154,555	267,862
家 具	10	70	25,066	55,230
紙	7	192	260,165	427,801
印 刷	11	373	333,485	681,098
化 学	7	426	1,066,868	1,676,650
石 油	2	10	X	X
プラスチック	9	200	108,101	219,378
ゴ ム	2	196	X	X
皮 草	1	11	X	X
土 石	12	981	1,467,740	2,541,741
鉄 鋼	3	30	21,163	44,070
非 鉄	3	445	1,838,313	2,973,819
金 属	19	541	686,247	1,352,425
はん用機械	5	413	758,416	1,129,536
生産用機械	39	1,848	2,826,332	4,906,677
業務用機械	1	55	X	X
電 子	19	1,533	6,250,445	13,792,943
電 機	9	527	3,424,288	3,852,839
情 報	13	1,630	16,174,245	18,081,642
輸 送	4	64	14,723	54,731
そ の 他	8	59	19,849	57,808
計	277	11,260	37,209,241	54,988,438

※ Xは、事業所数が1又は2の場合に、秘密の保持上秘匿したことを示す。

「令和6年経済構造実態調査（個人経営を除く事業所）」

(3) 卸売・小売業

①商店数、従業者数及び年間商品販売額

年(平成)	商 店 数	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)
H19	1,284	8,485	19,833,887
H24	932	6,209	15,299,361
H26	912	6,437	16,979,992
H28	968	6,974	18,322,892
R3	865	6,755	15,825,942

「令和3年山形県の商業」

②産業分類別商店数、従業者数及び年間商品販売額

産業分類別	商 店 数	従業者数(人)	年間商品販売額(万円)
総 数	865	6,755	15,825,942
卸売業計	185	1,374	6,468,989
各種商品卸売業	4	19	X
繊維・衣類等卸売業	24	102	184,445
飲食料品卸売業	35	334	1,598,523
建築材料等卸売業	38	338	1,460,938
機械器具卸売業	49	313	1,342,217
その他の卸売業	35	268	1,779,017
小売業計	680	5,381	9,356,953
各種商品小売業	1	10	X
織物・衣服等小売業	62	310	456,630
飲食料品小売業	192	2,247	3,046,452
機械器具小売業	129	771	1,784,711
その他の小売業	270	1,807	X
無店舗小売業	26	236	449,520

※ Xは、事業所数が1又は2の場合に、秘密の保持上秘匿したことを示す。

「令和3年山形県の商業」

2. 商工業振興対策

1 経営安定対策

市内の中小零細企業の事業経営改善発展を図るために、米沢商工会議所が行う「経営革新」や「創業支援」、「事業継続」などの経営支援事業に対して補助を行うとともに、本市企業の大半を占める中小企業への経営改善に向けた取組を支援し、中小企業支援を図っている。

2 金融対策

市単独の融資制度を設け、中小企業者等の設備等の近代化及び経営基盤の確立を図るための資金融資を促進し、商工業振興を支援している。

また、本市中小企業者等の負担軽減を図るため、市が信用保証料の一部を補給し経営の安定を図っている。

米沢市商工業振興資金(市単独制度)

(令和7年4月1日)

資金名	融資対象者	資金使途	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(固定)
産業活性化資金	本市に事業所を有する中小企業者で、経営の近代化及び合理化並びに販路の開拓等を行うもの	運転資金	2,000万円以内	7年(1年)	年1.6%
		設備資金	5,000万円以内	10年(2年)	
まちづくり支援資金	※指定区域において出店又は店舗の改装を行う小売業者、飲食業又はサービス業を営む者	運転資金	2,000万円以内	7年(1年)	年1.0%
		設備資金	5,000万円以内	10年(2年)	
創業支援資金	市内において創業しようとする者	運転資金 設備資金	1,500万円以内	10年(2年)	指定区域内 年1.0%
					上記以外 年1.2%

※指定区域…米沢市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の中心地区内において、都市計画用途域が「商業地域」及び「近隣商業地域」に指定されている範囲をいう。

米沢市産業立地促進資金(県と市の協調の制度)

(令和7年4月1日)

融資対象者	資金使途	貸付限度額	貸付期間(据置期間)	貸付利率(変動)
本市産業の高度化に資することができるものであって、次のいずれかに該当する事業 ①市内の工業団地等に立地する事業 ②市内に大規模な立地を行う事業 ③県外から新たに市内に立地する事業で、製造業又は山形県企業立地促進補助金の交付を受けて物流施設を立地するもの又は本社機能を移転するもの ④市内の工業団地等に立地しているもの又は市内に大規模な立地を行ったもので、増設・増築を行う事業	運転資金 設備資金	工業団地等への立地に必要な運転資金及び設備資金の合計額以内(ただし、残高の通算は20億円を限度とする)	運転資金 15年(3年) 設備資金 20年(3年) ただし、建物の新築、増築又は改築に係る資金が含まれていない場合は15年以内	年1.1% (県指定金融機関の短期プライムレートマイナス 1.275%の変動金利)

3 中小企業・商業振興

(1) 米沢市中小企業振興条例

市内企業の大多数を占める中小企業は地域の経済と市民の雇用を支え、本市の発展と市民生活の向上をもたらしてきた。

しかし、本市をとりまく経済的、社会的環境は日々変化しており、地域社会において重要な役割を果たしている中小企業の健全な経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした変化に対応し、中小企業が成長発展しながら、これからも本市の発展を牽引する重要な役割を果たしていくため、中小企業者自らの努力はもちろん、地域社会を構成する市民や行政等の様々な主体の役割を明確にし、中小企業を支援していくことが必要であり、理念条例として本条例を制定した。

平成29年度には、本条例に定める基本理念等の実現のために、本市が取り組む具体的な施策等を定める米沢市中小企業振興アクションプランを策定した。

(2) 創業支援事業計画の推進

今後の商工業振興の大きな柱となる施策として、若者の定住や地域活性化を促進するために、平成27年5月に国から産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を受け、創業相談窓口を設置して創業検討段階から創業後のフォローアップまで創業者の支援を行っている。令和6年度策定の「創業支援等事業計画」では、新たに（公財）やまがた産業支援機構が実施する「創業塾」及び「創業相談窓口」を特定創業支援等事業として追加認定を受け、国の支援制度を活用しやすい環境を整えることで、創業を目指す方への支援をより一層強化していく。

①ワンストップ窓口

場所：米沢市産業部商工課（米沢市役所2階）

時間：午前9時から午後5時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

内容：ア. 創業支援に関する情報提供

　イ. 特定創業支援事業の申請受付・認定書交付

　ウ. 市補助金（創業支援事業費補助金）の申請受付・認定

　エ. 市融資制度（米沢市商工業振興資金融資制度（創業支援事業））の申請受付・認定

②特定創業支援事業（創業塾・創業相談）

創業を希望される方への継続的な支援で創業に必要な4分野（経営・財務・人材育成・販路開拓）の知識が習得できる事業。事業を受けた方は下記6つの支援を受けることが出来る。

支援内容：①株式会社を設立する際の登録免許税が半額に軽減

②山形県信用保証協会の創業関連保証が創業6ヶ月前から利用可能

③日本政策金融公庫新規開業資金において、基準利率より低利で融資が受けられる

④山形県商工業振興資金融資制度（開業支援資金）において、基準利率より低利で融資が受けられる

⑤米沢市創業支援事業費補助金の補助上限額に10万円加算

⑥国の中規模事業者持続化補助金（創業型）に申請可能

【創業塾】 全回 13時～17時 土曜日開催

回	期日	テーマ
1	H37. 8. 23	ビジネスプランを考える 創業の心構えと創業計画
2	H37. 8. 30	マーケティングの重要性 SNSを活用した販路開拓
3	H37. 9. 20	創業計画と資金計画 専門家による個別相談
4	H37. 10. 4	成功する創業モデルとは 創業体験者の話
5	H37. 10. 18	成果発表と今後の課題 ビジネスプランの発表

◆講師 株スリーデイズ 伊藤理恵氏 他

③創業支援事業費補助金

創業を促進し、創業後の安定的経営を図ることにより、民間活力を高め、本市の産業の活性化と雇用の確保を促進するための補助制度。特に当該年度において40歳以下の若手創業者に対しては、補助の上限額において上乗せした金額を設定し、若者の創業の促進を図る。また、令和元年度より新たに移住創業制度として、本市内に転入し創業する者への補助を拡充し、更なる産業の活性化と定住人口の増加を図る。

（令和7年4月1日）

事業名	内 容	限度額(1/2補助)
創業支援事業	本市において創業しようとするもの	15万円
若手創業支援事業	本市において創業しようとするもののうち、事業を開始しようとする年度においてその者の年齢が40歳以下の者	25万円

*米沢市内に転入し創業する者は、上記限度額に30万円加算

*創業支援等事業計画に定める特定創業支援を受けた者は、上記限度額に10万円加算

④米沢市商工業振興資金融資制度（創業支援事業）

創業者の設備等の近代化及び経営基盤の確立を図るために、資金の融資を促進することにより、創業者の安定的経営を図る。平成28年度より創設。（2金融対策参照）

(3) 中心市街地（商店街）活性化推進事業

①中心市街地活性化基本計画

本市では、平成25年8月に「米沢市中心市街地活性化基本計画」を改定し、中心市街地における都市機能の増進を密度の高い豊かな地域づくりに向けて推進してきた。また、米沢市中心市街地活性化協議会を設置し、活性化へ向けて様々な事業に取り組んできた。本計画は令和2年度で終了したが、今後も中心市街地の活性化が不可欠との観点から、令和3年度以降も中心市街地活性化に資する取組を推進している。

②中心市街地活性化事業

各商店がおすすめ商品やサービスを明確に打ち出し、自店の魅力アップを目指す「一店舗一名物開発事業」を引き続き推進するほか、「まちなかゼミナール」（各商店が専門的な知識を活かして無料のミニ講座を開講し、店舗に行くきっかけをつくる）を開催し、来店者増加・売上増加を目指す。令和6年度は、新たに「米沢まちなか推しグルメ」と称して、ナセBA及び米沢駅前周辺エリアの飲食店及び食料品小売店を紹介する動画を作成し、SNSでの配信を実施した。このように、中心市街地周辺の商業・サービス業者が連携・協力し、賑わいの創出と来街者の増加を図る等、商業の活性化に資する様々な事業について取り組んでいる。

(4) 商工業地域活性化支援事業

①商工業地域活性化支援事業費補助金

商店街や中小企業者が商工業の活性化を図るための各種事業に対する補助制度

(令和7年4月1日)

事業名	内 容	補助上限(補助率)
商業活性化事業	(1) 商店街等で通用するカードを作成するもの (2) 複数の商店または商店街への集客を高めるためにイベント等を行うもの (3) ホームページを作成するもの	20万円(補助率1/2) ただし、※指定区域で行う事業は30万円
商店街基盤整備事業	(1) 商店街の環境や施設を整備するもの (2) 商店街の現況把握、及び振興のために行う調査等に係るもの	20万円(補助率1/2)
新商品等開発支援事業	(1) 商品又は製品の開発を行うもの (2) 試作品の製作等を行うもの	20万円(補助率1/2)
公益事業	指定区域において、社会貢献活動や地域づくり活動を行うもの	20万円(補助率1/2)
空き店舗活用事業	指定区域に存する空き店舗を活用して行う事業のうち次に掲げるもの以外のもの ア 農業、林業及び漁業 イ 風俗営業等	30万円(補助率1/2)
販路拡大支援事業	県外又はウェブサイトで開催される見本市、展示会、博覧会等（小売りを目的とするものを除く。）に参加するもの	10万円(補助率1/2)

※指定区域…米沢市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の中心地区内において、都市計画用途域が「商業地域」及び「近隣商業地域」に指定されている範囲をいう。

(5) 商店街等にぎわい創出事業

商店街等にぎわい創出事業費補助金

物価高騰の影響による経済の低迷や郊外型大型店の進出等により、事業経営に著しい影響を受けている商店街等が賑わいの創出及び消費喚起を図るため実施する事業を支援することで、商店街全体の活性化や各事業所の業績回復に繋げる。

4 工業振興

本市は、各工業団地への立地企業を始め、多種多様な技術を有する地場の企業の集積により、東北で有数の産業集積地となった。製造品出荷額等（個人経営を除く事業所）は最新の公表値である令和5年には約5,499億円であり、県内で上位に位置している。

情報通信機械器具製造業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業は、市の製造品出荷額等の約6割を占め、本市の産業を支える大きな柱となっている。このため、中核企業の育成強化を図るとともに、関係企業を含めた連携を強化するため、中核企業の組織化が図られている。現在市内には、各種企業グループがあり系列の垣根を越えた技術交流が行われ、重層的なネットワークを形成している。

(1) 工業振興計画

本市では、ものづくり産業の振興を総合的、長期的観点から推進するため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第3期米沢市工業振興計画に基づき各種施策を展開している。

本計画は、社会経済の情勢変化に的確に対応しながら、産学官金連携による効果的な施策展開を図るため、本市の最上位計画である『米沢市まちづくり総合計画』の中の基本目標である「挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり」及び「活力ある商工業の振興」について具体的な施策を展開するための基本的な指針であり、「高付加価値化による持続可能なものづくり産業の実現」を基本目標に掲げ、本市のものづくり産業の持続的な発展及び高付加価値なものづくりの実現を図るために、引き続き、各種施策を推進していく。

①米沢市ものづくり産学連携コーディネート事業

本市では、産学連携支援員を1名配置し、企業間及び企業と山形大学工学部等との技術連携を進めている。

本事業の具体的な内容としては、産学連携支援員が市内企業を訪問し、潜在する優れた技術や企業が抱える問題・課題等の掘り起こしを行い、その中から山大工学部の研究シーズとマッチングさせ、共同研究などを通して、新技術の開発や新製品の開発等につなげながら、企業の課題解決及び技術開発力向上のための支援を実施するものである。

(2) 米沢ものづくり振興事業

本事業の実施主体である「米沢ものづくり振興協議会」は、平成31年4月に「米沢新産業創出協議会」と「米沢産業育成事業運営委員会」の2団体を再構築し設立され、地域内の産学官金が連携し、地域ものづくり企業の国内外での販路開拓、ものづくり産業人材の育成、新たな事業の創出に向けて取り組み、製造業の付加価値向上を図ることで「ものづくり」のまち米沢の活性化を実現することを目的として活動を行っている。

令和2年度より、販路開拓支援員を1名任用するなど、市内企業の新規受発注機会の獲得に対する支援の強化を図っており、翌年度以降もきめ細かな企業支援を継続して実施していく。

[主な事業内容]

- ① 国内販路開拓支援事業（事業者の展示会出展に対する支援及び企業交流・産学連携機会の創出）
- ② 海外販路開拓支援事業（ドイツ及びその関連地域における市内企業の新規販路開拓支援）
- ③ ものづくりビジネスサポート事業（販路開拓支援員の任用による企業支援強化）
- ④ 人材育成支援事業（人材育成関連講座・セミナーの開催）

(3) 新技術開発支援

①発明考案奨励

市民の科学に対する意識を向上するため発明及び考案を奨励し、本市の産業の振興に寄与することを目的として、市発明考案奨励条例により、助成措置を講じている。平成29年度より、隔年で事業実施することとしている。

年度	H28	H30	R2	R4	R6
件数	1	2	3	0	0

(4) 米沢織物

①米沢織物振興対策

米沢織は先染、絹織物、多品種生産を得意として発展してきたが、現在は後加工、合成繊維まで技術の幅を広げている。呉服部門は需要が減少している中で、草木染めを主体に高級品化と作家志向が強まっている。服地部門は多品種、小ロット、短サイクル・短納期、天然繊維志向がますます強まっている中で、差別化商品づくりに努めている。

また、平成24年度で米沢織維協同組合連合会を解散し、平成25年度に米沢織維協議会を立ち上げ、組織のスリム化と業界の若返りを図った。

新型コロナウイルス感染症の影響による市場の縮小や販売機会の減少が織維業界へ与える打撃は大きいものとなっているが、同協議会による米沢織の集い「きもの大好きパーティー」等の取組みについて継続的に支援することにより、本市の伝統産業である米沢織の振興と和装の振興促進を図るとともに、市民の着物に対する愛着心を醸成する。

②米沢ファッショングランププロジェクト推進事業

織維産地米沢の新たな価値の創造を目指し、洋装関連企業が連携して意匠や生産、国内外における販路開拓等に取り組むため、令和6年5月に本市と市内企業5社を中心として米沢ファッショングランププロジェクト推進協議会を組織した。

今後は産地ブランド力や製品価値の向上、新規販路開拓の実現に向けた各種事業を展開し、事業効果の産地全体への波及を促進していく。

[主な事業内容]

① 情報発信事業

- ・米沢産地及び参画企業の競争力強化に向けた各種分析・調査
- ・デジタルを活用した発信媒体（HP、SNS等）の整備及び運用
- ・分析・調査結果に基づいた国内外販路開拓の実施

② 研究会等開催事業

織維産業を取り巻く課題や産地ブランド力の向上、独自トレーサビリティ制度等に関する勉強会・セミナーの開催

5 工業団地・企業誘致

本市の「第4次米沢市建設振興計画」において、工業の安定した経営基盤を確立するために既存企業の団地化と新規立地企業のための工業団地造成を位置付けた。

(令和7年4月1日)

分譲・管理主体	民 間			米沢市	
団 地 名	窪田工業団地	東松原工業団地	米沢南工業団地	米沢八幡原中核工業団地	米沢オフィス・アルカディア
所 在 地	窪田町窪田	大字三沢	大字李山、直江石堤	八幡原1～5丁目	アルカディア1丁目
総 面 積	39.9ha	3.3ha	82ha	383.6ha	33.3ha
立地企業数	24 (14)	1	10	70	26
未操業企業数	1 (1)	0	0	3	1
立地企業の用 地 面 積	28.6ha (15.0ha)	3.1ha	61.0ha	170.3ha	22.5ha
未利 用 の用 地 面 積	0	0	0	0	3.5ha

窪田工業団地の欄中（ ）書きは窪田西団地分で内数

(1) 八幡原中核工業団地

昭和48年に工業再配置法による全国第1号中核工業団地指定を受け、(独)中小企業基盤整備機構（旧地域振興整備公団）が昭和50年9月から55年度まで384haを工業団地として造成した。

平成13年特殊法人合理化計画が閣議決定されたことに伴い、平成25年12月に米沢市が(独)中小企業基盤整備機構から分譲用地を取得し、管理、分譲業務を継承した。令和4年3月に分譲用地が完売し、現在、先端産業を中心とした70社が立地し、その内67社が操業している。

団地の概要

面 積	383.6ha
分譲用地	170.3ha
上水道	1,000m ³ /日
工業用水	14,700m ³ /日
下水道	米沢市公共下水道により処理
電 力	一般高圧及び特別高圧(60,000KVA)まで受電可
緑地基準	整備済み

経過

昭和47年12月	工業再配置・産炭地域振興整備公団に八幡原地域の開発構想を説明
昭和48年9月	中核工業団地として全国第1号に指定される。
昭和48年11月	市が用地の代行買収に着手
昭和49年10月	造成のための基本計画 通産大臣承認
昭和53年7月	公募による分譲開始
昭和55年	造成完了
平成16年7月	地域振興整備公団の改編により(独)中小企業基盤整備機構が事業を承継
平成25年12月	米沢市が(独)中小企業基盤整備機構より分譲用地を取得し、分譲用地の管理・分譲業務を承継
令和4年3月	分譲用地完売

利用済面積（分譲面積） 170.3ha
利用率 100%

(2) 米沢オフィス・アルカディア

(独)中小企業基盤整備機構（旧地域振興整備公団）が平成9年7月に造成を開始し、平成12年4月に分譲を開始した。平成13年特殊法人合理化計画が閣議決定されたことに伴い、平成25年12月に米沢市が(独)中小企業基盤整備機構から分譲用地を取得し、管理、分譲業務を継承した。現在、24社2団体が立地し23社2団体が操業している。

団地の概要

面 積	33.3ha
分譲用地	25.9ha
上 水 道	米沢市上水道より供給
下 水 道	米沢市公共下水道により処理
公園緑地	中央部に公園を配置し、メイン交差点にはポケットパークを設置

経過

平成 6年9月	地方拠点都市の知事の地域指定を受ける
平成 7年7月	置賜地方拠点都市地域基本計画 県知事承認
平成 8年3月	地域振興整備公団 事業採択
平成 8年4月	地域振興整備公団米沢開発所開設（山形総合開発事務所米沢現地事務所）
平成 8年6月	用地取得 実施設計・農業用排水路付替工事・造成準備工事
平成 9年7月	起工式 造成工事（上下水道施設、消防施設、緑地工事）
平成12年4月	一部分譲開始
平成13年4月	現地案内所開設
平成13年4月	全面分譲開始
平成13年3月	山形総合開発事務所米沢現地事務所 閉所
平成16年7月	地域振興整備公団の改編により(独)中小企業基盤整備機構が事業を承継
平成25年12月	米沢市が(独)中小企業基盤整備機構より分譲用地を取得し、分譲用地の管理・分譲業務を承継（現地案内所撤去）

利用済面積（分譲及び貸付面積） 22.5ha
利用率 86.66%

未利用区画の価格等の概要(令和7年4月1日現在)

分譲等面積	1区画当たり	3,099.87m ² ～16,679.79m ²	6区画
分譲単価	1m ² 当たり	10,270円～11,610円	
	1区画当たり	35,803千円～171,301千円	

地域総合整備資金貸付事業

地域振興に資する民間投資を支援し、活力と魅力ある地域づくりを推進するため、市から民間事業者に対し、長期の無利子資金の貸付（ふるさと融資）を実施するもの。

平成29年度からは、民間事業者が、当該貸付金の連帯保証人となる民間金融機関に支払う連帯保証料に対して、補助金を交付している。

融資等の状況

貸付年度	貸付件数 (件)	貸付金額 (千円)	保証料補助金額 (千円)	雇用増 (人)	事業内容
令和2年度	3	629,000	9,040	18	新工場の建設等
令和3年度	0	0	11,387	0	-
令和4年度	2	232,000	11,334	16	新工場の建設、移転
令和5年度	1	187,000	11,710	2	既存工場内への設備導入
令和6年度	0	0	11,199	0	-

3. 労務対策

1 雇用の安定対策

若年労働者の技術能力向上や地元定着の推進、高齢者及び障がい者の就業機会の開発、労働力の確保などを関係機関と連携し、雇用の促進・雇用の安定を図っている。

①就業（内職）相談

就業、内職に関する相談を受け、内職や関係機関の紹介を行う。

年度	相談件数	紹介者	採用者
R2	132件	119名	83名
R3	149件	136名	115名
R4	161件	161名	128名
R5	199件	199名	186名
R6	194件	192名	189名

2 労働環境について

本市に所在する企業の雇用状況、賃金、労働福祉等を的確に把握し、労働行政の指針とするため、置賜地区雇用対策協議会への参加等、関係各団体との連携を図っている。

令和6年度 労働の状況（全数：パートタイムを含む） 米沢公共職業安定所管内													平均	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
新規求職申込件数	783	541	501	484	437	453	482	437	525	506	504	611	522	
月間有効求職者数	2,590	2,520	2,464	2,348	2,252	2,195	2,152	2,043	2,118	2,085	2,157	2,266	2,266	
新規求人件数	899	906	881	1,081	896	924	1,064	881	1,106	998	810	1,065	959	
月間有効求人件数	2,536	2,543	2,550	2,704	2,653	2,713	2,765	2,695	2,776	2,792	2,786	2,885	2,700	
就職件数	260	236	195	217	174	179	193	148	162	146	170	323	200	
新規求人倍率	1.15	1.67	1.76	2.23	2.05	2.04	2.21	2.02	2.11	1.97	1.61	1.74	1.88	
有効求人倍率	米沢※1	0.98	1.01	1.03	1.15	1.18	1.24	1.28	1.32	1.31	1.34	1.29	1.27	1.20
	山形県※2	1.33	1.33	1.32	1.32	1.35	1.35	1.35	1.35	1.33	1.38	1.33	1.35	1.34
	全国※2	1.26	1.25	1.24	1.25	1.24	1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.25

※1…原数値 ※2…季節調整値

参考資料：米沢公共職業安定所「米沢所管内の労働市場」

3 労働福祉の向上対策

労働者の福祉の向上を基本とした職場環境の充実や未組織労働者に対する金融の円滑化を図っている。

①米沢市労働者生活安定資金貸付金

中小企業で働く未組織労働者に対する生活安定資金融資制度の原資を東北労働金庫に預託し、制度を活用する労働者の生活の安定を図っている。

生活安定資金種類（米沢市6千万円、労働金庫1.8億円の原資で融資枠2.4億円）

- ・自動車資金 年1.65%
- ・教育資金 年1.45%
- ・福祉資金 年1.25%
- ・生活資金 年2.75%
- ・移住定住支援資金 年1.25%
- ・空き家対策支援資金 年1.25%

上記いずれも融資期間15年、融資金額300万円を限度とする。

年度	年度末残高		新規貸付	
R2	62件	43,813千円	12件	14,420千円
R3	67件	54,667千円	23件	28,340千円
R4	70件	51,045千円	14件	14,090千円
R5	74件	56,229千円	18件	23,280千円
R6	95件	76,248千円	30件	41,240千円

4 米沢市産業人材定着促進事業

市内の高校生・短大生・大学生の地元企業への就職促進、大都市圏の進学・就職した若年層の呼び戻し(Uターン)、他地域からの移住促進(IJターン)等の事業を行い、地域産業界の人材の確保を図る。

米沢商工会議所が経済産業省の補助を受け、平成25年度に開始した事業であるが、平成27年度以降は、米沢市の委託事業として継続展開している。

[主な事業]

- ・学生の地元就職促進
企業見学会・学校OB企業訪問会等の実施、学校と企業との懇談会開催
- ・UIJターン就職の促進
本市で活躍するUIJターン人材をゲストに招いたトークイベントの開催
- ・インターンシップ支援
- ・企業への人材定着の促進
スキルアップや採用活動に関するセミナーの開催
- ・地域企業情報の発信
ウェブサイト「やまがた就職企業ナビ米沢」の運営、SNSでの情報発信

4. 観光振興対策

1 年度別、目的別観光客数の推移

(延数、単位：人)

目的\年度	R2	R3	R4	R5	R6
山 岳	13,890	13,674	15,479	14,740	15,001
名所旧跡	660,683	636,057	813,091	892,467	938,042
温 泉 地	84,726	90,355	108,546	111,858	109,812
スキー場	66,898	71,773	71,500	43,300	71,200
その 他 (観光施設、まつり等)	1,527,800	1,635,523	2,157,688	2,336,930	2,227,117
合 計	2,353,997	2,447,382	3,166,304	3,399,295	3,361,172

2 観光推進体制の整備

(1)観光振興計画

自然や文化、歴史、食などの多彩な地域資源の魅力を生かしながら、観光客のニーズに即した「選ばれる観光地米沢」を目指すため、関係機関・団体との連携を強化しながら、今年度が最終年度となる「第4期米沢市観光振興計画」に掲げる各観光施策を戦略的かつ着実に展開することで、交流人口の拡大による地域及び関連産業の活性化に努める。また、現在の状況を的確に反映させた第5期米沢市観光振興計画を策定し、今後の観光振興の指針とする。

米沢市版DMOを運営し、各団体の役割の明確化と相互の連携を図りながら一体となって観光振興に取り組む体制を構築し、中長期的な視点から実践的に観光マネジメントを行うことにより、地域の稼ぐ力を引き出し、観光関連事業者の地域への誇りと愛情の醸成を図る。また、置賜圏域や隣県自治体との広域観光連携を強化し、観光情報の発信及び受入体制整備の充実を図る。

(2)広域観光事業

①山形おきたま観光協議会（令和7年度負担金 859千円）

置賜3市5町の観光素材を有機的に結び、広域観光ルートの整備を図るとともに、総合的な誘客促進事業を展開している。

山形県春の観光キャンペーン、広域観光プロモーションの展開、東北中央自動車道福島-米沢間開通を契機としたエリア周遊・滞在の促進、JR東日本などと連携した誘客事業、外国人観光客の受け入れ拡大、山形おきたまフィルムコミュニケーションの運営等。

②会津・置賜広域観光推進協議会（令和7年度負担金 500千円）

これまで、観光庁の観光圏として認定を受け圏域内での2泊3日以上の滞在を目指した事業の展開や二次交通「マスクットくん」のバス運行事業を行ってきたが、事業の見直しを行い、バス運行組織を発展的解散した。平成28年度から新たに会津・置賜広域観光推進協議会を設立し、互いに連携を取りながら更なる観光誘客を推進するため事業を展開している。

令和7年度は、ラーメン湯治デジタルラリーの実施により、会津・置賜両地域における広域的な観光の誘客促進及び滞在時間の延長による観光消費額の向上を図る。

③福島市等福島県北との連携

道の駅米沢・田沢・福島及び上杉城史苑に設置されたカメラによるナンバープレート認識技術を活用し、観光客の動態の可視化、分析を行い、県境を越えた広域戦略連携に活用していく。

(3)各団体の育成及び連携強化

観光の振興は地域産業経済への波及効果も大きいことから、観光コンベンション協会等の関係団体や観光施設、旅行代理店等との連携を密にしながら、関係諸団体の育成及び連携強化を図っている。

また、令和4年度に設立した「米沢市版DMO」の推進については、観光のみならず幅広い産業の関連団体に参画いただき、合意形成を図っていくことで、オール米沢で観光事業を推進していく体制構築に取り組んでいく。

①米沢市版DMO推進事業（令和7年度負担金 36,000千円）

観光戦略を決定する組織「米沢観光推進機構」と施策の実行組織「プラットヨネザワ株式会社」の2つの組織を包括して「米沢市版DMO」と位置づけ、事業を推進している。

また、観光振興に関する方針や将来像を共有し、稼げる地域を作っていくための専門人材や事務局体制を整備していく。

②(一社)米沢観光コンベンション協会（令和7年度補助金 18,851千円）

宣伝誘致事業、コンベンション誘致活動、観光案内所の運営、観光意識の普及向上及び観光客に対する接遇改善、四季のまつりの実施、物産振興事業受託、観光地の美化、おまつり広場指定管理受託、観光ガイド支援事業、地域資源を生かした旅行商品の造成等の公共性、公益性が高い業務を行っている。

③米沢四季のまつり委員会（令和7年度補助金 48,800千円）

「米沢上杉まつり」、「よねざわ秋まつり」、「上杉雪灯籠まつり」の開催。地域の各種イベントへの支援等

④米沢市観光キャンペーン推進協議会（令和7年度補助金 2,710千円）

各種観光キャンペーン・キャラバンの実施、アニメツーリズムへの協賛、観光ホームページ（米沢観光ナビ、フェイスブック等）の運営による情報発信、米沢観光案内マップの制作等

⑤米沢エリースキー場協議会（令和6年度負担金 225千円）

冬季誘客キャンペーンの実施等

⑥アニメツーリズム誘客推進協議会（令和7年度負担金等 1,000千円）

山形県を舞台としたアニメーション映画がNetflix世界独占配信・日本劇場公開されることに合わせ、米沢市の地域振興・観光振興に繋げる目的で、令和5年11月に設立した。本市を舞台としたアニメーション映画「好きでも嫌いなあまのじやく」が令和6年5月に公開されてから1周年を迎えることに合わせ、スタンプラリーの延長やデザインマンホールの設置・PRを実施し、本市への新しいファン層の観光誘客を図っていく。

⑦その他の連携団体等

白布温泉観光協会、小野川温泉観光協議会、温泉米沢八湯会、山形県観光物産協会、やまがた観光キャンペーン推進協議会等

3 地域資源を活用した観光の振興

(1)歴史と文化の活用

「上杉の城下町」として米沢城址、上杉家廟所、林泉寺、上杉記念館などの史跡をはじめ、その他にも多くの史跡や貴重な文化財に恵まれ、市の重要な観光資源となっている。また、地域の観光資源を「米沢の宝」として掘り起こし、着地型観光素材として生かした観光振興を図っている。

(2)まつりとイベントの活用

「米沢上杉まつり」、「よねざわ秋まつり」、「上杉雪灯籠まつり」をはじめ、各種イベントへの支援により地域経済の活性化と観光客の誘致を図っている。

(3)自然の活用

磐梯朝日国立公園吾妻山並びに斜平山等の自然景観の保全と観光客への美しい自然を提供することを第一とした誘客対策を講ずるとともに、来山した観光客の安全を図るための登山道の刈払い環境整備、道標や案内板の設置、避難小屋の維持管理などを実施している。

また、米沢山岳遭難対策委員会では、警察や消防、山岳関係者等との相互協力のもと、登山者への事故防止対策と迅速な捜索活動に努めている。

(4) 他産業との連携の推進

農業体験や農家民泊等の体験型教育旅行の受入れを南原閑地区を中心に行っている。また、米沢織に代表される伝統産業や現代工芸、酒蔵見学等を生かした360°オープンファクトリーを実施し、産業観光の振興も図っている。

(5) 物産等の振興

本市とゆかりのある姉妹都市等を中心とした物産展への参加や、観光イベントとの連携を図り、本市の物産を広く全国にPRしている。

4 誘客宣伝活動の推進

県観光物産展や姉妹都市、ゆかりの地域の物産展に数多く参加している。また、「米沢に咲く、紅花。」観光物産市in横浜など、新たに本市主催の物産展を実施するなどの販路拡大を図った。

また、本市の観光資源や特産品等を全国に情報発信してもらい、知名度アップにつながる活動を行つていただきため「おしゃうしな観光大使」を委嘱している。平成26年度からは、本市と同じ米澤（米沢）の姓を持つ方及び屋号を持つ代表者を「米澤型」として創設し、本市の魅力を全国各地で紹介してもらっている。

現在は依頼型9組10名、公募型33名、米澤型9名、食の部門（米沢食の種まき大使、米沢食の親善交流大使）3名を委嘱している。（令和7年4月1日現在）

令和6年度実績（実施概要）	回 数	備 考
誘客キャンペーン、マスコミ訪問等観光キャラバン	5回	上杉まつり福島キャラバン、ミニ上杉まつりin日吉等
各種物産展参加	31回	姉妹都市、県観光物産展等

5 受入れ体制の整備

観光客の利便性の向上と市内回遊促進を図るため「米沢観るバス」を、二次交通の整備として市内路線バスを対象にした一日乗り放題券「米沢乗るバス」を実施している。また、本市観光資源を紹介するための観光ガイドブックを製作し、主に観光客への提供、市内外各観光施設への設置、観光キャンペークの際に活用している。

ハード面では、東北中央自動車道福島・米沢間の開通（平成29年11月4日開通）にあわせて、道の駅米沢を整備（平成30年4月20日開業）したほか、史跡の説明看板や、観光案内標識等の整備を実施している。

インバウンドの受入推進としては、多言語観光ガイドブック「米沢」や日本語・英語版の着地型観光情報誌を観光案内所や観光施設等で配布している。

（1）観光施設等の利用状況 (単位：人)

施設名	年度	R2	R3	R4	R5	R6
上 杉 記 念 館		8,117	7,669	8,166	8,953	10,030
道 の 駅 田 沢		81,620	79,524	78,192	108,924	121,752
置 賜 広 域 観 光 案 内 セ ン タ 一※		40,086	51,732	64,951	75,331	73,056

※外国人観光案内所カテゴリーII認定

（2）おまつり広場駐車場利用台数 (正午時点の駐車台数) (単位：台)

車別	年度	R2	R3	R4	R5	R6
バ ス		680	805	1,274	2,261	2,365
乗用車等		46,296	47,319	49,872	51,969	50,506
合 計		46,976	48,124	51,146	54,230	52,871

(3) 看板等整備状況 (R7.4.1現在／市管理分)

名 称	数	主な設置場所等
観光案内誘導板	76	市内主要道路
史跡説明板 (外国語併記含む)	62	市内名所旧跡(上杉神社、春日山林泉寺、上杉家廟所等)
観光案内マップ (外国語表記含む)	10	米沢駅ASK、伝国の杜敷地内、松が岬公園前、林泉寺、上杉家廟所、アイディアの泉前等
旧町名標柱	32	住ノ江町、柳町、東寺町ほか
城下町散策看板	33	松が岬公園、上杉家廟所、春日山林泉寺ほか

(4) 道の駅米沢運営管理事業

① 概要

東北中央自動車道の福島～米沢間の開通にあわせて、道路利用者のための休憩機能、情報発信機能とともに、活力ある地域づくりのための地域連携機能や防災支援機能を併せ持つ「道の駅米沢」を国土交通省の「重点道の駅」の指定(H27.1月)を受けて道路管理者である県と一体型で整備を進め、平成30年4月20日に開業した。

② 施設概要 (令和7年度指定管理料 25,511千円)

- 所在地/米沢市大字川井1039番地の1
- 敷地面積/21,677m² (東西約250m、南北最大約90m)
- 建物面積/1,836m² (東西約82m、南北最大約23m)
- 総事業費/2,083,716千円
- 営業日/年中無休
- 主な施設・営業時間
 - ・駐車場、トイレ、情報・休憩コーナー：24時間
 - ・総合観光案内所、農産物直売所、特産品販売所：9時～18時
 - ・フードコート、ファストフード：10時～18時
 - ・米沢牛レストラン牛昆亭：11時～21時
 - ・コンビニエンスストア：7時～21時
- 駐車台数
 - ・大型車：30台
 - ・普通車：193台 (パーク&ライド用25台、臨時用 (防災支援) 38台を含む)
 - ・障がい者用：4台
 - ・二輪車：12台
- その他
 - 農産・食肉加工施設、防災支援施設 (多目的広場・芝生広場、他)、EV充電施設
 - 高速バス停留所、倉庫

【建物全景】



【総合観光案内所】



【フードコート】



【農産物直売所】



【特産品販売所】



③ 利用状況

内容/年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平日	918,639人	934,966人	941,693人
土・日・祝	731,506人	776,745人	766,387人
合計	1,650,145人	1,711,711人	1,708,080人

④ 総合観光案内所

道の駅米沢は、山形県南のゲートウェイとし、県内各地を結ぶ総合観光案内の窓口機能を特長としている。総合観光案内所は、前述の機能を担うものであり、道の駅米沢を起点とした滞在型観光の促進及び地域内での消費増加等、地域経済の活性化に大きく寄与している。

* 観光案内所案内状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

- ・電話による案内 7,830件
- ・窓口による案内 41,206件

* 「まちナビカード」の実施状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

市町名	合計	米沢市	長井市	南陽市	高畠町	川西町	小国町	白鷹町	飯豊町
延べ店舗数	74	54	2	7	3	4	1	1	2

◆ジャンル別まちナビカード回収率

ジャンル	麺	肉	飲食	販売	宿泊	文化エリア	酒	体験	その他	合計
配布枚数	3,260	5,520	2,210	5,880	2,140	600	1,780	510	3,830	25,730
利用枚数	817	2,043	392	1,742	436	533	1,130	76	1,169	8,338
回収率	25.1%	37.0%	17.7%	29.6%	20.4%	88.8%	63.5%	14.9%	30.5%	32.4%

* 旅行商品造成・手配旅行・宿泊手配（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

- ・旅行商品造成件数 24件（催行件数12件 催行93名）
- ・宿泊手配件数 10件

5. ふるさと納税

1 ふるさと応援寄附制度推進事業

全国に本市の魅力や取組を発信することで、応援したい自治体として選んでいただき、ふるさと納税（寄附）につなげていく。あわせて、地場産品を返礼品として、地域と寄附者とのつながりを築くとともに地域産業の活性化を図る。

過去5年間の寄附実績

	寄附件数	寄附額
R2年度	28, 199件	1, 406, 630, 822円
R3年度	42, 722件	1, 824, 851, 278円
R4年度	44, 970件	1, 692, 995, 800円
R5年度	42, 647件	1, 509, 778, 600円
R6年度	48, 791件	1, 495, 370, 700円

2 企業版ふるさと納税推進事業

企業版ふるさと納税制度を活用して民間企業からの寄附を促し、新たな財源の確保とともに本市が直面する様々な地域課題の解決を図る。

過去5年間の寄附実績

	寄附件数	寄附額
R2年度	4件	13, 100, 000円
R3年度	4件	4, 500, 000円
R4年度	17件	7, 000, 000円
R5年度	13件	13, 300, 000円
R6年度	23件	15, 800, 000円

農林

農林

1. 現況

専・兼業別農家数

(単位: 戸)

区分 年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 数	2,316	2,003	1,806	1,525	1,301
販売農家	1,791	1,435	1,201	975	758
専業農家	138	150	250	230	—
兼業農家	1,653	1,285	951	745	—
第1種兼業農家	407	391	220	192	—
第2種兼業農家	1,246	894	731	553	—
自給的農家	525	568	605	550	543

資料: 「農林業センサス」「山形県農業基本調査」

(注) 令和2年より「農林業センサス」の調査項目に変更があったため、一部記載なし。

経営耕地面積

(単位: ha)

区分 年	総面積	田	畑				樹園地			
			総 数	牧草 専用地	普通畑	1年間 作付しな かった畑	総 数	果樹園	桑園	その他 の 樹園地
平成12年	4,082	3,676	292	10	247	35	114	113	—	1
平成17年	3,808	3,471	234	10	197	27	103	—	—	—
平成22年	3,697	3,381	222	—	—	—	94	—	—	—
平成27年	3,464	3,186	188	—	—	—	90	—	—	—
令和2年	3,793	3,438	269	—	—	—	86	—	—	—

資料: 「農林業センサス」「山形県農業基本調査」

(注) 令和2年より「農林業センサス」の調査項目に変更があり、数値の定義が異なる。

販売農家の世帯員数（基幹的農業従事者数）

(単位: 人)

区分 年	実数		
	総 数	男	女
平成12年	11,168	5,492	5,676
平成17年	6,794	3,365	3,429
平成22年	5,331	2,612	2,719
平成27年	4,084	2,037	2,047
令和2年	1,061	708	353

資料: 「農林業センサス」「山形県農業基本調査」

(注) 令和2年からは基幹的農業従事者数（15歳以上で仕事として主に自営農業に従事している者）の数値。

農業産出額の状況

(単位: 百万円・%)

区分	分	令和4年		令和5年	
		生産額	構成比	生産額	構成比
農作物	米	2,580	33.5	2,750	34.6
	雑穀・豆類	110	1.4	70	0.9
	いも類	10	0.1	20	0.3
	野菜	810	10.5	830	10.5
	果実	850	11	790	9.9
	花き	X	X	X	X
	工芸作物	10	0.1	10	0.1
	種・苗・苗木類・その他	X	X	X	X
畜産物	養蚕	-	-	-	-
	肉用牛	890	11.5	960	12.1
	乳用牛	1,750	22.7	1,790	22.5
	養豚	X	X	X	X
	養鶏	0	0	0	0
加工農産物	その他	X	X	X	X
	加工農産物	-	-	-	-
計		7,710	100.0	7,940	100.0

注: 1 数値は農林水産省による推計値。

2 「-」…事実のないもの

3 「X」…秘密保護上数値を公表しないもの

4 表示単位未満の数値は四捨五入してあるため、合計と内訳は一致しない場合がある。

2. 農業振興対策

担い手・農地総合対策推進事業(地域計画)

集落・地域での話し合いをもとに、集落・地域が抱える「人と農地の問題」を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」を作成し、そこに位置付けられた農業経営体に対して支援している。令和元年度以降は、将来の農地利用の在り方をより明確にすべく「人・農地プランの実質化」の取組を進め、令和2年度をもって全地区の実質化が完了した。

令和5年4月1日の国の法改正に伴い、人・農地プランが法定化され、地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」へと名称が変更となった。意向調査や地区座談会等を実施し、「地域計画」及び10年後に目指すべき農地利用の姿を地図で示した「目標地図」を令和6年度末に策定した。今後も地区や関係機関との協議を継続し、地域計画、目標地図のブラッシュアップや目標達成への取組を進めていく。

また、今後の地域の中心的担い手となり得る新規就農者や農業後継者が実施する農業用機械等の導入や農地整備等についても支援しており、特に次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対して交付金を交付することで、新規就農者の農業への定着及び農業経営の安定化を図っている。

1 地域計画の策定及び見直し

地域計画の経過

No.	地区	計画策定日	区域内の農用地等面積 (ha)	担い手に対する農用地の集積に関する目標 (%)	
				現状	目標
1	山上	R7.3.24	187.35	81.98	85.00
2	上長井		106.33	64.05	85.00
3	万世		137.98	69.86	85.00
4	広幡		452.95	88.19	90.00
5	塩井		253.15	86.91	90.00
6	六郷		360.51	79.44	85.00
7	窪田		501.34	85.80	90.00
8	旧市		70.72	60.68	85.00
9	上郷		714.54	86.81	90.00
10	南原		313.84	67.45	85.00
11	三沢		281.92	76.63	85.00

2 機構集積協力金

農地中間管理機構を通じて農地の集積・集約化に協力する地域や農業者に対して、機構集積協力金を交付する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域集積協力金 (円)	—	1件 7,873,800	—	—	—
経営転換協力金 (円)	26件 4,060,000	14件 1,861,500	—	—	—
集約化奨励金 (円)	—	—	—	—	—

3 農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)

農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人(件)数	12	13	9	14	7
交付(給付)額(円)	16,500,000	24,750,000	6,728,528	10,500,000	7,877,351

4 新規就農者育成総合対策(経営開始資金)

新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の状況

	令和5年度	令和6年度
人(件)数	1	2
交付(給付)額(円)	375,000	1,875,000

5 親元就農支援交付金

親元で新たに農業に従事する者に対して、親元就農支援交付金を交付する。

	令和5年度	令和6年度
人(件)数	4	2
交付(給付)額(円)	800,000	400,000

6 強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金(地域タイプ)～R 3

実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体が経営面積の拡大等の成果目標を設定して実施する農業用機械の導入に係る経費の一部を支援した。

年度	件数	事業内容	事業費 (円)	国補助金 (円)
R3	1件	トラクター1台及びその他関連機器の導入	10,296,000	2,808,000

7 農地利用効率化等支援事業費補助金 R 4～

地域計画に位置付けられた中心経営体が経営面積の拡大等の成果目標を設定して実施する農業用機械の導入に係る経費の一部を支援し、担い手の経営規模拡大等の取組を後押しした。

年度	件数	事業内容	事業費 (円)	国補助金 (円)
R4	4件	トラクター2台、コンバイン2台及びその他関連機器の導入	40,130,000	10,204,000
R5	8件	トラクター2台、コンバイン2台、ロータリー2台、フレコン2台、ドローン、田植機、色彩選別機、乾燥機、粉碎機の導入	48,393,335	13,825,000

8 やまがた「人・農地」リニューアル事業費補助金 ～R 4

高齢化や労働力不足、土地持ち非農家の増加等により発生している遊休農地について、今後の地域の中心的担い手となり得る新規就農者が当該農地を引き受けて実施する再生作業に係る経費の一部を支援し、遊休農地の解消及び担い手の育成等を促進した。

年度	件数	地区名	事業内容	事業費 (円)	県補助金 (円)	市補助金 (円)
R4	1件	上郷	ほ場の雑木等の処理、運搬、処分及び整地	726,000	181,000	182,000

9 やまがた農地リフレッシュ＆アクション事業費補助金 R 5～

高齢化や労働力不足、土地持ち非農家の増加等により発生している遊休農地について、地域の担い手や当該農地の所有者が実施する再生作業に係る経費の一部を支援した。

年度	件数	地区名	事業内容	事業費 (円)	県補助金 (円)	市補助金 (円)
R5	2件	猪田・広幡	ほ場の雑木等の処理、運搬、処分及び整地	3,267,000	772,000	773,000

10 元気な地域農業担い手育成支援事業費補助金

新規就農者や地域の中心的担い手が自ら策定したプロジェクト計画に基づいて実施する農業用機械の導入に係る経費の一部を支援し、担い手の経営発展等を促進した。

年度	件数	事業内容	事業費 (円)	県補助金 (円)	市補助金 (円)
R3	3件	コンバイン、トラクター、ハウス加湿器及びその他関連機器の導入	16,443,240	3,998,000	1,999,000
R4	2件	コンバイン、里芋堀取機及びその他関連機器の導入	10,073,910	3,090,000	1,545,000
R6	3件	コンバイン、トラクター、ロータリー、ドローン及びその他関連機器の導入	20,754,500	6,584,000	3,292,000

都市住民交流推進事業（グリーンツーリズム、教育旅行受入）

交流人口の拡大による農村地域の振興を目的に、都市圏の中学生や海外学生等が農山村地域の家庭に滞在して農業体験や暮らしを体験する活動（教育旅行）の受入に取り組んでいる。

平成24年度「教育旅行」受入の母体となる地域協議会を設立し、平成25年度から受入を開始した。誘致活動を行うとともに、受入予定者を対象に、安全・衛生講習会や研修会等を開催し、受入の質の向上に努めている。

1 受入協議会負担金

実施主体：米沢市農泊受入推進協議会

受入地域協議会：最上川源流の里グリーン・ツーリズム推進協議会

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
負担金（円）	0円	0円	0円	0円	0円

※令和元年度までは県外中学校の受入を実施していたが、新型コロナウィルス感染症の影響により、令和2年度に受入が中止になって以来、受入がない状況であった。令和5年度以降受入を再開したが、国内ではなく海外からとなっている。

2 令和6年度受入実績

台湾の生徒を7家庭で受入れを行い、各家庭での暮らしを体験した。（生徒数：28名）

6次産業化支援（未来を拓く農業支援事業）

農林業者自らの創意工夫による地域の活性化や経営の発展を目指そうとする取り組みに対し、種々のリスクを伴う初期段階における支援を行い、本市農林業者全体の活性化と、本市の特産となり得る新商品作りの体制整備が図られるものである。

農林業者が商工業者と連携した6次産業化事業・販路拡大事業等を支援対象とするなど、意欲ある農業者の確保・育成を図るため、農業者等が行う積極的な取組を支援する。

（※金額は補助金の額）

年 事業内容	R2	R3	R4	R5	R6
新規作物等導入事業	—	—	—	—	—
新商品開発事業	—	—	—	—	—
販売促進・ 販路拡大事業	3件 1,099,000円 西瓜、うどん、餅	2件 647,000円 漬物・菓子、そば粉・打粉	2件 708,000円 アスパラガス・西瓜、むきそば	3件 1,008,000円 乾麺そば、米、おかひじき	7件 1,876,000円 米、ブドウ、酒 米、豚肉、里芋
農業後継者 経営活性化事業	—	3件 1,014,000円 ホップ、メロン、茎プロッコリー	3件 1,458,000円 ホップ、アスパラガス	2件 516,000円 メロン、アスパラガス	—
新規就農者支援事業	1件 288,000円 アスパラガス				
先端技術活用支援事業	4件 1,940,000円 散布用ドローン	4件 827,000円 散布用ドローン、アシストスーツ	1件 273,000円 アシストスーツ	—	—

※令和3年度より、農業後継者経営活性化事業と新規就農者支援事業を一体的な事業として実施。

水田農業対策

本市の農業は、水稻が基幹作物であり、需要に応じた主食用米の生産と水田をフル活用した大豆、飼料用米、新規需要米や園芸作物などの作付けにより農業所得を確保し、担い手農業者の農業経営の安定に資するため、経営所得安定対策等を実施している。

需給調整の実績

区分 年度	生産目標数量 (t)	水稻作付目標面積 (ha)	主食用等水稻 作付面積 (ha)	実施率 (%)
令和2年度	13,295	2,261	2,142	105.6
令和3年度	12,940	2,186	2,115	103.4
令和4年度	12,384	2,098	2,053	102.2
令和5年度	12,257	2,067	2,021	102.3
令和6年度	12,313	2,061	2,027	101.7

転作田における作物別内訳

区分	実施面積 (ha)					比率 (%)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
大豆	221	222	225	243	232	13.6	13.4	13.1	13.9	13.5
飼料作物	360	363	359	347	334	22.1	21.9	21.0	19.9	19.4
そば	161	161	157	168	186	9.8	9.7	9.2	9.6	10.8
野菜	101	112	127	118	119	6.2	6.8	7.4	6.9	6.9
自己保全管理	303	312	326	321	357	18.6	18.8	19.0	18.4	20.7
加工用米	90	63	67	110	150	5.5	3.8	3.9	6.3	8.7
新規需要米	175	250	272	264	235	10.8	15.1	15.9	15.1	13.6
その他	218	174	179	172	111	13.4	10.5	10.5	9.9	6.4
計	1,629	1,657	1,712	1,743	1,724	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

経営所得安定対策等交付額（令和6年度）

種別	件数(件)	面積(a)	交付額(円)
水田活用の直接支払交付金	546	197,902	479,258,676
① 戰略作物助成	222	80,522	365,814,396
② 产地交付金	324	117,380	113,444,280
畑作物の直接支払交付金	124	-	93,512,888
収入減少影響緩和交付金	8	-	1,043,847
計			573,815,411

コメ新市場開拓等促進事業・畑作物产地形成促進事業（令和6年度）

件数(件)	面積(a)	交付額(円)	備考
95	11,914	37,080,000	水田リノベーション後継事業

畑地化促進事業（令和6年度）

種別	交付額(円)
畑地化支援	48,174,000
定着促進支援	14,132,000
土地改良区決済金等支援	26,515,046

農産物生産振興対策

本市は、水稻を基幹作物とし、野菜・花き・果樹・畜産等を組み合わせた複合経営地帯である。

今後は、認定農業者や集落営農を中心としながら、地域農業を支えている女性、高齢者、兼業農家なども含めた多様な担い手を育成し、地域が一体となって、地域の特性を活かした多様な農業経営を展開しながら所得の増大を図り、本市の基幹産業としての役割を果たしていくことが重要な課題である。

(1) 水 稲

山形県は全国有数の米どころであり、令和6年産における水稻の収穫量が全国第6位、10a当たり収量が583kgで全国第4位、また、一般財団法人日本穀物検定協会が実施する米の食味ランキングにおいては、「つや姫（15年連続）」、「雪若丸（7年連続）」の2銘柄が特Aの評価を受けている。

本市においても、恵まれた自然環境と高い生産技術を生かし、市場を重視した売れる米づくりや環境保全型の米づくりを推進するとともに、各種補助事業等を活用しながら、基幹作物として振興を図っている。

また、山形県産のオリジナル品種である「つや姫」については、全国トップブランドとして高い評価を受けており、本市においてもつや姫生産の認定を受けた農業者が高品質・良食味を目指し意欲的な生産を行っている。「雪若丸」についても「つや姫」に続くブランド米としてオール山形体制でブランド推進を図っている。

品種別作付面積（令和6年度）

品種名	作付面積(ha)	作付率(%)
はえぬき	1,074	47.5
つや姫	426	18.9
雪若丸	346	15.3
コシヒカリ	187	8.3
ひとめぼれ	68	3.0
あきたこまち	25	1.1
酒造好適米	28	1.3
もち米	29	1.3
その他	74	3.3
計	2,257	100.0

共同乾燥施設（カントリーエレベーター）の概要

設置年	平成5年
建物	鉄骨構造 長尺カラー鉄板張り
床面積	1階 1,232.64m ² 2階 431.46m ²
サイロ	鋼板
規模	容量 300t×10基=3,000t
事業費	1,029,176千円(税抜)

カントリーエレベーター利用実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用農家数(戸)	183	218	209	193	165
仕上げ穀重(kg)	2,314,205	2,429,676	2,661,265	2,440,742	2,292,526

※令和元年度以降は、つや姫、雪若丸、はえぬき、コシヒカリの4品種で利用している。

(2) 野菜・花き・果樹

園芸作物は収益性が高い作物であるため、水稻単一経営からの脱却を図り、園芸作物との複合経営を推進し所得確保を目指している。現在、枝豆やアスパラガス等の高収益作物、中山間地域ではりんどうの栽培を推進し産地化に取組んでいる。しかし、ここ数年、異常気象等により生産量が減少し、本市の園芸作物の生産額は減少傾向にある。更に、生産資材や燃油価格高騰等の影響で所得確保が厳しい状況にあり、特に、施設園芸においては、影響が大きい。

このため、省エネ・低コスト対策や安定生産対策に対応した生産基盤の整備等を重点的に進めるとともに、花きや果樹については、消費者ニーズに対応した品種の導入を推進し、安定した所得確保及び産地の維持に努める。

・園芸生産振興事業

園芸作物の周年栽培への取組と収益性の高い安定した複合経営の確立を推進するため、園芸用ハウス、雨よけテント及び機械設備、優良品種苗や栽培技術等の導入に対し助成を行っている。

区分 年度	パイプハウス		雨よけテント		機械設備等		優良品種苗		事業費 (円)	補助金額 (円)
	作物名	棟数	作物名	棟数	作物名	機械名・台数	作物名	数量		
R2	白菜、トマト、こまつな、ほうれんそう	3	—	—	おかひきじ・えだまめ・トマト・きゅうり・アルス	管理機 収穫機 液肥混入機 噴霧器 保温資材 生産資材	2台 1台 1式 1台 1棟分 1式	アスパラガス	22, 200	13, 880, 869
R3	こまつな・アスパラガス・きゅうり	2	—	—	トマト・アルストロメリア・きゅうり・えだまめ・アスパラガス	養液栽培 管理機 かん水設備 保冷庫 保温被覆材 生産資材	1式 4台 1式 1式 1棟分 1式	—	—	12, 854, 453
R4	—	0	とうとう	1	きゅうり・アスパラガス・ほうれんそう	かん水設備 プレハブ冷蔵庫 生産資材	1式 1式 1式	—	—	3, 846, 365
R5	—	—	—	—	アスパラガス・りんご・アルストロメリア・えだまめ・おかひじき・とうとう・きゅうり	マルチスプレーヤー 溝堀機 播種機 選別機 被覆資材 生産資材 かん水設備	各1台 1式 1式 1式	—	—	6, 762, 409
R6	トマト・ほうれん草・アスパラガス	2	とうとう	1	アスパラガス・りんご・西洋なし・ぶどう・きゅうり・キャベツ・白菜・おかひじき	スピードスプレーヤー 肥料散布機 保冷庫 冷蔵庫 冷蔵庫用加湿器 移植機 乗用管理機 花粉交配機 反射シート 生産資材 かん水設備	各1台 2台 1式 1式 1式	—	—	14, 036, 152

・魅力ある園芸やまがた所得向上支援事業

魅力ある稼げる園芸農業の追求に向け、生産者の所得向上と園芸産地をリードする競争力の高い経営体の育成を実現するため、園芸品目の産地づくりに取り組む事業実施主体に対し支援を行っている。

区分 年度	作物名	件数	受益面積	事業内容	事業費 (円)	県補助金 (円)	市補助金 (円)
R3	えだまめ、きゅうり、青菜、玉ねぎ	1件	390a	トイレ施設及び手洗い施設	4, 741, 000	1, 436, 000	719, 000
R4	アルストロメリア、とうとう	2件	13a	外張被覆資材の導入、雨よけハウスの改修	4, 807, 000	1, 416, 000	132, 000
R5	アルストロメリア、とうとう	2件	26a	外張被覆資材・内張多層化設備の導入、雨よけハウス新設	9, 659, 991	4, 419, 000	221, 000

(3) 地域特産物振興対策

米沢地区花き振興会主催による花育活動として、市内の7つの小学校で実施しているアルストロメリアや啓翁桜を使ったアレンジメント製作体験活動への支援を行い、地元農産物の魅力を伝えることで市民の理解と関心を高めた。

学校給食においては、地場産農産物の供給のために事務等を卸売業者に委託して効率的な運営に努めた。

事業費（地域特産農産物消費流通拡大事業）

479,724円

(4) 有機農業産地づくり推進事業

区分 年度	事業主体	主な事業内容	事業費 (円)
R4		<ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培先進地及び学校給食先進地視察 ・全国商談会、首都圏でのマルシェ出展を通じたPR ・市内全小中学校の学校給食への有機栽培米提供（4回） ・市内直売所での有機農産物コーナーの設置（2施設） 	5,287,847
R5	米沢有機農業産地づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・新規栽培者向け技術研修会 ・E C サイト等の利用に関する流通研修会 ・市内小中学校の学校給食への有機農産物等の提供 米（2回）、野菜（1回）、味噌（3回） ・有機農産物等のマルシェ開催 	4,896,965
R6		<ul style="list-style-type: none"> ・BLOF理論実証圃場設置 ・有機栽培研修受入ページの新設 ・市内小中学校の学校給食への有機農産物等の提供 米（2回）、野菜（1回） ・オンライン商談会の開催 	3,406,164

(5) 市民農園管理運営事業

市民農園は自家用の野菜や花などの栽培による農作業を通じ、自然にふれあい、収穫の喜びを得ることができ、健康づくりや家族のふれあいの場、余暇活動の場として利用することで、「農業」や「食」への関心と理解を深めることを目的に、3箇所で開設している。

事業費 635,436円

名 称	所在地	区画数	令和6年度 利用区画数
アルカディア市民農園	大字川井（米沢オフィス・アルカディア東側）	16	16
愛宕市民農園	笛野町（旧愛宕小学校跡地東側）	20	11
皆川球場市民農園	塩井町塩野（皆川球場西側）	30	28

貸付期間

毎年5月から11月まで

区画面積と賃料

1区画 約33m²（10坪）、年間5,000円（利用期間 5月～11月）

(6) 環境保全対策

①鳥獣害防除対策推進事業

市内広域で野生のサルやイノシシ、ツキノワグマによる農林業被害が依然として発生していることから、自然と調和した恒久的野生動物対策の確立を目指して対策を講じている。

(単位：円)

区分 年度	導入地区	事業内容	件数	事業費	補助金	補助率
令和2年度	南原、山上、三沢、田沢、万世、愛宕、塩井、館山	電気柵 捕獲用檻	63	7,606,098	3,105,000	1/2以内 (上限6万円)
令和3年度	南原、山上、三沢、田沢、万世、愛宕、窪田、六郷、上郷	電気柵 捕獲用檻	63	7,804,875	3,225,000	
令和4年度	南原、愛宕、六郷、万世、西部、田沢、広幡	電気柵	27	3,518,433	1,376,000	
令和5年度	南原、山上、三沢、田沢、万世、上郷、広幡、西部、愛宕	電気柵 捕獲用檻	60	6,693,060	2,836,000	
令和6年度	南原、山上、三沢、田沢、万世、広幡、西部、愛宕、東部	電気柵	59	7,385,544	2,984,000	

②新規狩猟者負担軽減事業

有害鳥獣の捕獲を担う狩猟者が減少していることから、新規狩猟者に対し、費用及び経費の負担を補助した。

(単位：円)

区分 年度	事業内容	件数	事業費	補助金	補助率
令和2年度	狩猟免許取得に係る経費 鉄砲所持許可に係る経費 有害鳥獣駆除活動に必要な資材購入費	12	1,291,536	519,000	2/3以内
令和3年度	狩猟免許取得に係る経費 鉄砲所持許可に係る経費 有害鳥獣駆除活動に必要な資材購入費	12	799,040	428,000	
令和4年度	狩猟免許取得に係る経費 鉄砲所持許可に係る経費 有害鳥獣駆除活動に必要な資材購入費	5	1,212,600	311,000	
令和5年度	狩猟免許取得に係る経費 鉄砲所持許可に係る経費 有害鳥獣駆除活動に必要な資材購入費	6	799,438	256,000	
令和6年度	狩猟免許取得に係る経費 鉄砲所持許可に係る経費 有害鳥獣駆除活動に必要な資材購入費	8	1,235,543	500,000	

③米沢市有害鳥獣対策連絡協議会事業

有害鳥獣による被害防止対策の充実、強化を図るとともに、関係機関との連携のもと被害防止体系を確立し、農作物への被害軽減等に資する事業を実施した。

区分 年度	事 業 費	事 業 内 容
令和2年度	19,262千円	防除対策（花火の購入、広域柵導入等）、調査（発信器の装着等）、研修会の実施、効果的捕獲法の検証(ICT大型囲いわな導入)、ジビエ振興等
令和3年度	44,134千円	防除対策（花火の購入、広域柵導入等）、調査（発信器の装着等）、研修会の実施、効果的捕獲法の検証(ICT大型囲いわな導入)、ジビエ振興、スキー射出機の導入
令和4年度	41,696千円	防除対策（花火の購入、広域柵導入等）、調査（発信器の装着等）、研修会の実施、効果的捕獲法の検証(ICT大型囲いわな導入)、ジビエ振興
令和5年度	30,460千円	防除対策（花火の購入、広域柵導入等）、ニホンザルの生息調査（発信器の装着・生息頭数の調査）、効果的捕獲法の検証(ICT大型囲いわな導入)、捕獲活動経費の支援
令和6年度	42,428千円	防除対策（花火の購入、広域柵導入等）、ニホンザルの生息調査（発信器の装着）、効果的捕獲法の検証(ICT大型囲いわな設置、捕獲検知及び通知システム等導入)、捕獲活動経費の支援、捕獲資材の

④農業用廃プラスチック対策事業

農業者に農業用使用済みプラスチックの適正処理を啓発、地域に適合した回収・処理システムを確立し、地域の環境保全と施設農業の健全な発展を図っている。

区分 年度	延べ農家戸数（戸）	回収量（t）	備 考
令和2年度	517	39.3	3回（8/4、11/16・17）
令和3年度	489	36.7	3回（8/3、11/16・17）
令和4年度	477	34.0	3回（8/2、11/21・22）
令和5年度	422	31.2	3回（8/1、11/21・22）
令和6年度	370	28.4	3回（8/2、11/15・18）

（7）災害・資材価格高騰対策等

①小規模農地等災害復旧事業及び農業用施設等災害復旧支援事業

○小規模農地等災害復旧事業

被災した農地及び水路等の農業施設等の復旧に係る経費が40万円未満の事業

○農業用施設等災害復旧支援事業

被災した農地及び水路等の農業施設等の復旧に係る経費が40万円を超える事業

（令和2年度）

	農林水産物等災害対策事業	農業用施設等災害復旧支援事業
件数	12 件	9 件
補助金額	1,432,000 円	6,238,500 円
県補助金額	710,192 円	0 円
市補助金額	721,808 円	6,238,500 円
合計	7,670,500 円	

令和2年7月27日～29日に発生した豪雨災害で被災した農業施設等の復旧を支援した。

（令和2年度）

	農林水産物等災害対策事業	農業用施設等災害復旧支援事業
件数	8 件	4 件
補助金額	902,800 円	3,520,800 円
県補助金額	464,929 円	0 円
市補助金額	437,871 円	3,520,800 円
合計	4,423,600 円	

令和4年6月27日～28日に発生した豪雨災害で被災した農業施設等の復旧を支援した。
 (令和4年度)

	小規模農地等災害復旧事業	農業用施設等災害復旧支援事業
件数	3 件	1 件
補助金額	426,000 円	315,000 円
県補助金額	213,963 円	0 円
市補助金額	212,037 円	315,000 円
合計	741,000 円	

(令和5年度)

	小規模農地等災害復旧事業	農業用施設等災害復旧支援事業
件数	0 件	2 件
補助金額	0 円	3,903,000 円
県補助金額	0 円	0 円
市補助金額	0 円	3,903,000 円
合計	3,903,000 円	

令和4年8月3日～4日に発生した豪雨災害で被災した農業施設等の復旧を支援した。

(令和4年度)

	小規模農地等災害復旧事業	農業用施設等災害復旧支援事業
件数	7 件	9 件
補助金額	4,335,180 円	21,949,943 円
県補助金額	2,173,339 円	0 円
市補助金額	2,161,841 円	21,949,943 円
合計	26,285,123 円	

(令和5年度)

	小規模農地等災害復旧事業	農業用施設等災害復旧支援事業
件数	1 件	20 件
補助金額	358,000 円	34,401,420 円
県補助金額	88,000 円	0 円
市補助金額	270,000 円	34,401,420 円
合計	34,759,420 円	

令和5年6月27日～28日に発生した豪雨災害で被災した農業施設等の復旧を支援した。

(令和5年度)

	小規模農地等災害復旧事業	農業用施設等災害復旧支援事業
件数	0 件	6 件
補助金額	0 円	3,969,000 円
県補助金額	0 円	0 円
市補助金額	0 円	3,969,000 円
合計	3,969,000 円	

令和6年9月20日～23日に発生した豪雨災害で被災した農業施設等の復旧を支援した。

(令和6年度)

	小規模農地等災害復旧事業	農業用施設等災害復旧支援事業
件数	1 件	0 件
補助金額	66,000 円	0 円
県補助金額	33,333 円	0 円
市補助金額	32,667 円	0 円
合計	66,000 円	

②農林水産物等雪害対策事業費補助金（令和3年度）

令和3年12月からの大雪に伴う融雪遅延による営農活動への影響を防ぐため融雪剤購入について支援を行った。

	融雪剤購入事業
件数	7件 (47戸)
対象面積	1,914 a
補助金額	91,167 円
県補助金額	68,208 円
市補助金額	22,959 円

③気象災害等対策生産資材緊急支援事業費補助金（令和3年度）

令和3年4月に発生した凍霜、6月に発生した降ひょうにより被害を受けた農業者に対し、経営継続に向けて必要な農薬及び肥料の購入のための支援を行った。

- ・交付対象面積 554a
- ・交付対象品目 りんご、とうとう、西洋なし、りんどう、かぼちゃ

気象災害等対策生産資材緊急支援事業	
件数	12件
対象面積	554 a
補助金額	1,611,500 円
県補助金額	1,074,329 円
市補助金額	537,171 円

④強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金（地域タイプ優先）（令和3年度）

令和2年12月以降の大雪の影響により被害を受けた農業用ハウスについて、再建に係る経費の一部の支援を行った。

施設種類	件数	事業内容	数量	事業費 (円)	国補助金 (円)	県補助金 (円)	市補助金 (円)
育苗用施設	2件	育苗用パイプハウス再建	2棟	1,346,980	403,000	224,495	112,249

⑤農林水産物等災害対策事業（令和4年度）

令和4年8月の大雨により被害を受けた農業者に対し、農薬や肥料、種子の購入等に対して支援を行った。

農林水産物等災害対策事業	
件数	10 件
補助金額	387,279 円
県補助金額	258,178 円
市補助金額	129,101 円

⑥園芸等経営継続支援事業（令和4年度）

生産資材や肥料等の高騰による農業者の生産意欲の低下を防ぎ経営の安定化を図るため、肥料の購入に対して支援を行った。

件数 119件
補助金額 3,516,400円

⑦稻作経営継続支援事業（令和4年度）

生産資材や燃油等の生産費高騰による稻作農家の生産意欲の低下を防ぎ経営の安定化を図るため、令和3年産米の稻作収入が大幅に減少した農業者に対して米生産費の支援を行った。

件数 44件
補助金額 20,388,600円

⑧収入保険新規加入緊急奨励事業（令和4年度）

自然災害及び新型コロナウイルスの影響による農作物の価格低下などのリスクに対応するため、新たに収入保険に加入する農業者に対して保険料の一部を支援した。

件数 32件
補助金額 857,711円

⑨農林水産物等災害対策事業（令和6年度）

令和7年1月からの大雪により被害を受けた果樹の枝折れの復旧のための薬剤や融雪遅延による営農活動への影響を防止するための融雪剤の購入等の支援を行った。

	農薬購入事業	融雪剤購入事業
件数	1件 (5戸)	4件 (35戸)
対象面積	662 a	2,771 a
補助金額	24,597 円	113,365 円
県補助金額	13,329 円	84,943 円
市補助金額	11,268 円	28,422 円

畜産振興対策

本市の畜産は、「米沢牛」の銘柄確立を主体として振興を図っている。特に生産規模拡大と地域内一貫生産体制の確立を図るため、優良肉用雌牛の貸付事業、畜舎環境の整備支援事業、市営放牧場の管理運営等、総合的な推進を行っている。

また、地域環境に配慮した畜産経営に向けて、たい肥の農地還元や家畜排せつ物を利用したバイオガスプラントの利用拡大による脱炭素化の取組を推進している。

(1) 米沢市畜産経営支援事業

畜産を中心とした複合農業の確立と地域内における耕種農家と畜産農家の結びつきを深め環境にやさしい畜産農業の確立を図るため、平成14年度から実施している。

事業名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	補助金(千円)								
①自給飼料生産拡大支援事業	4	940	2	600	3	589	1	300	2	473
②畜産経営環境整備支援事業	2	260	2	400	1	200	5	744	3	600
③家畜防疫支援事業費	1	200	1	200	1	144	1	139	1	186
計	7	1,400	5	1,200	5	933	7	1,183	6	1,259

(2) 畜産規模拡大支援事業

担い手や意欲のある畜産農家の規模拡大及び自給飼料生産拡大等に対する支援を行うことで畜産経営の安定と畜産振興を図る。

区分 年度	事業名	事業主体	事業内容	事業費 (千円)	補助金 (千円)	
令和元年度	畜産経営競争力強化支援事業	上郷和牛生産組合	肥育牛舎新築・改修	7,992	2,945	
		株米沢食肉公社及び養豚農家1件	豚コレラ等侵入防止対策	1,140	514	
令和2年度		米沢西部和牛繁殖組合	畜舎等整備	23,408	10,337	
		米沢地域共存型養豚協議会	畜舎等整備	28,930	13,144	
		株米沢食肉公社	加工品開発施設整備	12,540	5,700	
令和3年度	畜産所得向上支援事業	上長井南原和牛生産組合	牧草収穫機等導入	4,950	2,243	
令和4年度		上郷和牛生産組合	移動式削蹄杵導入	1,265	573	
		上郷和牛生産組合	自動給餌器導入	1,210	548	
		上郷和牛生産組合	堆肥舎新築	47,740	21,698	
		米沢西部和牛繁殖組合	牛舎屋根遮熱塗装	911	414	
令和5年度		川井和牛生産組合	肥育牛舎新築	41,910	17,072	
		米沢西部和牛繁殖組合	自給飼料管理機械導入	6,908	3,139	

(3) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

既存肥育牛舎に加えて新規に繁殖牛舎を整備し繁殖牛を増頭させることで、肥育素牛の安定供給を実現し、安定した米沢牛経営モデルの確立を図った。

区分 年度	事業主体	事業内容	事業費 (千円)	補助金 (千円)
令和5年度 (令和3年度繰越)	米沢牛生産性向上協議会	牛舎(木造)840m ² 堆肥舎(木造)255m ²	130,229	49,368

(4) 飼料生産対策

生産性の高い畜産経営の創設、育成を図るため、団体営草地開発事業により田沢地区に20.87haの採草地を整備し粗飼料の自給率の向上対策を行っている。平成25年度に発生した地すべりにより採草地の使用可能面積は13.51haとなっている。地すべり後は、地山の変位を観察するため観測業務を実施している。

○地すべり観測業務委託料 427,900円

(5) 公共育成牧場の運営対策

米沢市吾妻山ろく放牧場は、標高560～830mと比較的高地にあり地形は緩傾斜地で土質は植壤土、放牧期間の5～10月の平均気温16℃で牛にとってすこしやすい環境にある。

当牧場は、昭和39年度から4カ年、小規模草地改良事業により、飼料基盤と利用施設の整備を行い、41年6月に開設した牧場で、総面積82ha（うち、牧草地60ha）である。

また、牧場機能の向上を図るため、昭和54年から4カ年公共育成牧場整備事業により、土地基盤及び経営近代化施設の整備を行い、さらに、平成5年度から5カ年計画公共牧場機能強化事業に着手し、放牧場に市民とのふれあい機能を持たせ、社会教育的立場を考慮した整備事業を実施した。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放牧期間 (日)	5/26～10/22 150	5/26～10/20 150	5/30～10/25 149	5/24～10/25 155	5/27～10/16 143
入牧頭数（頭） (黒毛和種/乳牛)	127 (127/0)	124 (119/5)	100 (93/7)	111 (111/0)	63 (54/9)
延べ放牧日数（日）	13,485	12,335	10,725	11,912	5,546
使用料（円） (242円/日・頭)	3,263,330	2,985,030	2,595,410	2,882,680	1,342,110

（生後6ヶ月以上の肉用牛及び乳用牛 1頭当たり1日242円）

(6) 家畜改良増殖対策

①優良肉用雌牛導入事業

肉用牛の改良を促進し、収益性の高い肉用牛経営の育成を図るため、優良肉用雌牛の導入貸付を行っている。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規貸付		27頭 20,796千円	22頭 16,079千円	22頭 16,425千円	26頭 17,925千円	14頭 10,338千円
期末残高	貸付牛	146頭 84,091千円	144頭 80,443千円	135頭 78,556千円	136頭 80,569千円	131頭 76,644千円
	基金	16,850千円	20,498千円	22,385千円	20,373千円	24,310千円
	計	100,941千円	100,941千円	100,941千円	100,942千円	100,954千円

(7) 畜産物流通対策

①肉用子牛販売

家畜流通の合理化と生産の振興を図るため、昭和60年度に家畜市場統合により、川西町に設置された置賜家畜市場で年6回セリ市場が開設され、県内外から購買者が参集し置賜地区内で生産された肉用子牛の取引が行われている。

置賜子牛市場販売実績

年度 区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市内生産者取引頭数	209	233	216	210	197
市内生産者販売額(千円)	142,024	148,750	124,059	104,123	107,858
市内生産者平均価格(円)	648,512	638,412	574,347	495,825	547,504
置賜子牛市場取引頭数	1,253	1,221	1,249	1,243	1,306
置賜子牛市場販売額(千円)	839,850	885,434	826,621	688,953	695,219
置賜子牛市場平均価格(円)	666,098	725,171	661,827	554,266	532,327

(8) 畜産飼料高騰対策支援事業

令和4年度

輸入穀物の高騰が畜産経営を圧迫していることから、購入飼料費について、直近1年間の上昇価格を参考に上昇分の1割程度を基準金額として対象畜種毎に飼養頭数1頭あたりの単価を算出し、生産者に交付した。

交付単価：乳用牛5,000円、肥育4,000円、繁殖2,000円、豚1,500円

交付実績：乳用牛2,406頭、肥育1,608頭、繁殖283頭、豚8,871頭

○交付額合計 32,334,500円（25件）

(9) 畜産飼料価格高騰対策支援事業

①令和5年度

購入飼料費について、直近3カ月と過去5年間の平均配合飼料価格を比較し、第1四半期分の給与量の価格上昇分の1割程度を補助金として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し生産者に交付した。

交付単価：乳用牛4,000円、肥育牛3,000円、繁殖牛2,000円、成豚（繁殖雌）11,000円

交付実績：乳用牛2,535頭、肥育牛1,621頭、繁殖牛291頭、成豚（繁殖雌）750頭

○交付額合計 23,835千円（27件）

②令和6年度

購入飼料費について、直近3カ月と過去5年間の平均配合飼料価格を比較し、第3四半期分の給与量の価格上昇分の1割程度を補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し生産者に100万円を上限額として交付した。

交付単価：乳用牛3,000円、肥育牛2,000円、繁殖牛1,000円、成豚(繁殖雌)8,000円

交付実績：乳用牛2,574頭、肥育牛1,682頭、繁殖牛267頭、成豚(繁殖雌)740頭

○交付額合計 5,036千円 (22件)

(10) 子実用トウモロコシ作付け支援事業

飼料コスト低減に向けた子実用トウモロコシ作付け支援を行った。

・10aあたり5t以上の堆肥投入を条件に耕種農家に対し交付

・交付単価：1年目最大13,000円/10a、2年目最大8,500円/10a交付

年度	件数	作付面積, ha	交付金額, 円
令和5年度	1件	1.92	249,000
令和6年度	1件	1.92	163,000

米沢市食肉センター（米沢市営と畜場及び食肉市場）

米沢市を中心とする置賜地域（3市5町）の食肉流通の拠点として、流通経費の節減、取引の近代化等を通じて畜産経営の安定を図るため、昭和38年に米沢市万世町片子地内に食肉センターを建設した。

平成8年12月25日厚生省令第73号で改正された「と畜場法施行規則」の基準に適合する施設に整備するため、平成10年度に、整備計画及び基本・実施設計を作成し、第1期工事として平成11年度に食肉センター建築工事を行った。また、第2期工事として平成17年度に汚水処理施設の建設工事を行った。

平成20年度には、整備計画の第3期として既存の食肉処理機能を拡充するため、部分肉棟増築のための実施設計を行い、平成22年度に部分肉棟改築工事を完了した。

同事業の目的を達成するため、行政・農協・食肉商が出資する㈱米沢食肉公社に同施設の管理運営を指定管理者として委託しているほか、年29回の牛枝肉市場の開催と食肉製品及び加工品の製造を行い、地域内を主体に販売し好評を得ている。

令和6年度のと畜処理頭数は、42,086頭（豚換算）であり、地域畜産流通の拠点施設としての重要な役割を果たしている。

(1) 施設整備状況

実施年度	内 容			事業費(千円)
令和2年度	空調冷蔵設備修繕(牛枝肉冷蔵庫1)			28,996
令和3年度	空調冷蔵設備修繕(豚枝肉冷蔵庫外3件)			29,700
令和4年度	空調冷蔵設備修繕(牛枝肉冷蔵庫外2件)			29,920
令和5年度	空調冷蔵設備修繕(牛枝肉冷蔵庫外1件)			29,920
令和6年度	汚水処理施設微細目スクリーン修繕			31,130

(2) と畜処理頭数

(単位：頭)

区分 年度	総数 (豚換算頭数)	内 訳			
		牛	馬	豚	その他小動物
令和2年度	40,959	3,232	255	27,004	7
令和3年度	41,864	3,340	262	27,438	18
令和4年度	45,773	3,557	264	30,451	38
令和5年度	42,208	3,283	226	28,142	30
令和6年度	42,086	3,427	231	27,432	22

(3) 使用料徴収額

(単位：千円)

区分 年度	使用料	内 訳		
		と畜場使用料	施設使用料	取引室使用料
令和2年度	38,592	23,617	7,352	7,623
令和3年度	39,705	24,104	7,623	7,978
令和4年度	42,698	26,461	7,623	8,614
令和5年度	40,761	24,420	7,623	8,718
令和6年度	40,142	24,196	7,623	8,323

(4) 枝肉市場成績（米沢市営食肉市場）

(税抜)

区分	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市場回数		29	29	29	29	29
取引頭数		1,965	2,031	2,050	2,050	2,111
取引金額 (千円)		2,265,758	2,458,316	2,653,636	2,653,636	2,559,805
一頭当たり平均価格(円)		1,153,058	1,210,397	1,294,457	1,294,457	1,212,603

農業生産基盤整備対策

農業生産に必要な優良農地と農業用水を確保するため、その整備水準を高め、生産性の向上を通じて農業生産の体質強化を図るとともに、担い手育成等の構造政策を推進する。

また、農地や農業施設の持つ水資源の涵養、洪水防止、自然環境保全等多面的機能の十分な発揮に向けた事業の展開を図る。

(1) 農業用水施設整備補修事業（米沢市農業用水施設整備補修事業費補助金）

近年、特に中山間部農村における農業従事者の高齢化や農家数の減少により、農業水利施設の維持・管理に要する費用負担が過重になってきている現状をふまえ、その費用の補助を通じて地域環境の整備保全を図ることを目的とする。

主に中山間部の農業用水施設を維持管理している団体に対し、整備補修に要する経費が15万円以上である場合、3分の1を乗じて得た額以内を補助金として予算の範囲内で交付する。

年 度	交付団体数	事 業 費 (円)	市補助金 (円)	団 体 名	工事概要
令和2年度	1	726,000	242,000	矢子堰組合	法面・水路補修工
令和3年度	4	2,504,904	833,000	矢子堰組合 ほか3地区	法面・水路補修工外
令和4年度	0	0	0		
令和5年度	2	2,260,000	752,000	矢子堰組合 (株)宮坂ポリマー	水門補修工外
令和6年度	0	0	0		

(2) 多面的機能支払交付金

本交付金は、平成25年度までの「農地・水保全管理支払交付金」が平成26年度より移行したものであり、前交付金同様、農業・農村が有する国土・自然環境の保全等の多面的機能の維持・発揮を図るものである。

近年の農村地域が抱える過疎化・高齢化等の進行により集落機能が低下しており、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理の負担を軽減し、担い手農家への農地集積を円滑に行うため、地域資源の基礎的保全や質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動等を、国と地方が一体となって支援するものである。

事業期間	平成19年度～令和6年度
事業内容	地域資源の基礎的保全活動（農地維持支払交付金） 地域資源の質的向上を図る共同活動（資源向上支払交付金（共同）） 施設の長寿命化のための活動（資源向上支払交付金（長寿命化））
負担割合	国50% 県25% 市25%

令和2年度実績（多面的機能支払交付金）

事業種目	交付対象 面積(ha)	事業費（千円）				備 考
		国	県	市	計	
農地維持	2,671	39,895	19,947	19,947	79,789	35組織(高畠町飛び地2組織含む)
共同活動	346	2,901	1,450	1,450	5,801	10組織
長寿命化	2,576	38,765	19,382	19,382	77,529	30組織
計		81,561	40,779	40,779	163,119	

令和3年度実績（多面的機能支払交付金）

事業種目	交付対象 面積(ha)	事業費（千円）				備 考
		国	県	市	計	
農地維持	2,671	39,895	19,947	19,947	79,789	35組織(高畠町飛び地2組織含む)
共同活動	345	2,901	1,450	1,450	5,801	10組織
長寿命化	2,576	38,345	19,172	19,172	76,689	30組織
計		81,141	40,569	40,569	162,279	

令和4年度実績（多面的機能支払交付金）

事業種目	交付対象 面積(ha)	事業費(千円)				備考
		国	県	市	計	
農地維持	2,660	39,731	19,866	19,866	79,463	35組織(高畠町飛び地2組織含む)
共同活動	346	2,901	1,450	1,450	5,801	10組織
長寿命化	2,565	39,625	19,812	19,812	79,249	30組織
計		82,257	41,128	41,128	164,513	

令和5年度実績（多面的機能支払交付金）

事業種目	交付対象 面積(ha)	事業費(千円)				備考
		国	県	市	計	
農地維持	2,667	39,819	19,909	19,909	79,637	35組織(高畠町飛び地2組織含む)
共同活動	352	2,950	1,475	1,475	5,900	10組織
長寿命化	2,569	36,411	18,206	18,206	72,823	30組織
計		79,180	39,590	39,590	158,360	

令和6年度実績（多面的機能支払交付金）

事業種目	交付対象 面積(ha)	事業費(千円)				備考
		国	県	市	計	
農地維持	2,892	42,639	21,320	21,320	85,279	37組織(高畠町飛び地2組織含む)
共同活動	803	6,253	3,126	3,126	12,505	11組織
長寿命化	2,794	38,450	19,225	19,225	76,900	32組織
計		87,342	43,671	43,671	174,684	

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援した。

負担割合 国50% 県25% 市25%

年度	交付対象 面積(a)	交付金(円)				備考
		国	県	市	計	
令和2年度	3,944	1,253,620	626,810	626,810	2,507,240	2団体
令和3年度	4,268	1,346,480	673,240	673,240	2,692,960	2団体
令和4年度	5,905	1,645,900	822,950	822,950	3,291,800	2団体
令和5年度	7,123	1,947,510	973,755	973,755	3,895,020	3団体
令和6年度	8,487	2,380,818	1,190,409	1,190,409	4,761,636	3団体

(4) 県営土地改良事業

農業の生産性の向上、農業総生産の拡大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善を図るために、土地改良事業による農業生産基盤を整備することが必要不可欠である。

また、事業を契機に排水対策等を整備した水田の畑地化も行われており、米以外の収益性の高い作物など畑地化経営も推進している。

○県営塩井地区 農地整備事業(経営体育成基盤整備事業)

事業期間 平成26年度～令和2年度

事業内容 区画整理 A=51.7ha

負担割合 国55% 県27.5% 市10% 地元7.5%

総事業費 893,128千円

地区名	事業名	事業量	事業費(千円)					備考
			国	県	市	地元	計	
塩井	農地整備事業(経営体育成基盤整備事業)	測量設計	57,270	28,635	10,413	7,810	104,128	H26
		工事1式	106,700	53,350	19,400	14,550	194,000	H27
		工事1式	134,200	67,100	24,400	18,300	244,000	H28
		工事1式	121,000	60,500	22,000	16,500	220,000	H29
		工事1式	44,550	22,275	8,100	6,075	81,000	H30
		工事1式	22,000	11,000	4,000	3,000	40,000	R元
		工事1式	5,500	2,750	1,000	750	10,000	R2
計			491,220	245,610	89,313	66,985	893,128	

○県営間坂地区 農村地域防災減災事業(ため池整備事業)

事業期間 平成29年度～令和8年度

事業内容 ため池堤体工 1式 下流水路工 L=820m

負担割合 国55% 県32% 市町11% (米沢市12.42% 川西町87.58%) 地元2%

総事業費 1,251,000千円

地区名	事業名	事業量	事業費(千円)					備考
			国	県	市町	地元	計	
間坂	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)	工事1式	34,100	19,840	6,820 (847)	1,240	62,000	H29 (米沢市)
		工事1式	71,500	41,600	14,300 (1,776)	2,600	130,000	H30 (米沢市)
		工事1式	148,500	86,400	29,700 (3,689)	5,400	270,000	R元 (米沢市)
		工事1式	79,750	46,400	15,950 (1,981)	2,900	145,000	R2 (米沢市)
		工事1式	57,750	33,600	11,550 (1,435)	2,100	105,000	R3 (米沢市)
		工事1式	105,050	61,120	21,010 (2,609)	3,820	191,000	R4 (米沢市)
		工事1式	66,000	38,400	13,200 (1,639)	2,400	120,000	R5 (米沢市)
		工事1式	55,000	32,000	11,000 (1,366)	2,000	100,000	R6 (米沢市)
計			617,650	359,360	123,530 (15,342)	22,460	1,123,000	

○県営米沢1地区 水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)

事業期間 平成30年度～令和8年度

事業内容 受益面積 A=993ha 用排水路工 L=12,552m

負担割合 国50% 県25% 市町10% (米沢市100% 高畠町0%) 地元15%

※施工場所により市町負担割合は変動する

総事業費 702,000千円

地区名	事業名	事業量	事業費(千円)					備考
			国	県	市町	地元	計	
米沢1	水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)	工事1式	10,000	5,000	2,000 (987)	3,000	20,000	H30 (米沢市)
		工事1式	50,000	25,000	10,000 (1,933)	15,000	100,000	R元 (米沢市)
		工事1式	37,000	18,500	7,400 (1,430)	11,100	74,000	R2 (米沢市)
		工事1式	50,000	25,000	10,000 (2,106)	15,000	100,000	R3 (米沢市)
		工事1式	30,000	15,000	6,000 (6,000)	9,000	60,000	R4 (米沢市)
		工事1式	30,000	15,000	6,000 (6,000)	9,000	60,000	R5 (米沢市)
		工事1式	35,000	17,500	7,000 (7,000)	10,500	70,000	R6 (米沢市)
計			242,000	121,000	48,400 (25,456)	72,600	484,000	

○県営矢子堰地区 農村地域防災減災事業(用排水施設等整備事業)

事業期間 令和2年度～令和8年度

事業内容 用排水路工 L=675.5m

負担割合 国55% 県31% 市14%

総事業費 232,000千円

地区名	事業名	事業量	事業費(千円)					備考
			国	県	市	地元	計	
矢子堰	農村地域防災減災事業 (用排水施設等整備事業)	工事1式	14,850	8,370	3,780		27,000	R2
		工事1式	38,500	21,700	9,800		70,000	R3
		工事1式	9,900	5,580	2,520		18,000	R4
		工事1式	24,750	13,950	6,300		45,000	R5
		工事1式	9,950	5,608	2,533		18,091	R6
計			97,950	55,208	24,933	0	178,091	

○県営浅川地区 農地整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)

事業期間 令和4年度～令和11年度

事業内容 区画整理 A=36.5a

負担割合 国62.5% 県27.5% 市10%

総事業費 1,511,000千円

地区名	事業名	事業量	事業費(千円)					備考
			国	県	市	地元	計	
浅川	農地整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)	工事1式	90,625	39,875	14,500		145,000	R4
		工事1式	143,250	63,030	22,920		229,200	R5
		工事1式	393,750	173,250	63,000		630,000	R6
計			627,625	276,155	100,420	0	1,004,200	

地域農業の振興と農業構造の改善

(1) 農用地の有効利用と経営規模の拡大

経済の高度成長の過程で、農村社会と地域住民の生活は兼業化、過疎化、そして混住化が進行し、米の需給調整は農業生産意欲の減退や後継者の他産業への流出、農家労働力が高齢者・婦女子への依存度を高めるなど、農業生産は低下の一途をたどってきた。しかし、この農村地域の現況に活力をあたえ、豊かな村づくりを目指すため、農業経営基盤強化促進対策事業により、意欲的に農業に取り組む者の創意をいかして地域農業を推進し、農用地の確保と農業生産の担い手の育成を図りながら、土地利用や生産の組織化などについて、農家の意向を積み上げ、総合推進方策を定め、濃密的な指導を行うとともに、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、農用地の有効利用と経営規模の拡大を図っている。

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者は、令和6年度末で273経営体(国県認定含む。)である。

(2) 農業振興組合長の委嘱

本市農業行政の円滑な運営を図るため、米沢市農業振興組合長を委嘱し、農業行政について各農家への周知徹底を図っている。

○振興組合長数 160人(令和6年度)

農山村の整備対策

(1) 農業振興地域整備計画

米沢農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地利用計画を基本に農業生産基盤の整備開発、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進、農業近代化施設の整備、就業機会の確保・拡大、農村生活環境の整備など農業及び農村の総合的な振興整備を図るための計画で、昭和47年度から一般啓蒙推進体制の整備、基礎調査等を実施し、昭和48年3月28日農業振興地域の指定を受けた。昭和48年度からは実施整備計画の策定を行い、昭和48年3月30日県知事の認可を得、優良農地の保全と各種振興事業を実施してきた。社会情勢等の変動により、昭和54年度に計画の見直しを行った。その後計画の実施に努めたが、計画策定後7年が経過し、農村部においても兼業化、混住化が益々進み農業情勢が一段と厳しさを増してきたことから、昭和60・61年度において豊かで健康的な農業の推進と調和のある村づくりを目指し、土地利用調整を基本に、生産・生活環境及び自然環境と一体となった農業の振興を図るべく計画の見直しを行った。平成5～6年度において、昭和61・62年度の計画策定後6年が経過し、社会・経済事情が変化したことから計画の見直しを実施し、平成7年3月に計画書を策定した。

平成12年3月に農業振興地域の整備に関する法律が一部改正施行され、概ね5年毎に計画の見直しを行うことが義務付けられたことに伴い、適時見直しを実施している。令和5年度から計画の見直しを進め、令和6年9月に計画書を策定した。

農業振興地域の利用区分（現況）

R6.12.31現在

区分	面積(ha)
農業振興地域	10,576
農用地	4,270
農業用施設用地	23
農振自地地域	6,283

(2) 中山間地域等直接支払事業

中山間地域に位置する農地は、地域の農業生産活動を通じて国土の保全、水源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しているが、一方では農業の担い手不足や高齢化等により耕作放棄地が増加するなど、多面的機能の低下が懸念されている。

そのため、農林水産省では農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するという観点のもとに平成12年度から中山間地域等に位置し一定の要件を満たしている急傾斜農地等に対して交付金を交付する制度を設けた。本市でも、平成12年度において傾斜度が1/20以上で5年間継続して耕作するなど、一定の要件を満たす急傾斜水田のある9集落の間で7協定を締結して事業を実施し、翌13年度には急傾斜水田に連携する傾斜度1/100以上、1/20未満の緩傾斜水田も対象としたほか、新たに急傾斜水田（1集落）を追加し、10集落の間で8協定を締結し事業を実施している。平成17年度から平成21年度までを第2期事業として8集落が実施し、平成22年度から平成26年度までを第3期として7集落が協定締結し実施している。平成27年度からは、第4期として6集落が引き続き平成31年度まで実施し、平成29年度からは1集落が新たに取り組みを開始した。計7集落で実施した。令和2年度から第5期事業として7集落が令和6年度まで実施した。

令和2年度実績

認定協定集落名	協定参加農業者(人)	急傾斜水田面積(m ²)	緩傾斜水田面積(m ²)	交付金の額(円)
山上坊住	5	20,944	—	439,824
南原大白布	10	56,551	12,987	1,291,467
南原大平	7	91,393	30,333	2,161,917
三沢東下(東中)	19	106,441	71,378	2,806,285
三沢東入	3	34,800	1,983	746,664
三沢東側	3	17,345	—	364,245
山上小峡	3	14,116	2,664	254,197
合計	50	341,590	119,345	8,064,599

令和3年度実績

認定協定集落名	協定参加農業者(人)	急傾斜水田面積(m ²)	緩傾斜水田面積(m ²)	交付金の額(円)
山上坊住	5	20,944	—	439,824
南原大白布	10	57,493	15,268	1,329,497
南原大平	7	91,393	30,333	2,161,917
三沢東下(東中)	19	106,441	71,378	2,806,285
三沢東入	3	34,800	1,983	746,664
三沢東側	3	17,345	—	364,245
山上小峡	3	14,116	2,664	254,197
合計	50	342,532	121,626	8,102,629

令和4年度実績

認定協定集落名	協定参加農業者 (人)	急傾斜水田面積 (m ²)	緩傾斜水田面積 (m ²)	交付金の額 (円)
山上坊住	5	20,944	—	439,824
南原大白布	10	57,493	15,268	1,329,497
南原大平	7	91,393	30,333	2,161,917
三沢東下(東中)	19	106,441	71,378	2,806,285
三沢東入	3	34,800	1,983	746,664
三沢東側	3	17,345	—	364,245
山上小峠	3	14,116	2,664	254,197
合 計	50	342,532	121,626	8,102,629

令和5年度実績

認定協定集落名	協定参加農業者 (人)	急傾斜水田面積 (m ²)	緩傾斜水田面積 (m ²)	交付金の額 (円)
山上坊住	5	20,944	—	439,824
南原大白布	9	57,493	15,268	1,329,497
南原大平	7	91,393	30,333	2,161,917
三沢東下(東中)	18	106,441	71,378	2,806,285
三沢東入	3	34,800	1,983	746,664
三沢東側	3	17,345	—	364,245
山上小峠	3	14,116	2,664	254,197
合 計	48	342,532	121,626	8,102,629

令和6年度実績

認定協定集落名	協定参加農業者 (人)	急傾斜水田面積 (m ²)	緩傾斜水田面積 (m ²)	交付金の額 (円)
山上坊住	5	20,994	—	439,824
南原大白布	9	57,493	15,268	1,329,497
南原大平	7	91,393	30,333	2,161,917
三沢東下(東中)	18	106,441	71,378	2,806,285
三沢東入	3	34,800	1,983	746,664
三沢東側	3	17,345	—	364,245
山上小峠	3	14,116	2,664	254,197
合 計	48	342,532	121,626	8,102,629

農業金融

農業金融の主なものとしては、農業経営基盤強化資金、農業近代化資金があり、その他、災害に係る制度等がある。

農業経営基盤強化資金は、一般的な金融機関が融通することの困難なものに融資するもので、構造改善推進、経営の改善拡大、土地改良資金、さらに自作農維持などのために、長期低利で貸付られている。

農業近代化資金は山形おきたま農業協同組合など系統金融機関の資金を活用し、その利子の一部を国、県が補給又は債務保証の措置により融資の円滑化を図るもので、市では、農業信用基金協会へ、平成14年度まで1,055万円を出資しており、協会では融資に対し、協会への出資額の20倍を限度に債務保証がなされている。

災害・経営安定対策資金及び農林漁業天災対策資金は、災害等により、経営に影響を受けた農林漁業者に対し、再生産及び経営の維持安定のために資金を融通する金融支援策で、市町村と県による利子補給に加え、融資機関の負担により貸付利率を原則無利子とする仕組みとなっている。

年度 種類(千円)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	貸付額(千円)								
農業経営基盤強化資金	5	600,000	2	600,000	7	141,500	—	—	—	—
農業近代化資金	18	187,279	14	71,246	16	170,048	14	50,758	6	25,427
災害・経営安定対策資金 (平成29年の大雪)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
災害・経営安定対策資金 (令和2年12月からの大雪)	1	842	—	—	—	—	—	—	—	—
農林漁業天災対策資金 (令和3年4月からの降霜及び降ひょう)	—	—	1	1,000	—	—	—	—	—	—
災害・経営安定対策資金 (令和3年の米価下落対策)	—	—	2	2,300	—	—	—	—	—	—
災害・経営安定対策資金 (令和3年の生産資材等高騰対策)	—	—	4	1,660	—	—	—	—	—	—
農林漁業天災対策資金 (令和4年8月の大雨等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
災害・経営安定対策資金 (令和4年8月の大雨等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農林漁業天災対策資金 (令和6年高温等被害対策)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

令和6年度利子助成・補給状況

資金種類等	対象融資機関等	利子助成・補給(円)	うち市支出分(円)
農業経営基盤強化資金利子助成補助金	該当認定農業者	451,791	225,902
農業競争力強化利子助成補助金	該当認定農業者	6,145,998	2,058,920
農林漁業天災対策資金利子補給補助金(降霜・降ひょう被害対策)	貸付金融機関	4,633	1,553
災害・経営安定対策資金利子補給補助金(大雪被害緊急対策)	貸付金融機関	4,748	1,591
災害・経営安定対策資金利子補給補助金(生産資材等高騰対策)	貸付金融機関	4,036	1,352

3. 林業振興対策

林業の現況

本市の森林面積は、41, 958haで市域の約76%を占めている。

その保有状況は国有林9, 643ha(23.0%)、民有林32, 316 ha(77.0%)となっている。民有林のうち人工林面積は8, 029haで、人工林率は約25%と県平均の約39%に比べ低い。

また、本市の森林は山形県の最南端で最上川の最上流部に位置するところから、木材生産等の経済的機能のみならず、国土保全、水源涵養、保健休養、地球温暖化防止等の公益的機能発揮の面からも、地域住民の生活と地域産業の発展に欠かせない重要な役割を果している。

しかし、林業における、造林、素材生産などの総体的停滞現象は極めて深刻で、森林所有者の高齢化、病害虫の被害等、林業をとりまく諸情勢は極めて厳しいものがある。

このような中で、林業の再生を図るには、森林資源の循環利用の促進及び木材関連産業の活性化が必要不可欠であることから、公共建築物も含めた住宅等への地域産木材の積極的な利用と、需要拡大を図っていくことが重要である。

森を育て・森に触れながら、木を使い・木に触れ合う暮らしを目指し、計画的な森林施業の定着、施業地の集約化と路網整備の進展による低コスト作業システムの確立、再生可能エネルギーである木質バイオマスの利用等、持続可能な森林経営の確立を推進するとともに、森林の境界明確化を図りながら森林経営計画の策定を推進し、地域林業振興の中核となるべき米沢地方森林組合の育成、強化を図っていく必要がある。

米沢市の保有形態別森林面積と蓄積

区分		総面積		総蓄積		1ha当たり 蓄積(m ³)	
		実数(ha)	構成比(%)	実数(m ³)	構成比(%)		
国	有	林	9, 643	23.0	1, 013, 000	14.3	105.1
民 有 林	公 有 林	県 有 林	507	1.2	220, 999	3.1	435.9
	市 有 林	571	1.4	94, 737	1.3	165.9	
	財 産 区 有 林 等	161	0.4	30, 447	0.4	189.1	
	小 計	1, 239	3.0	346, 183	4.9	279.4	
	森 林 総 合 研 究 所 森 林 整 備 セ ン タ ー	448	1.1	114, 079	1.6	254.6	
	(公財)やまがた森林と緑の 推進機構〔旧林業公社〕	1, 572	3.7	506, 143	7.1	322.0	
	私 有 林	29, 057	69.3	5, 117, 595	72.1	176.1	
	計	32, 316	77.0	6, 084, 000	85.7	188.3	
合 計		41, 958	100.0	7, 097, 000	100.0	169.1	

(注) 総面積及び国有林の総蓄積は、山形県林業統計（令和5年度）による。

単位未満四捨五入のため、各数の計と合計は一致しない場合がある。

民有林振興

林業構造改善事業や中核林業振興地域育成特別対策事業、森林総合整備事業、林業山村活性化林業構造改善事業等をそれぞれ導入して、山村地域の生活環境整備・生産基盤の整備等を図ってきた。

また、令和4年度から令和13年度を計画期とする「米沢市森林整備計画」に基づき、森林境界明確化も含めた森林経営計画の策定など、民有林の総合的な振興を図る。

具体的には、森林資源の木材利用として公共建築物や住宅への利用促進、木質バイオマスエネルギーの利用も含せて図っていくことによる山主への利益還元と共に、森林病害虫獣対策として松くい虫、ナラ枯れ等の防除やクマ剥ぎ対策も含せて、里山の保全・活性化に取り組んでいる。

その他、多面的機能の発揮できる森林の状態のまま後世に引き継いでいくため、みどり環境交付金を活用した市民参加による森づくり活動により、森林保全意識の高揚を図っている。

また、森林環境譲与税を活用し、航空レーザ測量解析結果等を基礎資料しながら、森林整備箇所の優先順位を決めて、森林整備を推進する。

民有林造林の現況

再造林・拡大造林別造林の推移

(単位 : ha)

区分 年度	補助造林			自力造林			総数		
	再造林	拡大造林	計	再造林	拡大造林	計	再造林	拡大造林	計
令和2年度	1.31	-	1.31	24.31	-	24.31	25.62	-	25.62
令和3年度	5.33	-	5.33	45.31	-	45.31	50.64	-	50.64
令和4年度	2.91	-	2.91	18.76	-	18.76	21.67	-	21.67
令和5年度	4.90	-	4.90	14.94	-	14.94	19.84	-	19.84
令和6年度	3.12	-	3.12	-	-	-	3.12	-	3.12

米沢市森林保育推進事業

森林の保育・間伐及び森林作業道の新設に対し60%の補助金を交付する。このことにより、森林整備の促進及び林業の活性化を図る。令和2年度より森林環境譲与税を活用し実施している。

年度	人工林 造成 (ha)	更新伐 (ha)	雪起こし (ha)	下刈り (ha)	除伐 (ha)	切り捨 間伐 (ha)	搬出 間伐 (ha)	枝打ち (ha)	森林 作業道 (m)	補助金 (千円)
令和2年度	-	1.91	-	0.22	-	-	2.02	-	297.5	1,700
令和3年度	0.72	2.11	-	3.38	-	-	3.29	-	296	2,936
令和4年度	0.33	0.48	-	6.35	-	-	0.53	-	1077.8	2,976
令和5年度	-	0.54	-	7.66	-	-	1.63	-	830.4	2,997
令和6年度	0.10	1.00	-	7.93	-	-	0.16	-	203.7	1,943

市有林整備事業

施業計画に基づき、市所有人工林の枝打、除伐、間伐等の保育整備を実施し木材生産機能を初めとする森林の有する多面的機能の発揮を図っている。

令和5年度は国交付金を活用し市有林長峯山の間伐を実施した。产出された間伐材は南成中学校の建設等に活用を予定している。

市有林造林実績

区分 年度	植栽(ha)	保育(ha)	森林作業道(m)	事業費(千円)
令和2年度	-	5.60	-	1,177
令和3年度	-	0.86	-	228
令和4年度	-	-	-	-
令和5年度	-	11.63	1,663	18,997
令和6年度	-	-	1,138	3,965

委託経営林の現況

地区分	位 置	面積(ha)	摘要
下 菅	万世町梓山字下菅5485	21.39	
中 菅	〃 中菅5499	11.68	
上 菅	〃 上菅5500	1.57	
釜 柴	〃 釜柴5488	17.04	
道 歸	万世町梓山字道歸5489	8.05	
大 筚 篠	〃 大笊篠5486	22.37	
立 岩	〃 立岩5535外	26.24	
長 峯 山	大字口田沢字長峯一3153外	24.25	
滝 の 沢	〃 滝の沢3122-9外	5.57	
庄 の 沢	広幡町上小菅字庄の沢1915-16	0.45	
三 つ 森	大字口田沢三つ森3113-4外	33.91	明治百年記念
黒 岩	大字築沢黒岩7072-133	35.38	米沢信用金庫50周年記念事業
岡 原 西	大字築沢字岡原西7054-2外	21.76	
長 谷	大字関長谷3939-1外	59.65	
計		289.31	

分収林の現況

地区分	位 置	面積 (ha)	摘要
小荒沢	大字入田沢字小荒沢1636-4	79.91	官行造林
滝の沢	大字口田沢字滝の沢3123-1	99.00	〃
松尾沢	大字口田沢字松尾沢3124	42.13	公社造林
計		221.04	

林業構造改善事業

本市の林業の現況で明らかなとおり、外材輸入の増大、木材価格の低迷、林業労働力の不足など林業をめぐる諸情勢は厳しく、林業生産は育林、素材生産など総体的停滯現象は極めて深刻なものがある。

この現状を直視し、今後の経済社会の動向と山村及び地域の産業経済の計画、進展を考慮し、本市林業のあるべき姿を長期的に描いて、本市林業の増大、経営の近代化、林業労働者の所得の向上、組織体制の強化と併せ、公益的機能の増大に資するよう林業の生産、構造、流通、保全など林業の各般にわたり総合的に展開することが基本的方向にある。

昭和59年度より8ヵ年計画で新林業構造改善事業を、また平成4年度より4ヵ年計画で林業山村活性化林業構造改善事業を導入し、森林組合を中心とした森林所有者の協業による生産活動を活発にして、林業情勢に対応しつつより効果的な調和のとれた林業経営ができるよう諸事業を実施してきている。

木材工芸品等加工展示施設（笹野民芸館）の利用状況 開設：昭和59年12月

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4,149人	4,561人	5,672人	5,556人	5,464人

・位置 米沢市笹野本町5208番地2

(施設の概要) 　・木造2階建 延床面積 1階175.56m² 2階109.31m² 計284.87m²
　・敷地面積 979.72m²

地産木材使用住宅等建築奨励事業

市では、保育を中心とする森林整備事業を各種展開しているが、木材価格の低迷等から森林所有者の森林整備に対する意欲が衰えている。このため地産木材(以降「米沢産材」)利用を促進する制度を作り、森林整備の推進及び林業の振興を図る。

平成21年度より米沢産材を使用する住宅等を市内で建築又は改築する建築主へ補助金を交付しており、令和6年度の規定では米沢産材の購入費が30万円以上のものが対象で、補助限度額を20万円としている。

令和5年度よりゼロカーボンシティの実現や山村の活性化等、持続可能な社会の実現に向け本市と連携・協力を図る「建築物木材利用促進協定」を締結した建設業者等(以降「協定締結業者」)から建築主へ当補助制度の利用を働きかけてもらうことにより、当事業の目的達成に寄与する。

なお、協定締結事業者が施工する場合は補助限度額を30万円に拡充している。

年度	事業内容	事業費(千円)
令和2年度	地産木材使用住宅等建築奨励事業(住宅) 7戸	1,050
令和3年度	地産木材使用住宅等建築奨励事業(住宅) 9戸	1,400
令和4年度	地産木材使用住宅等建築奨励事業(住宅) 6戸	1,200
令和5年度	地産木材使用住宅等建築奨励事業(住宅) 5戸	1,400
令和6年度	地産木材使用住宅等建築奨励事業(住宅) 7戸	2,100

木質バイオマス燃焼機器設置事業

市民の木材利用の促進及び森林資源循環型ライフスタイルの定着と、ゼロカーボンの実現を目指すとともに、地元林業の活性化を図るため、薪ストーブまたはペレットストーブの購入、設置に係る費用に対し補助を行った。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
薪ストーブ (単位:件)	9	8	2
ペレット (単位:件)	25	16	8
合計	34	24	10

都市部への木製品等販路拡大事業

市内産木材及び木製品の販路拡大により、市内木製品製造業者のPRと底上げを図り、もって木材産業界の発展と木材の使用量の増加による森林整備の促進のため、都市部への販路拡大事業を実施している。

*東京都港区との協定締結

協定の締結日	令和5年10月26日
協定締結自治体数	78自治体(令和7年4月1日現在)
県内締結自治体	金山町、白鷹町、米沢市
協定内容・効果	協定自治体で生産、加工され、本協定に基づき登録された木材や木製品等を港区内の建築物等に使用することで、建築業者は港区から補助や表彰を受けることができる。それにより、本市の木材等の使用を促すことで市内業者の販路拡大の機会の創出とPR、木材の使用増加に伴う森林整備の促進に繋げる。

森林環境譲与税と森林経営管理制度促進事業

森林環境譲与税譲与（見込）額

令和6年度より森林環境税の課税が始まり、本市への配分は満額となった。今後の統計調査や実際の収入額に応じて配分額は変わる可能性もあるが、現時点での見込額を掲載している。

また、譲与額は、①私有林人工林面積、②林業就業者数、③人口の割合に応じて配分される。

	R2決算額	R3決算額	R4決算額	R5決算額	R6決算額	R7予算額	R8見込額
譲与額全体 (単位：億円)	400	400	500	500	630	689	600
市譲与（見込）額 (単位：千円)	31,382	31,317	38,432	38,432	50,574	55,486	45,984

森林経営管理制度の促進に係る実施事業内容

年度	事業内容	事業費（千円）
令和2年度	森林境界明確化等森林経営管理制度促進業務 実施林班：245林班、実施面積：27ha、実施内容：境界素図作成	3,787
令和3年度	航空レーザ測量等森林経営管理制度促進業務（レーザ測量） 実施範囲：市内民有林全域、総事業費：100,397千円（5年分割）	20,079
令和3年度	森林境界明確化促進業務 実施林班：245林班、実施面積：27ha、実施内容：地元説明会	3,355
令和4年度	航空レーザ測量等森林経営管理制度促進業務（森林解析） 実施範囲：市内民有林全域、総事業費：100,397千円（5年分割）	20,079
令和4年度	森林境界明確化促進業務 実施林班：433林班、実施面積：74ha、実施内容：素図作成	3,513
令和4年度	森林経営管理意識調査業務 アンケート送付総数：3,881件、回収率：48.3%	9,125
令和5年度	航空レーザ測量等森林経営管理制度促進業務（森林評価、素図作成） 実施範囲：市内民有林全域、総事業費：100,397千円（5年分割）	20,079
令和5年度	森林境界明確化促進業務 実施林班：12林班の一部、実施面積：2.76ha	1,753
令和6年度	航空レーザ測量等森林経営管理制度促進業務（素図作成） 実施範囲：市内民有林全域、総事業費：100,397千円（5年分割）	20,079
令和6年度	森林資源追加解析業務 森林資源解析の対象範囲に現況が人工林である箇所を追加した。	3,905
令和6年度	森林経営管理意向調査業務 実施林班：245林班 意向調査送付総数：26件 回収率：73.1%	2,673

森林環境譲与税基金積立状況

当年度譲与額から事業費を差し引いた残額を基金に積立て、後年度の森林整備等に充てる。

	R2末残高	R3末残高	R4末残高	R5末残高	R6末残高
基金残高 (単位：千円)	29,390	31,883	10,463	18,421	37,017

新生児への木製品贈呈事業

令和2年4月2日以降の市内出生者を対象として、家族ぐるみで乳幼児から木に親しみを持つきっかけづくりとするため、地産材を活用した玩具等の木製品を贈呈している。今後は、事業開始から数年が経ったことから、市内木製品製造業者への声掛け等を行いながら、新規参入やブラッシュアップを行っていく。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配布者数 (単位：人)	208	417	419	413	354
事業費 (単位：千円)	2,596	2,184	1,332	2,228	1,614

みどり環境交付金事業

平成19年度に創設された山形県みどり環境税を財源とした山形県からの交付金事業で、市町村がそれぞれの地域における住民の意向や実情に基づき独自性を發揮して創意工夫を凝らした森づくりや自然環境保全事業及び森林環境教育等を展開するもので、森林自然環境学習・自然環境の保全活動・豊かな森づくり活動・森林資源の利活用等の事業を実施している。

年度	事業内容	事業費(千円)
令和2年度	森林・自然環境学習では、地区コミセンや学童保育所、小学校等と連携を図り活動を展開し、30団体約2,282人が参加している。豊かな森づくり活動では、間伐材のペレット加工や緩衝林帯の下刈等の整備を実施。	7,689
令和3年度	森林・自然環境学習では、地区コミセンや学童保育所、小学校等と連携を図り活動を展開し、36団体約977人が参加している。豊かな森づくり活動では、緩衝林帯の下刈等の整備を実施。	6,960
令和4年度	森林・自然環境学習では、地区コミセンや学童保育所、小学校等と連携を図り活動を展開し、22団体約1,296人が参加している。豊かな森づくり活動では、緩衝林帯の下刈等の整備を実施。	5,396
令和5年度	森林・自然環境学習では、地区コミセンや学童保育所、小学校等と連携を図り活動を展開し、28団体約1,483人が参加している。豊かな森づくり活動では、緩衝林帯の下刈等の整備を実施。	5,382
令和6年度	森林・自然環境学習では、地区コミセンや学童保育所、小学校等と連携を図り活動を展開し、24団体約1,466人が参加している。豊かな森づくり活動では、緩衝林帯の下刈等の整備を実施。	3,701

緑化推進

緑の募金

緑の募金は毎年、春の新緑時期に企業や市民に広く呼びかけ、寄せられた募金で市民の自主的な「森林づくり・緑づくり」活動の支援のために活用されている。

令和6年度は569千円の募金が寄せられ、公益社団法人 国土緑化推進機構が40%、置賜林業推進協議会10%、緑の募金運動米沢市支部は50%の割合で配分され、主に公共性のある施設等への緑化や里山での森づくりなどの森林整備や緑化推進に役立てられている。

健康とゆとりの森整備事業

(生活環境保全林「白布憩いの森」)

昭和50年度から55年にかけて県で造成し、昭和55年4月に県と市が維持管理協定を締結し、昭和59年度から関生産森林組合に委託している。

・位 置 米沢市大字関地内

(施設の概要) ・面積10ha・自然林造成地1.18ha・林内車道430m・トイレ及び給水施設

(市民の森「西向沼」)

市民の森「西向沼」は、米沢市制施行100周年を記念し市民の健康増進と休養福祉のための交流とコミュニティー推進の場として昭和63年度新林業構造改善事業及び平成6年度林業山村活性化林業構造改善事業により整備を行った。

「西向沼」周辺では、みどり環境交付金事業を活用したイベントが開催されている。

・位 置 米沢市大字李山地内

(施設の概要) ・面積12ha(内沼0.7ha) ・東屋2棟・駐車場・トイレ・遊歩道1,203m
・子供の広場

(大森山森林公园)

大森山森林公园は、米沢市のシンボル斜平山の眺望の素晴らしい自然の中で市民が集い憩える場、楽しみながら健康づくりができる場として整備を行ったもので、園内には、木製遊具、東屋が設置され、また、森林の中には遊歩道が整備されており、子供から大人まで十分に楽しめる公園となっている。

- ・公園の位置 米沢市 笹野町字小原山二7494番地
- ・完成年月日 平成6年10月
- (施設の概要)
 - ・面積5.3ha
 - ・駐車場1,900m² (自動車65台)
 - ・運動広場2,250m²
 - ・木製遊具12種類
 - ・遊歩道1,032m
 - ・管理棟
 - ・水洗トイレ・水飲み場・東屋

森林病害虫等防除事業

松くい虫被害は平成16年度のピーク以後減少傾向であり、令和3年度からほぼ被害がない状態で横ばいとなっている。また、ナラ枯れは平成23年度のピーク以後減少傾向であったが、令和元年度増加に転じ、令和3年度からは減少傾向が続いている。カツラマルカイガラムシは平成27年度のピーク以後減少傾向が続いている。

現在、被害は減少傾向にあるものの被害蔓延により、森林の持つ公益的機能が失われる恐れがあるほか、里山の景観が脅かされており、本事業では、補助事業や単独事業により、被害予防対策や伐倒駆除などを実施し、被害拡大の防止と、里山の景観形成の維持及び森林の公益的機能の維持増進を図っている。

さらに、過去の歴史や文化の一端を担っているかけがえのない財産として守り、後世に残していく必要がある市街地の松も、みどり環境税を活用して予防事業を行っている。

年度	事 業 内 容	事業費 (千円)
令和2年度	毎木調査、予防樹幹注入 (ナラ) 伐倒駆除 (松くい虫・ナラ枯れ)	3,529
令和3年度	毎木調査、予防樹幹注入 (ナラ) 伐倒駆除 (松くい虫・ナラ枯れ)	2,369
令和4年度	毎木調査、予防樹幹注入 (ナラ) 伐倒駆除 (松くい虫・ナラ枯れ)	2,478
令和5年度	毎木調査、予防樹幹注入 (ナラ) 伐倒駆除 (松くい虫・ナラ枯れ)	2,710
令和6年度	毎木調査、予防樹幹注入 (ナラ) 伐倒駆除 (松くい虫・ナラ枯れ)	1,786

ようざん桜の杜づくり事業

上杉家とゆかりの深い愛宕地区に新たな桜の名所を整備し、既存の桜の公園の桜の保護や更新等を行い、市民や市外から来訪する方が未来にわたり楽しみ憩うことができる桜の名所「米沢市」を目指していく。

令和元年度には米沢市市制施行130周年並びに上杉鷹山公入部250年記念植樹やきぼうの桜の植樹等を行った。各団体の協力の下、愛宕地区を中心に桜の植樹等を行っている。

年度	事業内容	事業費(千円)
令和2年度	旧愛宕小学校跡地、愛宕神社山頂・中腹及び愛宕ドッグラン・御成山公園への桜の植樹(計35本)	1,822
令和3年度	旧愛宕小学校跡地、愛宕神社山頂・中腹及び愛宕ドッグランへの桜の植樹(計22本)	2,994
令和4年度	愛宕神社参道、桜神社西、愛宕ドッグラン、旧愛宕小学校跡地への桜の植樹(計21本)	1,697
令和5年度	旧愛宕小学校跡地、桜神社西、愛宕神社参道への桜の植樹及び古志田東史跡公園の結婚記念植樹枯損木更新(計27本)	1,549
令和6年度	旧愛宕小学校跡地、愛宕神社参道への桜の植樹及び御成山公園の最上川さくら回廊事業にて植樹した枯損木更新(計21本)	1,200

林道整備事業

林道維持管理事業

木材の生産機能を初めとする森林の多面的機能を発揮するには適切な森林整備が欠かせない。林道は手入れが必要な森林へのアクセスや、機械による効率的整備に不可欠な施設で基幹作業道等も含めた41路線、総延長103,051m(橋梁21基含む)を管理している。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
維持管理費	17,046千円	23,869千円	66,932千円	24,259千円	20,785千円

・令和2年度

林道大峠線道路改良工事を実施し、法面崩壊防止を図った。

・令和3年度

林道普洞沢線大北沢橋補修工事を実施し、橋梁の長寿命化を図った。

・令和4年度

林道湯の花芝倉線及び林道三ツ森線において舗装工事を実施し、路面洗堀防止を図った。

・令和5年度

「林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、市管理の林道橋20基において定期点検を実施した。点検結果により橋梁の健全度の低い温海橋、天狗沢1号橋の補修設計を行った。次年度以降、補修工事により橋梁の長寿命化を図る。

また、滝の沢橋、小北沢橋、元小屋橋の3橋において、塗膜に有害物質であるP C Bが含まれている可能性があったため、分析調査を行った。結果については全ての橋梁で不検出であった。

・令和6年度

市管理の林道橋において定期点検結果により健全度の低い百子沢橋の補修設計を行った。

次年度以降、補修工事により橋梁の長寿命化を図る。

また、林道綱木線において舗装工事を実施し、路面洗堀防止を図った。

4. 青果物地方卸売市場

昭和41年置賜広域農業経済圏整備事業として、公設の青果物市場建設が計画され、昭和43年市開発公社により用地取得、昭和45年4月から市場業務を開始した。

令和6年度における取扱状況は次のとおりである。

取 扱 総 量	8,122.3 t
うち そ菜 果実 その他	4,973.6 t 3,140.6 t 8.2 t

取 扱 総 額	3,204,444.6 千円
うち そ菜 果実 その他	1,295,771.6 千円 1,860,083.6 千円 48,589.4 千円

地 場 物 取 扱 量	911.7 t
うち そ菜 果実	768.9 t 142.8 t

地 場 物 取 扱 額	351,236.6 千円
うち そ菜 果実	265,737.5 千円 85,499.1 千円

○施設の概要

建 設 敷 地 面 積	1億3千万円 12,485m ²	パ ツ ケ 一 ジ 室 卸 売 場	180m ² 1,446m ²
卸 売 人 事 務 室 (更衣室含む)	333m ²	買 荷 冷 藏 庫	132m ² 232m ²
宿 直 室	32m ²	そ の 他	306m ²
卸 売 人 事 務 室 計	365m ²	倉 庫 面 積	164m ²
会 議 室	70m ²	駐 車 場	3,320m ²
管 理 事 務 室	57m ²	駐車場(市専用、米沢青果職員専用)	810m ²
管 理 事 務 所 計	127m ²	消 雪 パ イ プ 総 延 長 ゴ ミ 置 場	518m 43m ²

○委託手数料

そ菜 (きのこを含む) 及びその加工品	売上金額の100分の8.5
果実及びその加工品	〃 〃 7.0
花 卉	〃 〃 8.5
鳥卵及びその他の加工品	〃 〃 3.0

○市場施設の使用料

R1.10.1～

種 別	使 用 料 の 額
卸 売 人 市 場 使 用 料	売上金額の1,000分の3に相当する額
卸 売 場 使 用 料	1平方メートルにつき 月額 143円
パ ツ ケ 一 ジ 室 使 用 料	〃 〃 143円
買 荷 保 管 庫 使 用 料	〃 〃 143円
冷 藏 庫 使 用 料	〃 〃 440円
卸 売 人 事 務 室 使 用 料	〃 〃 495円
宿 直 室 使 用 料	〃 〃 495円
更 衣 室 使 用 料	〃 〃 495円
倉 庫 使 用 料	〃 〃 143円

野菜品目別取扱順位表（総数）

1 野菜品目別取扱数量順位表

順位	品 目	数量 (kg)	比率 (%)
1	玉ねぎ	1,017,070	20.4
2	きゅうり	625,924	12.6
3	キャベツ	543,652	10.9
4	ばれいしょ	361,524	7.3
5	白菜	274,918	5.5
6	ニンジン	260,480	5.2
7	だいこん	211,076	4.2
8	レタス	159,084	3.2
9	ねぎ	152,931	3.1
10	トマト	130,011	2.6
11	サツマ芋	104,542	2.1
12	ほうれん草	101,660	2.0
13	その他茸類	88,468	1.8
14	とうもろこし	76,169	1.5
15	かぶ	69,399	1.4
16	その他の	796,646	16.2
	合 計	4,973,554	100.0

2 野菜品目別取扱金額順位表

順位	品 目	金額(円)	比率 (%)
1	きゅうり	228,664,006	17.6
2	玉ねぎ	133,134,624	10.3
3	キャベツ	77,856,458	6.0
4	ばれいしょ	67,167,669	5.2
5	トマト	55,015,704	4.2
6	ねぎ	52,168,639	4.0
7	ニンジン	52,081,851	4.0
8	ほうれん草	47,006,323	3.6
9	その他茸類	45,747,575	3.5
10	その他蔬菜	44,303,890	3.4
11	白菜	30,738,400	2.4
12	ブロッコリー	30,169,839	2.3
13	レタス	28,629,657	2.2
14	だいこん	28,068,912	2.2
15	サツマ芋	23,072,023	1.8
16	その他の	351,946,068	27.3
	合 計	1,295,771,638	100.0

果実品目別取扱順位表（総数）

1 果実品目別取扱数量順位表

順位	品 目	数量 (kg)	比率 (%)
1	みかん	890,765	28.4
2	いちご	364,725	11.6
3	すいか	340,254	10.8
4	バナナ	270,228	8.6
5	ふじ	163,715	5.2
6	平核無柿	141,166	4.5
7	その他雜かん類	82,343	2.6
8	ラ・フランス	72,674	2.3
9	その他のぶどう類	72,041	2.3
10	その他のメロン	54,354	1.7
11	デコポン	51,408	1.6
12	桃	51,246	1.6
13	幸水	49,143	1.6
14	はっさく	45,759	1.5
15	甘夏みかん	45,233	1.4
16	その他の	445,506	14.3
	合 計	3,140,559	100.0

2 果実品目別取扱金額順位表

順位	品 目	金額(円)	比率 (%)
1	いちご	521,432,203	28.0
2	みかん	374,132,290	20.1
3	その他のぶどう類	101,786,527	5.5
4	その他果実類	95,766,920	5.1
5	すいか	87,732,211	4.7
6	バナナ	78,635,888	4.2
7	ふじ	64,449,541	3.5
8	佐藤錦	53,181,918	2.9
9	平核無柿	51,310,299	2.8
10	桜桃	38,453,783	2.1
11	ラ・フランス	35,672,149	1.9
12	桃	34,479,110	1.9
13	その他のメロン	31,498,270	1.7
14	その他雜かん類	30,004,727	1.6
15	デコポン	27,978,963	1.5
16	その他の	233,568,793	12.5
	合 計	1,860,083,592	100.0

野菜品目別取扱順位表 地場物（米沢）

1 野菜品目別取扱数量順位表

順位	品 目	数量 (kg)	比率 (%)
1	きゅうり	341,685	68.9
2	ほうれん草	15,862	3.2
3	トマト	15,682	3.2
4	ねぎ	15,316	3.1
5	長茄子	12,344	2.5
6	キャベツ	10,195	2.1
7	葉菜類	9,896	2.0
8	白菜	8,716	1.8
9	うす皮茄子	7,702	1.6
10	おかひじき	6,961	1.4
11	かぼちゃ	6,206	1.3
12	だいこん	5,436	1.1
13	ピーマン	5,400	1.1
14	白菜	5,340	1.1
15	ブロッコリー	2,890	0.6
16	その他	26,538	5.0
合 計		496,169	100.0

2 野菜品目別取扱金額順位表

順位	品 目	金額(円)	比率 (%)
1	きゅうり	114,059,154	63.5
2	おかひじき	9,678,106	5.4
3	ほうれん草	9,499,054	5.3
4	トマト	8,724,095	4.9
5	ねぎ	5,295,306	2.9
6	葉菜類	4,898,528	2.7
7	うす皮茄子	4,483,378	2.5
8	長茄子	2,997,297	1.7
9	ピーマン	1,589,446	0.9
10	その他蔬菜	1,424,235	0.8
11	かぼちゃ	1,409,510	0.8
12	雪菜	1,408,882	0.8
13	茄子	1,307,057	0.7
14	キャベツ	1,186,963	0.7
15	ブロッコリー	939,792	0.5
16	その他	10,780,558	5.9
合 計		179,681,361	100.0

果実品目別取扱順位表 地場物（米沢）

1 果実品目別取扱数量順位表

順位	品 目	数量 (kg)	比率 (%)
1	ぶじ	18,232	36.3
2	早生りんご	8,316	16.5
3	中生りんご	4,573	9.1
4	その他のぶどう類	3,000	6.0
5	佐藤錦	2,867	5.7
6	紅玉	2,123	4.2
7	ラフランス	1,577	3.1
8	栗	1,527	3.0
9	西洋なし	1,331	2.6
10	キャンベルアーリー	1,318	2.6
11	その他のりんご類	1,088	2.2
12	桜桃	667	1.3
13	梅	619	1.2
14	つがる	547	1.1
15	その他の甘柿	346	0.7
16	その他	2,123	4.4
合 計		50,254	100.0

2 果実品目別取扱金額順位表

順位	品 目	金額(円)	比率 (%)
1	佐藤錦	7,482,704	29.3
2	ぶじ	5,679,331	22.2
3	早生りんご	2,948,000	11.5
4	その他のぶどう類	2,148,671	8.4
5	桜桃	2,055,662	8.0
6	中生りんご	1,345,594	5.3
7	キャンベルアーリー	550,530	2.2
8	栗	523,611	2.0
9	紅玉	502,092	2.0
10	その他のりんご類	471,960	1.8
11	その他木草実類	363,756	1.4
12	ラフランス	267,840	1.0
13	いちご	260,161	1.0
14	西洋なし	258,876	1.0
15	梅	170,143	0.7
16	その他	526,826	2.2
合 計		25,555,757	100.0

建設

建設

1. 土木事業

道路・橋梁の現況

(令和7年3月31日現在)

区分	実延長 (m)	舗装道		橋梁					
		延長 (m)	舗装率 (%)	総数 (個)	(m)	永久橋 (個)	(m)	木橋 (個)	(m)
総 数	954,356	879,216	92.1	473	12,027	472	11,987	1	40
東北中央自動車道	22,226	22,226	100.0	17	1,442	17	1,442		
直 輳	19,006	19,006	100.0	13	1,361	13	1,361		
NEXCO 東日本	3,220	3,220	100.0	4	81	4	81		
国 道	61,710	61,710	100.0	44	2,713	44	2,713		
直 輳	23,788	23,788	100.0	12	653	12	653		
県 管 理	37,922	37,922	100.0	32	2,060	32	2,060		
県 道	161,256	136,461	84.6	111	3,642	111	3,642		
主要地方道	43,664	43,664	100.0	27	1,282	27	1,282		
一般道	117,592	92,797	78.9	84	2,360	84	2,360		
市 道	709,164	658,819	92.9	301	4,230	300	4,190	1	40

市道幅員別状況

区 分	延 長 (m)	面 積 (m ²)
幅 員 5.5m以上	238,187	2,357,659
〃 5.5m未満]	300,073	1,646,700
〃 3.5m以上]	170,904	614,743
計	709,164	4,619,102

【橋梁補修】
建設－3路線－91,826千円
維持－2路線－ 1,379千円

道路橋梁、水路の新設改良等実績

区分	年度	R5			R6		
		路線	延長(m)	事業費(千円)	路線	延長(m)	事業費(千円)
道 路 改 良		8	597.9	297,064	11	1,010.7	376,191
道 路 舗 装		3	2,157.5	109,913	2	500.0	27,344
側 溝 整 備		5	211.7	29,440	3	212.9	27,581
道 路 補 修		-	-	200,133	-	-	164,947
橋 梁 新 設		-	-	-	-	-	-
水 路 改 良		-	-	-	-	-	-
流 雪 溝 整 備		2	232.5	43,914	2	265.3	26,165
橋 梁 補 修		11	-	102,459	5	-	93,205
道 路 災 害 復 旧		2	46.0	79,057	1	-	3,178
橋 梁 災 害 復 旧		1	59.6	175,718	1	59.6	42,240
河 川 災 害 復 旧		-	-	-	-	-	-

交通安全施設

区分	年度	R6
歩道改修	0 (m)	
外側線等新設	27,750 (m)	
道路反射鏡	7 (基)	
道路照明灯	1 (基)	
事業費	16,290 (千円)	

除雪対策

本市における冬期間の安全な道路交通の確保を図るため、毎年、除雪計画書を作成し、各地区的代表者や学校、観光、商工等の代表者を役員とし、市長を会長として構成された米沢市除雪対策協議会や除雪地区説明会で周知を図っている。また、市内38の建設業者等と委託契約し、除排雪作業を行っている。

除雪対策事業費

年度	総額(千円)	委託料全体(千円)
R2	1,238,735	1,192,675
R3	1,614,379	1,537,300
R4	1,097,496	1,023,960
R5	627,098	311,026
R6	1,984,253	1,794,497

降雪累計

年度	最終降雪累計(cm)
R2	719
R3	686
R4	544
R5	348
R6	706

除雪指定路線・雪捨場

年度	除雪指定路線				指定雪捨場		除雪機械(台)	
	車道		歩道		箇所数	面積(m ²)		
	路線数	延長(km)	路線数	延長(km)				
R2	759	612.77	71	73.53	8	86,153	タイヤドーザー他	301
R3	761	614.42	72	73.59	8	86,153	タイヤドーザー他	304
R4	765	613.55	73	73.69	8	86,153	タイヤドーザー他	309
R5	768	614.03	73	73.60	8	86,153	タイヤドーザー他	315
R6	778	613.30	71	76.55	8	86,153	タイヤドーザー他	317

消雪及び流雪溝の状況

種別	消雪施設				融雪施設		流雪溝
	延長(m)		水源		延長(m)		延長(m)
			車道	歩道	車道	歩道	
国道	0	930	深井戸による地下水	3カ所	75	189	0
直轄	0	930	深井戸による地下水	3カ所	0	112	0
県管理	0	0			75	77	0
県道	10,704	0	深井戸による地下水	30カ所	791	4,232	21,087
主要道	4,098	0	深井戸による地下水	10カ所	615	2,572	9,020
一般	6,606	0	深井戸による地下水	20カ所	176	1,660	12,067
市道	716	0	深井戸による地下水	3カ所	961	523	74,841

2. 都市計画事業

米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画

本マスタープランは都市計画法第18条の2に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針や、目指すべき都市の将来像を示す計画として、令和2年12月に策定・公表している。将来都市像「健康で安全・安心に暮らせる、魅力あふれる交流拠点都市、米沢」、都市づくりの基本理念「自然・歴史・文化と都市とが調和する、持続可能なまちづくり」を基本として、「目指すべき都市の骨格構造」、「分野別方針」、「地区別構想」などを定め、都市計画の決定や変更に反映させてることで、計画的な都市基盤づくりを目指す。

併せて、当該マスタープランの一部として都市再生特別措置法第81条に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画として、立地適正化計画を策定・公表している。「居住や都市機能を誘導する区域及び誘導を図る施設」、「これらを誘導するための施策」などを定め、効率的で持続可能な都市経営の実現を目指す。

米沢市都市計画区域

本市は昭和8年に法適用都市の指定を受け、昭和10年に旧上長井村を含めた2,798haが米沢都市計画区域として指定された。昭和28年から30年までに上長井村をはじめ周辺10カ村を合併し、行政区域が拡張したことから、昭和35年に山間部を除いた平坦部のほぼ全域9,754haを都市計画区域とした。その後、市街化傾向、人口動態等に伴う見直しにより、昭和43年に都市計画区域を6,490haに減じた。

昭和44年に都市計画法が施行され、昭和47年に八幡原中核工業団地計画の具体化に伴い都市計画区域を8,830haに変更し、現在に至っている。

用途地域

種類	面積(ha)	容積率	建ぺい率	最低敷地面積(m ²)	外壁後退距離(m)	絶対高さ制限(m)
第一種低層住居専用地域	132	6/10	5/10	200	1.5	10
第二種低層住居専用地域	31	10/10	5/10	200	1.0	12
第一種中高層住居専用地域	334	20/10	6/10	—	—	—
第二種中高層住居専用地域	195	20/10	6/10	—	—	—
第一種住居地域	617	20/10	6/10	—	—	—
第二種住居地域	183	20/10	6/10	—	—	—
準住居地域	14	20/10	6/10	—	—	—
田園住居地域	—	—	—	—	—	—
近隣商業地域	63	30/10	8/10	—	—	—
商業地域	78	40/10	8/10	—	—	—
準工業地域	307	20/10	6/10	—	—	—
工業地域	137	20/10	6/10	—	—	—
工業専用地域	246	20/10	6/10	—	—	—
合計	2,337					

当初決定：昭和12. 4.22

最終決定：平成22. 3.30

特別用途地区

種類	用地地域	面積 (ha)	目的	当初決定 最終決定	当初条例施行 最終条例施行
特別工業地区	第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域	299	地場産業の育成	昭和36. 6. 17 平成22. 3. 30	昭和38. 7. 1 平成 7. 9. 27
特別業務地区	準工業地域	27	卸売業の用途を強化	昭和48. 9. 8 —	— —
大規模集客施設制限地区	準工業地域	307	床面積1万m ² 超の大規模集客施設の立地を制限	平成24. 1. 4 —	平成24. 1. 4 平成30. 4. 1
産業用地保全地区	準工業地域 工業専用地域	219	団地内立地企業の操業環境を保持	平成27. 4. 1 —	平成27. 4. 1 平成30. 4. 1

防火地域及び準防火地域

種類	面積 (ha)	当初決定 最終決定
防火地域	3.4	昭和42. 12. 28 平成24. 3. 1
準防火地域	275	昭和25. 10. 24 平成24. 3. 1

都市計画施設

(1) 道路

計画決定している道路は32路線（総延長118,790m）で、その整備状況は次のとおりである。

区分	名称		幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	当初決定 最終決定
	番号	路線名				
幹線街路	自動車専用道路	1・3・1 福島米沢線	23.5	21,480	10,740	平成元.12.22 平成11.12.24
	3・4・1	米沢駅館山線	18	5,010	230	昭和12.4.24 平成11.12.24
	3・4・2	六部館山線	20	5,700	5,700	昭和41.5.25 平成11.12.24
	3・4・3	万世橋成島線	20	6,940	4,100	昭和41.5.25 平成11.12.24
	3・4・4	窪田諸仏線	18	8,190	410	昭和12.4.24 平成11.12.24
	3・2・5	石垣町塩井線	31	8,100	1,110	昭和12.4.24 平成11.12.24
	3・3・6	万世中田線	28	7,440	2,400	昭和44.4.28 平成22.3.30
	3・4・7	米沢駅元籠町線	16	1,610	860	昭和12.4.24 平成14.7.26
	3・4・8	花沢町西米沢駅線	16	4,260	—	昭和12.4.24 平成11.12.24
	3・4・9	南米沢駅外の内線	16	4,830	3,530	昭和12.4.24 平成11.12.24
	3・4・10	通町花沢線	16	3,810	1,870	昭和41.5.25 平成22.3.30
	3・4・11	上杉神社東寺町線	16	810	320	昭和12.4.24 平成11.12.24
	3・4・13	中田町藤泉線	18	1,770	1,770	平成10.1.23 平成11.12.24
	3・4・14	戸の内美女塚線	16	1,540	1,540	昭和41.5.25 平成11.12.24
	3・4・15	新田橋宮井線	16	1,710	—	昭和44.4.28 平成11.12.24
	3・4・16	万世町関根線	16	3,340	—	昭和41.5.25 平成22.3.30
	3・4・17	太田町藤泉線	20	6,460	—	昭和12.4.24 平成11.12.24
	3・4・18	塩井城西線	16	1,280	—	昭和12.4.24 平成22.3.30
	3・4・19	吹屋敷館山線	16	710	—	昭和41.5.25 平成11.12.24
	3・5・21	戸の内玉庭線	12	2,400	560	昭和12.4.24 平成11.12.24
	3・5・23	通町日の出町線	12	620	270	昭和48.4.13 平成11.12.24
	3・1・24	万世竹井線	50	3,730	2,690	昭和49.11.8 平成11.12.24
	3・2・25	米沢駅東線	30	2,910	2,910	昭和49.11.8 平成11.12.24
	3・5・26	通町線	12	990	990	昭和54.6.30 平成11.12.24
	3・4・27	中田町線	16	1,300	720	昭和56.6.24 平成11.12.24

区分	名称		幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	当 初 決 定
	番号	路線名				最 終 決 定
幹線街路	3・5・28	春日線	12	460	460	昭和61. 9. 17 平成11. 12. 24
	3・2・29	徳町窪田線	38	4, 190	1, 630	昭和61. 9. 16 平成25. 3. 12
	3・4・30	駅前南北線	16	910	910	昭和61. 12. 9 平成11. 12. 24
	3・5・31	中田町小瀬線	12	940	940	平成元. 12. 5 平成11. 12. 24
	3・2・32	六部長手線	32	3, 990	1, 740	平成 7. 10. 20 平成11. 12. 24
区画街路	7・6・1	四中南線	9	380	380	昭和60. 9. 24 平成11. 12. 24
	7・6・2	金池線	9	980	980	昭和60. 9. 24 平成11. 12. 24
計		32路線		118, 790	49, 760	整備率 41. 9%

※ 事業中路線及び4車線を計画する路線で、用地が確保されており、2車線の暫定整備が完了している区間については、事業費換算延長を採用している。

暫定整備路線：1・3・1号福島米沢線、3・2・5号石垣町塩井線、3・2・29号徳町窪田線

3・2・32六部長手線、3・4・3号万世橋成島線

事業費換算延長：対象区間延長×執行済事業費÷全体事業費

(2) 駅前広場

計画決定している駅前広場は4箇所（総面積 21, 600m²）で、その整備状況は次のとおりである。

駅名	鉄道名	計画面積 (m ²)	供用面積 (m ²)	当 初 決 定	都市計画道路名称
米沢駅（東口）	奥羽本線	10, 000	10, 000	平成8. 12. 10 —	3・2・25 米沢駅東線
米沢駅（西口）	米坂線	6, 400	6, 400	昭和12. 4. 24 昭和61. 12. 9	3・4・30 駅前南北線
南米沢駅	米坂線	2, 500	1, 550	昭和41. 5. 25 —	3・4・9 南米沢駅外の内線
西米沢駅	米坂線	2, 700	1, 820	昭和12. 4. 24 昭和41. 5. 25	3・4・8 花沢町西米沢駅線

(3) 駐車場

計画決定している駐車場は2箇所で、その整備状況は次のとおりである。

名 称	計画面積 (m ²)	供用面積 (m ²)	計画台数 (台)	供用台数 (台)	構 造	当 初 決 定
米沢市営中央駐車場	1, 000	1, 464	147	153	地上4層	昭和47. 6. 28 —
米沢市営駅前自転車駐車場	2, 100	2, 100	1, 230	1, 150	地上2層	平成 4. 9. 21 —

(4) 公園

計画決定している公園は28箇所（総面積 178.1ha）で、その整備状況は次のとおりである。

区分	名称		位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定 最終決定	
	番号	公園名					
街区公園	2・2・1	南部公園	本町二丁目	0.34	0.34	昭和24.	3.24
	2・2・2	佐氏泉公園	駅前三丁目	0.21	0.21	昭和46.	4.7
	2・2・3	糀町公園	中央四丁目	0.17	0.16	昭和26.	8.20
	2・2・4	馬頭公園	城南五丁目	0.16	0.07	昭和26.	8.20
	2・2・6	金池第1号公園	金池一丁目	0.25	0.25	昭和56.	6.23
	2・2・7	金池第2号公園	金池二丁目	0.25	0.25	昭和56.	6.23
	2・2・8	桑山第1号公園	万世町桑山	0.27	—	昭和59.	5.28
	2・2・9	桑山第2号公園	万世町桑山	0.32	0.32	昭和59.	5.28
	2・2・10	桑山第3号公園	万世町桑山	0.34	0.34	昭和59.	5.28
	2・2・11	いちょう公園	中田町	0.10	0.10	平成4.	4.1
	2・2・12	さくら公園	春日四丁目	0.24	0.24	平成4.	4.1
	2・2・13	こめつが公園	金池八丁目	0.36	0.36	平成4.	4.1
	2・2・14	もみじ公園	金池七丁目	0.27	0.27	平成4.	4.1
	2・2・15	けやき公園	金池六丁目	0.28	0.28	平成4.	4.1
近隣公園	2・2・16	吉池公園	金池五丁目	0.25	0.25	平成4.	4.1
	2・2・17	春日風の子公園	春日二丁目	0.30	0.30	平成4.	4.1
	2・2・18	春日ふれあい公園	春日二丁目	0.19	0.18	平成4.	4.1
	2・2・19	西浦公園	通町四丁目	0.14	0.14	平成4.	4.1
	2・2・20	橋場公園	通町二丁目	0.26	—	平成4.	4.1
地区公園	3・3・1	北村公園	金池四丁目	2.4	2.4	昭和48.	7.4
	3・3・2	芦付公園	春日四丁目	1.4	1.4	昭和56.	6.24
総合公園	4・3・2	西部公園	直江町	3.5	3.5	昭和23.	4.27
	4・4・1	松が岬公園	丸の内一丁目	5.2	4.4	昭和27.	3.31
	4・4・3	八幡原公園	八幡原一丁目	8.6	8.6	昭和49.	11.8
運動公園	5・4・1	松川公園	通町六丁目	9.0	9.0	昭和41.	5.25
	5・5・2	米沢総合公園	徳町 塩井町塩野	19.4	19.4	昭和60.	9.27
特殊公園	6・3・1	東部公園	東一丁目	1.7	—	昭和23.	4.27
特殊公園	7・6・1	御成山公園	大字館山	122.2	11.9	昭和23.	4.27
						昭和56.	6.24

計	街 区 公 園	19箇所	4.70	4.06	開設率 86.4%
	近 隣 公 園	2箇所	3.8	3.8	開設率 100.0%
	地 区 公 園	3箇所	17.3	16.5	開設率 95.4%
	総 合 公 園	2箇所	28.4	28.4	開設率 100.0%
	運 動 公 園	1箇所	1.7	—	開設率 0.0%
	特 殊 公 園	1箇所	122.2	11.9	開設率 9.7%
	合 計	28箇所	178.1	64.7	開設率 36.3%

(5) 緑地

計画決定している緑地は 2箇所（総面積 419.5ha）で、その整備状況は次のとおりである。

名 称	位 置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当 初 決 定 最 終 決 定
最上川上流河川緑地	通町六丁目 ほか	71.5	19.4	昭和48. 7. 4 平成 4. 4. 17
八幡原緑地	八幡原一丁目 ほか	348.0	28.4	昭和49.11. 8 平成 2. 3. 16
計	2 箇所	419.5	47.8	開設率 11.4%

土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備と宅地の利用増進を図ることにより、良好な市街地を形成しようとする事業である。

本市における土地区画整理事業は、公共団体施行2地区、組合施行5地区、個人施行5地区の合計12地区が施行され、その全てが完了している。

その主だった事業は、次のとおりである。

公共団体施行としては、市庁舎の移転に伴う新しい官庁街及び新市街地の造成と既存市街地の環境改善を目的とした金池土地区画整理事業及び、この地区に隣接し本市の重要な核の一つとなる新たな市街地の造成を目的とした金池第二土地区画整理事業がある。

組合施行としては、良好な住宅地の供給を目的に行われた松川土地区画整理事業や、平成4年に開催されたべにばな国体会場へのアクセス道路整備及び周辺の環境整備を目的に行われた北部土地区画整理事業がある。

個人施行としては、八幡原中核工業団地に働く従業員に対する宅地供給を目的に、万世町桑山において施行された4地区の土地区画整理事業がある。

土地区画整理事業概要 ①

事業名		金池	金池第二	松川	北部
事業主体	米沢市	米沢市	松川地区画整理組合	米沢市北部地区画整理組合	
事業年度	昭42～昭58		昭56～平4	昭47～平4	昭61～平4
面積(ha)	36.3		50.0	46.1	17.9
地権者(人)	258		196	241	49
事業費	国(千円)	800,700	1,449,350	490,000	598,000
	県(千円)	—	—	245,000	299,000
	市(千円)	400,350	1,166,650	245,000	299,000
	公管金(千円)	—	116,000	169,830	37,200
	保留地処分金(千円)	438,000	1,761,400	681,700	370,800
	その他の(千円)	—	21,350	19,900	266,000
	計(千円)	1,639,050	4,514,750	1,851,430	1,870,000
施行前	公共用地(m ²)	48,922	37,354	40,224	15,244
	公有地(m ²)	—	112,228	66,922	9,128
	民有地(m ²)	272,066	309,856	335,916	133,983
	測量増減(m ²)	42,506	40,250	18,374	20,462
	計(m ²)	363,494	499,688	461,436	178,817
施行後	都市計画街路(m)	2,606	4,702	2,466	1,424
	区画街路(m)	4,539	6,090	6,023	3,143
	水路(m)	1,808	854	329	126
	公園(m ²)	32,289	15,700	27,974	5,391
	宅地(m ²)	234,576	334,866	307,662	116,186
	保留地(m ²)	12,573	33,579	41,022	11,586
減歩率	公共減歩(%)	21.9	20.3	17.2	21.9
	保留地減歩(%)	4.0	7.3	9.7	7.1
	合算(%)	25.9	27.6	26.9	29.0

土地区画整理事業概要 ②

事業名		東雲	通町東	通町東第二	桑山
事業主体		東雲土地区画整理組合	通町東土地区画整理組合	通町東第二土地区画整理組合	(財)米沢市開発公社
事業年度		昭45～昭47	昭48～昭54	昭62～平2	昭52～昭53
面積(ha)		2.2	5.7	2.3	8.1
地権者(人)		26	57	24	1
事業費	国(千円)	—	—	—	—
	県(千円)	—	—	—	—
	市(千円)	3,000	6,000	—	—
	公管金(千円)	—	—	—	—
	保留地処分金(千円)	14,360	61,958	66,102	236,000
	その他の(千円)	840	557	6	—
	計(千円)	18,200	68,515	66,108	236,000
施行前	公共用地(m ²)	423	1,661	707	5,903
	公有地(m ²)	—	196	47	—
	民有地(m ²)	21,180	50,055	20,590	77,172
	測量増減(m ²)	339	4,865	1,607	△1,806
	計(m ²)	21,942	56,777	22,951	81,269
施行後	都市計画街路(m)	—	—	—	—
	区画街路(m)	678	1,827	737	2,072
	水路(m)	—	—	176	—
	公園(m ²)	658	1,754	693	2,615
	宅地(m ²)	14,292	38,313	13,578	33,172
	保留地(m ²)	2,914	5,692	3,671	27,765
減歩率	公共減歩(%)	20.0	20.2	22.5	18.6
	保留地減歩(%)	13.5	10.3	16.5	36.8
	合算(%)	33.5	30.5	39.0	55.4

土地区画整理事業概要 ③

事業名		桑山第二	桑山第三	桑山第四	北寺町北	備考
事業主体		(財)米沢市開発公社	(財)米沢市開発公社	(財)米沢市開発公社	(財)米沢市開発公社外7名	
事業年度		昭55～昭57	昭59	昭60～昭61	平1～平3	
面積(ha)		15.9	5.0	1.2	1.5	
地権者(人)		1	1	1	8	当初
事業費	国(千円)	—	—	—	—	
	県(千円)	—	—	—	—	
	市(千円)	140,000	28,710	—	57,500	
	公管金(千円)	—	—	—	—	
	保留地処分金(千円)	544,600	166,890	51,980	69,533	
	その他の(千円)	—	—	—	267	
	計(千円)	684,600	195,600	51,980	127,300	
施行前	公共用地(m ²)	11,026	2,613	179	1,504	
	公有地(m ²)	—	—	—	3,035	
	民有地(m ²)	137,657	43,594	10,369	8,564	
	測量増減(m ²)	10,458	3,782	1,753	1,674	
	計(m ²)	159,141	49,989	12,301	14,777	
施行後	都市計画街路(m)	—	—	—	—	橋梁含む
	区画街路(m)	470	1,226	334	273	
	水路(m)	163	268	66	135	
	公園(m ²)	5,019	1,826	—	—	緑地含む
	宅地(m ²)	61,424	21,966	5,029	10,461	
	保留地(m ²)	53,870	14,504	4,520	2,281	
減歩率	公共減歩(%)	22.1	23.0	21.2	4.2	
	保留地減歩(%)	36.4	30.6	37.3	17.3	
	合算(%)	58.5	53.6	58.5	21.5	

景観形成事業

1 米沢市景観条例、米沢市景観計画

本市では、平成22年4月1日に景観法に基づく景観行政団体に移行し、本市独自の景観づくりを行うため「米沢市景観条例」を施行した。

また、平成22年6月14日に「米沢市景観計画」を決定し、同9月1日から施行している。なお、小野川地区を景観形成重点地区に指定するため、平成25年11月に改正した。

(1) 米沢市景観計画の概要

ア 景観形成の基本目標

歴史・文化の景観資源活用と美しい自然景観の保全・育成

イ 地域区分等

市内全域を景観計画区域に指定するとともに、市内を2つの地域に分け景観形成基準等を定めている。

景観形成地域 都市計画区域

自然景観保全地域 都市計画区域以外

また、重点的に景観誘導を行う地区を、地域指定とは別に景観形成重点地区として指定している。

松が岬公園周辺地区、米沢駅周辺地区、上杉家廟所周辺地区（平成22年6月14日指定）
小野川地区（平成26年2月1日指定）

(2) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

地域景観の核として維持、保全及び継承を図るため、景観法に基づく景観重要建造物・樹木を指定している。

ア 景観法第19条第1号に基づく景観重要建造物

米沢市景観重要建造物第1号 西屋旅館 [平成23年7月5日指定]

米沢市景観重要建造物第2号 笹野観音堂及び関連伽藍 [平成24年6月25日指定]

イ 景観法第28条第1項に基づく景観重要樹木

米沢市景観重要樹木第1号 万歳の松 [平成22年4月1日指定]

(3) 景観法に基づく届出状況（平成22年から景観法に基づく届出制度により景観誘導を行っている。）

年 度	令和元年度迄	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計
届出件数	373	32	21	40	35	29	530
通知件数	50	3	1	2	3	4	63

※ 届出 景観法第16条第1項に基づく届出（民間事業者が行う行為）

通知 景観法第16条第5項に基づく通知（国の機関、地方公共団体が行う行為）

2 米沢市景観賞

この賞は、まちなみ調和し、まちの魅力を高める優れたデザインの建築物等やまちなみ景観への配慮が感じられる地域の活動を表彰する。

これまでの受賞数 [平成11年度（第1回）～令和元年度（第21回）]
現代部門：46件、残したい建物部門：29件、まちなみ部門：1件 合計：76件

過去5年間の表彰内容（※R2より休止中）

回数	年度	応募件数	受賞数	受 賞 建 築 物
第17回	H27	15	5	(現) レジデンスTOMO城南13、滝湯 (残) 粉名屋小太郎、堀内織物有限会社、永井長吉宅
第18回	H28	6	3	(現) レジデンスTOMO本町18、ufu uhu FARM (残) 株式会社 新田
第19回	H29	6	3	(現) レジデンスTOMO林泉寺14 (残) 古民家「孫太郎」、鷹山堂
第20回	H30	7	4	(現) 村正アルカディアオフィスビル・NECエンベデッド プロダクツ株式会社米沢事業所、cafe+gallery青田風 (残) 米沢興譲教会、日乃本帆布米沢本店
第21回	R1	3	3	(現) Little Cottage Garden Cafe、米沢市医師会館 (残) 山形屋染物店

※ 受賞建築物の所有者には、表彰状と銘板を贈呈。設計・施工・リノベーションの主体者には表彰状を贈呈。

※ (現) 現代部門、(残) 残したい建物部門

3 補助事業

良好な景観の形成を進めるため、補助事業を実施している。

(1) 米沢市景観形成推進事業

景観形成重点地区において、景観形成デザインガイドに基づく修景事業を推進するため、補助事業を実施している。

補助の内容：対象事業費の2分の1又は600千円（～H27は450千円）のいずれか低い額
これまでの実績 平成11年度～令和6年度 57件 21,598,000円

過去5年間の実績

年度	件数	補助金額（円）
R2	3	1,213,000
R3	6	2,315,000
R4	4	1,743,000
R5	2	848,000
R6	3	935,000

(2) 米沢市景観重要建造物等保存対策事業

景観重要建造物及び米沢市景観賞[残したい建物部門]受賞物件並びに都市計画区域内の歴史的建造物の維持修繕を支援するため、平成23年度から補助事業を実施している。

①景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物

補助の内容：対象事業費の2分の1又は1,000千円のいずれか低い額
これまでの補助実績 3件 3,000,000円

年度	件数	補助金額（円）
H24	1	1,000,000
H27	1	1,000,000
R2	1	1,000,000

②米沢市景観賞[残したい建物部門]の受賞建造物及び都市計画区域内の築50年以上を経過した歴史的建造物

補助の内容：対象事業費の2分の1又は500千円（～H27は300千円）のいずれか低い額
これまでの補助実績 平成23年度～令和6年度 50件 14,258,000円

過去5年間の実績

年度	件数	補助金額（円）
R2	6	2,203,000
R3	6	2,145,000
R4	6	1,618,000
R5	5	1,342,000
R6	4	1,060,000

(3) 米沢市まちなみ整備推進事業

景観形成重点地区及び中心市街地活性化区域内において、黒板塀等の整備等、城下町らしいまちなみ景観を推進するため、平成28年度から平成30年度まで補助事業を実施した。

黒板塀整備事業

補助の内容：対象事業費の2分の1又は300千円のいずれか低い額

年度	件数	補助金額（円）
H28	1	200,000
H29	2	600,000
H30	1	300,000

花と樹木におおわれたまちづくり計画

本計画は平成20年度に基本計画を策定し、概ね30か年を計画期間として「未来に残そう緑の米沢」をテーマにまちなかに花と樹木を積極的に植栽する計画である。

この取組により、花や緑におおわれた潤いのある城下町らしい風情のあるまちづくりを行い、市民自らが愛着を持ち、市民や観光客のまちなか歩きを促進するものである。

1 基本計画

(1) 策定年度 平成20年度

(2) 計画期間 概ね30か年

(3) 基本テーマ 「未来に残そう緑の米沢」

(4) 基本方針

[市街地の緑化の推進]

① 公共空間の緑化 ② 民有地の緑化 ③ 緑を増やすための考え方

[市街地の緑の保全]

① 花と樹木をまもる ② 景観の保全 ③ 緑の活用法について

[市民意識の向上]

① 緑の重要性について ② 意識高揚のために ③ 花と樹木に関する情報提供
④ 自立した市民・組織の確立

2 実施計画

基本計画に定める基本的事項に基づき、具体的な目標を設定し、効果的な事業実施と事業の進捗管理を行う。

(1) 策定年度 令和4年度

(2) 計画期間 令和4年度～令和13年度（第2期）

(3) 主な方針

- ① 協働での緑化活動の継続や、市民がより花と樹木に触れることができる場所への樹木植栽等を積極的に進める。
- ② 現在ある花や樹木を保全する取組を進める。
- ③ 積極的な情報提供に努め、緑化団体への支援と連携の拡充により協働推進体制の確立を目指す。

3 事業等の実施

① 県道南堀端町大町線の植樹枠への芝桜植栽（平成19年度）

② 県道米沢環状線（西部、愛宕地区）植樹枠への花植栽（平成20年度～令和6年度）
(平成21年度より南部地区で追加実施)

③ 県道板谷・米沢停車場線（松川地区）植樹枠への花植栽（平成24年度～令和6年度）

④ 公共施設等への樹木の植栽 1,887本（平成20年度～令和6年度）

⑤ 花と緑の活動支援事業 活動団体のべ 67団体（平成23年度～平成28年度）

3. 住 宅 対 策

市 営 住 宅

市営住宅の現況

(令和7年4月1日現在)

団地名	棟 数	戸 数	家賃(円)		団地名	棟 数	戸 数	家賃(円)	
			最 高	最 低				最 高	最 低
吾妻町	8	31	12,600	1,800	相生町	2	32	31,300	15,900
通町	1	4	11,200	5,700	窪田町	4	88	47,700	16,200
雲雀が丘	8	32	18,000	2,900	林泉寺	6	72	43,900	15,900
塩井町	3	108	45,600	18,700	太田町	8	114	50,400	20,100
金池	6	126	24,900	9,300	計	46	607		

構造別分類

区分	階 数	棟 数	戸 数	備 考
耐火	5	4	138	
〃	4	11	216	
〃	3	14	186	
準耐火	平屋	17	67	
合 計		46	607	

建築確認業務（県確は含まず）

区分	年度	R2	3	4	5	6
確 認 申 請 件 数		283	313	277	260	245
道 路 位 置 指 定 件 数		2	2	4	2	3
検 查 満 証 交 付 件 数		245	310	261	240	210

令和6年度 確認件数内訳 建築物：239件 工作物：6件 (計画変更含まず)

高齢者向け優良賃貸住宅供給事業

* 高齢者向け優良賃貸住宅 4住宅 各1棟

メゾンデュモンド	耐火構造4階建(1~2階 高齢者向け)	10戸
光陽マンション	耐火構造4階建	19戸
いきいき館陽だまり	準耐火構造2階建	10戸
アメニティ福寿	準耐火構造平屋建	6戸

* 平成13年度から事業着手した、民間土地所有者等による高齢者向けの優良な賃貸住宅建設供給への補助事業で、高齢者の居住の安定確保を図るとともに、民間土地所有者等の事業促進も図る。

平成23年の法改正により、新規事業着手は行わず、現住宅への家賃補助を行う。

13年度1棟(高齢者向け10戸)	が完成。14年度より供給開始
14年度1棟(高齢者向け11戸)	が完成。15年度より供給開始 (うち1戸は16年度より供給開始)
15年度1棟(高齢者向け8戸)	が完成。16年度より供給開始
18年度1棟(高齢者向け10戸)	が完成。19年度より供給開始
19年度1棟(高齢者向け6戸)	が完成。20年度より供給開始

4. 空き家対策

空き家対策事業の推進

空き家対策を総合的かつ計画的に進める「米沢市空き家等対策計画」に基づき、「発生予防」、「適正な管理」、「利活用対策」、「管理不全空き家対策」の4つの柱を軸に、市民等の安全安心な生活環境を確保するため、関係団体と連携しながら、周知・啓発の取組や相談会等の開催、空き家・空き地バンクの運用、危険家屋の解体補助や空き家利活用補助を行う。

○米沢市の空き家の数（令和6年10月1日現在）：1, 597件

空き家の数の推移

平成24年11月1日	899件	(実態調査)
平成27年10月1日	678件	(解体届等による減少及び通報等による増加)
平成29年10月1日	1, 186件	(実態調査)
平成30年10月1日	1, 208件	(解体届等による減少及び通報等による増加)
令和元年10月1日	1, 165件	(解体届等による減少及び通報等による増加)
令和2年10月1日	1, 129件	(解体届等による減少及び通報等による増加)
令和3年10月1日	1, 169件	(解体届等による減少及び通報等による増加)
令和4年10月1日	1, 719件	(実態調査)
令和5年10月1日	1, 614件	(解体届等による減少及び通報等による増加)
令和6年10月1日	1, 597件	(解体届等による減少及び通報等による増加)

令和6年度実績

○通報による対応件数

通報及び対応：194件（内雪に関する通報127件）

○指導等

法に基づく助言・指導：特定空家等 0件、管理不全空家等 169件
法に基づく勧告：特定空家等 0件、管理不全空家等 110件
※条例・法に基づく勧告、法に基づく命令の実績は無し

○応急措置（市が緊急の場合に最低限の措置を実施）

委託：4件 1, 723, 172円
直営：3件

○不良住宅・特定空家等除却促進事業費補助金（不良住宅や特定空家等を除却する際の補助）

不良住宅・特定空家等除却支援事業：10件 10, 706, 000円

○空き家・空き地利活用支援事業補助金（空家等を利活用する際の補助）

家財片付け等支援事業：3件 378, 000円
隣接地取得支援事業：4件 4, 371, 000円
空き家改修支援事業：8件 4, 087, 000円
※改修の移住者は、2件

○相続財産清算人の申立て

申立て件数：1件

○空き家相談会

8月 3日 宅建協会米沢支部主催空き家相談会に参加

○空き家・空き地バンク（平成30年11月1日より運用開始）

（市場流通が困難な空き家・空き地の所有者と利用希望者とのマッチング）
物件登録数：16件 累計101件
利用登録数：32件 累計310件
交渉成立数：9件 累計 54件

○空き家セミナー

10月24日 米沢市役所にて開催 参加23名

行政委員会

行政委員会

1. 教育委員会

(1) 学校教育

本市では、令和7年度において小学校14校、中学校6校を有しているが、適正規模・適正配置推進ロードマップに基づき、令和9年度に3校の小学校を1校に統合するとともに、令和11年度までに中学校を3校に再編し、よりよい教育環境の創出と教育の質の充実を目指している。

施設の整備については、令和8年度の開校に向けて南成中学校の新築事業を進めるほか、学校給食共同調理場をPFI方式で整備運営するため事業を推進している。また、同じく令和8年度に開校する北成中学校について既存校舎に必要な整備を施すとともに、既存の中学校施設を使用して令和9年度開校を予定する広井郷小学校については、小学校仕様として必要な整備を行うほか、学童保育施設の併設を予定している。

学校施設については、小学校を中心に老朽化が進んでいるが、施設の耐震化や空調設備の整備等を行いながら、安全・安心な教育環境の確保に努めているが一方で、トイレの洋式化率の向上や熱中症対策としての空調設備の増設等、財源確保が難しい中で課題は多いところである。

指導面においては、学習指導要領の趣旨を生かし、「がってしない子ども」の育成に向けた、各学校の特色ある教育課程の編成と実践がなされるように徹底を図っている。また、「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」を目標とする第7次山形県教育振興計画を踏まえ、体験・探究・尊重・協働の重点的取組が推進されるように、各学校の課題や実態に合わせた取り組みを支援している。特に、個に応じた指導及び特別支援教育の充実を図るため、適応指導補助員17名及び学校生活介助員2名を学校に配置し、一人一人に対応したきめ細やかな教育を重視する。また、学校図書館においては、蔵書の充実、読書環境の整備などを行い、令和2年度からは2名の学校司書を配置し、児童生徒の読書活動の支援に取り組んでいる。

情報教育の推進は、小中学校情報通信ネットワーク整備事業による、高速大容量の学校ネットワーク環境と1人1台の情報端末を効果的に活用し、全児童生徒の学びの保障と情報活用能力や情報モラルの育成を目指す。また、教員がさらに資質・能力を伸ばすことができるよう、教員の研修や情報教育サポート事業、ICT支援員配置事業を実施する。

生きる力を身につけ、社会人・職業人として自立していくことを目指した「米沢市中学校チャレンジウィーク」は、全中学校で4日程度の職業体験実習として取り組んでいる。地域の大人とともに働くことで、生徒が職業観とともに地域で働くよさについても実感できるように運営に当たる。

生徒指導については、教員のスキルアップ及び、子どもたちのコミュニケーション力の向上を目指して、平成26年度から「米沢市だれもが行きたくなる学校づくり」に取り組んでいる。本年も実践を継続し、各学校で人間関係づくり・仲間づくりのプログラムを導入している。教育研究所の事業であるスクールガイダンスプロジェクトⅧの実施と合わせて、不登校の未然防止や解消、いじめを始めとした生徒指導上の問題や学校不適応の未然防止などを目指し、指導に当たっている。

小学校の概要

(令和7年5月1日現在)

学 校 名	学 級 数	児 童 数	職員数		校舎 面積 (m ²)	教室数		屋 内 運動場 (m ²)	校 地 (m ²)
			県 費	市 費		普 通	特 別		
興 讓 小 学 校	8	137	17	5	4,512	8	21	745	20,798
東 部 小 学 校	21	468	30	4	5,630	21	16	1,560	28,577
西 部 小 学 校	20	453	29	4	7,346	20	15	1,203	22,907
南 部 小 学 校	17	377	24	4	6,735	17	22	1,367	29,088
北 部 小 学 校	17	326	27	3	4,578	17	15	1,270	24,207
愛 宕 小 学 校	9	185	14	2	3,996	9	11	1,094	29,993
万 世 小 学 校	9	177	14	2	4,277	9	14	985	31,158
南 原 小 学 校	8	111	13	1	4,326	8	8	1,101	26,109
広 幡 小 学 校	4	31	8	1	1,798	4	9	1,073	13,316
六 郷 小 学 校	6	36	11	1	1,488	6	4	1,175	22,663
塩 井 小 学 校	7	96	12	3	2,874	7	11	981	20,354
窪 田 小 学 校	14	295	19	2	4,536	14	13	981	31,750
上 郷 小 学 校	8	162	13	2	4,788	8	12	1,238	28,577
松 川 小 学 校	12	237	17	2	4,945	12	13	1,104	29,936
計	160	3,091	248	36	61,829	160	184	15,877	359,433

中学校の概要

(令和7年5月1日現在)

学 校 名	学 級 数	生 徒 数	職員数		校舎面積 (m ²)	教室数		屋 内 運動場 (m ²)	うち柔剣道場 (m ²)	校 地 (m ²)
			県 費	市 費		普 通	特 別			
第一中学校	19	477	36	1	6,697	19	17	2,336	356	35,703
第二中学校	17	437	32	1	6,298	17	20	1,609	-	32,193
第三中学校	10	227	21	-	5,624	10	23	2,038	-	37,354
第四中学校	15	379	29	1	7,126	15	20	2,214	462	30,758
第六中学校	8	148	20	-	4,159	8	17	2,092	479	31,367
第七中学校	10	212	19	-	5,637	10	19	2,107	469	37,572
計	79	1,880	157	3	35,541	79	116	12,396	1,766	204,947

特別支援教育

昭和17年にはじめて北部小学校に結核性疾患の児童を対象とした養護学級が開設された。その後、松原分校や公立の養護施設が整備されてきたため同学級を病弱学級とし、昭和56年から精薄学級（平成11年から知的障がい学級）として今日に至っている。また、障がいに応じた特別支援学級を市内の各小中学校に設置し、特別支援教育の推進に当たっている。通級指導教室では、平成6年度から言語障がい、平成19年度からLD、ADHDを対象に指導が行われている。

特別支援学級設置校から選出された係校長・教頭、学級担当者によって知的障がい・病弱・言語・情緒障がい・難聴・LD、ADHD・弱視の7領域の部をもって特別支援教育研究会を設置し運営しており、本市における特別支援教育の実践・研究の推進母体となっている。

また、市民有志や関係機関団体代表より構成されている米沢市特別支援教育振興会があり、特別支援教育の啓発、特別支援教育研究や教育活動の助成等を主な事業としている。

特別支援学級一覧表（令和7年5月1日現在）

学校名	知的	難聴	情緒	病弱	弱視	肢体
興譲小学校	○		○			
東部小学校	○		○			
西部小学校	○		○			
南部小学校	○	○	○			
北部小学校	○		○		○	
愛宕小学校	○		○			
万世小学校	○		○			
南原小学校	○		○			
広幡小学校						
六郷小学校	○		○			
塩井小学校			○			
窪田小学校	○		○			
上郷小学校	○		○			
松川小学校	○		○			

学校名	知的	難聴	情緒	病弱	弱視
第一中学校	○		○		
第二中学校	○	○	○		
第三中学校	○		○		
第四中学校	○		○		
第六中学校	○		○		
第七中学校	○		○		

学校給食

本市の小学校給食は、給食の質的な面や安全性の面に配慮しており、なにより、給食を作る側と食べる側のお互いの顔が見え、ふれあいを感じながら給食を食べることができる。食を通して感謝する気持ちを養うという「心の教育」の場になるよう自校方式をとっている。

中学校においては、牛乳給食を実施していたところであるが、平成20年度から順次、近隣の小学校で作って中学校に配送する親子方式による完全給食が開始され、平成23年度には全中学校で完全給食が実施されている。

令和6年度から、子育て世代の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整え、併せて、地元産の食材をより多く取り入れたおいしい給食を提供するために、児童・生徒の学校給食費の無償化事業を実施している。

学校給食実施状況 (令和7年5月1日現在)

区分	実 施 方 法 等	学校数 (校)	児童生徒数 (人)	給食費 (円)	平均年間回数 (回)
小学校	単独校方式完全給食 5日型	8	1,398	1食当たり347円 給食費無償化	200
	親子方式完全給食 5日型	6	1,693		
中学校	親子方式完全給食 5日型	6	1,880	1食当たり409円 給食費無償化	180

スポーツ振興センター給付状況

本市では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事業である災害共済給付契約に加入し、各小・中学校における授業や部活動、登下校などの学校管理下で発生した事故や災害に対し、医療費等の給付を行っている。

(令和6年4月から令和7年3月)

校 種	項目	発生件数 (件)	給付件数 (件)	給付金額 (円)
小 学 校		155	255	1,933,960
中 学 校		266	460	4,026,671
計		421	715	5,960,631

学校管理下における児童生徒災害報告状況

(令和6年4月から令和7年3月)

場合別	小学校		中学校		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%
授業中	54	34.8	89	33.5	143	34.0
教育特別活動	18	11.6	3	1.1	21	5.0
学校行事	4	2.6	12	4.5	16	3.8
課外指導	0	0.0	116	43.6	116	27.5
休憩時間中	52	33.5	16	6.0	68	16.2
始業前	6	3.9	8	3.0	14	3.3
放課後	11	7.1	6	2.3	17	4.0
登下校中	10	6.5	16	6.0	26	6.2
その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	155	100.0	266	100.0	421	100.0
種類別	件数	%	件数	%	件数	%
骨折	36	23.2	60	22.6	96	22.8
捻挫	35	22.6	76	28.6	111	26.3
脱臼	2	1.3	2	0.7	4	1.0
挫傷・打撲	51	32.9	86	32.3	137	32.5
靭帯損傷・断裂	12	7.8	18	6.8	30	7.1
挫創	8	5.2	5	1.9	13	3.1
切創	2	1.3	2	0.7	4	1.0
刺創	2	1.3	0	0.0	2	0.5
割創	1	0.6	0	0.0	1	0.2
場所別	件数	%	件数	%	件数	%
体育館	49	31.6	131	49.2	180	42.8
運動場・校庭	28	18.1	47	17.6	75	17.8
教室	27	17.4	13	4.9	40	9.5
廊下・階段	23	14.8	17	6.4	40	9.5
校外	8	5.2	34	12.8	42	10.0
道路	9	5.8	18	6.8	27	6.4
その他	11	7.1	6	2.3	17	4.0
計	155	100.0	266	100.0	421	100.0
部位別	件数	%	件数	%	件数	%
頭部	8	5.1	15	5.6	23	5.5
顔部	22	14.2	31	11.7	53	12.6
体幹	17	11.0	30	11.3	47	11.1
上肢	55	35.5	86	32.3	141	33.5
下肢	51	32.9	104	39.1	155	36.8
その他	2	1.3	0	0.0	2	0.5
計	155	100.0	266	100.0	421	100.0

(2) 社会教育

本市の社会教育は、市民生活の充実と市政の発展を目的として、生涯学習活動の推進による自己啓発への支援、市民憲章を基盤とする「明るく、豊かな、住みよい」まちづくり等の活動への積極的な参加、協働を促進する事業を行っている。

また、先人から継承した歴史や文化を発展させて、豊かな人間性を育み、文化の創造に積極的に参加する市民の育成と、活動基盤の活性化を図る。

- (1) 青少年の健全育成に努め、青少年の育ちを支える社会・地域の連携・拡充を図る。
- (2) 市民憲章の実践をめざし、連帯性のある地域づくり活動を充実させる。
- (3) 生涯学習の基盤づくりの推進と、社会教育関係者・職員の研修や意見交流をとおしてボランティア、コミュニティ活動を中心とした「人づくり、地域づくり」を進める。

置賜総合文化センター

生涯学習の場として、従来は分散されていた各種施設を総合的に設置し、体育館、武道館と併設し、中央公民館、図書館、青年の家、視聴覚センターなどの機能を有機的に結びつけた複合施設とした。また、複合施設とすることで運営の合理化を図ることとした。平成9～10年度には施設の大規模改修を実施し、施設の老朽化対策を実施し、利用者の利便性向上を図ることとした。平成28年度には施設の耐震補強を行い、施設の安全性の確保に努めた。また、同年度、図書館移転に伴い教育総務課、学校教育課が置賜総合文化センター内に移転し、業務を開始した。

敷地面積	4,476.12m ²
建築面積	1,952.71m ²
竣工	昭和50年5月31日
床面積	6,490.3m ²
総工費	7億2千万円

各階室名と主な設備

階	施設名	室名および主な設備	
1F	事務室 中央公民館 視聴覚センター	社会教育文化課 スポーツ課 ステージ付ホール 応接室 休憩室 管理人室 鷹山大学事務局 国際交流協会事務局	エレベーター 1基 (17人乗り) ダムウェーター 1基 (書庫用) ホール座席 固定席290 身体障がい者用スペース10
2F	中央公民館	展示室(避難者支援センターおいで) 会議室(2) 和室(3) 研修室(2) 製本室 書庫 学習室 郷土資料室	
3F	青年の家	宿泊室(18帖5) 講師宿泊室 宿泊指導員室 浴室 調理実習室 団体室 会議室 研修室 音楽室 ラウンジ	
4F	事務室 教育研究所 理科研修センター 中央公民館	教育長室 教育委員室 教育総務課 学校教育課 相談室 理科研修センター 402研究室 演習室 第2研究室 スタジオ	
付属棟		車庫	

利用者数

区分	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	33,633	39,875	46,001	52,967	44,398

視聴覚センター

1 目的

視聴覚機材及び教材を収集・整備し、市民の利用に供するとともに、自作視聴覚教材制作の推進により、視聴覚教育の充実を図る。

2 主要事業

(1) 視聴覚機材の貸出

置賜総合文化センターの指定管理者に委託し、機材の貸出を行う。

(2) 郷土資料DVD教材等の貸出と上映会の実施

所蔵の機材、教材を活用しながら、郷土愛の醸成など学びの機会を提供する。

(3) 置賜地区自作視聴覚教材コンクールへの協力

置賜社会教育振興会が主催するコンクールへの応募を呼び掛ける。

3 視聴覚機材・教材利用状況

		R2	R3	R4	R5	R6
機材	16ミリ映写機	0	2	3	1	3
	スライド映写機	0	0	1	0	0
	テレビ・ビデオ等	16	15	20	21	13
	プロジェクター	223	285	359	354	335
	ビデオカメラ等	23	40	37	52	29
	その他	874	954	1,273	1,376	1,326
	合計	1,136	1,296	1,693	1,804	1,706
教材	16ミリフィルム	0	1	3	7	13
	ビデオ・DVD	3	13	41	8	52
	CD/その他	0	0	0	3	5
	合計	3	14	44	18	70

青少年指導センター

1 目的

青少年の健全育成を図るため、青少年指導センターを設置し青少年の指導活動を推進する。

2 主要事業

- (1) 青少年指導センター指導委員(10人)による街頭指導の実施(令和6年指導回数実績68回)
- (2) 列車マナーアップ啓発活動の実施
- (3) 関係機関、団体等との共催、連携による調査活動及び懇談会の実施
- (4) 青少年指導センター運営協議会の開催
- (5) 一斉街頭指導等の実施

青年の家

主として青年を対象とした各種の事業を実施することにより、社会人としての知識や教養を身につけるとともに、自己形成や友情を培い、さらには仲間づくりや社会参加活動を促進する。また、宿泊研修活動を通じて自主性、責任感、実行力、友愛や奉仕の精神を涵養するとともに、創造性や新たな意欲と情熱を生み育てる。

(1) 職員体制

所長	1名	社会教育文化課長兼務
正職員	5名	社会教育文化課職員兼務
会計年度任用職員	1名	社会教育文化課会計年度任用職員兼務

(2) 主催事業

- ①イングリッシュ・ディキャンプの実施
- ②小中学生キャリア教育推進事業 職業体験☆オシゴトKidsの実施
「元モンテディオ山形選手岡崎健哉の夢★授業」
「雑貨屋さんになろう！」zakkashop candypop我妻紀子氏
- ③宿泊研修の受入事業 ※令和2~4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受入中止
令和5年5月8日より受入再開

児童会館

児童が自主性、社会性や創造性を養うとともに、自己の向上を目指して主体的に学び、行動する力を身につけることを目的として設置された児童文化施設で、合唱クラブ及び各種講座教室、フリープラス、イベント、伝統行事などの事業を実施している。また、置賜地区で唯一のプラネタリウムを有し、年間を通じて各種番組投映や、小学生向けの学習投映を行っている。平成27年4月にプラネタリウムがリニューアル・オープンした。

所在地	米沢市丸の内1丁目3-47				
敷地	2,319.07m ²				
建物	鉄筋コンクリート造2階建1,716.55m ²				
多目的ホール	286.60m ²	事務室	62.62m ²	保健室	21.37m ²
ロビー	162.60m ²	図書室	108.00m ²	工作室	98.00m ²
音楽室	124.38m ²	第1クラブ室	73.50m ²	第2クラブ室	51.00m ²
プラネタリウム室	147.00m ²	その他	581.48m ²		
建設費	380,584,000円				
竣工日	昭和58年9月10日				
開館日	昭和58年10月1日				
開館時間	午前9時30分～午後5時				
休館日	月曜日(月曜日が祝日・振替休日の場合、その日後において、もっとも近い休日でない日)・年末年始				
主な設備	プラネタリウム・ピアノ・遊具・パーソナルコンピューター				

利用状況

区分	入館者数（人）	図書貸出冊数（冊）	プラネタリウム観覧者数（人）
R1	61,281	2,414	6,354
R2	42,709	1,104	3,388
R3	50,405	1,142	4,735
R4	55,240	1,093	5,244
R5	57,585	1,124	5,165

令和5年度事業内容

区分	事業	回数	延べ人数	内 容
クラブ	1	16	26	合唱クラブ
講座	9	30	299	親子星空探検、米沢焼に挑戦、卓球教室、親子で楽しくリトミック、おかし作り、あみもの教室、サイタプレゼントツサイエンスワールド、英語でチャレンジ、米織・藍染工房
子ども フリープラン	5	5	56	米沢焼～自分だけの手形プレートをつくろう～、楽しく将棋を覚えよう、シャイニングディープラネタリウム、おひなさまのおり紙、シャボン玉をつくって遊ぼう
イベント等	10	15	3,503	こどもの日、夏休み！わくわくチャレンジ、秋まつり、人形劇の日、クリスマスクラフトチャレンジ、お正月を楽しもう、雪灯籠まつり雪の創作、Winter Starry Skyコンサート、ヒーリングハートプラネタリウム、リラクゼーションプラネタリウム
伝承活動 行事	3	3	303	七夕飾り、だんごの木飾りと紙しばい、おひなさまの紙しばい
その他	5	18	1,225	パソコンであそぼう、グリーンカーテンを作ろう、ミライサポート一ず、第73回米沢市小・中学校理科作品展覧会、絵本の読み聞かせ・紙芝居
図書	-	新規登録者数 136	貸出冊数 1,124	
プラネタリウム	-	290	5,165	一般投映、団体投映

(3) 生涯学習

「生涯学び、学びを活かして元気に活躍する人づくり」を基本方針とする米沢市教育振興基本計画に基づいて施策の推進を図る。

本市の目指す生涯学習は、市民主体の生涯学習の推進による「人づくり」とし、市民の学習活動に対する自発的意思を尊重するとともに多様な学習需要に対応するために、社会のさまざまな教育機能を有機的に結び付け総合的、計画的に推進する。

1. 地域活性化のための人財育成研修会

地域活性化に精通している人を講師に招いてまちづくりの先進事例を学ぶ機会を提供し、まちづくりに積極的に関わろうとする市民の育成を図っている。（令和3年度～まちづくり人財養成講座より移行）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
受講者数	221	371	155	122	214

2. 生涯学習担当教諭等研修会

学社連携と生涯学習の振興に資することを目的として、生涯学習担当教諭を各小中学校で選任し研修会を年1回開催している。

3. 米沢鷹山大学

令和6年度に「米沢鷹山大学」の大幅な見直しを行い、令和7年度リニューアルオープンした。大学内には「米沢鷹山大学運営委員会」を設置。運営方針を決定し、市民参画型の誰もが利用しやすく魅力のある大学を目指し運営している。

<市民おしゃうしなカレッジ>

講座を実施したい市民が企画・運営を行い、市民がもつ知的資源を地域に還元する。

市民おしゃうしなカレッジ	講座数	実施数	受講者数	
			実人数	延べ人数
R2	0	0	0	0
R3	24	22	159	805
R4	32	30	253	950
R5	34	31	229	1,001
R6	37	30	212	1,092

※令和2年度【中止】新型コロナウイルス感染防止のため

<居場所づくり>

大学本部を開放し、キッズスペースを設置。読み聞かせや視聴覚教材の上映会などを定期的に行う。

<企画講座や協働事業の実施・情報提供>

市民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、大学独自の講座や他団体との協働事業を企画・実施。その情報を周知するために「鷹山大学通信」を年3回程度発行し、生涯学習の振興を目指している。

<鷹山大学サポーター制度>

市民参画型の大学運営と活動を創出するため有償、無償サポーターを募る。

4. まちづくり出前講座

市民の要望に応じ、市職員を講師として派遣する。市民の学習機会の拡充と市政に関する理解、市民の自治意識の向上、市民と行政との協働によるまちづくりの推進を目的とする。

令和6年度 出前講座（令和7年3月31日現在）

①月別の実施件数及び受講者数

月	件数(件)	受講者数(人)
4月	0	0
5月	3	43
6月	5	63
7月	12	209
8月	5	83
9月	8	78
10月	9	194
11月	11	249
12月	4	112
1月	3	239
2月	0	0
3月	3	13
その他	138	3256
合計(A)	201	4,539
前年度(B)	74	1,477
前年比 (A-B)	127	3,062

②担当課等別の実施件数(延べ数)

担当課名	件数(件)
高齢福祉課	73
魅力推進課	33
防災危機管理課	26
生活安全課	24
健康課	16
市立病院看護部	7
地域振興課	5
都市計画課	4
環境課	3
商工課	2
農政課	2
社会福祉課	2
政策企画課	1
子育て支援課	1
社会教育文化課	1
選挙管理委員会事務局	1
合計	201

③団体別の申込件数

団体名	件数(件)
自治会	28
学校・PTA	42
商工・企業関係	17
福祉施設等	9
自主学習グループ	11
女性関係団体	2
老人関係団体等	1
官公署	2
その他	89
合計	201

5. 高等教育機関開放講座業務委託

市民の新たな生涯学習機会の提供と地域に根ざした生涯学習の振興を図るため、大学等の高等教育機関で市民向け公開講座開催している。

- * [山形大学]モバイルキッズケミラボ 講座開催数26回 延べ受講者数 586名
- * [米沢女子短期大学]総合教養講座 講座開催数15回 延べ受講者数1,386名

6. 東海市・米沢市小学生交流事業

上杉雪灯籠まつりに合わせて東海市内の小学校児童の訪問団を迎える、本市の自然・文化・歴史・産業等に触れながら、本市の小学生と交流し、両市の相互理解を深めて広い視野を持つ児童の育成を図る。

(4) 文化芸術・文化財

文化施設等

(1) 伝国の杜（米沢市上杉博物館・置賜文化ホール）

伝国の杜は、米沢市の「米沢市上杉博物館」と山形県の「置賜文化ホール」からなる市と県の合築施設である。「米沢市上杉博物館」は郷土愛の醸成、広域交流の実現、学術・文化振興という基本理念のもとに、また「置賜文化ホール」は置賜地域の芸術文化の拠点施設として、上杉氏米沢入部400年及び上杉鷹山生誕250年に当たる平成13年9月29日に開館した。

所在地 米沢市丸の内一丁目2番1号（県立米沢工業高等学校跡地）
 敷地面積 33,876m²
 延床面積 9,047m²

米沢市上杉博物館 4,726m ²	常設展示室（展望室含む） 1,116m ² 企画展示室 471m ² 収蔵庫 532m ² 第1・第2小会議室 152m ² 情報ライブラリー、体験学習室 他 2,455m ²
置賜文化ホール 4,321m ²	ホール（可動式能舞台付、客席500席） 977m ² (舞台 間口18m 奥行14.2m 高さ9m) 大会議室 189m ² 第1～第5楽屋 164m ² 第1～第4練習室 120m ² 楽屋、ホワイエ、練習室 他 2,871m ²

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建

①米沢市上杉博物館

常設展示は、上杉の歴史と文化を中心テーマに構成し、上杉氏の米沢入部から始まり、藩政の推移をたどりながら名君上杉鷹山の事績へと展開している。また、「上杉本洛中洛外図屏風」の中を疑似体験することができる「洛中洛外図の世界」や、鷹山の実像や改革の苦難を紹介する「鷹山シアター」などの特徴的なコーナーもある。

企画展示は、置賜の歴史、上杉文化など歴史や美術に関する企画展や、郷土ゆかりの作家や作品を取り上げた展示を行うほか、関連する講演会などの教育普及事業も積極的に行ってい

■利用状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
開館日数(日)	281	337	337	337	334
入館者数(人)	35,722	36,857	50,522	55,159	51,813
入館料(円)	15,472,467	17,083,248	22,765,578	24,375,203	29,030,538

■展覧会（令和6年度）

*常設展示

「長尾上杉氏の北陸侵攻」を年間テーマに、上杉文華館で国宝「上杉家文書」を読み解く展示を12本の小テーマで開催した。

*企画展示

- ・特別展「上杉茂憲 最後の藩主と米沢士族」 4月20日(土)～6月23日(日)
- ・企画展「KAGAYA 星空の世界展」 6月29日(土)～9月1日(日)
- ・特別展「上杉氏と鷹と馬」 9月7日(土)～11月10日(日)
- ・企画展「椿貞雄と草土社の画家たち」 11月23日(土)～1月13日(月祝)
- ・コレクション展「新収蔵品展 米沢・上杉の歴史と文化」 2月8日(土)～3月23日(日)

②置賜文化ホール

置賜地域の芸術文化の拠点施設であり、空気浮上式による可動能舞台を備えたホールでは、音楽、演劇、能など、多彩な優れた舞台芸術の観賞機会を提供する。また、地域住民による文化活動の実践・発表の場となる「参加・創造型ホール」として、日常の芸術文化活動を支援していく。さらに、学会等の国際会議や公演後の交流会にも利用できる大会議室も備え、芸術文化のみならず、学術交流の拠点としての機能も果たしている。

■利用状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
利用件数(件)	448	488	668	750	776
利用人数(人)	13,502	22,288	35,216	40,606	35,669

■市自主事業（令和6年度）

- PRO WiND 023 米沢公演 5月6日(月祝)
- 夫婦印プロデュース「満月～平成親馬鹿物語（改訂版）～」 8月17日(土)
- 吹奏樂の日コンサート2024 10月14日(月祝)
- 春風亭昇太・柳家三三 落語二人会 11月6日(水)
- 山響ユアタウンコンサート2024米沢公演 1月13日(月祝)

(2) 米沢市市民文化会館

所在地 米沢市中央一丁目10番2号
竣工 昭和44年3月
建物 延床面積 2,459.84m² 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建
ホール 1,200席（固定1,005、立見195）
舞台 間口15m 奥行9m 高さ6.5m

■利用状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
利用件数(件)	80	138	159	154	147
利用者数(人)	11,045	18,314	35,648	32,835	37,595

■自主事業（令和6年度）

- ケロポンズ親子コンサート 4月28日(日)
- 宝くじまちの音楽会 岩崎宏美・岩崎良美ふれあいコンサート 10月4日(金)
- よしもとお笑いライブin米沢2025 2月1日(土)

(3) 米沢市座の文化伝承館

所在地 米沢市丸の内一丁目3番48号
竣工 平成2年6月
建物 延床面積288.55m² 木造平屋建
静山庵 小会議室 第1・第2号室

■利用状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
利用件数(件)	74	84	147	171	148
利用人数(人)	895	803	2,033	2,599	2,222

■自主事業（令和6年度）

- 第32回市民茶会 6月16日(日)
- 河童洞コレクション みちのくのこけし 5月15日(水)～5月27日(月)

(4) ナセ B A（市立米沢図書館・よねざわ市民ギャラリー）

市民の文化生活の質を高め、「文化が薫るまち」を実現するとともに、まちの顔となる中心市街地の賑わいを再生し、「市民が活発に交流するまち」を形成することを目的として、まちなかに図書館と市民ギャラリーの合築施設を整備し、平成28年7月1日開館した。また、ナセ B A 整備に伴い、隣接地にまちなか駐車場を整備して利便性向上に努めている。

所在 地	米沢市中央一丁目10番6号
建築面積	2,703.34m ²
延床面積	6,193.27m ²
主な諸室	1階(市民ギャラリー) 展示室、オープンギャラリー、体験学習室(会議室兼用)、学習室 収蔵庫、自動車文庫書庫、事務室 2階(図書館) 開架・閲覧スペース(こども図書コーナー含む)、情報検索コーナー、 映像視聴ブース、おはなしのへや、録音室・対面朗読室、郷土資料閲覧室、 郷土資料・調査室、ミーティングルーム、事務室(ボランティア作業室) 3階～5階 壁面書庫、貴重書庫等
構 造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 5階建

米沢市まちなか駐車場

所在 地	米沢市中央一丁目9番3号
構 造	鉄骨造 3階4層
収容台数	153台(うち障がい者等用3台)

①市立米沢図書館

近世当初天下の好学人といわれた直江兼続が収集したもののはじめとし、上杉時代の学問所や藩校「興譲館」の伝承資料など米沢の学問・藩政の流れを物語る貴重書群を所蔵する。これらは単に米沢の文化財としてだけでなく、広く学術文献界に寄与している。開架冊数を約16万冊、閲覧スペースを旧図書館の約5倍として、一般・子ども・郷土資料の専用カウンターを設置するなど、市民が利用しやすい図書館として更なる利用の向上に努めている。

■利用状況

入館者数・貸出冊数等

年度	入館者数(人)	登録者数(人)	貸出者数(人)	貸出冊数(冊)	予約件数(件)
R5	243,135	48,208	107,119	356,883	22,626
R6	248,781	49,532	102,578	367,505	21,514
前年比	102.3%	102.7%	95.7%	102.9%	95.1%

蔵書統計

年度	一般書・雑誌(冊)	児童書(冊)	郷土資料(冊)	DVD・CD等(本)	古典籍等(点)	総 数
R5	187,976	68,140	41,208	2,909	40,744	340,977
R6	186,549	71,755	41,836	2,946	40,744	343,830
前年比	99.2%	105.3%	101.5%	101.2%	100.0%	100.8%

古典籍・古文書類内訳(総数40,744点)

区分	米沢善本	鷹山公御手沢本	興譲館本	寄贈・寄託文書	鶴城叢書	林泉文庫
冊数	2,138	286	24,363	12,409	226	1,322

自動車文庫利用状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
区分					
配本所数(所)	72	72	89	69	70
貸出冊数(冊)	35,840	29,139	32,737	31,763	32,740

■各種事業(令和6年度)

- ・おはなしかい
- ・出張おはなしかい
- ・小学校巡回文庫
- ・ブックスタート(毎月1～2回)
- ・ナセ B A うちどくスタンプラリー
- ・米沢市小中学生読書感想画展
- ・夏休みこども図書館フェア
- ・読書週間図書館フェア
- ・各種講座 古文書解説講座・文学講座・ふるさと歴史講座
- ・ナセ B A 英語多読
- ・読書会

■展示事業(令和6年度)

先人顕彰コーナー

- ・海を越えて～海外への視線～ 3月29日(金)～4月24日(水)
- ・大正の米沢大火と復興 4月26日(金)～6月26日(水)
- ・図書館の直江兼続展 6月28日(金)～8月21日(水)
- ・没後60年 高橋里美展 8月23日(金)～10月23日(水)
- ・新聞報道で振り返る山形新幹線のあゆみ 10月25日(金)～11月27日(水)
- ・写真で見る米沢のむかし part7 11月29日(金)～1月22日(水)
- ・貸出・掲載された市立米沢図書館の古典籍・古文書 1月24日(金)～3月26日(水)

②よねざわ市民ギャラリー

■利用状況

区分\年度	R2	R3	R4	R5	R6
利用件数(件)	417	553	536	546	488
利用人数(人)	27,378	45,626	41,601	48,872	43,354

■自主事業(令和6年度)

- ・福王寺一彦 高野山金剛峯寺 4月20日(土)～5月6日(月・祝)
　　襖絵第二回奉納記念 ～草木、蝶と螢 つながるいのちのなかで～
- ・高森務回顧展～こどもたちとふるさと米沢のために～ 8月3日(土)～8月22日(木)
- ・ARTS MEET OKITAMA 2024&AOM 2024大賞展 3月8日(土)～3月18日(火)
- ・ミニコンサート 3回開催

文化芸術活動の推進

(1) 市民芸術祭の開催(米沢市芸術文化協会との共催)

市民の芸術文化に対する関心を深め、創造性豊かな芸術活動の発表の場として毎年開催しており令和6年度で60回目となる。平成12年度から米沢市芸術文化協会に業務を委託している。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
参加団体	29	49	47	61	52

- ・よねざわステージフェスティバル'24 10月13日(日)

(2) 秋山庄太郎記念米沢市写真文化賞の開催

年度	R2	R3	R4	R5	R6
応募人数(人)	中止	440	319	461	312
応募点数(点)		1,447	1,097	1,534	1,100

※R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 文化振興活動支援(令和6年度)

米沢市芸術文化協会、山形交響楽協会、置賜文化フォーラムへの補助金等

文化財の保存・継承と活用

1 一般文化財

(1) 米沢市の文化財

本市の歴史は、縄文時代にはじまり、伊達氏と上杉氏により城下町が形成され、現在のまちなみの原型は上杉氏の重臣直江兼続によってつくられた。江戸時代は一貫して米沢藩主上杉氏の統治下にあったため、本市の文化財は上杉氏に関連したものが多く、上杉神社稽照殿や米沢市上杉博物館、宮坂考古館に所蔵され、保存・活用が図られている。また、市立米沢図書館には米沢藩伝来の古文書や家臣団の文書等が所蔵されている。

なお、文化財とは「我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産」であり、文化財保護法によって守られている。社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、書画、そのほか芸能や工芸技術のような「技」、伝統的行事や祭り、あるいは長い歴史を経て今に残る自然の景観、歴史的な集落、町並みなども文化財に含まれる。

米沢市内の指定・登録文化財件数 (令和7年4月1日現在)

区分	種別	有形文化財						史跡名勝 天然記念物			無形 文化財		民 俗 文化財	文化 的 的 景 觀	伝 統 的 建 造 物 群	保 存 技 術	合 計				
		美術工芸品						建造物	史跡	名勝	天然 記念物										
		絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 ・ 典 籍	古 文 書	考 古 資 料				有形	無形									
国指定 又は登録	国 宝	1				1												2			
	重要文化財	3		13	1	2		2	1				1					23			
	記念物									5								5			
	登録文化財							32										32			
県指定		3	7	14	2			1	1	1		3		1				33			
市指定			1	9	3		13	6		7		4	17	1				61			
合 計		8	8	36	6	3	13	9	34	13	0	7	0	18	2	0	0	156			

国宝（絵画） 紙本金地著色洛中洛外図 狩野永徳筆 六曲屏風

国宝（古文書） 上杉家文書 附歴代年譜325冊 両掛け文書等並赤筆箋3合・2棹

(2) 文化財の保存と活用

①国指定史跡上杉治憲敬師郊迎跡保存修理事業

平成20年度から羽黒神社及び普門院の保存修理及び環境整備を行っている。

平成20年度から平成23年までの期間で羽黒神社本殿の保存修理工事を実施した。平成24年度から普門院庫裏の保存修理工事を開始し、平成30年度に7か年で工事を終えた。

令和元年度からは普門院本堂に着手し、8か年計画で進めている。令和6年度は、木工事、屋根工事、左官工事を行った。

②上杉文書調査事業

令和3年度より旧米沢藩主上杉家に伝來した史料群である上杉文書について、今後の保存・活用を図る目的で調査を行っている。令和6年度も文化庁・調査委員会による指導を受け、目録作成のための史料調査・絵図調査を上杉博物館と共に実施した。

③文化財保護団体の育成事業

・梓山獅子踊保存会への助成

④文化財の管理及び保存・活用事業（令和6年度）

- ・国指定史跡上杉治憲敬師郊迎跡管理補助
- ・国指定史跡米沢藩主上杉家墓所管理補助
- ・国指定史跡米沢藩主上杉家墓所維持運営補助
- ・国指定重要文化財服飾類（伝上杉謙信、上杉景勝所用）保存修理補助
- ・国指定重要文化財色々々威腹巻保存修理補助
- ・県指定天然記念物長町裏のエゾエノキ管理補助
- ・県指定史跡林泉寺米沢藩主上杉家及び家臣団墓所管理補助
- ・県指定建造物笛野観音堂管理補助
- ・県指定天然記念物山上の大クワ防猿用電牧ネット点検等維持管理
- ・市指定史跡直江石堤草刈・雑木伐採等維持管理
- ・指定文化財説明板修繕（下の町の草木塔・神原の草木塔）

⑤文化財行政の推進事業（令和6年度）

- ・文化財保護審議会の開催
- ・市指定文化財の諮問・答申（銅造阿弥陀三尊像・毛氈鞍覆）
- ・市指定等文化財候補の調査（成島八幡宮神像・狛犬、堂森善光寺など）

2 埋蔵文化財

先人の遺した貴重な文化遺産である埋蔵文化財を保護し、発掘調査で出土した遺物等の復元、整理作業を行い報告書を作成した。あわせて発掘調査現地見学会等を開催し、広く市民に周知した。

(1) 埋蔵文化財事業

①米沢市埋蔵文化財資料室・南原資料室の維持管理

(2) 市内遺跡発掘調査事業

①宅地開発等による遺跡への影響等を確認する調査

開発に伴う試掘・確認調査等の件数 (単位: 件)

事由 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
個人住宅建築	31	23	19	28	19
集合住宅建築	1	2	1	6	2
店舗・施設・工場等	11	6	5	0	3
宅地開発	2	7	2	5	3
公共事業	6	4	6	10	5
その他の開発	1	4	14	23	30
合 計	52	46	47	72	62

②個人住宅建築工事に伴う米沢城東二の丸跡の緊急発掘調査（米沢城跡第19次調査）

③米沢市埋蔵文化財調査報告書の作成（令和6年度）

・第128集 遺跡詳細分布調査報告書第38集

(3) 館山城跡保存整備事業

平成28年3月1日付けで国の史跡に指定されたが、その後大南遺跡や花沢A遺跡等の緊急発掘調査対応で事業を休止しており、令和2年度から調査を再開した。令和6年度調査は、山城西側に位置する曲輪Ⅲ南側の物見台と推定される高台の調査を実施した。

調査の結果、高台頂部は1.1～1.9m程度盛土整地されていることが判明した。盛土が行われた時期は不明だが、今後放射性炭素年代測定を実施して検討していく。また、調査の成果は11月26日に現場見学会を開催して周知し、市内外から20名の参加者があった。

(5) スポーツ

米沢市スポーツ推進計画

本市では、国のスポーツ基本法やスポーツ基本計画、及び地域の実情に沿ったスポーツ推進計画を平成26年4月に策定し、令和5年度までの10年間を見通した基本目標を定め、計画の推進に取り組んできた。

計画期間である10年が終了したことから、施策の総括や現状と課題の分析を行うとともに、スポーツへの意識の変化やニーズの多様化及び取り巻く環境の変化を踏まえ、「市民の誰もがスポーツを通じ輝き活気に満ちあふれるまち米沢」を基本方針とし、今後5年間の基本目標と施策を取りまとめる「第2期米沢市スポーツ推進計画」を策定し、その推進に取り組んでいる。

米沢市スポーツ推進審議会

スポーツ基本法に基づき、本市のスポーツの推進に関する事項について米沢市教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議するため、学識経験者と関係行政機関の職員からなる審議会を設置している。

【令和7年4月1日現在】

- ・委員 10名（うち女性委員3名）
- ・任期 2年（令和6年7月1日から令和8年6月30日まで）
- ・主な審議事項 第2期米沢市スポーツ推進計画の策定等

生涯スポーツの推進

市民の興味や関心、適性等に応じて日常的にスポーツ活動に参加できる環境づくりのため、スポーツイベントの開催やスポーツツーリズムの推進に取り組んでいる。

【主な事業】マラソン大会のあり方及び運営方法等の検証、FUN+WALK推進事業、市民スポーツ教室の開催等

○マラソン大会開催状況

年度	大会名	エントリー数
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催見送り	-
令和3年度	米澤上杉城下町マラソン2021	コロナの影響で中止
令和4年度	陸上競技場第3種公認更新等改修工事のため開催見送り	-
令和5年度	米澤上杉城下町マラソン2023	828
令和6年度	休止（米澤上杉城下町マラソンのあり方及び運営方法等の検証）	-

○FUN+WALK推進事業

①ラン&ウォークイベント

年度	イベント名	参加企業数	自治体対抗戦	参加者数
令和4年度	さつきラン&ウォーク2022	16	-	1,151
	オクトーバー・ラン&ウォーク2022	18	2位/349	1,372
	春ま～ちウォーク2023（ウォーキングの部のみ）	-	-	496
令和5年度	さつきラン&ウォーク2023	20	-	1,276
	オクトーバー・ラン&ウォーク2023	-	2位	849
	春ま～ちウォーク2024（ウォーキング部門のみ）	-	-	518
令和6年度	さつきラン&ウォーク2024	20	-	1,057
	オクトーバー・ラン&ウォーク2024	-	2位/53	886
	春ま～ちウォーク2025（ウォーキング部門のみ）	-	-	240

※FUN+WALK推進事業…スポーツ庁が推進する、官民連携プロジェクト「FUN+WALK Project」に、本市も「健康長寿日本一のまちづくり」推進の一環として参画し、「歩く」を入り口に健康増進を図るため、ウォーキングに関する事業を行っている。主な取組として、民間企業と連携した「ラン&ウォークイベント」への市民の参加を呼び掛けている。

※参加企業数…さつきラン&ウォークは個人参加のほかに、法人・事業所単位でチームを組み参加する「企業対抗戦」があり、市内法人・事業所で参加した数を記載している。

※自治体対抗戦…オクトーバー・ラン&ウォークは個人参加のほかに、参加自治体の住民の参加率や参加住民全員の累計距離・歩数等を指標に、参加自治体同士が競い合う「自治体対抗戦」があり、その順位を記載している。オクトーバー・ラン&ウォーク2023、2024では人口規模の近い自治体間のみの対抗戦となり、本市は「人口5万人以上10万人未満の部」において、2023年は2位(該当自治体数非公開)、2024年は53自治体中2位となった。

※参加者数…さつきラン&ウォーク2022、2023、2024、オクトーバー・ラン&ウォーク2022、2023、2024はランニングの部・ウォーキングの部の延べ参加者数と紙媒体の参加者数を、春ま～ちウォーク2023、2024、2025はウォーキングの部と紙媒体の参加者数を記載している。

②歩いて！走って！知って米沢 ラン&ウォークラリー

部門	参加者数
ラン&ウォーク 個人	21
ラン&ウォーク チーム(3人)	24(8チーム)
ラン&ウォーク チーム(4人)	19(5チーム)
ラン&ウォーク チーム(5人)	29(6チーム)
ラン&ウォーク+クリニック	9
クリニックのみ	6
合計	108

※歩いて！走って！知って米沢 ラン&ウォークラリー…米沢市役所をスタートし、複数のチェックポイントを巡りながら、ゴールの市営人工芝サッカーフィールドまでラン&ウォークで自由に巡るスタンプラリー。チェックポイントではクイズが出題され、回答するとシールを獲得でき、ゴールでは集めたシールの枚数に応じた抽選会への参加が可能となる。また、当日、人工芝サッカーフィールドにて、地域おこし協力隊ベンジャミン隊員による「ベンジャミン's ランニングクリニック」も合わせて開催した。

③走り方教室

対象	参加者数
小学4～6年生	13
小学1～3年生	22
幼児(年中～年長)	15
合計	50

※走り方教室…令和7年1月～2月にかけて、冬期間の運動促進を目的として行われた、地域おこし協力隊ベンジャミン隊員が子どもたちへ走り方を指導するイベント。

○市民スポーツ教室開催状況

実施種目	参加者数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
硬式テニス	—	15	14	21	17
ソフトテニス	—	25	28	29	21
ニュースポーツ (前期)	—	13	13	17	20
ニュースポーツ (後期)	—	中止	13	19	22
ラージボール卓球	—	18	28	30	38
バドミントン	—	24	18	21	17
弓道	—	中止	10	17	10
計	—	95	124	145	145

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を見送った。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策をしながらできる限り開催したが、弓道とニュースポーツ後期は中止となった。

スポーツ団体の育成

(一財)米沢市スポーツ協会及び県教育委員会等の関係機関と連携し、スポーツ少年団や加盟団体の活動を支援している。【主な団体】スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ

○スポーツ少年団

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団員数	1,009	1,024	925	877	814
指導者数	336	291	288	255	132
団数	59	56	56	46	44

○総合型地域スポーツクラブ

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	4	4	4	4	4

競技力向上の推進

(一財)米沢市スポーツ協会等の関係機関と連携し、競技団体による選手の強化事業を促進する。また、大学運動部等の合宿を本市へ誘致し、児童・生徒等とのスポーツ交流を通じて競技力の向上を推進している。【主な事業】全国大会等出場者への支援、合宿誘致事業

○全国大会等出場者数

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国スポ等出場者	0	12	57	57	52
全国大会出場者	32	21	56	65	100
国際大会出場者	1	0	0	1	1

※令和2年度国民体育大会は新型コロナウイルス感染症の影響によりスケート競技を除き中止となつた。

※令和3年度国民体育大会は新型コロナウイルス感染症の影響により夏期競技が中止となつた。

※令和3年度国際大会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となつた。

○合宿誘致事業

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	0	0	1	8	4
参加者延人数	0	0	207	1,122	667

※令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため積極的な誘致は行わず、参加者側からの申請もなかった。

※令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため積極的な誘致は行わなかった。

スポーツ施設の整備

よりよいスポーツ環境を提供するため、安全に配慮した施設管理と、利用者が安心してスポーツ活動が行える施設の計画的な整備を推進する。【主な事業】指定管理による管理・運営、施設改修及び更新

○施設の管理・運営

区分	市営体育館等	市営八幡原体育館等	市営野球場等	市営陸上競技場等
管理方法	指定管理	直営管理	指定管理	
管理者	エービーエム・吾妻スポーツ・米沢市スポーツ協会共同企業体	米沢市	東北警備保障・吾妻スポーツ・米沢市スポーツ協会共同企業体	
契約期間	R5. 4. 1～R10. 3. 31	-	R3. 4. 1～R8. 3. 31	
利用料金制度	○	-	○	
管理施設	市営体育館 市営武道館 市営相撲場 市営北村公園テニスコート	市営八幡原体育館 八幡原緑地野球場 八幡原緑地テニスコート	市営野球場 市営プール 市営弓道場 市営多目的屋内運動場 米沢総合公園多目的グラウンド 市営西部野球場 市営人工芝サッカーフィールド 米沢総合公園サッカーフィールドアップコート	市営陸上競技場 松川公園陸上競技場サブグラウンド 御成山公園ジャンプ場 市営田沢クロスカントリー競技場 最上川上流河川緑地野球場 最上川上流河川緑地サッカー場

※市営八幡原体育館は、管理者の株式会社テクノプラザ米沢が令和4年12月31日をもって事業を終了したことから、令和5年1月1日以降は市が直接管理・運営を行っている。

○施設改修及び備品更新

年度	実施内容	事業費 (千円)
令和2年度	市営陸上競技場写真判定機の更新、市営野球場雨漏り改修工事基礎調査・実施設計業務委託他	28,305
令和3年度	市営野球場観客席防水改修工事、市営野球場内装外改修工事、市営陸上競技場第3種公認備品の更新他	223,666
令和4年度	陸上競技場第3種公認更新等改修工事（スポーツ振興くじ助成金活用）、市営体育館地下タンク配管設備改修工事、市営体育館トレーニング機器備品の更新他	205,780
令和5年度	市営弓道場屋根塗装改修工事、市営陸上競技場観客席階段手すり塗装工事、市営体育館トレーニング機器備品の更新他	29,787
令和6年度	市営体育館アリーナ床修繕、市営八幡原体育館事務室整備等工事、市営プールポンプ設備改修工事、市営八幡原体育館トレーニング機器備品の更新他	46,989

※ 事業費は各年度の修繕料、委託料（工事関係）、工事請負費、原材料費、備品購入費の合計

※ 令和2年度の市営陸上競技場写真判定機の更新、令和3年度の市営陸上競技場第3種公認備品の更新（一部）、令和4年度の陸上競技場第3種公認更新等改修工事、令和5年度市営体育館トレーニング機器備品の更新、令和6年度市営八幡原体育館トレーニング機器備品の更新はスポーツ振興くじ助成金を活用し実施している。

スポーツ施設利用状況

施 設 名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市 営 体 育 館	22,092	29,887	41,266	47,329	38,965
市 営 武 道 館	9,571	9,787	10,999	12,465	13,352
市 営 相 摂 場	313	211	226	564	921
北 村 公 園 テ ニ ス コ ー ト	518	1,165	1,320	1,221	2,544
市 営 八 幡 原 体 育 館	21,298	21,575	23,282	27,673	27,032
八 幡 原 緑 地 野 球 場	1,427	2,996	1,308	777	238
八 幡 原 緑 地 テ ニ ス コ ー ト	863	1,131	883	561	598
市 営 野 球 場	8,725	4,432	10,191	11,432	26,089
市 営 プ 一 ル	4,211	6,977	8,373	11,326	10,280
市 営 弓 道 場	5,766	5,719	7,079	10,134	9,147
多 目 的 屋 内 運 動 場	30,580	29,592	34,511	36,979	34,924
多 目 的 グ ラ ウ ン ド	791	1,091	1,441	1,484	2,070
西 部 野 球 場	3,328	8,840	6,898	4,837	5,757
人 工 芝 サ ッ カ 一 フ ィ ール ド	45,539	64,050	59,128	68,996	78,374
サ ッ カ 一 フ ィ ール ド ア ッ プ コ ー ト	1,646	1,852	3,810	1,740	11,989
市 営 陸 上 競 技 場	22,952	31,794	12,698	30,117	30,194

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
陸上競技場 サブグラウンド	4,982	11,339	10,447	9,135	6,938
御成山公園ジャンプ場	312	180	0	0	0
田沢クロスカントリー競技場	1,839	735	1,405	1,540	786
最上川上流河川緑地野球場	915	2,400	2,895	7,953	2,601
最上川上流河川緑地サッカー場	4,494	7,977	7,838	11,934	7,520
計	192,162	243,730	245,998	298,197	310,319

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4/1～施設ごとに貸出中止又は利用制限等

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2/1～3/6利用休止、3/7～3/21高校生以下の利用休止

※ 令和3年度市営野球場は、観客席防水改修工事等のため6/1～3/31施設貸出中止

※ 令和4年度市営陸上競技場は、第3種公認更新等改修工事のため7/1～11/30施設貸出中止

※ 令和6年度は、市営体育館アリーナ床修繕のため、7/8～8/26アリーナ貸出中止

スポーツ施設

区分	市営体育館	市営武道館		
		柔道場	剣道場	弓道場
所在地	金池3丁目1-62	金池3丁目1-65		
竣工年月	S47.5	S47.7 (H14.12雇用・能力開発機構から譲受)		
総工事費	520,000千円			
敷地面積	9,991.98m ²			
建築面積	5,124.793m ² (床面積6,760.520m ²)			
収容人員	4,098人 (内固定席1,304人 移動席2,000人 立見席794人)			
施設内容	アリーナ (38.5m×44m) ステージ (9m×44m) トレーニング室 (6.5m×14m) 器具庫 (5.5m×27.5m) バスケットボール 2面 バレー ボール 3面 バドミントン 10面 卓球 20面 ソフトテニス 2面	柔・剣道場 (26m×27m) 師範室	射場 (9m×19.2m) 的場 (あづち) 巻藁室 師範室 男女更衣室	1チーム5人で2チーム同時使用可能
	合宿所あり、ベットルーム4室 (1室10人収容) 和室 (10人収容) 指導員室2室 (1室5人収容) トレーニング室 廉房 食堂			

区分	市営相撲場	市営北村公園テニスコート	市営八幡原体育館	八幡原緑地野球場
所在地	金池5丁目1-36	金池4丁目	八幡原5丁目4149-10	八幡原5丁目5275-4
竣工年月	S54. 10	S51. 11	H15. 2	S51. 12
総工事費	44, 450千円		357, 000千円	133, 190千円
敷地面積	2, 029. 54m ²	3, 600m ²	5, 262. 78m ²	12, 785m ²
建築面積	管理棟・相撲場 349. 92m ²	クラブハウス 床面積120. 0m ²	1, 402. 20m ²	
収容人員	観覧席 70人			
施設内容	土俵 倉庫 シャワー 更衣室 便所 事務室	クレーコート 4面 器具庫 夜間照明設備 6基 クラブハウス (H14. 3) 男女更衣室 ミーティングルーム 倉庫 休憩場	アリーナ (30m×25m) バスケットボール 1面 バレーボール 2面 バドミントン 2面 卓球 フットサル ソフトバレー トレーニング室 (140m ²) サイクルマシン ランニングマシン 各種筋力トレーニングマシン ランニングコース (2階 約100m)	両翼 90m 中堅 120m 器具庫 器具庫 男女更衣室

区分	八幡原緑地テニスコート	市営野球場	市営プール	市営弓道場
所在地	八幡原5丁目4806-1	塩井町塩野1369	徳町333	塩井町塩野1503
竣工年月	S53. 12	H4. 3	H2. 3	H3. 12
総工事費	104, 030千円	1, 487, 000千円	1, 043, 000千円	193, 000千円
敷地面積	4, 560m ²	40, 500m ²	42, 575m ²	10, 500m ²
建築面積		19, 900. 00m ²	管理棟1, 840. 14m ²	983. 78m ²
収容人員		観覧席 12, 000人	観覧席 1, 000人	
施設内容	全天候コート 6面 管理棟 休憩室 夜間照明設備 8基	両翼 97. 6m 中堅 122m ナイター照明設備 6基 トレーニングルーム 室内練習場 シャワー室 身障者観覧席 記者席 会議室	競泳プール 50mプール・9コース (公認) (50m×23. 50m) 25mプール・7コース (25m×15m) 飛込プール (公認) (22m×22m) 水深 5m～5. 2m 幼児プール 直径15m 更衣室 シャワー室 会議室 事務室 観覧席 夜間照明 テントシェルター 計時装置	師範室 審判室 会議室 射場 矢道 的場 矢取道 看的

区分	市営多目的屋内運動場	市営西部野球場	市営人工芝サッカーフィールド	市営陸上競技場
所在地	塩井町塩野1357-3	直江町5-86	塩井町塩野1350	通町6丁目14-5
竣工年月	H11. 3	S25. 7	H24. 10	S45. 11 (改修H19. 9)
総工事費	451, 665千円	45, 000千円	600, 950千円	137, 340千円
敷地面積	8, 605m ²	16, 330m ²	72, 453. 14m ²	28, 456. 48m ²
建築面積	2, 378. 41m ²	競技面積 12, 128m ²	クラブハウス 床面積251. 25m ²	メインスタンド 1, 390. 02m ²
収容人員		ネット裏 700人 内外野席 9, 000人	メインスタンド 400人	メインスタンド 1, 400人 盛土スタンド 6, 200人
施設内容	アリーナ 1, 800m ² (36m×50m) ゲートボール 2面 テニスコート 3面 フットサル 1面 談話室 更衣室 (男女) 身障者便所 シャワー室 (男女) 湯沸室 多目的グラウンド 人工芝張替 (H27)	両翼 90m 中堅 120m ナイター照明設備 6基 [追記] 万年堀撤去 (R1)	人工芝ピッチ 一般用2面 (少年用4面) アップコート2面 (クレーコート) 東側4, 294m ² 西側7, 176m ² 夜間照明設備 8基 (平均200ルクス) クラブハウス (事務室・ミーティングルーム・休憩室・更衣室・トイレ)	1周 400m 8コース (日本陸上競技連盟公認規程第3種) [追記] 改修年月日 平成19年9月23日 工費 473, 650千円 [附属施設] サブグラウンド (9, 200m ²) レーン等改修 (R4)

区分	御成山公園ジャンプ場	市営田沢クロスカントリー競技場	最上川上流河川緑地野球場	最上川上流河川緑地サッカー場
所在地	大字館山御成山1783	大字口田沢字上ノ在家地内外	東2丁目地内 (河川敷)	
竣工年月	S25. 12 S62. 4 県より移管 H13. 11 ミディアムヒル竣工	H14. 10		S56. 10
総工事費	198, 949千円 (ミディアムヒル整備工事)	109, 400千円		
敷地面積	33, 054m ²		11, 118m ²	7, 200m ²
施設内容	ミディアムヒル (K点50) ジャンジ塔 62. 64m ²	(財)全日本スキー連盟(SAJ)公認 幅員 8m 3kmコース 5kmコース 標高差 82m 極限登高標高差 32m	野球 2面 (ソフトボール 2面)	コート 2面 ゴールポスト ネット 1対

2. 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は国、他の地方公共団体、その他公共団体の選挙等に関する事務の管理執行を行う機関である。

公職選挙法、地方自治法等に基づく選挙事務管理として、衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事、市議会議員、市長、財産区議会議員各選挙の管理執行を行っているほか、選挙又は当選の争訟、直接請求、住民投票、最高裁判所裁判官国民審査、裁判員候補者予定者・検察審査員候補者予定者の選定、各種選挙人名簿の調製、明るい選挙推進啓発事務等を行っている。

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

種類		男	女	計
選挙人名簿定期登録	令和6.6.1	31,632	33,094	64,726
	令和6.9.1	31,387	32,867	64,254
	令和6.12.1	31,281	32,803	64,084
	令和7.3.1	31,177	32,694	63,871
在外選挙人名簿	令和7.3.1	12	21	33

最近の選挙執行状況

選挙名	執行年月日	当日有権者数(人)	投票者数(人)	投票率 (%)
参議院議員通常選挙 【山形県選出議員選挙】 【比例代表選出議員選挙】	令和元. 7. 21	68,069 68,069	38,898 38,888	57.14 57.13
米沢市山上財産区議会議員一般選挙	令和元. 8. 3	2,158(登録者数)	無投票	—
米沢市長選挙	令和元. 11. 24	67,378	40,812	60.57
山形県知事選挙	令和3. 1. 24	66,863	39,164	58.57
衆議院議員総選挙 【小選挙区選出議員選挙】 【比例代表選出議員選挙】	令和3.10.31	66,772 66,772	41,542 41,506	62.21 62.16
参議院議員通常選挙 【山形県選出議員選挙】 【比例代表選出議員選挙】	令和4. 7. 10	66,429 66,429	39,413 39,399	59.33 59.31
山形県議会議員選挙	令和5. 4. 9	64,749	30,684	47.39
米沢市議会議員選挙	令和5. 4. 23	64,653	34,553	53.44
米沢市長選挙	令和5.11.26	64,654	40,812	63.12
衆議院議員総選挙 【小選挙区選出議員選挙】 【比例代表選出議員選挙】	令和6.10.27	64,079 64,079	37,775 37,768	58.95 58.94
山形県知事選挙	令和7. 1. 26	63,551	24,344	38.31

直接請求の状況

※①署名簿提出日	②署名者総数	③うち有効数	④顛末
●義務教育における父兄負担軽減条例（市条例制定請求）			
①昭和46. 2. 10	②7, 889人	③7, 554人	④否決（市議会）
●山形県県民のくらしを守る消費者条例（県条例制定請求）			
①昭和51. 5. 6	②4, 416人	③3, 996人	④可決（県議会）
●最低賃金制度の完全施行及び全国平均賃金と県平均賃金との格差是正に関する条例（県条例制定請求）			
①昭和54. 6. 28	②4, 978人	③4, 429人	④否決（県議会）
●財団法人山形美術館の運営全般に関し知事及び教育委員会の調査、監査権限の行使、法人の適正な県補助金の執行（山形県事務監査請求）			
①昭和59. 5. 17	②2, 348人	③2, 058人	④正当（県監査委員会）
●山形県私立高等学校教育助成条例制定請求（県条例制定請求）			
①平成3. 10. 8	②20, 029人（米沢市分）	③15, 281人（米沢市分）	④否決（県議会）
●米沢市及び東置賜郡川西町を同一請求関係市町村とする合併協議会設置請求			
①平成14. 5. 4	②18, 852人	③16, 191人	④可決（市議会）
●米沢市及び東置賜郡川西町を同一請求関係市町村とする合併協議会設置請求			
①平成21. 2. 12	②2, 089人	③1, 724人	④可決（市議会）

管理執行の推移

●公営ポスター掲示場の設置

市議会議員及び市長の選挙について、昭和60年12月定例会で条例の全面改正を行う。
(公職選挙法第144条の2第8項)

●選挙公報の発行

市議会議員及び市長の選挙について、昭和50年10月に条例制定。

●選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営

市議会議員及び市長の選挙について、平成6年12月に条例制定（平成7年の市議会議員選挙から適用）。

●選挙運動用ビラの作成の公営

市長の選挙について、平成19年10月に条例制定（平成19年の市長選挙から適用）。
市議会議員の選挙について、平成30年9月に条例改正（平成31年の市議会議員選挙から適用）。

●記号式投票の廃止

市長選挙について、昭和42年10月に条例制定された記号式投票を令和5年9月に廃止。

●明るい選挙の推進

市内各界、団体協力のもと、その代表者等で構成する「米沢市明るい選挙推進協議会」を中心に「おくらいない」、「もとめない」、「うけとらない」、「きけんしない」の四ない運動等、明るい選挙の推進啓発事業を実施。

委員会開催、提出議案数

●令和6年度	委員会開催	21回
	提出議案数	93件

3. 監査委員

監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理の監査等を行う執行機関である。委員の定数は2名であり、市議会の同意を得て、識見を有する者及び市議会議員のうちから各々1名の委員が選任されている。

委員の任期は、識見を有する者は4年、議員のうちから選任された者は議員の任期中である。

また、監査委員の補助組織として事務局が設置されている。

監査等の実施状況

平成29年6月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、令和2年2月に監査基準を策定し、同基準に基づき検査、監査及び審査を実施している。本市における監査等の実施状況は次のとおりである。

(1) 例月出納検査

地方自治法第235条の2第1項の規定による検査で、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するものであり、出納について、毎月検査している。

(2) 定例監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査で、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として実施している。

・令和6年度実施数 22課等、小学校3校、中学校3校

(3) 財政援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定による監査で、市が補助金や交付金などの財政的援助を与えていたる団体、市が出資している団体、公の施設を管理している指定管理者などを対象に、出納やその他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

・令和6年度実施数 指定管理者5団体（5施設）

(4) 決算審査

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定による審査で、決算その他関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

・一般会計及び特別会計

・水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計

(5) 基金の運用状況審査

地方自治法第241条第5項の規定による審査で、基金の運用状況を示す書類の計数を確認するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施している。

(6) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査で、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施している。

(7) 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第242条第1項の規定による監査で、住民からの請求に基づき実施している。

・令和6年度実施数 0件

(8) 工事監査

地方自治法第199条第4項の規定による監査で、市が行う工事について、設計、施工等が適正かつ経済的に行われているかどうかを主眼として実施している。

・令和6年度実施数 0件

4. 農業委員会

農業委員と農地利用最適化推進委員

農業委員会等に関する法律が改正されて3回目の改選を迎えるにあたり、推薦・応募による者の中から市長が市議会の同意を得て新たに19名の農業委員が任命された。また、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の取組体制の強化を引き続き図るため、担当地区で現場活動を行う農地利用最適化推進委員16名が新たに農業委員会から委嘱された。（任期はともに令和5年7月20日～令和8年7月19日まで）

- 農業委員 19名（会長1名、職務代理者1名含む）
- 農地利用最適化推進委員 16名

活動状況

総会・運営委員会・農事相談・広報委員会・活動計画策定委員会・遊休農地対策委員会・農地利用状況調査（農地パトロール）・農地利用意向調査

農地の権利移動

農地法第3条の許可実績（令和6年度）

	処理件数			許可面積 (m ²)		
	許可	不許可	計	田	畠	計
所有権移転	32	0	32	21,080.53	18,679.00	39,759.53
賃貸権	14	0	14	59,343.61	1,015.00	60,358.61
使用貸借権	4	0	4	47,841.10	9,702.24	57,543.34
その他	0	0	0	0.00	0.00	0.00
計	50	0	50	128,265.24	29,396.24	157,661.48

転用目的別土地利用状況（令和6年度）

	農地法第4条			農地法第5条		
	件数	田 (m ²)	畠 (m ²)	件数	田 (m ²)	畠 (m ²)
住宅用地	3	269.99	1,524.00	19	13,471.00	4,490.00
鉱工業用地	0	0.00	0.00	3	2,420.00	2,984.00
道路水路用地	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
産業施設用地	1	0.00	152.00	10	16,933.24	18,594.73
植林	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
その他	0	0.00	0.00	2	623.38	0.00
計	4	269.99	1,676.00	34	33,447.62	26,068.73

諸証明取扱い件数

	非農地証明	耕作証明	農業経営証明	買受適格証明	その他
令和2年度	26	20	5	1	6
令和3年度	48	58	1	0	5
令和4年度	44	27	3	0	8
令和5年度	53	24	1	0	10
令和6年度	37	50	1	1	5

和解仲介事業

農地等の利用関係にかかる紛争（賃貸借や小作料に関すること等）の円満解決を図るため農地法の規定により農業委員会が和解の仲介を行う。

仲介取扱い件数

	小作地	自創作	転用	その他
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0

農業経営基盤強化促進法関係

1. 利用権設定等促進事業

農業委員会の決定を経て農地利用集積計画を公告することで、農地法の手続きを簡素化するほか、税制等の優遇措置により担い手への負担を軽減し、農地の集積・集約化の促進を図る。

	所有権移転		賃借権		賃借権（内再設定）		転賃・移転	
	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)	件数	面積 (m ²)
令和2年度	31	155,516.00	130	1,115,148.16	83	683,651.10	0	0.00
令和3年度	20	76,123.61	301	1,966,700.70	97	877,032.50	109	485,106.84
令和4年度	22	87,705.00	173	1,272,599.16	89	684,597.28	15	76,286.00
令和5年度	24	195,132.00	196	1,501,020.88	95	700,876.82	19	152,906.57
令和6年度	15	77,146.04	115	1,026,248.37	47	456,970.63	18	157,358.05

2. 農地中間管理事業

農地を貸したい農家と農地を借りたい農家の間に山形県農地中間管理機構が介在し、契約や農地法の手続き等にかかる負担を軽減することで、農地の集積・集約化の促進を図る。

	貸付件数	貸付筆数	貸付面積	借受件数	借受筆数	借受面積
令和2年度	12件	70筆	133,994.00 m ²	12件	70筆	133,994.00 m ²
令和3年度	65件	811筆	468,514.84 m ²	48件	811筆	468,514.84 m ²
令和4年度	14件	53筆	76,286.00 m ²	11件	53筆	76,286.00 m ²
令和5年度	16件	79筆	152,906.57 m ²	11件	79筆	152,906.57 m ²
令和6年度	17件	107筆	157,358.05 m ²	14件	107筆	157,358.05 m ²

3. 農地中間管理機構の特例事業

農地中間管理機構の事業の特例として、農地の買入れ、売渡しを行う。

	買入れ		受渡し		貸付	
令和2年度	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²
令和3年度	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²
令和4年度	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²
令和5年度	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²
令和6年度	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²	0件	0.00 m ²

米沢市農地流動化促進事業

農地を集積・集約化し農業経営の規模拡大を促進するため、農地を80a以上連担化して借入又は買入をした認定農業者に10aあたり年間4,000円を3年間助成する。

	新規人数	面 積	交付金額
令和3年度	13人	111,410.00 m ²	445,640円
令和4年度	29人	361,300.00 m ²	1,408,810円
令和5年度	25人	312,230.00 m ²	1,228,420円
令和6年度	21人	328,850.00 m ²	1,228,710円

農業者年金受託事業

農業者年金の加入を促し、農業者の老後の安定や福祉向上に努めることで農業者の確保を図る。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規加入者数	2人	2人	3人	2人	3人
農業者年金裁定請求者数	9人	13人	6人	7人	12人

公営企業・その他

公営企業・その他

1. 水道事業

大正14年に本市が、「帝人株式会社」の前身である「帝國人造絹糸株式会社」米沢工場の進出に伴い、付近住民の飲料水と工業用水を確保するため、国の認可を得て館山町に浄水場を造ったのが本市の水道事業の始まりである。その後工場閉鎖に伴い一時休止した期間があったものの、本市が昭和29年に給水を再開、以来水の需要増大に対応しながら8度の拡張事業を行ってきた。

昭和56年度から昭和61年度まで、6か年にわたり第7次拡張事業を実施し、県営置賜広域水道用水供給事業の受水体制の整備を図り、昭和58年4月から受水を開始した。昭和62年度からは第8次拡張事業を実施し、給水区域の拡大を行った。

また、鬼面川流域の抜本的な治水対策と水道用水の安定供給を目的として県が着手した綱木川ダム建設に伴い、平成16年度から19年度にかけて笛野第2配水池を築造し、平成19年10月から受水を開始した。

一方、簡素で効率的な水道事業経営を実現するため、平成20年度から水道料金収納等業務並びに館山浄水場運転管理業務の民間委託を開始し、平成25年度には、田沢簡易水道事業を上水道事業に経営統合した。

田沢浄水場は、設備の老朽化に伴い、急速ろ過方式から膜ろ過方式に変更して建替えを行い、平成28年10月から供用を開始した。一方、館山浄水場については、施設や設備の更新は行わず、山形県企業局が運営する笛野浄水場から受水することとし、これに伴い施設等の整備事業を実施している。平成29年度に基本計画を策定し、令和3年度から用地の取得や造成工事を行った。令和5年度からは配水管の布設を行うとともに、配水池や送水ポンプ場の築造工事に着手し、令和7年度の完成に向けて整備を進めている。

(令和7年3月31日現在)

区分	水道別	水道	簡易水道		計
			白布高湯	板谷	
創設認可		昭和26年7月	昭和34年8月	昭和40年5月	
拡張回数		8	3	2	13
1日平均給水量(m³)		26,365	150	158	26,673
1人1日平均給水量(l)		360	3,846	3,950	364
1日最大給水量(m³)		29,058	101	298	29,457
行政区域内人口(A)		73,829	39	40	73,908
給水人口(B)		73,166	39	40	73,245
普及率(B/A)(%)		99.1	100.0	100.0	99.1
給水戸数		33,145	15	29	33,189
水源(力所)		3 表流水 1 置広水 1 湧水 1	2 表流水 2	1 表流水 1	6 表流水 4 置広水 1 湧水 1
導・送・配水管延長(m)		520,865	3,238	5,774	529,877

業務実績

区分	年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
行政区域内人口	人	人	78,446	77,654	76,556	75,189	73,908
計画給水人口	人	人	85,670	85,670	85,670	85,670	85,670
給水人口	人	人	78,742	77,746	76,303	75,279	73,245
普及率	%	%	100.4	100.1	99.7	100.1	99.1
給水戸数	戸		32,861	33,153	33,301	33,253	33,189
総配水量	m³		10,223,622	10,112,892	9,959,670	9,839,357	9,735,818
1人当たり給水量	m³		129.8	130.1	130.5	130.7	132.9
1戸当たり給水量	m³		311.1	305	299.1	295.9	293.3
導・送・配水管延長	m		525,237	525,080	525,754	527,590	529,877
職員数	人		23	23	23	24	23
有収水量	m³		8,326,044	8,393,900	8,264,345	8,067,743	7,899,757
有収率	%		81.4	83.0	83.0	82.0	81.1

年度別財政状況

(1) 収益的収支 (税抜き) (単位 : 千円)

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
経常収益 (A)		1,694,449	1,919,288	1,919,712	1,892,807	1,853,564
経常費用 (B)		1,596,873	1,620,674	1,649,945	1,631,491	1,579,025
経常損益 (A-B) (C)		97,576	298,614	269,767	261,316	274,539
特別利益 (D)				12,815	211	
特別損失 (E)						
特別損益 (D-E) (F)				12,815	211	
純損益 (C+F)		97,576	298,614	282,582	261,527	274,539

(2) 資本的収支 (税込み) (単位 : 千円)

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
収入 (A)		25,746	47,882	62,754	72,297	108,249
支出 (B)		582,222	657,055	600,980	1,309,619	1,061,136
差引額 (A-B) (C)		△ 556,476	△ 609,173	△ 538,226	△ 1,237,322	△ 952,887

工事及び営業設備の概況

(1)建設改良工事（令和6年度、税込み）

(単位：千円)

事業名	工事施工内容	工事金額	備考
重要施設耐震化事業	配水管布設替工事 D I P (GX) φ 400 L= 421.7m D I P (GX) φ 150 L= 233.4m D I P (GX) φ 100 L= 248.4m 計 L= 903.5m 給水切替工事 26件	200,166	古志田町地内外
館山配水区受水施設整備事業	配水管布設工事 D I P (GX) φ 400 L= 2,012.9m D I P (GX) φ 300 L= 13.1m 計 L= 2,026.0m	411,859	赤芝町地内
水道施設改良	配水管布設替工事（給水管布設替、配水管布設に伴うもの等を含む） D I P (GX) φ 100 L= 237.1m D I P (GX) φ 75 L= 2.2m H P P E φ 150 L= 87.5m H P P E φ 75 L= 73.2m P P φ 40 L= 52.4m 計 L= 452.4m 給水切替工事 22件	106,029	門東町二丁目地内外
	田沢第3配水池ステンレス 1式 内張り工事	72,863	大字口田沢地内
	成島水源ポンプ設備更新工事 1式	16,080	広幡町成島地内
簡易水道施設改良	導水管布設替工事 S U S φ 150 L= 10.2m D I P (K) φ 150 L= 8.0m 計 L= 18.2m	5,815	大字板谷地内

(2)営業設備（令和6年度、税込み）

量水器 直読型（新設出庫）	685 千円
器具備品 非常用自家発電設備 カラーレーザープリンタ 上下水道料金及び企業会計システム 給配水管台帳システム操作用パソコン 油圧式パイプ圧着機	34,027 千円

配水管布設状況

(φ 75mm以上)

配水管布設口径	R5年度まで布設(m)	R6年度布設(m)	R6年度廃止(m)	計(m)
φ 800 mm	445			445
700	2,076			2,076
600	443			443
500	3,629			3,629
450	620			620
400	9,169	2,434	422	11,181
350	4,312			4,312
300	13,623	13		13,636
250	21,315			21,315
200	42,043			42,043
150	110,055	321	248	110,128
125	738			738
100	195,885	631	462	196,054
75	102,224	273	258	102,239
布設総延長	506,577	3,672	1,390	508,859

置賜2市2町水道事業協議会

水源開発は市町村毎の独自の解決は困難であり、市町村が広域計画を策定し協同で開発すべく、昭和48年に米沢市・南陽市・高畠町・川西町の2市2町が置賜広域水道事業協議会を発足した。昭和56年6月から置賜広域水道促進協力会と名称を変更し、置賜2市2町の広域的水道の促進を図ってきた。

昭和58年4月から県営事業として水窪ダムの余剰水を置賜広域水道として供給開始し、平成19年10月から綱木川ダム完成による給水区域の拡大に取り組んだ。

なお、現在の協議会は平成19年5月に発足し、置賜広域水道用水供給事業からの安定した水道用水の供給を図ることを目的として、経営の効率化を図るために研修を行っている。

置賜広域水道の受水料金

(単位：円/m³・税抜き)

年度 区分	S58～S60	S61～H1	H2～H11	H12～H19	H20～H29	H30～
基 本 料 金	60	84	76	57	42	36
使 用 料 金	22	27	25	17	13	14

置賜広域水道用水供給事業受水費実績

(税抜き)

区分 年度	单 價		使 用 水 量 (m³)	責 任 水 量 (m³/日)	受水費支払額 (円)
	基本料(円)	使用料(円)			
R2	36	14	8,147,513	21,413	485,800,731
R3	36	14	8,093,114	21,181	485,394,801
R4	36	14	8,064,684	20,930	485,381,564
R5	36	14	7,862,279	20,693	483,932,693
R6	36	14	7,782,446	20,784	488,234,716

水源確保について（上水道）

区分	年度 令和15年度 (計画目標年度)
計画給水人口	82,500 人
1日最大給水量	38,772 m ³
計画最大取水量	29,367 m ³ /日
(内訳) 湧水 (大荒沢) 県営置賜広域用水供給事業	(1%) 440 m ³ /日 (99%) 28,927 m ³ /日

2. 下水道事業

本市の公共下水道事業は、第四次米沢市建設振興計画の中で緊急課題として取りあげられ、昭和45年度から48年度までの4か年にわたり「米沢市公共下水道基本計画」を策定し、昭和50年1月、下水道法に基づく事業計画の認可を受け中部地区から事業に着手、昭和63年10月に供用を開始した。その後公共下水道事業の工事の進捗によって、西部地区、北部地区の一部へと計画区域を拡大した。さらに、平成10年12月には米沢駅を中心とする東部第1期地区、平成17年3月には通町及び東大通方面を東部第2期地区として、区域拡大による事業計画の変更認可を受け整備を進めた。

平成22年度には、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、全体計画区域の見直しを行い、2,985.0haから2,334.0haに縮小し、平成27年度に見直しを行った「米沢市生活排水処理基本計画」に伴い、平成28年度には全体計画区域を2,321.8haとした。また、令和2年度に行った「米沢市生活排水処理基本計画」の改定と併せ、令和4年度に全体計画区域を2,311.5haに縮小すると共に、「し尿処理施設」(米沢クリーンセンター・南陽クリーンセンター)の統廃合により、し尿及び浄化槽汚泥を米沢浄水管理センターで処理することとしたため、「全体計画」及び「事業計画」に「し尿受入施設」を位置付けた。

現在は、全体計画区域のうち既成市街地及び周辺集落を含めた2,243.0haの事業計画を策定し、主に要望路線の管渠整備と併せ、平成28年度に策定した「米沢市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、米沢浄水管理センター及び中継ポンプ場の改築事業を実施している。

また、し尿受入施設においては、令和3年度に基本計画を策定し、令和4年度から実施設計と併せ建設工事を実施し、令和7年度から供用開始している。

八幡原中核工業団地については、団地関連公共施設の一つとして、特定公共下水道事業で実施し、昭和51年2月に認可を受け事業に着手、昭和61年3月に供用を開始した。なお、特定公共下水道事業は、平成4年8月に公共下水道に認可替を行い、処理区域を従前の既成市街地を米沢処理系統、特定公共下水道を八幡原処理系統に区分した。

農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村の生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水や汚泥を処理する施設の整備を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としている。平成8年度に事業に着手し、平成12年4月に供用を開始したが、老朽化が進んだことから、平成29年度に改築に向けた調査を行い、平成30年度に改築計画を策定し、令和3年度及び令和4年度に改築工事を行った。

下水道事業費特別会計及び農業集落排水事業費特別会計について、平成31年4月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行した。

現況

令和7年3月31日現在

	公共下水道事業			農業集落排水事業
	米沢処理系統	八幡原処理系統	合計	
事業計画面積 A	1,890.44 ha	352.56 ha	2,243.00 ha	32.97 ha
整備済面積 B	1,503.78 ha	317.40 ha	1,821.18 ha	32.97 ha
供用開始面積 C	1,446.26 ha	296.54 ha	1,742.80 ha	32.97 ha
面整備率 B/A	79.5 %	90.0 %	81.2 %	100.0 %
処理人口普及率			66.3 %	100.0 %
水洗化可能世帯 D	21,437 戸	1,258 戸	22,695 戸	154 戸
水洗化可能人口 E	46,400 人	2,615 人	49,015 人	388 人
水洗化世帯 F	19,202 戸	1,195 戸	20,397 戸	133 戸
水洗化人口 G	41,990 人	2,473 人	44,463 人	345 人
世帯水洗化率 F/D	89.6 %	95.0 %	89.9 %	86.4 %
人口水洗化率 G/E	90.5 %	94.6 %	90.7 %	88.9 %
年間総処理水量 H	6,564,770 m³	2,586,800 m³	9,151,570 m³	29,937 m³
年間有収水量 I	5,307,784 m³	2,233,972 m³	7,541,756 m³	31,181 m³
有収率 I/H	80.9 %	86.4 %	82.4 %	104.2 %

事業計画

事業名	公共下水道事業			農業集落排水事業
事業協議、事業採択	令和5年度			平成8年5月10日
目標年次	令和12年度			平成11年度
計画人口（人）	50,150			530
排除方式	分流式			分流式
処理区域	米沢処理系統	八幡原処理系統	合計	広幡町成島地区
計画区域 (ha)	1,890.44	352.56	2,243.00	32.97
中継ポンプ場	中田町 中継ポンプ場	上新田 中継ポンプ場	—	—

処理施設

終末処理場の名称	米沢浄水管理センター			成島地区農業 集落排水処理施設
敷地面積 (m ²)	131,733			1,608
水処理方法	標準活性汚泥法			回分式 活性汚泥方式
汚泥処理方法	濃縮 → 消化 → 脱水			
処理区域	米沢処理系統	八幡原処理系統	合計	広幡町成島地区
処理人口（人）	48,150	2,000	50,150	530
計画下水量 (m ³ /日)	27,200	9,200	36,400	144

事業実績（公共下水道事業）

(単位：千円、税込み)

区分	年度	S49～R元	R2	R3	R4	R5	R6
事 業 費	62,730,195	856,744	361,000	760,615	608,290	1,937,106	
管 渠	40,578,383	26,132	39,195	49,720	110,231	97,897	
ポンプ場施設等	2,026,394	103,280	24,000	39,193	27,643	6,000	
し 尿 受 入	—	—	6,886	60,242	276,944	1,122,646	
処理場	18,941,625	711,641	275,172	595,361	174,035	690,301	
用 地	1,004,551	—	—	—	—	—	
事 務 経 費	179,242	15,691	15,747	16,099	19,437	20,262	
管渠整備延長(m)	300,560.3	215.9	161.2	937.5	399.4	460.7	

農業集落排水管渠延長 5,830.9 m

財政状況

下水道事業（公共下水道事業・農業集落排水事業）は、平成31年4月から地方公営企業法を適用した。企業会計移行により、資産規模や経営状況を明確にし、健全経営に努めながら適正な経営管理を進めていくこととしている。

(1) 収益的収支 (税抜き)		(単位:千円)		(2) 資本的収支 (税込み)		(単位:千円)	
区分	年度	R5	R6	区分	年度	R5	R6
経常収益 (A)		2,173,898	2,256,497	収 入 (A)		1,220,763	2,648,263
経常費用 (B)		2,214,033	2,376,649	支 出 (B)		1,853,825	3,151,561
経常損益 (A-B) (C)		△ 40,135	△ 120,152	差引額 (A-B) (C)		△ 633,062	△ 503,298
特別利益 (D)		2,383					
特別損失 (E)		8,538					
特別損益 (D-E) (F)		△ 6,155					
純損益 (C+F)		△ 46,290	△ 120,152				

下水道使用料

本市では、下水道の使用者から排除汚水量に応じ使用料を徴収している（1使用月当たりの使用料の額は、次の表の区分に応じ算定した額とする。）。なお、経費の公私負担の適正化及び持続的な下水道事業の実現を図るため、令和7年9月から使用料を改定することとした。

また、農業集落排水処理施設使用料についても同じ料金体系としている。

公共下水道・農業集落排水処理施設使用料【改定：令和元年10月】 (単位:円、税込み)

使用区分	基本使用料		従量使用料			
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額(1m ³ 当たり)		
一般汚水	10m ³ までの分	1,595.0	10m ³ を超える20m ³ まで	178.2		
			20m ³ を超える30m ³ まで	190.3		
			30m ³ を超える50m ³ まで	206.8		
			50m ³ を超える100m ³ まで	213.4		
			100m ³ を超える500m ³ まで	218.9		
			500m ³ を超える分	224.4		
公衆浴場汚水(1m ³ 当たり)				38.5		
八幡原工業団地汚水(1m ³ 当たり)				77.0		

受益者負担金・分担金

- (1) 下水道を計画的に整備していくため、建設費の一部として都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条に基づき市条例を制定し、昭和63年度から下水道を利用できる土地の所有者等に対して受益者負担金を賦課、徴収している。
また、平成24年度からは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条に基づき基本計画区域外の下水道法認可区域について分担金を賦課、徴収している。
- (2) 米沢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の賦課対象区域外から公共下水道へ汚水を流入させる場合、地方自治法第224条に基づき、市条例を制定し、平成9年度から下水道を利用する土地の所有者等に対して分担金を賦課、徴収している。

水洗化の普及促進事業

公共下水道は、事業計画に基づき、順次整備を進めているが、公共下水道に接続するための排水設備工事が速やかに実施されなければ下水道事業の目的が達成されない。このため供用開始の公示がなされた区域住民はもとより、区域内すべての事業所に対して排水設備工事を速やかに実施していただくよう依頼するとともに、相談受付や負担軽減のための助成を行っている。

(1) 米沢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

くみ取り便所を水洗便所に改造して下水道に接続する工事を行う方と、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事を行う方に対して改造資金の融資あっせんに伴って発生する利子の補給を行う。

なお、平成26年度からは供用開始年度を問わずに本制度を実施している。

(2) 米沢市公共下水道普及促進補助金制度

『米沢市公共下水道普及促進補助金』として、供用開始から3年以内の区域で、下水道接続工事を行う方に「供用開始1年目の区域は、最高5万円」、「供用開始2~3年目の区域は、最高3万円」を交付している。

助成制度の状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
利子補給					
補給金額(円)	84,182	74,054	58,105	54,800	53,280
件数	29	23	15	12	11
普及促進補助					
補助額(円)	500,000	50,000	100,000	130,000	130,000
件数	13	1	2	3	3

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付事業

河川・水路等公共用水域の水質汚濁の主要因である生活排水の浄化対策として、し尿及び生活雑排水を併せて処理することができる小型合併処理浄化槽で、放流水のBODが20mg/L以下の性能を有し、処理対象人員が10人以下の浄化槽設置者に補助金を交付している。補助対象区域は、下水道法事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除く本市の区域内、並びに下水道法事業計画区域内において市長が必要と認める区域としている。

また、くみ取り便所又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する方に、平成24年度から補助金(浄化槽整備促進事業)を上乗せして交付している。補助対象区域は、下水道法事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除く本市の区域内としている。

補助事業の状況

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
合併処理浄化槽設置整備事業（国1/3・市2/3）					
交付実績(円)	23,100,000	25,791,000	20,100,000	17,854,000	18,434,000
件数	60	69	54	37	37
補助金額(上限)(円)	390,000 [R1から、単独槽から合併槽に転換する場合300,000円を加算]				
浄化槽整備促進事業（平成27年度までは浄化槽水環境保全推進事業）県補助金					
交付実績(円)	2,721,000	2,351,000	2,440,000	1,960,000	2,160,000
件数	16	14	14	12	13
補助金額(上限)(円)	5人槽 : 160,000 6人槽以上 : 200,000				

3. 市立病院

沿革

昭和33年4月1日に米沢市が山形県厚生農業協同組合連合会から置賜病院を購入し、米沢市立総合病院として発足した。施設の老朽化に伴い現在地に新病院を建設し、昭和40年6月5日の竣工と併せて米沢市立病院と改称した。

置賜地域の中核病院としての機能を拡充するため、米沢市第5次建設振興計画に基づき昭和57年に新病棟の建設に着手し、昭和59年7月に中央診療棟本館が竣工した。併せて外来診療棟及び管理棟の全面改修工事を行った。

平成19年4月に医療情報システムの第1次稼動（オーダリングシステム）を行い、同年6月に第2次稼動（電子カルテシステム）を行った。

平成19年10月10日に、地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業管理者を設置した。

平成21年4月1日に診断群別包括評価方式（DPC）の対象病院に承認され、平成21年4月1日から入院医療費の計算方式が、これまでの出来高払い方式から診断群別包括評価方式となった。

平成22年4月1日から、病院給食調理業務を民間委託した。

平成24年3月には病院内保育所の移転新築や医療情報（参照・共有、周産期）ネットワークの構築を行った。

平成28年4月1日から、病院の保育所業務を民間委託した。

令和3年6月に起工式を行い、新病院建設を着工した。

令和5年7月に新病院が竣工し、移転作業を経て令和5年11月に新病院として三友堂病院と同時開院した。令和5年12月から平日夜間・休日診療機能を救急外来に移行し、業務を開始した。

令和6年12月に第一駐車場が供用開始となり、新病院建設事業が完了した。

施設の概要

敷地面積	19,536m ²
構造規模	建築面積 3,511m ² 延床面積 24,107m ²
病床数	一般病床 263床
診療科目	内科、循環器内科、消化器内科、内視鏡内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、呼吸器内科、脳神経内科、腎臓内科、腎臓・膠原病内科、リウマチ科、緩和ケア内科、小児科、小児アレルギー科、精神科、皮膚科、アレルギー科、放射線科、外科、消化器外科、内視鏡外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、泌尿器科、泌尿器科（人工透析）、女性泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、リハビリテーション科、救急科、病理診断科、歯科、歯科口腔外科（合計39科）

職員数

（令和7年3月31日現在）

（単位：人）

職種	人員	職種	人員	職種	人員
医師	46	視能訓練士	4	医療ソーシャルワーカー	5
看護師	278	理学療法士	10	事務職員	31
薬剤師	13	作業療法士	5		
診療放射線技師	18	臨床工学技士	8		
臨床検査技師	22	言語聴覚士	1		
臨床心理士	1	看護栄養士	5	計	447

業務の概要

区分	年度					
		R2	3	4	5	6
入院	延 患 者 数 (人)	74,896	85,611	74,640	74,832	85,844
	1 日 平 均 患 者 数 (人)	205.2	234.6	204.5	204.5	235.2
	1 人 1 日 平 均 診 療 費 (円)	53,573	54,238	57,407	60,291	62,365
	診 療 費 総 額 (千円)	4,012,432	4,643,360	4,284,893	4,511,729	5,353,676
外来	延 患 者 数 (人)	124,801	129,129	127,913	126,068	131,583
	1 日 平 均 患 者 数 (人)	513.6	533.6	526.4	527.5	541.5
	1 人 1 日 平 均 診 療 費 (円)	15,133	14,925	14,962	14,962	14,384
	診 療 費 総 額 (千円)	1,888,578	1,927,191	1,913,847	1,886,211	1,892,694
診 療 費 総 額 合 計 (千円)		5,901,010	6,570,551	6,198,740	6,397,940	7,246,370

診療科別患者数

(令和6年度)

(単位 : 人)

区 分	入 院	外 来	区 分	入 院	外 来
内 科	28	11,039	心臓血管外科	3,480	2,716
循 環 器 内 科	9,303	6,935	整 形 外 科	11,212	14,131
消 化 器 内 科	23,269	15,220	形 成 外 科		1,713
呼 吸 器 内 科		1,460	脳 神 経 外 科	5,429	3,126
脳 神 経 内 科		1,223	泌 尿 器 科	5,459	6,900
腎臓・膠原病内科		1,151	産 婦 人 科	4,468	8,624
リウマチ科		2,536	眼 科	4,362	16,249
小 児 科	3,467	8,449	耳 鼻 咽 喉 科	938	6,820
皮 膚 科		4,103	麻 醉 科	2,455	498
放 射 線 科		1,507	歯 科 口 腔 外 科	296	7,095
外 科	11,678	10,088	計	85,844	131,583

年度別財政状況

(1) 収益的収支

(単位 : 千円)

区分	年度	R2	3	4	5	6
経 常 収 益 (A)		7,444,865	8,105,478	8,369,160	7,993,309	8,998,573
経 常 費 用 (B)		7,592,535	7,947,934	8,321,321	9,283,597	9,621,770
経常損益 (A-B) (C)		△ 147,670	157,544	47,839	△ 1,290,288	△ 623,197
特 別 利 益 (D)		151,169	36,016		1,452	38,375
特 別 損 失 (E)		187,106	65,611	13,876	90,862	964,121
特別損益 (D-E) (F)		△ 35,937	△ 29,595	△ 13,876	△ 89,410	△ 925,746
純 損 益 (C+F)		△ 183,607	127,949	33,963	△ 1,379,698	△ 1,548,943
累 積 欠 損 金		9,875,320	9,747,371	9,713,408	11,093,106	12,642,049

(2) 資本的収支

(単位 : 千円)

区分	年度	R2	3	4	5	6
取 入 (A)		777,814	1,412,638	4,390,237	7,985,123	2,137,603
支 出 (B)		795,014	1,566,931	4,526,519	8,467,544	2,360,547
差 引 額 (A-B)		△ 17,200	△ 154,293	△ 136,282	△ 482,421	△ 222,944

4. 置賜広域行政事務組合

組合の組織概要

昭和45年7月28日、3市5町による広域市町村圏の指定を受け、同年8月11日に法に基づく広域行政協議会を発足、これを母体として昭和46年7月13日に広域行政事務組合の設立認可を受け、令和7年4月1日現在においては、組合の区域における広域行政の推進に資する事業の実施及び連絡調整に関する事務のほか、コンピュータ利用による行政事務の共同処理、し尿受入施設・汚泥再生処理施設・ごみ処理施設の設置及び管理運営、最終処分場跡地利用公園の設置及び管理運営、広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理運営、養護老人ホームの設置及び管理運営、消防及び救急業務（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）、し尿収集手数料徴収に関する事務の共同処理事業を行っている。

平成元年8月に当時の自治省（現総務省）から「ふるさと市町村圏」の地域指定を受け、「花咲き人成るいきいき置賜（ふるさと）」をメインテーマとする「置賜広域ふるさと市町村圏計画」を策定し、県の助成および関係市町の出資による「置賜広域ふるさと市町村圏基金」を設け、その運用益で「花と人材育成」をテーマとした圏域振興のための事業を平成2年度から平成13年度にかけて実施し、圏域の広域的な人材育成や花のまちづくりに係る事業を展開し、美しい魅力のある圏域づくりを推進してきた。

前計画を受け、平成14年度から平成24年度を計画年次とする「新置賜広域ふるさと市町村圏計画」では、「奏でよう人と花 おきたま新世紀」を将来像に掲げ、圏域の地域資源を活かしてあらゆる場面での連携と交流を深め、豊かさを実感できる置賜の実現を図ってきた。

平成24年度には、置賜圏域の将来像として、「豊かなふるさとを創造するおきたま共存圏」を掲げ、平成25年度から平成34年度を計画年次とする「第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画」を策定した。第5次計画では、基本目標を達成するため、本組合と構成3市5町が一体となって解決を模索する基盤として、広域連携アクションプランを設定し、圏域が抱える課題解決や重点施策の推進を図ることとしている。また、広域活動計画では、「広域的交流活動の促進」と「広域的人材の育成活用」を図る事業を、置賜広域ふるさと市町村圏基金の運用益を活用し展開してきた。

次期ふるさと市町村圏計画については、平成30年6月に置賜定住自立圏形成協定が締結され、「置賜定住自立圏共生ビジョン」による事業が具体的に展開されている状況等を踏まえて、構成市町と本組合で検討した結果、新たな計画は策定しないこととし、既存事務事業の効率的な推進を目指して、新たに広域行政事務推進基本計画を策定した。また、置賜広域ふるさと市町村圏基金は継続して設置することとし、さらなる広域行政を推進するために活用していくことが確認され、令和6年度から置賜広域ふるさと市町村圏基金活用事業を開始した。

圏域の人口・面積	186,102人（令和7年3月31日住民基本台帳）、2,495.24km ²
組合議員定数	24人（3市5町各3名（議長と選出議員2名））
組合組織	理事会 理事長1名、理事7名（各市町長）
	職員定数340名（理事会事務部局職員114名、消防事務部局職員226名）

共同事業による経費

区分		令和7年度予算(当初)		関係市町	経費分担率(%)		
		総額(千円)	市町分担金(千円)		人 口 割	70	
総務費	議会費	1,511	1,511	3市5町	財政需要額割 平 等 割	20	
	一般管理費、企画財政事業費、広報事業費、地方公会計費、電算共同処理事業事務費、監査委員費	219,075	217,330		平 等 割	10	
	広域交流拠点施設事業費	62,311	13,788		利 用 者 割	80	
	広域連携事業費	5,600	5,600		平 等 割	100	
	置賜広域ふるさと市町村圏基金活用事業費	4,584	2,484				
	組合諸費 ※ ¹	23	23	3市5町	平 等 割 処理量割	10 90	
	電算共同処理事業費	380,024	380,024	3市4町 (小国町を除く)	事 業 実 績 割	100	
	民生費	南陽養護老人ホーム費 運営事業費	221,191	83,001	米沢市 南陽市 高畠町 川西町	人 口 割 平 等 割 利 用 割	10 10 80
	中田クリーンセンター費	管理運営費	102,160	94,974	米沢市 南陽市 高畠町 川西町	平 等 割 処理量割	10 90
		建設工事費 (起債償還分)	29,466	29,466	米沢市 南陽市 高畠町 川西町	人 口 割 平 等 割 利 用 割	10 10 80
		し尿処理事業費	12,721	12,721	南陽市 高畠町 川西町	平 等 割 処理量割	10 90
一般会計	長井クリーンセンター費	し尿処理費	157,605	154,247	長井市 白鷹町 飯豊町 小国町	処理量割	100
		ごみ処理費	367,052	267,433	3市5町	平 等 割 処理量割	10 90
	千代田クリーンセンター費	2,042,439	856,946	3市5町	平 等 割 処理量割	10 90	
	南陽クリーンセンター解体事業費	272,607	28,407	南陽市 高畠町 川西町	人 口 割 平 等 割 利 用 割	10 10 80	
	土木費	浅川ふれあい公園管理運営事業費	7,079	7,079	3市5町	平 等 割 利 用 割	10 90
	公債費	524,459	337,133	(費目によって異なる)			
	予備費	3,000	3,000				
	計	4,412,907	2,492,683				
消防特別会計	消防常備消防費	2,107,215	2,071,693	米沢市 南陽市 高畠町 川西町	人 口 割 財政需要額割 平 等 割	60 20 20	
	消防施設整備事業費	229,873	15,073				
	通信指令共同運用事業費 ※ ²	59,344	59,244				
	公債費 ※ ²	343,819	201,595				
	予備費 ※ ²	3,000	3,000				
	計	2,743,251	2,350,605				
合 計		7,156,158	4,843,288				

※1 平成26、27年度の千代田クリーンセンター管理運営費分担率を使用。費用のうち、54%が平成26年度分担率、46%は平成27年度分担率とする。

※2 西置賜行政組合からの負担金82,998千円(負担割合33.033%)を含む。

行政事務共同処理事業

昭和44年から置賜3市5町が広域市町村圏の指定を受ける協議段階において、電子情報処理システムによる事務の共同処理の気運が高まり、同年12月に各首長が同意、昭和45年1月に行政事務共同処理研究会を開き検討を加え、広域行政の業務として進めることが確認された。昭和45年8月の広域行政協議会の発足と同時に分科会を設け、各市町より3~5名の専門委員で準備に入り、昭和46年7月広域行政組合を設立、昭和46年度から同組合の共同処理業務として、株データシステム米沢に委託してきた。

しかし、コンピュータ及びネットワーク技術の進展に伴い、単独処理に移行した市町もあったが、各市町の財政状況の悪化を背景にシステム経費の削減を目的として、平成19年度から置賜3市5町による共同アウトソーシングの検討を開始した。この結果、米沢市は一部業務だけの参加となつたが、置賜3市4町が平成21年度の長井市を皮切りに、現行システムの更新時期からASPサービスによる共同アウトソーシングに順次移行しており、平成25年度には予定どおり置賜3市4町による運用を開始した。

平成26年度には、当初契約の延長について協議を進め、基幹系の9業務システムを平成30年度から3年間延長することとした。延長しない内部情報系の3業務は、行政事務共同処理事業に移行することとした。

平成29年度には、平成33年度(令和3年度)以降の次期電算システムのあり方を検討するための検討委員会を設置し、現在の基幹系システムを10年間延長することとした。

市 町 名	令和 6 年 度 決 算 見 込 (円)	令和 7 年 度 当 初 予 算 (円)	業務区分 (令和7年度)																	
			総務企画関係												民生労働衛生関係					
			税務関係						内部情報関係						公営企業	行政委員会				
			住民登録業務	軽自動車税業務	国民健康保険税業務	固定資産税・都市計画税業務	住民税業務	収納消込業務	税率その他のアウトプット	人事給与業務	財務会計業務	上水道業務	後期高齢者医療業務	介護保険業務	その他の業務	農家台帳作成業務	上下水道計算業務	上下水道計算法		
米沢市	305,672,950	253,878,570	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長井市	31,830,590	28,509,690					○			○	○	○				○	○			
南陽市	36,383,820	31,272,890	○		○	○				○	○	○				○				
高畠町	20,502,900	19,487,490								○	○	○								
川西町	17,779,190	17,005,450								○	○	○								
白鷹町	17,186,730	16,708,560					○			○	○	○								
飯豊町	14,251,380	13,160,730								○	○	○								
計	443,607,560	380,023,380																		

組合立養護老人ホーム南陽やすらぎ荘

所在 地	南陽市三間通1065番地
敷地面積	12,510.77m ²
延床面積	3,304.72m ²
建物構造	鉄骨造平屋建
整備年度	令和2~4年度
入所定員	70名
運 営	指定管理者（令和2年4月1日より）
運営経費	措置費、関係市町の分担金等

ごみ、し尿共同処理事業

施設の名称	業務区分	処理区域	施設の処理方式と規模	直営・委託の区分	運営
中田クリーンセンター					
し尿受入施設	し尿受入	米沢市 南陽市 高畠町 川西町	前処理+無希釀投入方式 100kℓ/日	直営	組合職員 4名
長井クリーンセンター					
汚泥再生処理施設	し尿処理	長井市 白鷹町 飯豊町 小国町	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷 脱窒素処理方式+活性炭吸着 65kℓ/日	直営、一部委託	組合職員 9名 会計年度 任用職員 2名
粗大ごみ処理施設	不燃性ごみ処理	3市5町	横型衝撃せん断回転処理方式 30t/5H		
中継施設	可燃性ごみ処理		コンパクタ・コンテナ方式 52t/6H		
小国中継施設	可燃性ごみ及び不燃性ごみ中継		コンテナ積替方式		
千代田クリーンセンター					
焼却施設	可燃性ごみ処理	3市5町	全連続燃焼方式（ストーカ式） 255t/日	直営、一部委託	組合職員 17名
リサイクルプラザ	不燃性ごみ中継及び資源ごみ処理		圧縮梱包・コンテナ積替方式 ペットボトル 2.2t/日 プラスチック 11.3t/日 不燃ごみ中継 21t/日		
浅川最終処分場	第1処分場		セル方式併用によるサンドイッチ方式 323,430m ³ 浸出水処理施設（接触ばつ気+凝集沈殿+砂ろ過+滅菌） 85m ³ /日		
	第2処分場		セル方式 128,734m ³ 浸出水処理施設（カルシウム除去+接触ばつ気+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒処理） 110m ³ /日		

廃棄物処理手数料

(令和7年4月1日現在)

(1) 指定ごみ袋で収集所に出すごみ	可燃ごみ袋 (大) 55円、(小) 37円 不燃ごみ袋 (大) 55円、(小) 37円 資源袋 (大) 40円、(小) 25円
(2) 組合の施設に自己搬入するごみ (可燃・不燃ごみ及び粗大ごみ)	10キログラムにつき 180円
(3) 収集所に出す粗大ごみ 粗大ごみ用証紙 (品目ごとに規則で定める)	300円～1,500円
(4) 犬、猫等の死体の焼却処分	1体につき2,000円
(5) し尿 (し尿浄化槽汚泥を含む) 投入手数料	1,800リットルにつき350円

最終処分場跡地利用公園 浅川ふれあい公園

所在地	米沢市大字浅川大南1908番地
敷地面積	52,400m ² (敷地面積のうち公園面積 41,000m ²)
整備年度	平成18年度
施設内容	多目的グランド、桜ふれあい広場、緑の交流広場、散策路、遊具、東屋、駐車場

施設概要

この公園は、昭和53年度から平成4年度まで埋立処分を行った浅川最終処分場旧処分場跡地を利用して整備された。

公園は、旧処分場面積52,400m²のうち、周縁の管理道路及び法面等を除く41,000m²を、緑の交流ゾーン、多目的広場ゾーン、桜ふれあいゾーン及び駐車場に整備し、公共の公園として広く住民に供するため整備されたものである。

広域交流拠点施設（余熱利用施設）

愛称	置賜スポーツ交流プラザ「湯るっと」
所在地	高畠町大字夏茂3030番地
敷地面積	40,905m ²
建物面積	2,503.38m ² (延床面積)
建物構造	鉄筋コンクリート造、地上2階
整備年度	平成20年度
施設内容	温水プール (6コース、25m×15m、水深1.0～1.2m、スロープ付属)、浴室 (サウナ付属)、スタジオ、トレーニングルーム、パークゴルフ場 (27ホール、面積約19,000m ² 、休憩所67m ²)、芝生広場 (面積約6,500m ²)、駐車場 (141台分)

施設概要

この施設は、置賜地方拠点都市地域基本計画に基づき整備されたものであり、広域交流、健康増進及び環境教育を基本方針としながら、心と身体の健康づくりをサポートする施設、自然とふれあいながら環境共生の心を育む施設を目指している。

また、千代田クリーンセンターのごみ焼却により発電した電気を使用するオール電化の施設であり、運営については指定管理者制度（利用料金制）を採用している。

消防及び救急事業

消防本部の概要

名 称	置賜広域行政事務組合消防本部
住 所	米沢市金池五丁目2-41
発 足	平成24年4月1日
形 態	1本部4署2分署1出張所
車両台数	45台

建物及び構造物

用 途	所 在 地	取 得 年 月 日	構 造	階 数	建 築 面 積 (m ²)	延 床 面 積 (m ²)
消防本部及び 米沢消防署	米沢市金池五丁目 2-41	S46. 8. 23	鉄筋コンクリート造	2階	674. 15	1, 196. 66
消防指令センター	米沢市金池五丁目 2-41	H24. 1. 10	鉄骨造	2階	279. 03	549. 03
東部分署	米沢市万世町片子 156-1	H6. 8. 31	鉄筋コンクリート造	2階	528. 20	602. 86
城西分署	米沢市城西一丁目 4-37	H29. 3. 1	鉄筋コンクリート造	2階	476. 88	562. 92
北部出張所	米沢市窪田町藤泉 96-5	S57. 12. 6	鉄骨造	1階	144. 34	144. 34
南陽消防署	南陽市若狭郷屋 917-10	H29. 3. 21	鉄筋コンクリート造	2階	893. 99	1, 118. 29
高畠消防署	高畠町大字高畠 528	H28. 3. 22	鉄筋コンクリート造	2階	825. 68	997. 01
川西消防署	川西町大字上小松 1736-2	S54. 11. 30	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造	2階	471. 04	712. 16

車両の現況

部 署	ポンプ車	タンク車	梯子車	救 助 工作車	ポンプ付 救助工作車	救急車	化学車	指揮車	その他	合計
消防本部									7	7
米沢消防署	1	2	1	1		2		1		8
東部分署		1				1	1			3
城西分署	1	1				1				3
北部出張所	1									1
南陽消防署	1	1		1		2	1	1	2	9
高畠消防署	1	1			1	2		1	1	7
川西消防署		1			1	2		1	2	7
合 計	5	7	1	2	2	10	2	4	12	45

火災の概況

(1) 火災の概況と前年比較

年別 区分		令和6年		令和5年		増減	
火災件数	建物火災	31件		29件		2件	
	林野火災	8件		1件		7件	
	車両火災	7件		6件		1件	
	その他の火災	25件		14件		11件	
	合計	71件		50件		21件	
焼損棟数	全焼	24棟		16棟		8棟	
	半焼	2棟		2棟			
	部分焼	18棟		10棟		8棟	
	ぼや	16棟		17棟		△1棟	
	合計	60棟		45棟		15棟	
焼損面積	建物	床面積	3,090 m ²	2,450 m ²		640 m ²	
		表面積	226 m ²	112 m ²		114 m ²	
林野	林	野	17,345 a	195 a		17,150 a	
	車両	焼損車両台数	13台	13台			
死傷者	死	者	6人	2人		4人	
	負	傷	者	21人	9人		12人
り災	世帯	数	29世帯	25世帯		4世帯	
	人員		60人	48人		12人	
損害額	建物の損害	160,868千円		92,554千円		68,314千円	
	林野の損害	260,465千円				260,465千円	
	車両の損害	1,392千円		8,140千円		△6,748千円	
	その他の損害	5,316千円		67千円		5,249千円	
	爆発の損害	13千円				13千円	
合計		428,054千円		100,761千円		327,293千円	
人口1万人あたり		5.09件		3.55件		1.54件	

(注) ア △は負数を表す。

イ 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。

ウ 火災が2棟以上にわたった場合、火災件数は火災報告書取扱要領に基づき計上する。

(2) 出火状況

区分 比較	火災件数	火災種別				焼損棟数	焼損面積		り災世帯数	り災人員	死傷者	損害額			
		建物	林野	車両	その他		建物	林野							
単位	件	件	件	件	件	棟	m ²	m ²	a	世帯	人	人			
合計	令和6年	71	31	8	7	25	60	3,090	226	17,345	29	60	6	21	428,054
	令和5年	50	29	1	6	14	45	2,450	112	195	25	48	2	9	100,761
米沢市	令和6年	21	11		2	8	12	1,261	1	7	9	17	2	5	51,924
	令和5年	25	16		4	5	23	1,244	27		14	23	2	7	78,384
南陽市	令和6年	12	6	1	1	4	19	336	110	12,200	7	15	1	4	192,342
	令和5年	10	5		1	4	7	419	12		4	12			6,119
高畠町	令和6年	28	7	7	3	11	13	216	33	5,138	7	15	1	5	96,404
	令和5年	11	4	1	1	5	9	459	44	195	5	10		2	9,476
川西町	令和6年	10	7		1	2	16	1,277	82		6	13	2	7	87,384
	令和5年	4	4				6	328	29		2	3			6,782

(3) 出火原因

原因	令和6年	令和5年
たばこ	6	2
こんろ	4	2
かまど、風呂かまど・ボイラー		1
ストーブ、こたつ	1	2
煙突・煙道、排気管	2	
電気機器・電気装置	3	5
電灯・電話等の配線、配線器具	9	4
内燃機関		
マッチ・ライター、灯火		2
たき火、火入れ、火遊び	4	2
溶接機・切断機	1	
衝突の火花		
放火、放火の疑い	12	
その他	21	14
不明・調査中	8	16

救急の概況

種別	署	米沢				南陽	高畠	川西	合計
		本署	東部	城西	小計				
急病	出動作件数	1,050	751	667	2,468	932	702	433	4,535
	搬送人員	929	684	620	2,233	881	653	405	4,172
交通事故	出動作件数	90	65	43	198	89	58	43	388
	搬送人員	80	59	32	171	85	54	43	353
一般負傷	出動作件数	233	167	132	532	213	135	90	970
	搬送人員	215	153	123	491	204	130	88	913
労働災害	出動作件数	13	14	7	34	7	12	6	59
	搬送人員	13	14	7	34	7	12	6	59
加害	出動作件数	5	2	1	8	5	1	3	17
	搬送人員	2	1	1	4	5		3	12
自損行為	出動作件数	14	14	9	37	10	7	6	60
	搬送人員	8	11	6	25	6	5	2	38
運動競技	出動作件数	10	2	2	14	8	1	1	24
	搬送人員	9	2	2	13	8	1	1	23
火災	出動作件数	8	21	1	30	6	10	20	66
	搬送人員	4	4		8	4	4	2	18
水難	出動作件数		2		2				2
	搬送人員		1		1				1
自然災害	出動作件数					1			1
	搬送人員								
その他	出動作件数	140	126	25	291	118	84	59	552
	搬送人員	140	116	24	280	113	79	51	523
合計	出動作件数	1,563	1,164	887	3,614	1,389	1,010	661	6,674
	搬送人員	1,400	1,045	815	3,260	1,313	938	601	6,112

救助の概況

種 別		署	米 沢	南 陽	高 島	川 西	合 計
火 災	出場件数		2			2	4
	活動件数		2			2	4
	救助人員		2			2	4
交通事故	出場件数	18	14	7	5	44	
	活動件数	8	8	5	2	23	
	救助人員	10	10	8	3	31	
水難事故	出場件数	2					2
	活動件数	2					2
	救助人員	2					2
自然災害事故	出場件数		3				3
	活動件数		2				2
	救助人員		3				3
機械事故	出場件数	2			1		3
	活動件数	2					2
	救助人員	2					2
建物事故	出場件数	7	2		1		10
	活動件数	3	2		1		6
	救助人員	3	2		1		6
ガス・酸欠 事故	出場件数						
	活動件数						
	救助人員						
破裂事故	出場件数						
	活動件数						
	救助人員						
その他の事故	出場件数	13		2	1		16
	活動件数	11			1		12
	救助人員	13			1		14
合 計	出場件数	44	19	9	10		82
	活動件数	28	12	5	6		51
	救助人員	32	15	8	7		62

市 政 の 概 要

令和7年10月21日 発行

編 集 米沢市議会事務局

印 刷 〒992-8501

山形県米沢市金池5丁目2-25

TEL (0238) 22-5111(代)